



IFRS 連結財務諸表記載例

2020 年 初度適用版

目次

略語一覧	2
序論	3
連結損益計算書	8
連結包括利益計算書	10
連結財政状態計算書	12
連結持分変動計算書	14
連結キャッシュ・フロー計算書	17
連結財務諸表の注記	21
付録－財務諸表記載例と関連するIFRS一覧	161

略語一覧

本財務諸表記載例では、以下の略語を使用している。

IAS 33.41	国際会計基準第33号第41項
IAS 1.BC.13	国際会計基準第1号 結論の根拠第13項
IFRS 2.44	国際財務報告基準第2号第44項
SIC 29.6	解釈指針委員会解釈指針第29号第6項
IFRIC 4.6	IFRS解釈指針委員会(旧IFRIC)解釈指針第4号第6項
IFRS 9.IG.G.2	国際財務報告基準第9号 適用ガイダンスセクションG: その他 第G.2項
IAS 32.AG3	国際会計基準第32号付録A -適用指針第AG3項
GAAP	一般に公正妥当と認められた会計原則/実務
IASB	国際会計基準審議会
解釈指針委員会	IFRS解釈指針委員会(旧国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC))
SIC	解釈指針委員会

注釈では、開示例においてIFRSの規定がどのように適用されているかを説明している。

序論

本書では、国際財務報告基準（以下、IFRS）に従って作成された優良工業株式会社（親会社）及びその子会社（以下、当グループ）の連結財務諸表一式（初度適用版）を掲載している。この財務諸表は、当グループがIFRSに準拠して作成する最初の財務諸表であり、当グループはIFRS初度適用企業である。当グループは、架空の株式を公開している大規模な製造業という設定になっている。親会社は日本国で設立され、当グループの表示通貨は円である。

目的

EY新日本有限責任監査法人は、企業の財務諸表作成を支援するために多数の資料を提供しており、本財務諸表記載例もその1つである。本財務諸表記載例は、広範囲の業界にわたる多くの初度適用企業にとって最も一般的で、かつ想定される取引、事象及び状況を示すように作成されている。網羅的に例示を示すという観点から、当グループにとって重要でないと考えられる項目や取引であっても、本財務諸表記載例では特定の開示を行っている場合がある。

本財務諸表記載例の利用方法－企業の実態に即した開示に向けて

本書の利用者は、企業の実態に即した開示を行うことが奨励される。そのため、当グループが行っていない取引や取決めについては、追加の開示が求められる場合がある。本財務諸表記載例は、すべての株式市場や各国における特有の規制に従うように作成されたものではなく、また規制対象となっている規定や、あるいは特定の業界において主に適用される開示規定を反映するものでもないため、留意して頂きたい。

各ページの右側には、具体的な開示規定として対応するIFRSの条項を記載している。また、開示の基礎を説明するため、あるいは本財務諸表記載例には含まれていない代替的な開示を取り上げるために、これらに関する注釈を記載している。なお、開示規定を網羅した一覧については、EYのOnline International GAAP® Disclosure Checklist及びEY Intelligent Checklistを参照されたい。IFRSの規定について疑問が生じた場合には、関連する基準及び解釈指針を参照し、必要に応じて適切な専門家の助言を求めることが必要である。

開示の有効性の向上

国際会計基準審議会（以下、IASB）、各国の基準設定機関及び規制当局は、財務報告上の重大な問題に直面しており、「開示の過重負担」、「無駄の排除」及び「開示の有効性」へ対処することが優先課題になっている。また、財務諸表の作成者、そして何よりも財務諸表の利用者から、財務諸表の開示の増大及び複雑な開示に対する取組みについて、多大な関心が寄せられている。

2019年12月31日に終了する会計年度の初度適用版連結財務諸表記載例の注記の順序は、上記で述べた目的を勘案し、基本的には基本財務諸表における表示項目の順序に従っている。注記は、IAS第1号「財務諸表の表示」第113項に基づき体系的な方法で記載しなければならず、同号第114項では、財務諸表作成者が検討する可能性のある複数の体系的な順序及びグルーピングの例が挙げられている。一方で、財務諸表利用者が目的適合性の高い情報をより容易に把握できるように、他の注記体系の方がより有効な開示につながると判断した場合には、財務情報の内容及び重要性に応じて、注記の順序を入れ替えることも考えられる。

下記の表では、7つのセクションから構成される別の注記体系の例を示している。

セクション	主な内容
企業及びグループ情報	<ul style="list-style-type: none">▶ 企業及びグループ情報
作成の基礎及びその他の重要な会計方針	<ul style="list-style-type: none">▶ 作成の基礎▶ その他のセクション（下記）で開示されていない他の重要な会計方針▶ 会計方針及び開示における変更▶ 公正価値測定及び関連する公正価値の開示▶ 公表済未発効の基準の影響
グループの事業、営業活動及び経営陣	<ul style="list-style-type: none">▶ 顧客との契約から生じる収益▶ 金融商品のリスク管理の目的及び方針▶ ヘッジ活動及びデリバティブ▶ 資本管理▶ 利益分配の実施及び分配案▶ セグメント情報▶ 連結の基礎ならびに重要な非支配持分のある子会社に関する情報▶ ジョイント・ベンチャーに対する持分及び関連会社に対する投資▶ リース

セクション	主な内容
重要な取引及び事象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業結合及び非支配持分の取得 ▶ 非継続事業 ▶ のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損 ▶ 関連当事者についての開示 ▶ 後発事象
純損益及びその他の包括利益計算書に関する詳細情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ その他の営業収益及び営業費用 ▶ 金融収益及び金融費用 ▶ 減価償却費、償却費、為替差損益及び棚卸資産の原価 ▶ 管理費、従業員給付、及び研究開発費の詳細な内訳 ▶ 株式報酬 ▶ その他の包括利益の構成要素 ▶ 1株当たり利益
財政状態計算書に関する詳細な情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人所得税 ▶ 有形固定資産、投資不動産及び無形資産 ▶ 金融資産及び金融負債 ▶ 棚卸資産 ▶ 営業債権ならびに契約資産 ▶ 現金及び短期性預金 ▶ 資本金及び剰余金 ▶ 引当金 ▶ 政府補助金 ▶ 営業債務 ▶ 契約負債 ▶ 年金及びその他の退職後給付制度
コミットメント及び偶発事象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ その他コミットメント ▶ 法的請求権に係る偶発事象 ▶ 保証 ▶ その他の偶発負債

財務情報の内容及び重要性に応じた注記体系を構成することで、財務諸表の利用者は関連性のある情報をより把握しやすくなる場合がある。また、重要な会計方針、判断、主要な見積り及び仮定に関しては、各注記内容の全体像を示すために、関連する定性的情報と定量的情報を同じ箇所で開示することも考えられる。なお、「Good Group (International) Limited- Alternative Format」(英語版のみ)では、財務諸表記載例を本書で示した注記の順序とは異なる注記体系(上記の表で示した注記体系)で作成しており、財務諸表の開示の有効性の向上について検討する際には、こちらを活用して頂きたい。

企業は、特に表示及び開示に関して重要性の概念を適用する際に判断が求められ、当該概念の不適切な適用が「開示の過重負担」の原因の一つになっている可能性がある。IFRSは最低限の開示規定を定めているが、実務上、企業に固有の関連性のある情報を検討することなく、規定に準拠した開示がよく見受けられる。すなわち、企業にとって重要性がない取引又は項目がある場合、当該項目を開示することは財務諸表の利用者にとって目的適合性がなく、IFRSはそのような開示を求めていないわけではない(IAS第1号第31項)。重要性がない情報を財務諸表に含めた場合には、重要性のある財務情報の透明性及び有用性が低下し、その結果、財務諸表の目的適合性が損なわれる可能性がある。IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」は、情報が重要であるかどうかに関する企業の判断に役立つ実務上のガイドライン及び設例を設けている。企業は重要性を判断する際に本実務記述書を考慮することが推奨される。

上述のとおり、本財務諸表記載例の主な目的は、最も一般的に適用される開示規定に関して、規定に準拠した開示を説明することである。したがって、本財務諸表記載例には、優良工業株式会社において実務上は重要性がないと判断されるような開示も含まれている。財務諸表における開示項目を決定する際には、自社の固有の状況を検討することが必要不可欠である。本財務諸表記載例は、重要性の判断を行うまでの指針を示すものではない。したがって、企業は、自社の固有の状況及び重要性を勘案した上で、企業の実態に即した財務諸表の開示が求められ、そのような検討を踏まえることで、財務諸表を通じて意思決定に有用な財務情報を提供できるようになる。

開示の有効性の改善に関する詳細なガイダンスについては、EYの刊行物「Applying IFRS: Enhancing communication effectiveness」(英語版のみ)(2017年2月)及び「Good Group (International) Limited- Alternative Format」(英語版のみ)を参照されたい。

財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を要する特定の状況を取り扱う財務諸表記載例を提供している。弊法人が公表している財務諸表記載例は、以下のとおりである。

- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例(優良工業株式会社)
- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例(Alternative Format)(英語版のみ)
- ▶ 期中要約連結財務諸表記載例
- ▶ 初度適用版財務諸表記載例- 本財務諸表記載例
- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例(優良工業株式会社)の補足資料(農業)
- ▶ 投資ファンド版(資本)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 投資ファンド版(負債)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 不動産業版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 鉱業会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 石油会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 銀行版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 生命保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 損害保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)

国際財務報告基準

IFRSは、国際財務報告基準に関する趣意書の第5項で定義されており、「国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: 以下、IASB)が承認した基準及び解釈指針、ならびに以前の定款の下で公表された国際会計基準 (International Accounting Standard: 以下、IAS) 及び解釈指針委員会 (Standing Interpretations Committee: 以下、SIC)による解釈指針」が含まれる。このことは、IAS第1号第7項及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第5項でも述べられている。したがって、IFRSに準拠している旨を財務諸表に示すためには、IASBによって承認されたすべての公表された基準及び解釈指針に準拠しなければならない。これは、IAS、IFRS及びIFRS解釈指針委員会(前SIC)により作成された解釈指針を含む。

国際会計基準審議会 (IASB)

IASBは、IFRS財団(公益に資する活動を行う独立の民間非営利組織)に属する独立した基準設定主体である。IASBは、中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)を含むIFRSの開発及び公表、またIFRS解釈指針委員会が作成する解釈指針書の承認に対して責任を負う。IASBは、基準の策定にあたり、デュー・プロセスを遵守しており、ディスカッション・ペーパーや公開草案などの諮問文書を、コメント募集のために公表することが、当該デュー・プロセスにおける重要な手続きの1つである。

IFRS解釈指針委員会 (解釈指針委員会)

解釈指針委員会は、IFRS財団の評議員会によって任命された委員会である。財務諸表の利用者、作成者及び監査人のために財務会計及び財務報告に関する基準を開発及び改善するにあたり、IASBを補佐する役割を担う。

解釈指針委員会は、特定の企業にのみ関連する論点ではなく、より多くの企業にとって重要となる論点を取り上げている。これらにはIFRSで取り扱われていない財務報告上の論点として認識されたものが含まれる。また、解釈指針委員会は、IFRSの年次改善プロジェクトで検討すべき論点についてもIASBへ助言を行う。

2019年6月30日現在におけるIFRS

本財務諸表記載例の作成方針として、未発効の基準や改訂や解釈指針については早期適用していない。

本財務諸表記載例は、2019年6月30日現在で公表され、2019年1月1日以降に開始する連結会計年度に適用される基準に基づき作成している。基準日以降に基準がある場合は改訂された場合には、本財務諸表記載例の更新が必要となる。

本財務諸表記載例の利用者は、2019年6月30日から財務諸表の公表承認日までの期間における、IFRSの規定に変更がないことを必ず確認して頂きたい。なお、公表はされているが未発効の基準及び解釈指針であっても、IAS第8号第30項に従い一定の開示が求められる(本財務諸表記載例の注記36を参照)。また、典型的には3月決算である日本企業のように、会計年度が暦年と異なる企業の場合は、新規及び改訂後の基準の適用時期にも留意する必要がある。基準書及び解釈指針書の今後の変更の概要については、我々が四半期毎に発行している「IFRSアップデート」(12月末と3月末時点の冊子については日本語訳を作成している)を参照されたい。

最初のIFRS財務諸表における会計方針

IFRS 第 1 号では、IFRS 開始財政状態計算書及び最初の IFRS 財務諸表に表示されるすべての期間を通じて、同一の会計方針を適用することが求められる。これらの会計方針は、IFRS 第 1 号で規定されている場合(たとえば、IFRS 第 1 号における例外規定により遡及適用が禁止される場合や、初度適用時の任意の免除規定を適用する場合)を除き、最初の IFRS 報告期間の末日現在で有効な IFRS に準拠していなければならない。初度適用企業は、過去に有効であった異なるバージョンの IFRS を適用してはならない。ただし、いまだ強制適用されていないが、早期適用が認められている新たな IFRS を適用することはできる。

初度適用企業が最初に IFRS を適用する際に行う会計方針の変更については、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は適用されない。ただし、初度適用企業は、IFRS 移行日の資本及び包括利益の調整に関して説明が求められる。初度適用企業が、最初の IFRS 財務諸表に含まれる期間において(たとえば、当該企業が IAS 第 34 号「期中財務報告」に従った期中財務諸表を公表している場合に)会計方針を変更する場合や、IFRS 第 1 号における任意の免除規定の適用を変更する場合には、当該変更が以前に報告した財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響に関して説明が求められる。当該変更は、IFRS の移行日に行われたものとして取り扱われるため、(IFRS 移行日時点及び直前の年次財務諸表の末日時点の)資本及び(直前の年次財務諸表の期間に係る)包括利益の調整表もそれぞれ更新する必要がある。本財務諸表記載例の注記 2.4 では、IFRS 第 1 号により求められる移行に伴う修正及び調整に関する説明を例示している。

会計方針の選択

IFRS は、ある取引又は事象に関して、複数の会計処理を認めている場合がある。財務諸表の作成者は、自社の事業及び状況に照らして最も適した会計処理を選択しなければならない。

IAS 第 8 号によれば、企業は、類似の取引や事象及び状況に照らして、会計方針を首尾一貫して選択適用しなければならない。ただし、IFRS が、異なる会計方針の適用が適切となる財務諸表項目の区分を明確に要求又は容認している場合は除かれる。IFRS がこのような区分を要求又は容認している場合には、各区分に対して適切な会計方針を首尾一貫して選択適用することになる。したがって、複数の会計処理の中から特定の会計処理を選択した場合には、それを会計方針として首尾一貫して適用することが求められる。最初の IFRS 財務諸表を公表した後に行われた会計方針の変更は、IFRS によって要求されている場合、又は当該変更により、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる場合にのみ認められる。

本財務諸表記載例では、IFRS により会計方針の選択適用が認められる場合、当グループは自社の置かれている状況に照らして、最も適切と考えられる会計方針を選択している。そのような場合には注釈において、選択した会計方針及び当該会計を選択した理由を説明している。

経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明

多くの企業は、財務諸表とは別に年次報告書の中で、経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明を提供している。IAS 第 1 号第 13 項では、年次報告書に含まれることがある項目を例示しているが、IFRS では、そのような経営者による説明の開示を求めていない。IFRS 実務記述書「経営者による説明」は、IFRS に準拠して作成される財務諸表に関連する経営者のコメントの表示に関して、強制力のないフレームワークを提供するものである。企業が本記述書で規定されるガイダンスに準拠する場合、経営者は本記述書に準拠した範囲を説明することが奨励される。本記述書に準拠した旨の記載は、本記述書に規定されるすべてのガイダンスに準拠した場合にのみ認められる。しかしながら、経営者による説明に関する内容は、企業が属する国や市場における規則又は法域における固有の問題を考慮して決定されることが多い。

なお、本財務諸表記載例には、経営者による説明を含めていない。

2019年12月31日に終了する連結会計年度の期末日現在で有効な基準

本初度適用版連結財務諸表記載例は、最初の IFRS 報告期間の期末日現在で有効なすべての IFRS 基準及び解釈指針に準拠して作成されている。注記 36 では、公表はされているが 2019 年 12 月 31 日現在未発効のため、本財務諸表記載例では適用されていない基準及び解釈指針の一覧を記載している。

優良工業株式会社（初度適用版）

連結財務諸表

2019年版

注釈

優良工業株式会社は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場している。

上場企業の財務諸表は、通常、国際監査基準（ISA）又は各地域の監査基準に基づき、監査を受けることが義務付けられており、かつ監査報告書は年次財務諸表と共に開示される。しかし、本記載例は、ISA第700号（改訂後）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」又は各地域の特定の規定に関するガイダンスの提供を意図したものではない。したがって、優良工業株式会社の初度適用版連結財務諸表に関する監査報告書の記載例を含めていない。

連結損益計算書

2019年12月31日に終了する連結会計年度

		2019年 百万円	2018年 百万円	
注記				IFRS 1.21 IAS 1.10(b) IAS 1.51(c) IAS 1.51(d)(e)
継続事業				<i>IAS 1.81A</i>
顧客との契約から生じる収益	4	179,058	159,088	<i>IFRS 15.113(a)</i>
賃貸収益	18	<u>1,404</u>	1,377	
収益合計		<u>180,462</u>	<u>160,465</u>	<i>IAS 1.82(a)</i>
売上原価		(136,549)	(128,386)	<i>IAS 1.103</i>
売上総利益		<u>43,913</u>	<u>32,079</u>	<i>IAS 1.85, IAS 1.103</i>
その他の営業収益	13.1	2,435	2,548	<i>IAS 1.103</i>
販売費		(14,001)	(12,964)	<i>IAS 1.99, IAS 1.103</i>
管理費	13.9	(18,290)	(12,011)	<i>IAS 1.99, IAS 1.103</i>
その他の営業費用	13.2	(2,554)	(353)	<i>IAS 1.99, IAS 1.103</i>
営業利益		<u>11,503</u>	<u>9,299</u>	<i>IAS 1.85, IAS 1.BC55-56</i>
金融費用	13.3	(1,366)	(1,268)	<i>IAS 1.82(b), IFRS 7.20</i>
金融収益	13.4	202	145	
その他の収益	13.5	98	66	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	10,11	<u>671</u>	<u>638</u>	<i>IAS 1.82(c)</i>
継続事業からの税引前利益		<u>11,108</u>	<u>8,880</u>	<i>IAS 1.85</i>
法人所得税費用	15	(3,098)	(2,233)	<i>IAS 1.82(d), IAS 12.77</i>
継続事業からの当期利益		<u>8,010</u>	<u>6,647</u>	<i>IAS 1.85</i>
非継続事業				
非継続事業からの当期利益又は当期損失	14	<u>220</u>	<u>(188)</u>	<i>IAS 1.82(ea), IFRS 5.33(a)</i>
当期利益		<u>8,230</u>	<u>6,459</u>	<i>IAS 1.81A(a)</i>
帰属:				
親会社持分		7,942	6,220	<i>IAS 1.81B(aXii)</i>
非支配持分		<u>288</u>	<u>239</u>	<i>IAS 1.81B(aXi)</i>
		<u>8,230</u>	<u>6,459</u>	
1株当たり利益	16			<i>IAS 33.66</i>
▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		380.00円	330.00円	
▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		380.00円	320.00円	
継続事業に関する1株当たり利益	16			
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益		370.00円	340.00円	
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		370.00円	330.00円	

Y. Shimomura 会長

E. Rullan グループ最高経営責任者

2020年1月29日

注釈

IAS 第 1 号 10 項は、各財務諸表について、「純損益及びその他の包括利益計算書」や「財政状態計算書」などの名称を用いることを推奨している。しかし、IFRS は「損益計算書」や「貸借対照表」のように他の名称を使用することも認めている。当グループは、IAS 第 1 号で推奨している名称を変更し、「連結損益計算書」と表示している。IFRS 第 15 号 113 項(a)は、包括利益計算書又は損益計算書に区分表示されている場合を除き、顧客との契約から認識した収益を収益のその他の源泉とは区別して開示することを求めている。当グループは、顧客との契約から生じる収益を、収益のその他の源泉とは区別して、損益計算書の表示項目として表示することを選択している。IFRS 第 15 号は、収益合計の一部(すなわち、顧客との契約から生じる収益)にのみ適用される。

IFRS 第 15 号は、収益を「(広義の)収益(income)のうち、企業の通常の活動の過程で生じるもの」と定義しているが、収益が生じる一部の契約がその適用範囲から除外されている(たとえばたとえばリース)。IFRS 第 15 号では、「顧客との契約から生じる収益」という用語を用いることは明示的に要求されていないことから、企業は、IFRS 第 15 号の適用範囲に含まれる取引から生じる収益について、財務諸表で別の用語を使うことができる。しかし、使用する用語は誤解を招くものであってはならず、財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益を収益のその他の源泉と区別できるものでなければならない。

当グループは、IAS 第 1 号 82 項(a)により要求されるように、損益計算書の本体で収益合計の表示項目も表示している。当グループは、賃貸収益が通常の活動の過程で生じることから、収益の一部として表示している。

売上原価には、費用として認識される棚卸資産の原価が含まれる。IAS 第 2 号 34 項は、棚卸資産を販売したときに、その棚卸資産の帳簿価額を、関連する収益が認識される期間に費用として認識することを要求している。

IAS 第 1 号 99 項は、損益計算書における費用の内訳を、性質別又は機能別分類のうち、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する方法を用いて表示しなければならないと規定している。費用を機能別分類により表示する場合には、費用の性質別分類に関する情報を注記で開示しなければならない。当グループは、費用の内訳を機能別分類により表示している。なお、優良工業株式会社財務諸表記載例の付録 3 では、費用の内訳を性質別分類により表示した連結損益計算書を掲載している。

当グループは、IAS 第 1 号により要求されていないものの、営業利益を連結損益計算書に表示している。「営業利益」又は「営業収益」という用語は IFRS では定義されていない。IAS 第 1 号 BC56 項によれば、IASB は、営業活動の定義はされていないが、企業が営業活動の成果又は類似の表示項目の開示を選択する場合があることを認識している。営業利益を表示する場合には、開示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を表すものでなければならない。たとえば、「不規則に発生する又は発生する頻度が少ない、あるいは金額が異常であるといった理由により、明らかに営業活動に関連する項目(棚卸資産の評価減及びリストラ費用や移転費用など)を営業活動の成果から除外することは不適切となる。同様に、減価償却費のようにキャッシュ・フローを伴わないという理由で営業活動の項目から除外することも不適切となる。」(IAS 第 1 号 BC56 項)。実務上、営業活動の成果を表すその他の表示項目として、たとえば EBIT(利息支払前税引前利益)などが使用されることがある。そのような小計には、IAS 第 1 号 85A 項の規定が適用される。

当グループは、「営業利益」の後に、IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」に従い、持分法により処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を表示している。IAS 第 1 号 82(c)項では、「持分法で会計処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」を損益計算書の本体で独立掲記することを求めている。当該規定に準拠した表示を行う際に、当グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を合算して单一の表示項目としている。一部の国や地域では、投資先の営業活動と報告企業の営業活動が緊密に関連しているかを考慮して、持分法による純損益に対する持分を表示することを、規制当局又は基準設定機関が推奨又は容認している。これに従えば、持分法による純損益に対する持分は、営業利益の区分に含めて表示する場合と、営業利益以外の区分で表示する場合がある。一方、その他の国や地域では規制当局又は基準設定機関が、IAS 第 1 号 82(c)項は、持分法による純損益に対する持分を单一の表示項目とする(又は複数行の項目を表示した上で小計を掲記すること)を求めていていると、解釈している。このような解釈の違いから、実務上の取扱いにばらつきが生じている。

IAS 第 33 号 68 項では、損益計算書の本体又は財務諸表の注記のいずれかにおいて、非継続事業に関する基本的及び希薄化後 1 株当たり利益を表示することを求めている。当グループは、継続事業の 1 株当たり利益に関する情報を連結損益計算書の本体で表示し、非継続事業の 1 株当たり利益に関する情報を、非継続事業に関する他の開示とともに注記 14 に記載している。

IAS 第 1 号 82 項(ba)は、IFRS 第 9 号に従って算定した減損損失(減損損失の戻入れ又は減損利得を含む)を表す表示項目を損益計算書に含めることを要求している。当グループは、IFRS 第 9 号に従って算定した減損損失の金額が重要ではないと思われたことから、損益計算書においてこの金額を区分して表示していない。

IFRS 第 16 号 49 項に基づき、借手は、リース負債に係る金利費用を使用権資産に係る減価償却費と区分して損益計算書に表示しなければならない。リース負債に係る金利費用は、金融費用の内訳項目であり、金融費用は IAS 第 1 号 82 項(b)により損益計算書において区分表示することが要求されている。当該規定に従い、当グループは、リース負債に係る金利費用を「金融費用」の内訳項目として表示し、使用権資産に係る減価償却費を「売上原価」及び「管理費」の内訳項目として表示している。

連結包括利益計算書

2019年12月31日に終了する連結会計年度

	注記	2019年 百万円	2018年 百万円	
当期利益		8,230	6,459	
その他の包括利益				IAS 1.82A
純損益に振り替えられる可能性のある項目				
純投資のヘッジに係る利得		195	—	IFRS 9.6.5.13
在外営業活動体の換算差額	21.3, 25	(246)	(117)	IAS 21.32
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失	21.3, 25	(618)	24	IAS 21.52(b) IFRS 7.23(c)
ヘッジ・コストの変動額	21.3, 25	(22)	—	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品から生じた損失	21.3, 25	(15)	(1)	IFRS 7.20(a)(Viii)
関連会社のその他の包括損失に対する持分	11	(30)	—	IAS 1.82A(b)
純損益に振り替えられる可能性のある税引後その他の包括利益		(736)	(94)	IAS 1.82A
純損益に振り替えられることのない項目				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定された資本性金融商品から生じた利得及び損失	25	(18)	7	IFRS 7.20(a)(Vii)
確定給付制度の再測定	32	257	(273)	IAS 19.120(c)
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	17	592	—	IAS 19.122
関連会社のその他の包括利益に対する持分	11	30	—	IAS 16.39
純損益に振り替えられることのない税引後その他の包括利益		861	(266)	IAS 1.82A
税引後その他の包括利益		125	(360)	IAS 1.81A(b)
当期包括利益合計		8,355	6,099	IAS 1.81A(c)
帰属:				
親会社持分		8,067	5,860	IAS 1.81B(b)(Xii)
非支配持分		288	239	IAS 1.81B(b)(Xi)
		8,355	6,099	

注釈

当グループは、会計方針として、連結純損益及びその他の包括利益を、1つの計算書で表示する1計算書方式ではなく、連結損益計算書と連結包括利益計算書の2つの計算書で表示する2計算書方式を採用している。2計算書方式を採用した場合、連結包括利益計算書は連結損益計算書の直後に表示しなければならない。優良工業株式会社財務諸表記載例の付録2では、1計算書方式による連結純損益及びその他の包括利益計算書を掲載している。

IAS第1号90項は、その他の包括利益の各項目(組替調整額を含む)に関連する法人所得税の金額を、包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて開示しなければならないと規定している。当グループは、上記計算書において、その他の包括利益の各項目について、税効果考慮後の純額で表示し、その他の包括利益の各項目に関連する税効果を注記15で、組替調整額を注記25で開示している。IAS第1号91項には、別の方針として、その他の包括利益の各項目について税効果考慮前の金額を表示し、当該項目に関連する法人所得税の合計額を単一の金額で示す方法が挙げられている。企業がこの選択肢を選択する場合には、事後的に「純損益に振り替えられる可能性がある」項目と、「純損益に振り替えられることのない」項目に税金を配分しなければならない。この方法については、優良工業株式会社財務諸表記載例の付録2で説明している。

IAS第1号82A項は、その他の包括利益を、特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられる可能性のある項目と、純損益に振替えられることのない項目を区分し、その他の包括利益計算書の本体で表示しなければならないと規定している。企業はこのような開示を行うために、その他の包括利益の各項目が、IFRSにおいてその後に純損益に振り替えられる可能性があるかどうかを分析する必要がある。

当グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失(予定される棚卸資産の購入のヘッジである為替予約及びコモディティ先渡契約に係る利得及び損失を含む)を、純損益に振り替えられる可能性のある項目としてその他の包括利益に表示している。IFRS第9号6.5.11項(d)(i)に基づくと、ヘッジ対象である予定取引により、事後的に非金融資産の認識が生じる場合、ベース・アジャストメントとして当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去し、当該資産の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。IAS第1号96項では、キャッシュ・フロー・ヘッジによって、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は資本の独立の内訳項目から除去される金額が生じ、資産の取得原価又はその他の帳簿価額に直接算入される場合には組替調整額は生じないとされている。ただし、将来的に、そうした資産(負債)が回収(決済)される時点で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に以前計上されていた金額は純損益に認識される可能性はある。さらに、将来行われる非金融項目の取引のキャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益は、必ずしもベース・アジャストメントにつながるわけではない。当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと企業が予想する場合(IFRS第9号6.5.11(d)(iii))、又は将来キャッシュ・フローが発生すると見込まれない場合(IFRS第9号6.5.12項(b))には、純損益に振り替えられる。当グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益を、特定の条件が満たされた場合に純損益に振り替えられる可能性があるその他の包括利益項目に関する規定に従って表示すべきであると結論付けている。

IAS第1号82A項の要求事項及びIAS第1号の適用ガイドラインに基づくと、企業は持分法で会計処理されている投資先(すなわち、関連会社及びジョイント・ベンチャー)のその他の包括利益項目に対する持分を、「その後に純損益に振り替えられる可能性がある項目」と、「純損益に振替えられることのない項目」に区分し、単一の表示項目として各区分内で表示を行わなければならない。2019年12月31日現在、当グループの関連会社は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び日本国に所在するオフィス用不動産(再評価モデルを適用)を保有している。したがって、当グループは、連結包括利益計算書において、関連会社のその他の包括利益に対する持分を、2つの項目に区分して表示している。

連結財政状態計算書

2019年12月31日現在

注記	2019年 百万円	2018年 百万円	2018年1月1日 現在 百万円	IFRS 1.21, IAS 1.10(a)
				IAS 1.10(f), IAS 1.51(c)
資産				
非流動資産				IAS 1.60
有形固定資産	17	32,979	24,329	IAS 1.54(a)
投資不動産	18	8,893	7,983	IAS 1.54(b)
無形資産	19	6,019	2,461	IAS 1.54(c)
使用権資産	31	2,908	2,732	IFRS 16.47
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	10,11	3,187	2,516	IAS 1.54(e), IAS 28.38
非流動金融資産	21	3,761	2,816	IAS 1.54(d), IFRS 7.8
繰延税金資産	15	383	365	IAS 1.54(o), IAS 1.56
		58,130	43,202	35,532
流動資産				
棚卸資産	22	26,027	23,830	IAS 1.60, IAS 1.66
返品権に係る資産	4	1,124	929	IAS 1.54(g)
営業債権	4,23	25,672	22,290	IAS 1.54(h), IFRS 15.105
契約資産	4,23	4,541	5,180	IFRS 15.105
前払金		244	165	IAS 1.55
その他の流動金融資産	21	551	153	IAS 1.54(d), IFRS 7.8
現金及び短期性預金	24	17,528	14,916	IAS 1.54(i)
		75,687	67,463	65,568
売却目的で保有する資産	14	13,554	—	IAS 1.54(j), IFRS 5.38
		89,241	67,463	65,568
資産合計		147,371	110,665	101,100
資本及び負債				
資本				IAS 1.54(r), IAS 1.78(e)
資本金	25	21,888	19,388	19,388
株式払込剰余金	25	4,780	80	—
自己株式	25	(508)	(654)	(774)
その他の資本剰余金	25	1,171	864	566
利益剰余金		31,636	25,929	21,582
その他の資本の構成要素		(642)	(505)	(418)
売却目的で保有する処分グループに係る剰余金	14	46	—	—
		58,371	45,102	40,344
親会社株主に帰属する持分		2,410	740	208
非支配持分		60,781	45,842	40,552
資本合計				
非流動負債				IAS 1.60
利付ローン及び借入金	21	22,147	23,313	IAS 1.54(m)
その他の非流動金融負債	21	806	—	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
引当金	27	1,898	19	15
政府補助金	28	3,300	1,400	IAS 20.24
契約負債	4,29	2,962	888	IFRS 15.105
退職後給付に係る負債	32	3,050	2,977	IAS 1.55, IAS 1.78(d)
繰延税金負債	15	2,454	607	IAS 1.54(o), IAS 1.56
		36,617	29,204	26,671
流動負債				IAS 1.60, IAS 1.69
営業債務及びその他の債務	30	16,969	20,023	IAS 1.54(k)
契約負債	4,29	2,880	2,486	IFRS 15.105
返金負債	4	6,242	5,844	IFRS 15.821
利付ローン及び借入金	21	2,832	3,142	IAS 1.54(m), IFRS 7.8(g)
その他の流動金融負債	21	2,953	254	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
政府補助金	28	149	151	IAS 1.55, IAS 20.24
未払法人所得税		3,511	3,563	4,625
引当金	27	902	156	IAS 1.54(l)
未払配当金	26	410	—	—
		36,848	35,619	33,877
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	14	13,125	—	IAS 1.54(p), IFRS 5.38
		49,973	35,619	33,877
負債合計		86,590	64,823	60,548
資本及び負債の合計		147,371	110,665	101,100

注釈

IFRS 第 1 号 21 項では、最初の IFRS 財務諸表において、最低限 3 期分の財政状態計算書と、2 期分の損益計算書(2 計算書方式の場合)、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書、ならびに関連する注記(比較情報を含む)を表示することを求めている。

IAS 第 1 号 60 項に従い、当グループは流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を、連結財政状態計算書で区分して表示している。IAS 第 1 号は流動・非流動の区分について、特に表示の順序を定めていないが、当グループは非流動項目の後に流動項目を表示している。IAS 第 1 号では、流動性に基づく表示の方が信頼性があり、より目的適合性が高い場合には、資産及び負債をその流動性の順序に従い表示しなければならないと規定している。

当グループは、IFRS 第 15 号の用語を用いて「契約資産」及び「契約負債」を財政状態計算書に表示している。IFRS 第 15 号 109 項は他の用語を用いることも容認しているが、財務諸表の利用者が対価を受領する無条件の権利(債権)と対価を受領する条件付きの権利(契約資産)を明確に区別するための十分な情報を開示する必要がある。

IFRS 第 15 号 B25 項では、返金負債を対応する資産と(純額ではなく総額で)区分して表示することが求められている。当グループは「返品権に係る資産」と「返金負債」を財政状態計算書において別々に表示している。

IFRS 第 16 号 47 項に基づき、借手は、使用権資産を他の資産と区分するとともに、リース負債を他の負債と区分して、財政状態計算書に表示するか、又は注記に開示しなければならない。借手が使用権資産を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は使用権資産を、対応する原資産が自社所有であったとした場合に表示するであろう表示項目(たとえば、有形固定資産)に含めて表示し、財政状態計算書のどの表示項目に当該使用権資産を含めたかを開示する必要がある。同様に、借手がリース負債を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は財政状態計算書のどの表示項目に当該負債を含めたかを開示する必要がある。当グループは、「使用権資産」を財政状態計算書において区分表示している。関連するリース負債は、「利付ローン及び借入金」という表示項目に含めて表示している。

連結持分変動計算書

2019年12月31日に終了する連結会計年度

	親会社株主に帰属する持分												IFRS 1.21 IAS 1.10(c) IAS 1.49 IAS 1.51(b),(c) IAS 1.106(d)		
	資本金 (注記25) 百万円	株式払込 剰余金 (注記25) 百万円	自己株式 (注記25) 百万円	その他の 資本剰余金 (注記25) 百万円	利益剰余金 百万円	キャッシュ・ フロー・ヘッジ 剰余金 百万円	ヘッジ・コスト 剰余金 百万円	FVOCIで 測定する 金融資産の 公正価値 評価差額 百万円	為替換算 差額 百万円	再評価 差額金 百万円	売却目的で 保有する 処分グル ープに 係る剰余金 百万円	合計 百万円	非支配 持分 百万円	資本合計 百万円	
2019年1月1日現在	19,388	80	(654)	864	25,929	(70)	–	9	(444)	–	–	45,102	740	45,842	<i>IAS 1.51(d)(e)</i>
当期利益	–	–	–	–	7,942	–	–	–	–	–	–	7,942	288	8,230	<i>IAS 1.106(d)(i)</i>
その他の包括利益(注記25)	–	–	–	–	257	(618)	(22)	(63)	(51)	622	–	125	–	125	<i>IAS 1.106(d)(ii)</i>
当期包括利益合計	–	–	–	–	8,199	(618)	(22)	(63)	(51)	622	–	8,067	288	8,355	<i>IAS 1.106(a)</i>
日本国に所在するオフィス用不動産に関する減価償却振替額	–	–	–	–	80	–	–	–	–	(80)	–	–	–	–	<i>IAS 1.96</i>
非継続事業(注記14)	–	–	–	–	–	–	–	(46)	–	–	46	–	–	–	<i>IFRS 5.38</i>
株式の発行(注記25)	2,500	4,703	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7,203	–	7,203	<i>IAS 1.106(d)(iii)</i>
オプションの行使(注記25)	–	29	146	–	–	–	–	–	–	–	–	175	–	175	<i>IAS 1.106(d)(iii)</i>
株式報酬(注記33)	–	–	–	307	–	–	–	–	–	–	–	307	–	307	<i>IFRS 2.50</i>
取引費用(注記8)	–	(32)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	(32)	–	(32)	<i>IAS 32.39,</i> <i>IAS 1.109</i>
現金配当(注記26)	–	–	–	–	(2,389)	–	–	–	–	–	–	(2,389)	(30)	(2,419)	<i>IAS 1.107</i>
FVOCIに指定した資本性金融商品の公正価値評価差額の振替額	–	–	–	–	7	–	–	(7)	–	–	–	–	–	–	–
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の棚卸資産への振替額	–	–	–	–	–	126	2	–	–	–	–	128	–	128	–
子会社の取得(注記8)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1,547	1,547	<i>IAS 1.106(d)(iii)</i>
非支配持分の取得(注記8)	–	–	–	–	(190)	–	–	–	–	–	–	(190)	(135)	(325)	<i>IAS 1.106(d)(iii)</i>
2019年12月31日現在	21,888	4,780	(508)	1,171	31,636	(562)	(20)	(107)	(495)	542	46	58,371	2,410	60,781	

連結持分変動計算書

2018年12月31日に終了する連結会計年度

親会社株主に帰属する持分												
	資本金 (注記25)	株式払込 剩余金 (注記25)	自己株式 (注記25)	その他の 資本剩余金 (注記25)	利益剰余金	キャッシュ・ フロー・ヘッジ剩 余金	FVOCIで 測定する 金融資産の 公正価値 評価差額	為替換算 差額	合計	非支配持分	資本合計	
									百万円	百万円	百万円	IFRS 1.21 IAS 1.10(c) IAS 1.49 IAS 1.51(b)(c) IAS 1.106(d) IAS 1.51(d)(e)
2018年1月1日現在	19,388	–	(774)	566	21,582	(94)	3	(327)	40,344	208	40,552	
当期利益	–	–	–	–	6,220	–	–	–	6,220	239	6,459	IAS 1.106(d)(i)
その他の包括利益(注記25)	–	–	–	–	(273)	24	6	(117)	(360)	–	(360)	IAS 1.106(d)(ii)
当期包括利益合計	–	–	–	–	5,947	24	6	(117)	5,860	239	6,099	IAS 1.106(a)
オプションの行使(注記25)	–	80	120	–	–	–	–	–	200	–	200	IAS 1.106(d)(iii)
株式報酬(注記33)	–	–	–	298	–	–	–	–	298	–	298	IFRS 2.50
配当(注記26)	–	–	–	–	(1,600)	–	–	–	(1,600)	(49)	(1,649)	IAS 1.107
企業結合から生じる 非支配持分(注記8)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	342	342	IAS 1.106(d)(iii)
2018年12月31日現在	19,388	80	(654)	864	25,929	(70)	9	(444)	45,102	740	45,842	

注釈

IFRS 第 2 号「株式報酬」7 項では、持分決済型の株式報酬取引について、財又はサービスを受領した時に資本の増加を認識することを求めているが、同基準書は、資本のいずれの項目として認識すべきかを明確にしていない。当グループは、当該取引について、その他の資本剰余金の増加として認識している。一部の国や地域では、ストック・オプション行使又は失効した時に、その他の資本剰余金を株式払込剰余金や利益剰余金に振り替えることが一般的であり、そのような振替えは IFRS 第 2 号 23 項でも認められているが、株式払込剰余金への振替えは各国での法規制の対象となることがある。当グループではその他の資本剰余金に継続して計上することを選択している。当グループは、ストック・オプション行使した従業員に対して自己株式を交付し、自己株式の取得原価を超える現金の受取額を株式払込剰余金で認識している。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」では、支配の変更を伴わない子会社持分の追加取得を資本取引として会計処理することを要求している。支配の喪失を伴わない非支配持分の取得あるいは売却取引について、非支配持分の帳簿価額に対する支払対価の超過額又は不足額は、すべて親会社に帰属する資本として認識する。当グループは、当該金額を利益剰余金で認識している。また、当該非支配持分のある子会社において、その他の包括利益の累計額は認識されていない。なお、その他の包括利益の累計額を認識していた場合には、親会社に帰属する資本に再配分することになる(たとえば、為替換算差額やその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する金融資産の公正価値評価差額など)。

IFRS 第 5 号 38 項は、その他の包括利益で認識されている非継続事業に関連する項目を別個に表示しなければならないことを求めている。当グループは、連結持分変動計算書で当該項目を表示している。しかし、非継続事業に関連する項目を表示すること自体が剰余金の性質を変えるものではない。通常、IFRS で要求されている場合にのみ、純損益への組替調整(リサイクリング)が行われる。

当グループは、IAS 第 19 号「従業員給付」に従い、確定給付型退職年金制度に係る再測定の利得及び損失をその他の包括利益で認識している。当該再測定の利得及び損失は純損益に組替調整(リサイクリング)されることはないため、直ちに利益剰余金へ振り替えていく(連結包括利益計算書の注釈を参照)。IAS 第 19 号は、確定給付型退職年金制度に係る再測定の利得及び損失に関する項目を持分変動計算書において別個に表示することは求めていませんが、持分変動計算書の本体において別個に表示することも考えられる。

連結持分変動計算書の再評価差額金及び FVOCI で測定する金融資産の公正価値評価差額の欄に表示されている金額には、日本国内に所在するオフィス用不動産の再評価及びその他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の再測定に関して関連会社が認識したその他の包括利益に対する持分が含まれている。IAS 第 1 号は、持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分を、「純損益に振り替えられる可能性がある項目」と、「純損益に振替えられることのない項目」に区分し、單一の表示項目として各区分内で表示することを求めていた。一方で、IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」、IAS 第 1 号及び IFRS 第 12 号は、いずれも持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分の累計額をどのように表示すべきかについて具体的に定めていない。IAS 第 1 号の適用ガイドでは、関連会社における不動産再評価益の累計額を投資者の再評価剰余金に含めている例が掲載されている。当グループは、関連会社のその他の包括利益累計額を当該ガイドと同様に表示している。なお、現行の IFRS では本論点に関し具体的な規定を定めていないため、他の表示方法も認められると考えられる。

IFRS 第 9 号 B5.7.1 項は、資本性金融商品についてその他の包括利益に認識された利得又は損失の累計額を、事後的に純損益に振り替えてはならないと規定している。ただし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。当グループは、金融資産の認識の中止に伴い、資本性金融資産に係る利得の累計額を、その他の包括利益から利益剰余金に振り替えている。

IFRS 第 9 号 6.5.11 項(d)(i) は、ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去して、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならないことを求めている。これは組替調整ではないので、その他の包括利益には影響しない。当グループには、予定している棚卸資産購入に係るキャッシュ・フロー・ヘッジについて、棚卸資産の帳簿価額に含めているキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が存在する。

連結キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了する連結会計年度

IFRS 1.21
IAS 1.49
IAS 1.51(c)
IAS 1.10(d)

		2019年	2018年
営業活動		注記	百万円
継続事業からの税引前利益			11,108
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	14		213
税引前利益			11,321
税引前利益から正味キャッシュ・フローへの調整			
有形固定資産及び使用権資産の減価償却費及び減損損失	17, 31	4,341	3,794
無形資産の償却費及び減損損失	19	325	174
顧客から拠出された有形固定資産	17	(190)	(150)
株式報酬費用	33	412	492
投資不動産の公正価値の減少	18	306	300
為替換算差額		(365)	(240)
有形固定資産処分益	13.1	(532)	(2,007)
条件付対価の公正価値への調整額	8	358	-
金融収益	13.4	(202)	(145)
金融費用	13.3	1,366	1,268
その他の収益	13.5	(98)	(66)
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品の純損失		652	-
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分	10, 11	(671)	(638)
引当金、年金及び政府補助金の増減		(835)	(65)
運転資本に関する調整：			
営業債権、契約資産及び前払金の増減		(7,102)	2,431
棚卸資産及び返品権に係る資産の減少		1,129	1,111
営業債務及びその他の債務、契約負債、ならびに返金負債の增加		4,511	2,530
		14,726	17,476
受取利息		250	221
支払利息		(1,067)	(1,173)
法人所得税の支払額		(2,935)	(3,999)
		10,974	12,525
営業活動による正味キャッシュ・フロー			
投資活動			
有形固定資産の売却による収入		1,990	2,319
有形固定資産の取得による支出	17	(10,167)	(7,581)
投資不動産の取得による支出	18	(1,216)	(1,192)
金融商品の取得による支出		(272)	(225)
金融商品の売却による収入		328	145
無形資産の取得による支出	19	(587)	(390)
子会社の取得による収支	8	230	(1,450)
政府補助金の受取による収入	28	2,951	642
		(6,743)	(7,732)
投資活動による正味キャッシュ・フロー			
財務活動			
ストック・オプションの行使による収入	8	175	200
非支配持分の取得による支出	25	(325)	-
株式発行費	31	(32)	-
リース負債の元本部分の返済による支出		(406)	(341)
借入による収入		5,649	4,871
借入金の返済による支出		(2,032)	(4,250)
親会社株主への配当金の支払額	26	(1,979)	(1,600)
非支配持分への配当金の支払額		(30)	(49)
		1,020	(1,169)
財務活動による正味キャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物の正味増加額		5,251	3,624
為替変動による影響		339	326
1月1日現在の現金及び現金同等物		12,266	8,316
12月31日現在の現金及び現金同等物	24	17,856	12,266
			IAS 7.45

注釈

IAS 第 7 号 18 項は、直接法又は間接法のいずれかを使用して、営業活動によるキャッシュ・フローを表示することを認めている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。優良工業株式会社財務諸表記載例の付録 4 では、直接法を用いた連結キャッシュ・フロー計算書を掲載している。

当グループは、税引前利益を調整して営業活動からの正味キャッシュ・フローを作成している。一方、IAS 第 7 号では、営業活動によるキャッシュ・フローを税引後利益から調整して作成することも認めている。

IAS 第 7 号 33 項は、支払利息を営業活動もしくは財務活動として、受取利息を営業活動もしくは投資活動として、その企業に適切と考えられる方法で表示することを認めている。当グループは、受取利息及び支払利息(リース負債に係る利息費用及び収益契約から生じる利息がある場合には、それらを含む)を営業活動からのキャッシュ・フローとして表示している。

連結キャッシュ・フロー計算書に表示されている運転資本に関する調整やその他の増減などは、2018 年度の残高と 2019 年度の残高の変動額を表している。なお、2019 年度の残高には非継続事業に分類した「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」も含めている。

IFRS 第 16 号 50 項に基づき、借手はキャッシュ・フロー計算書において、1)リース負債の元本部分に対する現金支払を財務活動に含め、2)リース負債の金利部分に対する現金支払に IAS 第 7 号の支払利息に関する規定(すなわち IAS 第 7 号 31 項から 33 項)を適用し、3)短期リース料、少額資産のリース料及びリース負債の測定に含めなかった変動リース料を営業活動に含めるといった分類を行わなければならない。非資金取引(すなわちリース開始日におけるリースの当初認識)は、IAS 第 7 号 43 項に従い、キャッシュ・フロー情報に関する補完的な非資金項目として開示する必要がある(注記 31 参照)。

連結財務諸表注記の目次

1. 企業情報	21
2. 重要な会計方針	21
2.1 作成の基礎	21
2.2 連結の基礎	21
2.3 重要な会計方針の要約	22
2.4 IFRSの初度適用	47
3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定	64
4. 顧客との契約から生じる収益	70
4.1 収益の内訳	70
4.2 契約残高	71
4.3 返品権に係る資産及び返金負債	72
4.4 履行義務	72
5. セグメント情報	73
6. 資本管理	77
7. グループ情報	79
8. 企業結合及び非支配持分の取得	80
9. 重要な非支配持分のある子会社	85
10. ジョイント・ベンチャーに対する持分	88
11. 関連会社に対する投資	89
12. 公正価値測定	90
13. その他の収益及び費用	94
13.1 その他の営業収益	94
13.2 その他の営業費用	95
13.3 金融費用	95
13.4 金融収益	95
13.5 その他の収益	96
13.6 減価償却費、償却費、リース料、為替差損益及び棚卸資産の原価	96
13.7 従業員給付費用	96
13.8 研究開発費	97
13.9 管理費	97
14. 非継続事業	97
15. 法人所得税	100
16. 1株当たり利益	104
17. 有形固定資産	105
18. 投資不動産	108
19. 無形資産	110
20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産	111
21. 金融資産及び金融負債	114
21.1 金融資産	114
21.2 金融負債- 利付ローン及び借入金	116

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ	119
21.4 公正価値	124
21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針	130
21.6 財務活動から生じる負債の変動	138
22. 棚卸資産	139
23. 営業債権及び契約資産	139
24. 現金及び短期性預金	140
25. 資本金及び剰余金	141
26. 利益分配の実施及び分配案	143
27. 引当金	143
28. 政府補助金	144
29. 契約負債	145
29.1 グッド・ポイントに関する取引	145
30. 営業債務及びその他の債務	145
31. リース	146
32. 年金及びその他の退職後給付制度	149
33. 株式報酬	154
34. コミットメント及び偶発事象	156
35. 関連当事者についての開示	157
36. 公表済未発効の基準	159
37. 後発事象	160

連結財務諸表の注記

1. 企業情報

優良工業株式会社及びその子会社(以下、当グループ)の2019年12月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表は、2020年1月29日の取締役会決議により承認されています。優良工業株式会社(以下、当社又は親会社)は、日本に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場しています。登記上の本社は、千代田区有楽通り新日本ビルです。

IAS 1.10(e)
IAS 1.49
IAS 1.113
IAS 1.51(a)
IAS 1.51(b)

IAS 1.51(c)
IAS 1.138(a)
IAS 10.17

IAS 1.138(b)
IAS 1.138(c)

当グループの主要な活動は、防火設備及び電子機器、電子サービスの提供、及び投資不動産の管理です(注記5を参照)。当グループの構成に関する情報は、注記7に記載しています。また、当グループの関連当事者に関する情報は、注記35に記載しています。

2. 重要な会計方針

注釈

企業の重要な会計方針を説明することは、財務諸表の重要な一面である。IAS第1号117項では、重要な会計方針を開示するにあたり、財務諸表の作成で用いた測定基礎と財務諸表の理解に関連性のあるその他の会計方針を要約することが求められている。この注記で開示している重要な会計方針は、一般的に適用されることが多い会計方針を説明するためのものである。しかし、どの会計方針が重要で関連性があり、開示すべきかを判断するにあたり、自社に固有の状況を考慮しなければならない。

2.1 作成の基礎

当グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、IASB)によって公表された国際財務報告基準(以下、IFRS)に準拠して作成しています。

IAS 1.16
IFRS 1.23

当グループは、2018年12月31日に終了する事業年度まで、日本において一般に公正妥当と認められる会計基準(従前のGAAP)に準拠して連結財務諸表を作成していました。2019年12月31日に終了する事業年度の連結財務諸表は、当グループがIFRSに準拠して作成した最初の連結財務諸表です。なお、当グループのIFRSへの移行に関する説明については、注記2.4に記載しています。

当グループの連結財務諸表は、公正価値で測定される投資不動産、有形固定資産に分類される一部のオフィス用不動産、デリバティブ金融商品、負債性及び資本性金融資産、ならびに条件付対価を除き、取得原価を基礎として作成しています。公正価値ヘッジの対象に指定されたが、本来は償却原価で計上される資産及び負債の帳簿価額は、有効にヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動を認識するために修正しています。連結財務諸表は円建てであり、また特に記載がない限り、金額はすべて四捨五入し、百万円単位で表示しています。

IAS 1.112(a)
IAS 1.117(a)
IAS 1.51(d)(e)

注釈

IFRS第1号では、従前のGAAPからIFRSへの移行に関する説明を、報告された財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フローに与える影響と共に開示することが求められている。当グループは、注記2.4にIFRSへの移行に関する説明を開示している。

国又は地域によっては、当該国又は地域の規制当局が承認したIFRSに準拠しなければならないことがある。たとえば、欧州連合(EU)加盟国の上場企業は、EUがエンドース(承認)したIFRSに準拠しなければならない。本連結財務諸表は、IASBが公表したIFRSへの準拠のみを例示している。

2.2 連結の基礎

本連結財務諸表には、2019年12月31日現在における当グループ及びその子会社の財務諸表が含まれます。当グループが、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、支配が存在しています。具体的には、当グループは次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配しています。

IFRS 10.7

- ▶ 投資先に対するパワー(すなわち、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利)
- ▶ 投資先への関与から生じる変動リターンに対するエクspoージャー又は権利
- ▶ 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

IFRS 10.B38

通常、議決権の過半数によって支配が生じると推定されます。この推定を裏付けるために、当グループが投資先の議決権又は類似の権利の過半数を有していない場合には、以下を含むすべての関連する事実及び状況を考慮して、投資先に対するパワーを有しているかどうかを評価しています。

- ▶ 投資先の他の議決権保有者との契約上の取決め
- ▶ 他の契約上の取決めから生じる権利
- ▶ 当グループの保有する議決権及び潜在的議決権

IFRS 10.B80
IFRS 10.B86
IFRS 10.B99

当グループは、支配を構成する3つの要素のいずれかに変化があったことを示す事実及び状況が存在する場合には、投資先を支配しているか否かの再評価を行います。当グループは子会社に対する支配を獲得した時点から連結を開始し、当グループが子会社に対する支配を喪失した時点で連結から除外しています。当年度中に取得又は処分した子会社に関する資産、負債、収益及び費用は、当グループが子会社の支配を獲得した日から、子会社の支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.2 連結の基礎（続き）

純損益及びその他の包括利益の各構成要素は、たとえ非支配持分が負の残高になった場合でも、当グループの親会社持分と非支配持分に帰属させています。必要な場合には、子会社の会計方針を当グループの会計方針と一致させるため、子会社の財務諸表を修正しています。当グループの内部取引により生じたすべての資産及び負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは、連結手続において全額を相殺消去しています。

IFRS 10.B94
IFRS 10.B87
IFRS 10.B86

支配の喪失に至らない子会社に対する親会社持分の変動は、資本取引として会計処理しています。

IFRS 10.B96
IFRS 10.B98
IFRS 10.B99

当グループが子会社に対する支配を喪失する場合、当グループは関連する資産（のれんを含む）、負債、非支配持分及びその他の資本の構成要素の認識を中止するとともに、その結果生じる利得又は損失を純損益に計上しています。引き続き保有する投資は公正価値で認識しています。

2.3 重要な会計方針の要約

連結財務諸表の作成にあたり、当グループが適用した重要な会計方針は以下のとおりです。

IAS 1.112
IAS 1.117(b)
IFRS 1.7,
IAS 1.112
IAS 1.117(a)(b)

注釈

IFRS 第 1 号では、IFRS に基づく開始財政状態計算書、及び最初の IFRS 財務諸表（IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述により、IFRS を最初に適用した財務諸表）に表示されるすべての期間を通じて、同一の会計方針を適用することが求められる。これらの会計方針は、IFRS 第 1 号で規定されている場合（たとえば、IFRS 第 1 号における例外規定により遡及適用が禁止される場合や、初度適用時の任意の免除規定を適用する場合）を除き、最初の IFRS 報告期間の末日現在で有効な IFRS に準拠していかなければならない。企業は、過去に有効であった異なるバージョンの IFRS を適用してはならない。ただし、いまだ強制適用されていないが、早期適用が認められている新たな IFRS を適用することはできる。

a) 企業結合及びのれん

企業結合は取得法を用いて会計処理を行います。取得原価は、取得日の公正価値で測定された移転対価及び被取得企業に対する非支配持分の金額の合計額で測定します。当グループは、企業結合ごとに、公正価値、又は被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分割合相当額のいずれかにより、被取得企業に対する非支配持分を測定しています。取得関連費用は発生時に管理費として費用処理しています。

IFRS 3.4
IFRS 3.18
IFRS 3.19
IFRS 3.53
IFRS 3.B64(m)

当グループは、事業を取得した場合、取得日時点の契約条件、経済情勢及びその他の関連する条件に基づき適切な分類及び指定を行うために、取得した金融資産及び引き受けた負債を評価しています。これには、被取得企業による主契約から組込デリバティブを区分することが含まれます。

IFRS 3.15
IFRS 3.16

取得企業が移転すべき条件付対価は、取得日の公正価値で認識しています。資本に分類される条件付対価は再測定せず、決済された場合には資本の中で会計処理しています。当該条件付対価が金融商品に該当し、IFRS 第 9 号「金融商品」が適用される資産又は負債に分類される場合には、公正価値で測定し、IFRS 第 9 号に従って公正価値の事後的な変動額を連結損益計算書に認識しています。IFRS 第 9 号が適用されないその他の条件付対価は、各報告日において公正価値で測定し、公正価値の変動額は純損益に認識しています。

IFRS 3.39
IFRS 3.58

のれんは、取得日時点において、移転された対価、非支配持分の金額、及び以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する金額として測定しています。取得した純資産の公正価値が移転された対価の総額を超過する場合、当グループは、すべての取得した資産及び引き受けた負債を正しく識別しているかを再検討し、取得日時点で認識される金額を測定するために用いた手順を見直しています。再検討を行ってもなお、取得した純資産の公正価値が移転対価の総額を超過する場合には、その超過額を利得として純損益で認識しています。

IFRS 3.32
IFRS 3.36

のれんは取得日後、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。企業結合で取得されたのれんは、取得日以降、減損テストを実施するために、被取得企業の他の資産又は負債が当該資金生成単位（CGU）に配分されているかどうかに係わなく、当該企業結合から便益を得ることが見込まれる資金生成単位に配分しています。

IFRS 3.B63(a)
IAS 36.80

のれんが配分されている資金生成単位に属する事業の一部を処分する場合には、処分する事業に関連するのれんは、事業の処分から生じる利得又は損失を算定する際に、当該事業の帳簿価額に含めています。このような状況で処分するのれんは、処分する事業と存続する資金生成単位との相対価値の比率に基づいて測定しています。

IAS 36.86

b) 関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資

関連会社とは、当グループが重要な影響力を有している企業をいいます。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針の決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいいます。

IAS 28.3

ジョイント・ベンチャーとは、取決めに対する共同支配を有する当事者が、当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同契約をいいます。共同支配とは、取決めに対して契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に関する意思決定に支配を共有している、当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在します。

IFRS 11.16
IFRS 11.7

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

注釈

当グループは、ジョイント・オペレーションに対する持分を有していない。当グループがジョイント・オペレーションに対する持分を有する場合には、IFRS 第 11 号 20 項に従い、当該ジョイント・オペレーションに対する持分に関して、以下を認識することになる。

- ▶ 自らの資産（共同で保有する資産に対する持分を含む）
- ▶ 自らの負債（共同で引き受ける負債に対する持分を含む）
- ▶ ジョイント・オペレーションから生じるアウトプットに対する持分の売却による収益
- ▶ ジョイント・オペレーションによるアウトプットの売却による収益に対する持分
- ▶ 自らの費用（共同で引き受ける費用に対する持分を含む）

重要な影響力又は共同支配の有無を判断する際に考慮すべき事項は、子会社に対する支配の有無を判断する際に必要となる事項と類似しています。当グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資について、持分法を用いて会計処理をしています。

IAS 28.10

持分法では、当初認識時に、関連会社又はジョイント・ベンチャーへの投資を原価で認識しています。当該投資の帳簿価額は、取得日以降の関連会社又はジョイント・ベンチャーの純資産に対する当グループの持分の変動を認識するために修正しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーに係るのれんは投資の帳簿価額に含まれており、単独で減損テストの対象とはなりません。

IAS 28.26-29

連結損益計算書には、関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務業績に対する当グループの持分を計上しています。関連会社又はジョイント・ベンチャーのその他の包括利益に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分は当グループのその他の包括利益の一部として表示しています。また、関連会社又はジョイント・ベンチャーにおいて直接資本に認識される金額に変動がある場合には、当該変動に対する当グループの持分を連結持分変動計算書で認識しています。当グループと関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現損益は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分の範囲で消去しています。

IAS 1.82(c)

関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益への当グループの持分の金額は、連結損益計算書上、営業利益に含めず、関連会社及びジョイント・ベンチャーの子会社における非支配持分控除後の税引後純損益に基づき計上しています。

関連会社又はジョイント・ベンチャーの財務諸表は、当グループと同じ報告期間で作成されており、必要に応じて、関連会社及びジョイント・ベンチャーの会計方針を当グループの会計方針と一致させるために調整しています。

持分法の適用後、当グループは、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資に関して、減損損失を認識する必要があるかどうかを決定するために、各報告期間の末日現在で、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資が減損している客観的証拠があるか否かを判定しています。減損の客観的証拠がある場合、当グループは、関連会社又はジョイント・ベンチャーの回収可能価額との差額を減損損失として、連結損益計算書上、「関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」に含めて計上しています。

IAS 28.40-43

関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失した場合、残存する投資は公正価値で測定及び認識しています。重要な影響力又は共同支配を喪失した日時点の関連会社又はジョイント・ベンチャーの帳簿価額と残存する投資の公正価値及び処分による受取額との差額は、純損益で認識しています。

IAS 28.22(b)

c) 流動と非流動の分類

当グループは、資産及び負債を、流動と非流動に区分して連結財政状態計算書に表示しています。

IAS 1.60

資産が下記のいずれかに該当する場合は流動資産に分類し、下記のいずれにも該当しない場合は非流動資産に分類しています。

IAS 1.66

- ▶ 正常営業循環期間において、実現させる予定であるか、又は販売もしくは消費することを意図している
- ▶ 主として売買目的で保有している
- ▶ 報告期間後 12 ヶ月以内に実現させる予定である
- ▶ 現金又は現金同等物である。ただし、交換すること又は負債の決済のために使用することが、報告期間後少なくとも 12 ヶ月にわたり制限されている場合を除く

負債が下記のいずれかに該当する場合は流動負債に分類し、下記のいずれにも該当しない場合は非流動負債に分類しています。

IAS 1.69

- ▶ 正常営業循環期間内に決済する予定である
- ▶ 主として売買目的で保有している
- ▶ 報告期間後 12 ヶ月以内に決済期限が到来する
- ▶ 報告期間後少なくとも 12 ヶ月にわたり負債の決済を延期できる無条件の権利を有していない

IAS 1.56

なお、負債に、相手方の選択によって、資本性金融商品の発行により決済される可能性がある条件が定められているとしても、その条件は分類に影響しません。

当グループは、その他すべての負債を非流動として分類しています。また、繰延税金資産及び負債は、非流動資産及び負債に分類しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

d) 公正価値測定

当グループは、デリバティブなどの金融商品及び投資不動産などの一部の非金融資産を、各報告期間の末日の公正価値で測定しています。

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することにより受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいいます。公正価値測定では、資産を売却又は負債を移転するための取引は、以下のいずれかにおいて行われると仮定しています。

- ▶ 資産又は負債に関する主要な市場 IFRS 13.16
- ▶ 主要な市場が存在しない場合には、資産又は負債に関する最も有利な市場

主要な市場又は最も有利な市場は、当グループがアクセス可能なものです。

資産又は負債の公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に用いる仮定を用いて、市場参加者が経済的利益の最大化を図ると仮定して算定しています。 IFRS 13.22

非金融資産の公正価値測定には、最有效使用により資産を使用すること、又は最有效使用により資産を使用する他の市場参加者に当該資産を売却することによって、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮しています。 IFRS 13.27

当グループは、公正価値を測定するために、観察可能な関連するインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限としながら、状況に適合し、十分なデータが利用可能な評価技法を使用しています。 IFRS 13.61

財務諸表において公正価値が測定又は開示されているすべての資産及び負債は、以下で記載する公正価値ヒエラルキーのいずれかのレベルに区分されています。複数のインプットが公正価値ヒエラルキーの中の異なるレベルに区分される場合には、公正価値の全体の測定にとって重大なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて区分しています。 IFRS 13.73

- ▶ レベル 1—同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格
- ▶ レベル 2—評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが直接又は間接的に観察可能なもの
- ▶ レベル 3—評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが観察可能でないもの IFRS 13.95

経常的に公正価値で財務諸表に認識されている資産及び負債について、当グループは、各報告期間の末日に(全体として公正価値測定において重要となる最も低いレベルのインプットに基づき)区分を再評価することにより、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えが生じていないかを判断しています。

当グループの評価委員会は、投資不動産や相場価格のない金融資産などの経常的な公正価値測定、及び非継続事業における売却目的で保有する資産などの非経常的な公正価値測定の両方について、方針及び手続を策定しています。評価委員会は、最高財務責任者、投資不動産部門の責任者、不動産のマネージャー、社内 M&A チーム及びリスク管理部門の責任者から構成されています。 IFRS 13.93(g)

投資不動産や相場価格のない金融資産などの重要な資産、及び条件付対価などの重要な負債の評価には、外部の評価専門家が関与しています。外部の評価専門家への依頼は、当社の監査委員会との審議及び承認を得た上で、評価委員会により毎年決定されています。外部の評価専門家は、市場に関する知識、評判、独立性及び職業上の資格の維持状況に基づき選定しています。外部の評価専門家は通常、3 年毎に交代しています。評価委員会は、当グループが選定した外部の評価専門家と審議した上で、各資産に対して使用する評価技法及びインプットを決定しています。

評価委員会は、各報告期間の末日時点で、当グループの会計方針に従い再測定又は再評価が求められる資産及び負債の評価額の変動について分析しています。当該分析を行うために、評価委員会は、評価計算に用いた情報と、契約書及びその他の関連文書を照合して、直近の評価に適用した主要なインプットを検証しています。

さらに、評価委員会は、各資産及び負債の公正価値の変動を関連する外部情報と比較することによって、当該変動が合理的であるかどうかを判断しています。

期中において、評価委員会は、監査委員会及び当グループの独立監査人に評価結果を提示しています。当該評価結果には、評価に用いた主要な仮定の説明が含まれています。

公正価値を開示するにあたり、当グループは資産又は負債の性質、特徴及びリスク、ならびに上述した公正価値ヒエラルキーのレベルに基づいて、資産及び負債のクラスを決定しています。 IFRS 13.94

公正価値で測定する、又は公正価値の開示が求められる金融商品及び金融商品以外の資産の公正価値に関する開示は、以下の注記で記載しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

▶ 評価方法、重要な見積り及び仮定に関する開示	注記 3, 17, 18 及び 21.4
▶ 公正価値ヒエラルキーに関する定量的情報の開示	注記 12
▶ 非上場株式（非継続事業）に対する投資	注記 14
▶ 再評価モデルを適用した有形固定資産	注記 17
▶ 投資不動産	注記 18
▶ 金融商品（償却原価で計上したもの）を含む）	注記 21.4
▶ 条件付対価	注記 21.4

注釈

当グループは IFRS 第 13 号 48 項に定められるポートフォリオに関する例外規定の適用を選択していない。会計方針として当該例外規定の使用を選択した場合には、その旨を IFRS 第 13 号 96 項に基づき開示する必要がある。

e) 顧客との契約から生じる収益

当グループは、防火設備及び電子機器の販売と据付サービスの提供を行っています。顧客との契約から生じる収益は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当グループがそれらの財又はサービスの移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。当グループは、下記の調達サービスを除き、顧客に移転する前の財又はサービスを支配していることから、収益に関する契約において本人であると判断しています。

注釈

IFRS 第 15 号 123 項は、IFRS 第 15 号を適用する際に行った判断及び当該判断の変更のうち、顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるものを開示することを求めている。

当グループは、顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるとした判断を、会計方針の開示に含めている。企業は開示される情報が開示の目的を満たす十分なものとなるように判断を用いる必要がある。

防火設備及び電子機器の販売

防火設備及び電子機器の販売から生じる収益は、資産の支配が顧客に移転した時点（通常は顧客の場所での設備の引渡し時点）で認識しています。通常の支払期間は引渡し時より 30 日から 90 日です。

IFRS 15.2
IFRS 15.B34

当グループは、取引価格の一部を配分すべき個別の履行義務である他の約束（例：製品保証、カスタマー・ロイヤルティ・ポイント）が契約に含まれていないかを考慮しています。防火設備及び電子機器の販売の取引価格を決定する際は、変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価、及び顧客に支払われる対価（該当がある場合）の影響を考慮します。

IFRS 15.31
IFRS 15.32
IFRS 15.38

(i) 変動対価

契約における対価に変動性のある金額が含まれている場合、顧客に財を引き渡すことと交換に権利を得ることとなる対価の金額を見積ります。変動対価は契約の開始時に見積られますが、当該変動対価に関する不確実性が解消された時点で、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲に制限されます。電子機器に係る契約の中には、顧客に一定期間内の返品権が与えられているものがあります。さらに当グループは、特定の顧客に対して、当期中の電子機器の購入量が契約に定められた一定の目標数量を超えた場合、顧客が購入したすべての製品に関して遡及して数量リペートを支払っています。変動対価は、当該返品権及び数量リペートにより生じます。

IFRS 15.50

・ 返品権

当グループは、特徴の類似した契約が多数あることを考慮して、変動対価の見積りに期待値法を使用しています。その上で、当グループは、取引価格に含め、収益として認識することができる変動対価の金額を算定するために、変動対価の見積りの制限に関する規定を適用しています。返品が見込まれる財（すなわち、取引価格に含まれない金額）に関しては、返金負債を認識しています。顧客から財を回収する権利について、返品権に係る資産（及び対応する売上原価の修正）も認識しています。

IFRS 15.51
IFRS 15.53
IFRS 15.55

・ 数量リペート

当グループは、契約における変動対価を見積るために、最頻値法又は期待値法のいずれかを適用しています。変動対価を見積る最善の方法として選択する方法は、主に目標値の数によって決定しています。契約に定められる目標値が 1 つの場合には最頻値法、目標値が複数の場合には期待値法を適用しています。その上で、当グループは、取引価格に含め、収益として認識することができる変動対価の金額を算定するために、変動対価の見積りの制限に関する規定を適用しています。将来生じると予想されるリペート（すなわち、取引価格に含まれない金額）について返金負債を認識しています。

IFRS 15.51
IFRS 15.53
IFRS 15.56

返品及び数量リペートに係る変動対価の見積りに関する重要な見積り及び仮定については、注記 3 で開示しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

注釈

当グループは、返品が見込まれる財と予想される数量リペートについて返金負債を認識している。返金負債は、返品権を伴う販売に関する規定が適用される。

企業は、数量リペートを変動対価として会計処理するか、追加の財又はサービスを値引価格で購入する顧客の選択権として会計処理するかを評価しなければならない。通常、数量リペートが将来に向かって適用される場合には顧客の選択権として会計処理される。数量リペート又は値引きが、将来、値引価格で財又はサービスを購入する、重要な権利である選択権を顧客に付与するものであるかどうか（よって、履行義務として会計処理されるか）を評価することになる。ただし、遡って適用される数量リペートに関しては、それぞれの財又はサービスの最終的な価格が、リペート・プログラムの対象となる顧客の合計購入量によって決まることから、変動対価として会計処理する。

企業は、契約の特定の事実及び状況に基づき、返金負債が契約負債であるかどうかを判断する必要がある。返金負債は、通常は契約負債の定義を満たさない。返金負債が契約負債ではないと判断した場合、契約負債（資産）とは区分して返金負債を表示することになる。なお、その際 IFRS 第 15 号 116 項から 118 項の開示規定は適用されない。当グループは、返金負債は契約負債ではないと判断している。

(ii) 重要な金融要素

当グループは、カスタマイズした防火設備を販売する際に、顧客から前受金を受領しています。当該カスタマイズ設備の製造には、契約の締結及び前受金の受領から 2 年の期間を要します。そうした契約は、顧客が支払いを行う時点と設備が移転される時点との間の長さ、及び市場での実勢利潤を考慮すると、重要な金融要素を含んでいます。よって、そうした契約の取引価格は、契約の計算利子率（すなわち、設備の現金販売価格を前受金の額に割り引く利子率）を用いて割引を行っています。当該利子率は、契約開始時に当グループと顧客との間で独立の金融取引を締結した場合に反映されるであろう利率に相当します。

当グループは顧客から受け取る短期の前受金に実務上の便法を適用しています。つまり、約定した財又はサービスが移転される時点と支払いが行われる時点との間が 1 年以内の場合には、重要な金融要素の影響について約定した対価の金額を調整していません。

(iii) 現金以外の対価

当グループは、特定の顧客に販売する防火設備の製造過程で使用する金型及びその他の設備を当該顧客から受領します。顧客から受領するこのような現金以外の対価の公正価値を取引価格に含めており、当グループが当該設備の支配を獲得した時点で測定しています。

当グループは、現金以外の対価の公正価値を、その市場価格を参考して見積っています。公正価値を合理的に見積ることができない場合には、防火設備の独立販売価格を参考して現金以外の対価を間接的に測定しています。

注釈

IFRS 第 15 号 48 項は、取引価格を算定する際に、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重要な金融要素の存在、現金以外の対価、及び顧客に支払われる対価についての影響を考慮することを要求している。

当グループでは、顧客に支払われる対価は生じていない。顧客に支払われる対価には、企業が顧客に支払う又は支払うと見込む現金の金額が含まれる。顧客に支払われる対価は、顧客への支払いが、顧客が企業に移転する別個の財又はサービスとの交換によるものである場合を除き、取引価格の減額として会計処理される(IFRS 第 15 号 70 項)。企業は、重要性がある場合には、これを会計方針に関する開示に含める必要がある。

製品保証

当グループは、法令に基づき、通常、販売時に存在する欠陥に対する一般的な修理に関する製品保証を提供しています。こうした品質保証型の製品保証は、製品保証引当金として会計処理しています。詳細は、「(w)引当金」に記載している製品保証引当金に関する会計方針をご参照ください。

当グループは、販売時に存在する欠陥以外の修理についても製品保証を提供しています。このようなサービス型の製品保証は、個別に販売する場合もあれば、防火設備と一緒に販売する場合もあります。設備とサービス型の製品保証と一緒に販売する契約は、設備とサービス型の製品保証が両方とも単独で販売されており、かつ契約の観点においても別個のものであるため、2 つの履行義務が含まれています。よって独立販売価格の比率に基づき、取引価格の一部をサービス型の製品保証に配分し、契約負債として認識しています。サービス型の製品保証に係る収益は、当該サービスを提供する期間にわたり、経過した時間に基づき認識しています。

注釈

IFRS 第 15 号 B29 項によれば、顧客が製品保証を個別に購入するオプションを有する場合、又は製品保証により販売時の欠陥を修理する以上のサービスが顧客に提供される場合、企業は、別個の履行義務であるサービス型の製品保証を提供していることになる。それ以外の場合は、製品が契約で合意している仕様に従っていることを顧客に保証する、品質保証型の製品保証となる。場合によっては、製品保証が、引き渡された製品が契約で合意された仕様に従っているという保証に加えてサービスを提供するものであるかどうかを判断することが難しいことがある。この評価を行う一助として、IFRS 第 15 号 B31 項から B33 項に関する適用指針が示されている。

IFRS 15.60
IFRS 15.64

IFRS 15.63

IFRS 15.66

IFRS 15.67

IFRS 15.B28
IFRS 15.B30

IFRS 15.B29
IFRS 15.B32
IFRS 15.74
IFRS 15.76

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

ロイヤルティ・ポイント・プログラム

当グループは、ロイヤルティ・ポイント・プログラムとしてグッドポイント制度を導入しています。当該制度では、製品を無償で交換することができるポイントを貯めることができます。ロイヤルティ・ポイントにより、顧客に重要な権利が与えられることから、別個の履行義務が生じます。取引価格の一部は、独立販売価格の比率に基づき、顧客に付与されたロイヤルティ・ポイントに配分され、ポイントが引き換えるまで契約負債として認識されます。収益は、顧客が製品とポイントを交換した時点で認識されます。

IFRS 15.B39
IFRS 15.B40
IFRS 15.B42
IFRS 15.74
IFRS 15.76

ロイヤルティ・ポイントの独立販売価格を見積る際に、顧客がポイントを交換する可能性を考慮します。当グループは、交換されるポイントの見積りを四半期ごとに見直しており、契約負債残高の変動は収益の調整として計上しています。

ロイヤルティ・ポイントの独立販売価格の見積りに関する重要な見積り及び仮定については、注記 3 で開示しています。

据付サービス

IFRS 15.22

当グループは据付サービスを提供しています。当該サービスは、単独で販売される場合もあれば、設備と一緒に販売される場合もあります。据付サービスは、防火設備を大幅にカスタマイズ又は修正するものではありません。

設備と据付サービスと一緒に販売する契約は、設備と据付サービスが両方とも単独で販売されており、かつ契約の観点においても別個のものであるため、2 つの履行義務を含んでいます。したがって当グループは、設備と据付サービスの独立販売価格の比率に基づき取引価格を配分しています。

IFRS 15.74
IFRS 15.76

顧客が提供される便益を受け取ると同時に消費しているため、当グループは据付サービスからの収益を一定期間にわたり認識しています。当グループの労力と顧客へのサービスの移転の間には直接の（すなわち、発生した労働時間に基づく）関係があるため、据付サービスの進捗度の測定にはインプット法を用いています。当グループは、サービスの完了までに予想される総労働時間に対する発生した労働時間の比率に基づき収益を認識しています。

IFRS 15.39
IFRS 15.41
IFRS 15.B18

調達サービス

当グループは、顧客に代わって、海外メーカーが製造した特別な防火設備を取得する契約を有しています。当該契約に基づき、当グループは調達サービス（すなわち、適切なメーカーを選択できるように手配し、輸入設備の発注及び輸送を管理すること）を提供しています。当グループは設備が顧客に移転される前において設備に対する支配を有していません。当グループは代理人として行動しているため、当該サービスに対して留保する金額として純額で収益を認識します。収益は一時点（すなわち、顧客が設備を受領する時点）で認識しています。なぜなら、その時点で顧客が当グループの調達サービスから便益を得るためです。

IFRS 15.105

契約残高

IFRS 15.107

契約資産

据付サービスからの収益については、対価の受領が据付サービスの完了を条件とすることから、当初、契約資産を認識しています。据付を完了し、顧客が検収を行った時点で、契約資産に認識された金額が営業債権に振り替えられます。

契約資産は減損テストの対象となります。「p) 金融商品—当初認識及び当初認識後の測定」の金融資産の減損に関する会計方針をご参照ください。

IFRS 15.108

営業債権

無条件の対価を顧客から受け取ることになっている場合（すなわち、当該対価の支払いの期限が到来する前に時の経過だけが要求される場合）、債権を認識しています。「p) 金融商品—当初認識及び当初認識後の測定」の金融資産に関する会計方針をご参照ください。

IFRS 15.108

契約負債

IFRS 15.106

当グループが財又はサービスを移転する前に、顧客から対価を受取った時点又は支払期限が到来した時点のいずれか早い時点で、契約負債を認識しています。契約負債は、当グループが契約に基づき履行した（すなわち、関連する財又はサービスの支配が顧客に移転される）時点で収益として認識されます。

返品権から生じる資産及び負債

IFRS 15.B21(c)
IFRS 15.B25

返品権に係る資産

顧客が返品すると見込まれる財を回収する権利について、返品権に係る資産を認識しています。当該資産は、棚卸資産の従前の帳簿価額から、財の回収のための予想コスト及び価値の潜在的な下落を控除した金額で測定されます。当グループは、予想返品率の見直しや返品された製品に関する価値の下落を反映するために、当該資産の測定を見直しています。

返金負債

IFRS 15.B21(b)
IFRS 15.B24

顧客から受領した（又は受領する）対価の一部又は全部を返金する義務について、返金負債を認識しています。当グループの返金負債は、顧客に付与している返品権及び数量リペートによって生じます。当該負債は、当グループが最終的に顧客に返金することを見込む金額で測定しています。当グループは、各報告期間末日に返金負債の見積り（及び対応する取引価格の変更）を見直しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

契約獲得コスト

当グループは、設備と据付サービスと一緒に販売する契約に関し、契約を獲得することに従業員に販売手数料を支払っています。当グループは、契約獲得コストを資産として認識した場合の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得コストを発生時に費用計上することを認める実務上の便法を適用しています。よって、販売手数料は発生時に費用として認識し、従業員給付に含めています。

IFRS 15.8

IFRS 15.91

IFRS 15.94

注釈

IFRS 第 15 号では、契約獲得の増分コスト及び契約を履行するための一部のコストを、一定の要件が満たされた場合に資産として認識することが要求されている。資産化された契約コストは、関連する財又はサービスの顧客への移転と整合する規則的な基礎で償却しなければならない。当グループには、資産化の要件を満たす契約の獲得又は履行のためのコストは生じていない。

資産として認識される契約の獲得又は履行のためのコストがある企業は、期末残高と当報告期間に認識した償却及び減損損失の金額を区分して開示することを求める IFRS 第 15 号 128 項の規定を考慮する必要がある。

契約を獲得するためのコストの性質及び IFRS にガイダンスがないことを考慮し、企業はこれらのコストを財政状態計算書において、仕掛品又は「棚卸資産」と性質が類似した別個のクラスの資産（その償却額は売上原価、契約コストの変動又は類似の項目に含める）として、あるいは別個のクラスの無形資産（その償却額は IAS 第 38 号「無形資産」の適用範囲に含まれる無形資産の償却と同じ表示項目に含める）として表示することができる。

企業は契約を獲得するためのコストに関するキャッシュ・フローの分類（すなわち、営業活動によるキャッシュ・フローか、投資活動によるキャッシュ・フローか）を決定するにあたり、IAS 第 7 号の規定（たとえば IAS 第 7 号 16 項(a)）を考慮する必要がある。

一方、契約の履行のためのコストは、契約に基づく企業の履行に直接影響を及ぼすという性質を持っている。そのため、契約の履行のためのコストは、財政状態計算書において別個のクラスの資産として表示し、その償却額は売上原価、契約コストの変動又は類似の項目に含める。

契約の履行のためのコストが IFRS 第 15 号 95 項の資産化要件を満たすか、発生時に費用計上されるかにかかわらず、当該コストの連結損益計算書における表示と、キャッシュ・フロー計算書における関連するキャッシュ・フローの表示は整合していかなければならない（すなわち、営業活動として表示）。

資産化された契約コストについては、各報告期末に減損テストを行わなければならない。減損損失は純損益に認識されるが、その金額を基本的財務諸表のどこに表示すべきかは、IFRS 第 15 号に示されていない。減損損失は、償却費の表示と整合するように表示することが適切であろう。

f) 政府補助金

政府補助金は、補助金の受領及び交付に係るすべての付帯条件の充足について、合理的な保証が得られた場合に認識します。補助金が費用項目に関連する場合、当該補助金は、補償することが意図された関連コストを、費用として認識する期間にわたって規則的に収益として認識しています。資産に関する補助金の場合は、関連資産の見積耐用年数にわたって定額法で収益として認識しています。

IAS 20.7

IAS 20.12

IAS 20.26

当グループが非貨幣性資産による補助金を受領する場合は、当該資産及び補助金を相殺せずに各名目価額で計上し、関連する資産の見積耐用年数にわたって、原資産の便益の消費パターンに基づき毎期、定額法で純損益に認識しています。

IAS 20.23

IAS 20.10A

注釈

IAS 第 20 号 24 項は、資産に関する政府補助金に関して 2 つの代替的な表示方法を認めている。当グループは、補助金を連結財政状態計算書上、繰延収益として表示することを選択しており、資産の耐用年数にわたり規則的かつ合理的な基準を用いて純損益で認識している。一方で、企業は資産の帳簿価額を減額する表示方法を選択することができ、その場合、補助金は、減価償却費を減少させることにより、当該償却資産の耐用年数にわたり純損益で認識される。いずれの方法を適用したとしても、追加の開示が求められることはない。

当グループは、費用項目に関する補助金を連結損益計算書上、その他の営業収益として表示することを選択した。一方、IAS 第 20 号 29 項では、収益に関する補助金を、関連する費用から控除して表示することも認められる。

IAS 第 20 号 23 項では、非貨幣性資産による政府補助金の会計処理について、資産と補助金を名目金額で会計処理する方法と、資産及び補助金を非貨幣性資産の公正価値で会計処理する方法が認められている。当グループは、非貨幣性資産による補助金を名目金額で会計処理している。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

g) 税金

当期法人所得税

当期税金資産及び負債は、税務当局からの還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、当グループが営業活動を行い、課税対象となる収益を創出する国において、報告日時点で制定又は実質的に制定されているものです。IAS 12.46

資本に直接認識される項目に関する当期税金は、純損益ではなく、資本において直接認識されます。適用する税務規定に解釈の余地がある場合、経営者は定期的に不確実な税務上のポジションを評価し、必要に応じて引当金を計上しています。IAS 12.61A(b)

繰延税金

繰延税金は、報告日における資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との差額（一時差異）に対して、資産負債法を用いて計上しています。

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異に対して認識しています。

- ▶ 繰延税金負債が、のれんの当初認識、又は企業結合ではない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合IAS 12.22(c)
- ▶ 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来加算一時差異について、一時差異の解消時期をコントロールすることが可能であり、かつ当該一時差異が予見可能な期間内に解消しない可能性が高い場合IAS 12.39

繰延税金資産は、以下の場合を除き、すべての将来減算一時差異、税務上の繰延欠損金及び未使用の税額控除について、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。IAS 12.34

- ▶ 将来減算一時差異に関連する繰延税金資産が、企業結合ではない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合IAS 12.24
- ▶ 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異を活用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内でのみ、繰延税金資産を認識するIAS 12.44

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直し、繰延税金資産の全額又は一部の計上が可能となるだけの十分な課税所得が生じる可能性がもはや高いとはいえない範囲内で減額しています。未認識の繰延税金資産は各報告期間の末日に再評価し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しています。IAS 12.56
IAS 12.37

繰延税金資産及び負債は、報告日現在で制定又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づいて、当該資産が実現する、あるいは負債を決済する期における予想適用税率で測定しています。IAS 12.47

純損益以外で認識される項目に関する繰延税金は、同様に純損益以外で認識されます。この場合、繰延税金項目は取引の性質に応じて、その他の包括利益又は資本に直接認識されます。IAS 12.61A

なお、取得日時点では独立して認識するための要件を満たさなかった、企業結合の一部として取得した税務上の便益については、事実及び状況の変化を示す新たな情報を入手した場合、事後的に認識しています。当該調整は、測定期間に内に発生した場合には（のれんの額を超えない範囲で）のれんの帳簿価額から減額し、それ以外の場合には純損益で認識しています。IAS 12.68

当グループは、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債が同一の税務当局により、同一の納税主体に対して、もしくは別々の納税主体ではあるが、多額の繰延税金負債・資産の決済又は回収が見込まれる将来の各期間において、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時にうかのいずれかを意図している納税主体に対して課せられている法人所得税に関するものである場合に限り、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺しています。IAS 12.74

売上税

費用及び資産に関しては、以下の場合を除き、売上税の金額を控除した純額で認識しています。

- ▶ 資産又はサービスの購入に伴い発生する売上税が税務当局から回収できない場合（この場合の売上税は、状況に応じて、資産の取得原価の一部又は費用項目の一部として認識されます）
- ▶ 債権及び債務が売上税込みの金額である場合

税務当局から還付される、又は税務当局に納付する売上税の正味の金額は、連結財政状態計算書上、債権又は債務の一部に含めて計上しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

h) 外国為替

当グループの連結財務諸表の表示通貨は円であり、当社の機能通貨と同一です。当グループの各社は、それぞれの機能通貨を決定しており、各社の財務諸表に含まれる項目は当該機能通貨を用いて測定しています。当グループは、連結に関して直接法を採用しており、在外営業活動体を処分した場合には、直接法の適用を反映し、処分による利得又は損失を純損益に振り替えています。

IAS 1.51(d)

IAS 21.9

i) 取引及び残高

当グループの各社における外貨建取引は、当初認識時に、取引が最初に認識の要件を満たす日の機能通貨の直物為替レートで記録しています。

IAS 21.21

外貨建貨幣性資産及び負債は、報告期間の末日の機能通貨の為替レートを用いて換算しています。

IAS 21.23(a)

貨幣性項目の決済又は換算で生じた換算差額は、在外営業活動体に対する当グループの純投資の一部としてヘッジに指定される貨幣性項目を除き、純損益で認識しています。在外営業活動体に対する純投資として処理される貨幣性項目から生じる換算差額は純投資が処分されるまでその他の包括利益で認識し、純投資が処分された時点で、換算差額の累計額を純損益に振り替えています。当該貨幣性項目の換算差額による課税金額及び税額控除についてもその他の包括利益で認識しています。

IAS 21.28

IAS 21.32

外国通貨において取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算しています。外国通貨において公正価値で測定される非貨幣性資産は、当該公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しています。

IAS 21.23(b)

IAS 21.23(c)

公正価値で測定される非貨幣性項目に係る換算から生じた利得又は損失は、非貨幣性項目の公正価値の変動に係る利得又は損失を認識する項目に合わせて、その他の包括利益又は純損益で認識します。

IAS 21.30

前受対価に関連する非貨幣性資産又は非貨幣性負債の認識を中止して、関連する資産、費用又は収益（もしくはその一部）を当初認識する際に使用する直物為替レートを決定する場合、取引日とは、当グループが前受対価の受取りから生じる非貨幣性資産又は非貨幣性負債を当初認識する日となります。複数回の前払い又は前受けがある場合には、前払・前受対価の支払い又は受取りのそれぞれについて取引日を決定しています。

IFRIC 22.8

IFRIC 22.9

ii) グループ会社

連結において、在外営業活動体の資産及び負債は、報告日の為替レートを用いて円に換算し、収益及び費用は取引日の為替レートを用いて換算しています。その結果として生じる為替差額はその他の包括利益に認識しています。在外営業活動体の処分時には、当該在外営業活動体に関連するその他の包括利益を純損益に組み替えています。

IAS 21.39(a)

IAS 21.39(b)

IAS 21.39(c)

IAS 21.48

在外営業活動体の取得時に生じたのれんと当該取得により生じた資産及び負債の帳簿価額の公正価値修正は、在外営業活動体の資産及び負債として処理し、報告日の為替レートを用いて換算しています。

IAS 21.47

i) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

当グループは、非流動資産及び処分グループについて、その帳簿価額が継続的使用ではなく主として売却取引により回収される場合に、売却目的で保有する資産へ分類しています。売却目的で保有する非流動資産及び処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定します。売却コストとは、金融費用及び法人所得税費用を除く、資産（処分グループ）の処分に直接起因する増分コストです。

IFRS 5.6

IFRS 5.15

IFRS 5.15A

IFRS 5.AppendixA

売却目的保有への分類要件は、売却の可能性が非常に高く、かつ当該資産又は処分グループが現在の状態で直ちに売却可能である場合にのみ満たされます。売却を完了するために必要な行動は、その売却について重大な変更が行われたり、売却の決定が撤回されたりする可能性が低いことを示すものでなければなりません。経営者は資産の売却計画を確約していかなければならず、かつ、その売却は原則として分類した日から 1 年以内に完了することが予定されていなければなりません。

IFRS 5.7

IFRS 5.8

売却目的保有に分類された有形固定資産及び無形資産については、減価償却又は償却は行われません。

IFRS 5.25

また、売却目的保有に分類された資産及び負債は、連結財政状態計算書上、流動項目として個別に表示しています。

IAS 1.54(j)

IAS 1.54(p)

すでに処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成単位であり、かつ下記のいずれかの要件を満たす場合、当該処分グループは、非継続事業に該当します。

IFRS 5.32

▶ 独立の主要な事業分野又は営業地域を表す

▶ 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である

▶ 転売のみを目的に取得した子会社である

非継続事業は、継続事業の業績から除外しており、非継続事業からの当期利益又は当期損失として、連結損益計算書上、個別に表示しています。

IFRS 5.33

注記 14 において、非継続事業に関する追加の内容を開示しており、その他のすべての連結財務諸表の注記では、明記されている場合を除き、継続事業に関する金額を記載しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

j) 現金配当

当グループは、支払配当に関する負債を、配当が承認され、もはや当グループの自由裁量ではなくなった時点で認識して IFRIC 17.10 います。日本国の会社法では、配当の承認は株主により承認された時点となります。対応する金額は資本に直接認識しています。

k) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示し、建設仮勘定は取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価には、認識要件を充足した有形固定資産の交換部品及び長期建設プロジェクトに関する借入コストが含まれています。有形固定資産の重要な部分を定期的に交換することが必要な場合、当グループは、各資産の耐用年数に応じて個別に減価償却を行います。また、大規模検査の実施により生じたコストが資産としての認識要件を満たす場合には、取替資産として有形固定資産の帳簿価額に含めて認識しています。その他の修繕及び保守費用はすべて、発生時に純損益で認識しています。廃棄費用が引当金の認識要件を満たす場合には、使用終了時の見積廃棄費用の現在価値を資産の取得原価に含めています。廃棄引当金の測定については、注記 3 及び注記 27 に記載しています。

顧客から受領した有形固定資産の当初認識時の取得原価は、支配を獲得した日の公正価値で測定しています。

日本国に所在するオフィス用不動産は、再評価日の公正価値から、その後の減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。再評価は、公正価値と再評価した資産の帳簿価額との間に重要な差異が生じないよう十分な頻度で実施しています。再評価の結果として資産の帳簿価額が増加した場合、当該増加額はその他の包括利益で認識し、連結財政状態計算書上、資本において再評価差額金として計上しています。ただし、過去に純損益に認識した同一資産の再評価による減少額がある場合には、当該増加額はその範囲内で純損益に認識しています。再評価の結果として資産の帳簿価額が減少した場合、当該減少額は純損益で認識します。ただし、再評価による減少額は、当該資産に関する再評価差額金の貸方残高の範囲で、その他の包括利益に認識しています。

年度末において、再評価差額金から利益剰余金へ振り替えられる金額は、資産の再評価後の帳簿価額に基づく減価償却費と、当初の資産の取得原価に基づく減価償却費との差額です。したがって、再評価日時点の減価償却累計額は、資産の帳簿価額から控除され、減価償却累計額控除後の金額を資産の再評価額に修正再表示しています。なお、処分時において、売却される資産に係る再評価差額金を利益剰余金に振り替えています。

注釈

IAS 第 16 号により、企業は当初認識後の有形固定資産の測定に関する会計方針を選択するが、同じ種類の有形固定資産全体に対して、原価モデル又は再評価モデルのいずれかを選択することになる。当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産については再評価モデルを選択し、それ以外の有形固定資産については原価モデルを選択している。また、当グループは資産の使用に応じて再評価差額金を利益剰余金へ振り替える方法を選択しているが、再評価された資産を処分した時点において、再評価差額金の全額を利益剰余金に振り替える方法を選択することも認められる。

減価償却費は、以下に記載した資産の耐用年数にわたって定額法により算定しています。

- ▶ 建物 15 年から 20 年
- ▶ 機械装置及びその他の設備 5 年から 15 年
- ▶ 日本国に所在するオフィス用不動産 15 年から 20 年

IAS 16.73(b)
IAS 16.73(c)

当初認識された重要な部分を含む有形固定資産項目は、処分された時点（すなわち、受取人が支配を獲得した日）、もしくは、使用又は処分からの将来の経済的便益が見込めなくなった時点で認識を中止しています。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失（正味売却収入から資産の帳簿価額を差し引いた金額）は、認識が中止された時点で連結損益計算書に計上しています。

IAS 16.67
IAS 16.68
IAS 16.71

有形固定資産の残存価額や耐用年数、減価償却方法は、各連結会計年度末に再検討しており、必要に応じて将来に向かって修正しています。

IAS 16.51

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

注釈

有形固定資産の処分の際に以下を考慮する

- ▶ 資産の処分の日は、IFRS 第 15 号における履行義務がいつ充足されるのかの判定に関する規定に基づき、受取人が当該資産に対する支配を獲得した日となる（IAS 第 16 号 69 項）。
- ▶ 認識の中止から生じる利得又は損失に含めるべき対価の金額は、IFRS 第 15 号の取引価格の算定に関する規定に従って算定される。利得又は損失に含めた対価の見積金額のその後の変動は、IFRS 第 15 号における取引価格の変動に関する規定に従って会計処理しなければならない（IAS 第 16 号 72 項）。

上記の規定は、投資不動産（IAS 第 40 号 67 項及び 70 項）及び無形資産（IAS 第 38 号 114 項及び 116 項）の処分にも適用される。

i) リース

当グループは、契約時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるか、すなわち、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転しているかどうかを判定しています。 IFRS 16.9

（借手としての立場）

当グループは短期リース及び少額資産のリースを除いたすべてのリースに対して、単一の認識及び測定アプローチを適用しています。当グループは、リース料の支払義務であるリース負債と、原資産を使用する権利である使用権資産を認識しています。

i) 使用権資産

IFRS 16.23
IFRS 16.24
IFRS 16.30
IFRS 16.32

当グループはリースの開始日（すなわち、原資産の使用が可能になる日）において使用権資産を認識しています。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定の金額を修正することにより測定しています。使用権資産の取得原価には、リース負債の認識額、発生した当初直接コスト、開始日以前に支払ったリース料から受取ったリース・インセンティブを控除したものが含まれます。使用権資産は、以下のとおり見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却しています。

- ▶ 工場及び機械 3 年から 15 年
- ▶ 自動車及びその他の設備 3 年から 5 年

IFRS 16.33

リース資産の所有権がリース期間の終了時に当グループに移転する場合、又は使用権資産の取得原価に購入オプションの行使が反映されている場合には、リース資産の見積耐用年数を用いて減価償却を計算しています。

使用権資産も減損の対象となります。「s)非金融資産の減損」の会計方針をご参照ください。

注釈

IFRS 第 16 号に基づけば、使用権資産の取得原価には、リースの契約条件で要求されている原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの見積りも含まれる。ただし、それらのコストが棚卸資産の製造のために生じる場合は除く。借手には、開始日に又は原資産を特定の期間中に使用した結果として、それらのコストに係る義務が生じる（IFRS 第 16 号 24 項(d)）。

当グループのリース契約には、原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復といった義務は含まれていません。

ii) リース負債

IFRS 16.26
IFRS 16.27

リースの開始日において、当グループはリース期間にわたり支払うリース料の現在価値で測定したリース負債を認識しています。当該リース料には、固定リース料（実質上の固定リース料を含む）から受け取るリース・インセンティブを控除した金額、指数又はレートに応じて決まる変動リース料、及び残価保証に基づいて支払われる予定の金額が含まれます。当該リース料には、当グループが購入オプション行使することが合理的に確実である場合には当該オプションの行使価格、及びリース期間が当グループによるリース解約オプションの行使を反映している場合にはリースの解約に対するペナルティの支払額も含まれます。

指數又はレートに応じて決まらない変動リース料は、当該変動リース料が発生する契機となった事象又は状況が生じた期間において費用として認識します（ただし、当該リース料が棚卸資産を生産するために発生する場合を除く）。 IFRS 16.38(b)

IFRS 16.36

IFRS 16.39

当グループはリース料の現在価値を計算する際、リースの計算利子率が容易に算定できないため、追加借入利子率をリースの開始日において使用します。開始日後において、リース負債の帳簿価額は、金利の発生を反映するように増額されるとともに、支払われたリース料を反映するように減額されます。さらに、リース負債の帳簿価額は、リースの条件変更、リース期間の変更、リース料の変更（たとえば、リース料の算定に使用された指數又はレートの変動により生じる将来のリース料の変更）又は原資産を購入するオプションについての評価に変更がある場合には再測定されます。

当グループのリース負債は、利付ローン及び借入金に含まれています（注記 21.2 参照）。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

iii) 短期リース及び少額資産のリース

当グループは、短期リースに係る認識の免除規定を、機械及び設備に関する短期リース（すなわち、リース期間が開始日から 12 カ月以内のリースで、購入オプションを含まないもの）に適用しています。さらに当グループは、少額資産に係る認識の免除規定を、少額と考えられるオフィス機器のリースに適用しています。短期リース及び少額資産のリースに関するリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

（貸手としての立場）

当グループが、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではないリースは、オペレーティング・リースに分類しています。賃貸収益はリース期間にわたって定額法により会計処理しており、営業活動に起因して生じているため、連結損益計算書上、収益として計上しています。オペレーティング・リースの契約締結において発生した初期直接コストは、リース資産の帳簿価額に加算し、賃貸収益と同じ基準でリース期間にわたり認識しています。変動リース料は、稼得された期間に収益として認識しています。

m) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、取得原価の一部として資産化しています。その他の借入コストは、すべて発生した期間に費用として認識しています。IAS 23.8
IAS 23.5
借入コストは、企業の資金の借入に関連して発生する利息及びその他のコストにより構成されています。

n) 投資不動産

投資不動産は、取引費用を含む取得原価で当初測定し、当初認識後は、報告日時点の市場の状況を反映した公正価値で計上しています。投資不動産の公正価値の変動から生じる利得又は損失は、対応する税効果を含めて発生した期間に純損益として計上しています。公正価値は、国際評価基準委員会(International Valuation Standards Committee)が推奨する評価モデルを適用しており、外部の独立した評価専門家によって実施された毎年の評価結果に基づき決定しています。

投資不動産は、処分した時点（すなわち、受取人が支配を獲得した時点）、又は恒久的に使用を中止してその処分から将来の経済的便益が見込まれなくなった時点で、認識を中止しています。資産の正味売却収入と帳簿価額との差額は、認識を中止した期間に純損益として認識しています。投資不動産の認識の中止から生じる対価の金額を決定する際は、変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価、及び顧客に支払われる対価（該当がある場合）の影響を考慮します。

当グループは、用途変更がある場合にのみ、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替を行います。投資不動産を自己使用不動産に振り替える場合、振替後の会計処理におけるみなし原価は用途変更日の公正価値となります。自己使用不動産を投資不動産に振り替える場合、用途変更日までは有形固定資産に関する会計方針に従い会計処理を行います。

注釈

当グループは、投資不動産について IAS 第 40 号に従って公正価値で計上することを選択している。一方で、IAS 第 40 号では、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で投資不動産を測定することが認められている。IAS 第 40 号は、原価モデルを適用した場合、投資不動産の公正価値を開示することを求めているため、企業は、選択した会計方針にかかわらず、投資不動産の公正価値を算定する必要がある。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

o) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値で測定しています。無形資産は当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。資産化された開発費を除き、内部創設の無形資産は資産化せず、関連する支出は発生時に費用として認識しています。

IAS 38.24
IAS 38.74
IAS 38.54
IAS 38.57

無形資産の耐用年数は、有限又は耐用年数を確定できないものがあります。

IAS 38.88

耐用年数が有限の無形資産は、経済的耐用年数にわたって償却し、当該無形資産に減損の兆候が存在する場合には、回収可能価額を見積ります。耐用年数が有限の無形資産の償却期間及び償却方法は、少なくとも各報告期間の末日に見直しています。無形資産の見積耐用年数又は無形資産に具現化された将来の経済的便益の予想費消パターンが変化した場合には、当該変化を適切に反映するように償却期間又は償却方法を変更しています。これらの変更は、会計上の見積りの変更として会計処理をしています。耐用年数が有限の無形資産の償却費は、その無形資産の機能に応じた費用区分に計上しています。

IAS 38.97
IAS 36.9
IAS 38.104

耐用年数を確定できない無形資産は償却せず、毎年、個別に又は資金生成単位（以下、CGU）で減損テストを実施しています。耐用年数を確定できないという判断は、毎年、それが引き続き妥当であるかどうかを見直しています。当該判断がもはや妥当でなくなった場合、耐用年数が確定できないものから有限の耐用年数への変更は将来に向かって行われます。

IAS 38.107
IAS 38.108
IAS 38.109

無形資産は、処分した時点（すなわち、受取人が支配を獲得した時点）、又はその使用もしくは処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった時点で、認識を中止しています。当該無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失（当該無形資産の正味売却収入と帳簿価額との差額として測定）は、連結損益計算書に計上しています。

IAS 38.113

研究開発費

研究費は発生時に費用処理しています。各プロジェクトにおける開発費は、当グループが下記のすべてについて立証可能な場合に、無形資産として認識しています。

IAS 38.54
IAS 38.57

- ▶ 使用又は売却が可能な状態まで無形資産を完成させることに関する技術上の実行可能性
- ▶ 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図、及び無形資産を使用又は売却できる能力
- ▶ 無形資産が将来の経済的便益を創出する方法
- ▶ 無形資産を完成させるための資源の利用可能性
- ▶ 開発期間中の支出を信頼性をもって測定する能力

資産化された開発費は、当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しています。償却は、開発が完了し無形資産が使用可能となった時点から開始し、将来の便益が見込まれる期間にわたり、償却費として売上原価に計上しています。なお開発期間中は、当該資産について、毎年、減損テストを実施しています。

IAS 38.74
IAS 36.10(a)

特許権及びライセンス

当グループは、特許権及びライセンスを取得するために前払いをしています。特許権は関連する政府機関によって 10 年間使用が許可されており、当該期間の満了時に更新が可能です。知的財産の使用ライセンスは、ライセンスごとに 5 年から 10 年の範囲で使用が許可されています。当グループは少額の支払又は無償でライセンスを更新する可能性があります。その結果、これらのライセンスは、耐用年数が確定ないと判断しています。

IAS 38.122(a)

当グループの無形資産に適用される会計方針の要約は、以下のとおりです。

	ライセンス	特許権	開発費	IAS 38.118(a/b)
耐用年数	確定できない	有限(10年)	有限(10—20年)	
償却方法	償却しない	特許期間にわたり 定額法で償却	関連するプロジェクトについて 将来の予想売上期間にわたり 定額法で償却	
内部創出又は取得	取得	取得	内部創出	

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

p) 金融商品－当初認識及び事後測定

金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ、もう一方の企業に対しては金融負債又は資本性金融商品を生じさせる契約です。 IAS 39.11

i) 金融資産

当初認識及び測定

IFRS 7.2.1
IFRS 9.4.1.1

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する区分、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類しています。

当初認識時における金融資産の分類は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性及び金融資産を管理する当グループの事業モデルによって決定されます。重要な金融要素を含まない営業債権又は実務上の便法を適用した営業債権を除き、当グループは金融資産を公正価値で測定しています。また、純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産の場合には、公正価値に取引コストを加算して測定しています。重要な金融要素を含まない営業債権又は実務上の便法を適用した営業債権は、「e)顧客との契約から生じる収益」で開示する会計方針に従い算定した取引価格で測定しています。 IFRS 9.4.1.1
IFRS 15.108

金融資産を償却原価で測定する区分又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に分類するには、当該金融資産から生じるキャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ」(「SPPI」)でなければなりません。この評価は SPPI テストと呼ばれ、金融商品ごとに行われます。SPPI 要件を満たさないキャッシュ・フローを生じる金融資産は、事業モデルに関係なく、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類されます。 IFRS 9.4.1.2(b)
IFRS 9.4.1.2(b)

金融資産を管理する当グループの事業モデルは、キャッシュ・フローを生み出すために金融資産を管理している方法を参照しています。事業モデルにより、キャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローの回収により生じるのか、金融資産の売却により生じるのか、その両方により生じるのかが決まります。償却原価で測定するものに分類される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されています。一方、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されています。 IFRS 9.B4.1.1

市場における規制や慣行により一般的に設定されている期間内の資産の引渡しが求められる金融資産の売買（通常の方法による取引）は、取引日、すなわち、当グループが当該資産の購入又は売却を確約した日に認識しています。 IFRS 9.3.1.2

事後測定

IFRS 9.5.2.1

金融資産を下記の 4 つの区分の分類ごとに、それぞれ事後測定しています。

- ▶ 償却原価で測定する金融資産（負債性金融商品）
- ▶ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産で、利得又は損失の累計額が組替調整額として振り替えられるもの（負債性金融商品）
- ▶ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産で、利得又は損失の累計額が組替調整額として振り替えられないもの（資本性金融商品）
- ▶ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

償却原価で測定する金融資産（負債性金融商品）

IFRS 9.4.1.2
IFRS 9.5.4

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後に実効金利法を用いて測定され、減損の対象となります。利得及び損失は、資産の認識を中止した時点、契約条件が変更された時点又は減損した時点で純損益に認識されます。

当グループが保有する償却原価で測定する金融資産には、営業債権、ならびにその他の非流動金融資産に含まれる関連会社への貸付金及び取締役への貸付金が含まれます。

注釈

より複雑な金融商品を有する企業の場合、SPPI テストが特に難しくなる可能性がある。IFRS 第 9 号の適用指針及び EY の出版物である 2019 年版国際金融・保険会計の実務には、金融商品が SPPI 要件を満たすか否かに関して具体的な設例が含まれている。そのような金融商品を有する企業は、SPPI 及び事業モデルの評価に関連してより詳細な会計方針を開示することも検討しなければならない。発行者の観点から資本の定義を満たす資本性金融商品だけが、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に指定することができます。IFRS 第 9 号では、自己使用目的で保有するコモディティ契約のような非金融項目に係る契約を、一定の状況下で、FVPL で測定する金融資産として指定することも認められている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）

IFRS 9.4.1.2A
IFRS 9.5.7.10
IFRS 9.5.7.11

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に関しては、利息収益、為替差損益、減損損失又はその戻入れを連結損益計算書に認識し、これらは償却原価で測定する金融資産と同様に計算しています。残りの公正価値の変動額は、その他の包括利益に認識しています。認識の中止時に、その他の包括利益に認識した公正価値の変動の累計額を純損益に振り替えています。

当グループが保有する、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品には、その他の非流動金融資産に含まれている相場価格のある負債性金融商品への投資が含まれます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に指定した金融資産（資本性金融商品）

IFRS 9.5.7.5

資本性金融商品への投資に関し、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に基づく資本の定義を満たし、売買目的保有でない場合、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして区分するという取消不能の選択を行うことができます。この分類は金融商品ごとに行います。

これらの金融資産に係る利得及び損失が純損益に振り替えられることはできません。配当は、支払いを受ける権利が確定している場合に連結損益計算書においてその他の収益に計上されますが、配当の受取りが、当該金融資産の原価の一部の回収である場合を除きます。そのような場合、当該利得はその他の包括利益に認識します。その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に関しては、減損の対象なりません。

当グループは、非上場株式に対する投資をこの区分に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

IFRS 9.4.1.4
IFRS 9.5.7.1

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、連結財政状態計算書において公正価値で計上され、公正価値の変動の純額が連結損益計算書に認識されます。

この区分には、デリバティブ金融商品及び当グループがその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして区分するという取消不能の選択を行っていない上場株式への投資が含まれます。上場株式への投資に係る配当は、支払いを受ける権利が確定している場合に連結損益計算書においてその他の収益に認識されます。

主契約が金融負債又は非金融項目である混合契約に組み込まれているデリバティブは、その経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと密接に関連しておらず、同じ条件を有する独立した金融商品がデリバティブの定義を満たし、混合契約が純損益を通じて公正価値で測定されない場合には、主契約から分離し、別個のデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブは、公正価値で測定され、その公正価値の変動を純損益で認識しています。組込デリバティブの区分処理の再査定は、契約上求められているキャッシュ・フローに重要な変化をもたらす契約条件の変更がなされた場合、あるいは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の区分以外に再分類された場合にのみ行われます。

IFRS 9.4.3.3

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

認識の中止

金融資産は、主に下記のいずれかの場合に認識の中止を行い、当グループの連結財政状態計算書から除外しています。 IFRS 9.3.2.3(a) なお、適切な場合には、金融資産の一部もしくは類似の金融資産グループの一部について認識を中止しています。

- ▶ 当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が消滅した場合 IFRS 9.3.2.4(a)
- ▶ 当グループが当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したか、又は「パス・スルー契約」に基づき、受領したキャッシュ・フローのすべてを重大な遅滞なく第三者に対して引き渡す義務を負っており、かつ、(a) 当グループが当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合、あるいは、(b)当グループは当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしていないが、資産に対する支配を移転している場合 IFRS 9.3.2.4(b)

当グループがある資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を譲渡したか、あるいはパス・スルー契約を締結した場合、当該資産の所有に伴うリスク及び経済価値を留保したか、どの範囲まで留保したかについて評価を行います。当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しておらず、また、当該資産に対する支配も移転していない場合には、当該資産に対して継続的に関与している範囲で資産を認識しています。この場合、当グループは関連する負債も認識しています。移転した資産及び関連する負債は、当グループが保持する権利及び義務に基づいて測定しています。 IFRS 9.3.2.16

移転した資産に対し保証という形での継続的な関与がある場合には、当該資産の当初帳簿価額と当グループが返済を要求される可能性のある最大金額のいずれか低い方の金額で測定しています。

減損

IFRS 9.5.5.1

金融資産の減損に関しては、下記の注記において追加の開示を行っています。

- ▶ 重要な仮定 注記 3
- ▶ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品 注記 21
- ▶ 営業債権（契約資産を含む） 注記 21

当グループは、純損益を通じて公正価値で測定するものではないすべての負債性金融商品に関し、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ることを見込むすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いた金額に基づいています。予想キャッシュ・フローには、保有する担保の売却又は契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローが含まれます。 IFRS 9.5.5.1

予想信用損失は、2段階で認識されます。当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合、報告日後 12 カ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる信用損失に対して損失評価引当金を計上します（12 カ月の予想信用損失）。当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合、債務不履行の発生時期にかかるわらず、エクスポージャーの全期間の予想信用損失について損失評価引当金を計上することが必要です（全期間の予想信用損失）。 IFRS 9.5.5.3 IFRS 9.5.5.5

営業債権及び契約資産に関し、当グループは予想信用損失の計算にあたり簡便法を適用しています。そのため、当グループは信用リスクの変動を追跡しておらず、代わりに報告日ごとに全期間の予想信用損失に基づいた損失評価引当金を認識しています。当グループは、過去の信用損失の実績をベースに、債務者に固有の将来に関する要因や経済環境に基づく調整を行い、引当マトリクスを作成しています。 IFRS 9.5.5.15 IFRS 9.B5.5.35

注釈

企業は、重要な金融要素を含まない営業債権又は契約資産に対して、又は期限が 1 年以内に到来する契約に実務上の便法を適用している場合に、簡便法を適用することが要求される。ただし、以下に関しては、簡便法と原則的なアプローチのいずれかを適用することを会計方針として選択することができる。

- ▶ IFRS 第 15 号に従い、重要な金融要素を含むすべての営業債権又は契約資産。選択した会計方針は、営業債権と契約資産に別々に適用することができる。
- ▶ IFRS 第 16 号の適用範囲に含まれるすべてのリース債権。選択した会計方針は、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権に別々に適用することができる。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に関し、当グループは信用リスクが低い金融商品に係る簡便法を適用しています。当グループは、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使って、報告日ごとに負債性金融商品の信用リスクが低いと考えられるかどうかを評価しています。この評価を行うにあたっては、負債性金融商品の内部の信用格付を再評価しています。また、契約上の支払いが 30 日超の期日経過となっている場合には信用リスクが著しく増大していると判断しています。

IFRS 9.5.5.3
IFRS 9.5.5.5
IFRS 9.A

当グループが保有する、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、優良信用格付機構の最上位の格付け(Very Good 及び Good)を有する上場債券のみで構成されていることから、信用リスクが低いとみなしています。当グループの会計方針では、そのような金融商品に関しては 12 カ月の予想信用損失を測定します。ただし、組成以降に信用リスクが著しく増大している場合、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金が認識されます。当グループは、負債性金融商品の信用リスクが著しく増大しているか否かの評価、また、予想信用損失の見積りにあたり優良信用格付機構の格付けを使用しています。

IFRS 7.35F(a)
IFRS 7.35G(aXii)
IFRS 9.B5.5.22-27

注釈

IFRS 第 9 号に含まれる簡便法により、金融商品の信用リスクが低い場合には、報告日時点で当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。信用リスクが低いという概念は、優良な金融商品の信用リスクの変動を追跡することを免除するためのものである。この簡便法の適用は任意であり、金融商品ごとに適用を選択することができる。

当グループは、契約上の支払いの期日経過が 90 日となった場合に金融資産が債務不履行に陥っているものとみなしています。ただし、内部又は外部の情報によって、当グループが保有する信用補完を考慮に入れずに、未払いである契約上の金額の全額を受領する可能性が低いことが示される場合も金融資産が債務不履行に陥っているものとみなすことがあります。金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収することが合理的に見込まれない場合に直接償却されます。

IFRS 7.35F(b)
IFRS 9.5.5.9
IFRS 9.B5.5.37

ii) 金融負債

当初認識及び測定

金融負債は当初認識時、その内容に応じて、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債、ローン及び借入金、又は有効なヘッジにおけるヘッジ手段に指定されたデリバティブに分類しています。

IFRS 7.6
IFRS 7.21

すべての金融負債は公正価値で当初認識され、ローン及び借入金の場合には、直接帰属する取引費用を控除して算定しています。

IFRS 9.5.1.1

当グループの金融負債には、買掛金及びその他の営業債務、当座借越を含む借入金及びデリバティブ金融商品が含まれています。

事後測定

金融負債は事後測定期、以下の 2 つの区分に分類しています。

- ▶ 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債
- ▶ 償却原価で測定する金融負債(ローン及び借入金)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債が含まれています。

IFRS 9.4.2.1(a)

金融負債は、短期間で売却する目的で取得された場合、売買目的保有に分類しています。当該分類には、IFRS 第 9 号に定義されるヘッジ関係においてヘッジ手段に指定されていない当グループが契約締結したデリバティブ金融商品を含めています。区分処理された組込デリバティブも有効なヘッジ手段であると指定されない限り、同様に売買目的保有に分類しています。

売買目的保有の金融負債に関する利得及び損失は、純損益で認識しています。

IFRS 9.5.7.1

IFRS 第 9 号の要件が満たされた場合にのみ、金融負債は当初認識日において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定しています。なお、当グループは、いかなる金融負債も純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定していません。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

償却原価で測定する金融負債（ローン及び借入金）

利付ローン及び借入金の分類は、当グループと最も関連性のある分類です。利付ローン及び借入金は当初認識後、実効金利法により償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は純損益で認識しています。

IFRS 9.4.2.1

IFRS 9.5.7.2

償却原価の計算にあたっては、実効金利の算定上、取得に際してのプレミアム又はディスカウントを考慮し、また実効金利の不可分な一部である手数料及びその他のコストを含めています。連結損益計算書上、実効金利法による償却額は金融費用に計上しています。

利付ローン及び借入金に関する内容については、注記 21 に記載しています。

認識の中止

金融負債は、義務が履行されるか、免除されるか、又は失効した場合に認識を中止しています。既存の金融負債が、当初貸手との間で実質的に異なる条件の負債に交換された場合、もしくはその条件が実質的に変更された場合には、そのような交換又は変更は、原負債の認識の中止及び新たな負債の認識として取り扱われ、これらの帳簿価額の差額を純損益で認識しています。

IFRS 9.3.3.1

IFRS 9.3.3.3

IFRS 9.3.3.2

iii) 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在しており、かつ純額で決済する意図、もしくは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合にのみ相殺され、連結財政状態計算書において純額で表示しています。

IAS 32.42

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

q) デリバティブ及びヘッジ会計

当初認識及び事後測定

当グループは、為替リスク、金利リスク及びコモディティ価格リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約及び商品先渡契約といったデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で再測定しています。デリバティブは、その公正価値が正の場合には金融資産として、負の場合には金融負債として計上しています。デリバティブの公正価値の変動から生じた利得又は損失は、純損益で認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益で認識した後に、ヘッジ対象が純損益に影響を及ぼす時点で純損益に振り替えています。

IFRS 9.5.1.1
IFRS 7.21

ヘッジ会計の適用にあたり、ヘッジは以下のいずれかに分類しています。

- ▶ 公正価値ヘッジ（認識された資産もしくは負債又は未認識の確定約定の公正価値変動に対するエクスポージャーをヘッジする場合） IFRS 9.6.5.2(a)
- ▶ キャッシュ・フロー・ヘッジ（認識された資産もしくは負債又は可能性が非常に高い予定取引に関連する特定のリスク、又は未認識の確定約定における為替リスクに起因するキャッシュ・フローの変動に対するエクspoージャーをヘッジする場合） IFRS 9.6.5.2(b)
- ▶ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ IFRS 9.6.5.2(c)

当グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジの実施にあたり、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っています。

- ▶ 当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要件を満たしているかどうかを評価する方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析とヘッジ比率の決定方法を含む）が含まれます。ヘッジ関係は、次の有効性の要件すべてを満たしている場合にヘッジ会計に適格となります。ヘッジ対象とヘッジ手段の間に「経済的関係」があること IFRS 9.6.4.1
- ▶ 信用リスクの影響が、その経済的関係から生じる「価値の変動の大部分を占める」ことがないこと
- ▶ ヘッジ関係のヘッジ比率が、当グループが実際にヘッジするヘッジ対象の量と、企業がヘッジ対象の当該数量をヘッジするために実務に使用するヘッジ手段の量の比率と同じであること

ヘッジ会計の適格要件のすべてを満たすヘッジは、以下のように会計処理しています。

公正価値ヘッジ

ヘッジ手段の公正価値の変動は、連結損益計算書上、その他の費用として計上しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書上、その他の費用として計上しています。

IFRS 9.6.5.8
IFRS 9.6.5.10

償却原価で計上される項目に関連する公正価値ヘッジの場合、ヘッジ対象の帳簿価額に対する修正額は、実効金利法を使用したヘッジの残存期間にわたって純損益を通じて償却しています。実効金利による償却は修正時点から直ちに開始できますが、遅くとも、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動に係る修正が行われなくなるまでに開始しています。

ヘッジ対象の認識が中止された場合には、公正価値の変動に起因する修正額の未償却部分は直ちに純損益で認識しています。

未認識の確定約定がヘッジ対象に指定された場合には、ヘッジされるリスクに起因する確定約定の公正価値の事後的な累積変動額は、資産又は負債として認識されるとともに、対応する利得又は損失を純損益で認識しています。

IFRS 9.6.5.9

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は、その他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジに係る剰余金で IFRS 9.6.5.11 認識していますが、非有効部分は直ちに連結損益計算書に計上しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額とヘッジ対象の公正価値の変動累計額のいずれか低い方の金額に修正しています。

当グループは、コモディティ価格の変動に対するエクスポージャーのヘッジ手段として商品先渡契約を利用し、また予定取引及び確定約定から生じる為替リスクに対するエクspoージャーのヘッジ手段として、為替予約を利用してしています。為替予約に関連する非有効部分は、その他の費用として計上され、コモディティ契約に関連する非有効部分は、その他の営業収益又はその他の営業費用に計上しています。詳細は注記 21.3 に記載しています。

当グループは、先渡契約の直物要素のみをヘッジ手段として指定しています。先渡要素についてはその他の包括利益に認識し、資本におけるヘッジ・コスト剰余金に累積しています。 IFRS 9.6.5.16

その他の包括利益に累積された金額は、基礎となるヘッジ対象取引の性質に応じて会計処理しています。ヘッジ対象取引が非金融項目の認識につながる場合には、資本に累積された金額は、資本の独立の内訳項目から、ヘッジ対象資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えられます。これは組替調整額ではなく、当該期間のその他の包括利益に認識されることはありません。これは、ヘッジ対象である非金融資産又は非金融負債の予定取引が、公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定となった場合にも適用されます。 IFRS 9.6.5.11

その他のキャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、その他の包括利益に累積された金額を、ヘッジ対象であるキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に組替調整額として純損益に振り替えています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益に累積された金額は、ヘッジ対象である将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合にはそのままその他の包括利益に計上します。それ以外の場合には、直ちに組替調整額として純損益に振り替えます。ヘッジ会計の中止後は、ヘッジ対象であるキャッシュ・フローが発生した時点で、その他の包括利益に残存している累積金額は、基礎となる取引の性質に応じて上記のように会計処理する必要があります。

純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジも含め、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しています。ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識するのに対し、非有効部分は純損益で認識しています。資本で認識された利得又は損失の累積額は、在外営業活動体の処分時に純損益に振り替えています。 IFRS 9.6.5.13
IFRS 9.6.5.13

当グループは、在外子会社に対する投資から生じる為替リスクに対するエクspoージャーのヘッジ手段として、借入金を利用しています。詳細は注記 21.3 に記載しています。

r) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しています。 IAS 2.36(a)

各棚卸資産について、現在の場所及び状態に至るまでに発生した費用は、以下のとおり会計処理しています。 IAS 2.9
IAS 2.10

▶ 原材料：先入先出法による購入原価 IAS 2.25

▶ 製品及び仕掛品：直接材料費及び直接労務費、ならびに正常生産能力に基づく製造間接費の配賦額（借入コストを除く） IAS 2.12
IAS 2.13

棚卸資産の原価には、原材料の購入に関連して、その他の包括利益で認識された適格なキャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失の振替額が含まれます。 IFRS 9.6.5.11(dxi)

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。 IAS 2.6

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

s) 非金融資産の減損

非金融資産の減損に関しては、下記の注記において追加の開示を行っています。

▶ 重要な仮定	注記 3
▶ 有形固定資産	注記 17
▶ 無形資産	注記 19
▶ のれん及び耐用年数を確定できない無形資産	注記 20

注釈

IFRS 第 16 号 33 項に基づき、使用権資産は IAS 第 36 号「資産の減損」の減損規定の対象となる。

IFRS 第 15 号 101 項に基づき、契約獲得のためのコスト又は契約の履行のためのコストに関する認識された資産は減損テストの対象となる。減損は、資産の帳簿価額が、関連する財及びサービスの提供と交換に企業が受け取ると見込んでいたりの対価の金額から、それらの財及びサービスの提供に直接関係する残りのコストを控除した金額を上回る場合に存在していることになる。当グループには、資産化の要件を満たす契約獲得のためのコスト又は契約の履行のためのコストは生じていない。企業は、契約獲得のためのコスト及び契約の履行のためのコストに関する認識された資産が重要である場合、減損に関する会計方針を開示する必要がある。

当グループは、各報告期間の末日に、資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定しています。減損の兆候が存在する場合、又は資産の減損テストを毎年行う必要がある場合、当グループは当該資産の回収可能価額を見積ります。資産の回収可能価額は、資産又は CGU の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額です。回収可能価額は、資産が他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合を除き、個別の資産ごとに決定しています。資産又は CGU の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、資産は減損しているとみなされ、回収可能価額まで評価減されます。

使用価値の算定にあたって、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値まで割り引いています。処分コスト控除後の公正価値の算定には、最近の市場取引を考慮していますが、観察可能な市場取引が存在しない場合には、適切な評価モデルを使用しています。回収可能価額の算定は、マルチプル法、市場株価法、又はその他の入手可能な公正価値指標に基づいています。

当グループは、関連する個々の資産を含む CGU のそれぞれに対して別個に作成された直近の予算及び見積り計算に基づいて減損損失を算定しています。これらの予算及び見積り計算は、通常、5 年を対象期間としています。6 年目以降の将来キャッシュ・フローについては、長期成長率を使用して算定しています。

継続事業から生じた減損損失は、過年度に再評価差額金がその他の包括利益に計上されている固定資産を除き、減損した資産の機能に応じた費用区分に計上しています。再評価差額金がその他の包括利益に計上された資産の場合は、減損についても過去に計上された再評価差額金を上限として、その他の包括利益で認識されます。

のれん以外の資産については、過年度に認識した減損損失がもはや存在しない、又は減少している可能性を示す兆候の有無を、各報告期間の末日に判定しています。当該兆候が存在する場合、当グループは資産又は CGU の回収可能価額を見積ります。当グループは、直近で減損損失が認識された後に、資産の回収可能価額の決定に用いた仮定に変更があった場合にのみ、資産の帳簿価額がその回収可能価額、及び仮に過去に減損損失が認識されていなかったとした場合の帳簿価額(減価償却控除後)を超えない範囲で、過去に認識した減損損失を戻し入れています。また、資産が再評価額で計上されている場合、減損の戻入額は再評価差額金の増加として処理されますが、そうでない場合には、減損の戻入額は純損益で認識しています。

のれんは毎年 10 月 31 日時点、及び帳簿価額が減損している兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。

のれんに関する減損は、当該のれんが関連する CGU(又は CGU のグループ)の回収可能価額を評価して決定しています。CGU の回収可能価額がその帳簿価額を下回る場合、減損損失が認識されます。のれんに関する減損損失は、事後的に戻し入れることはできません。

耐用年数を確定できない無形資産に関しては、状況に応じて個別に又は CGU のレベルで、毎年 10 月 31 日時点で減損テストを実施しています。また、帳簿価額が減損している兆候がある場合にも減損テストを行います。

IAS 36.6
IAS 36.9
IAS 36.66
IAS 36.59

IAS 36.59

IAS 36.30

IAS 36.55

IAS 36.6

IAS 36.30
IAS 36.55
IAS 36.6

IAS 36.35

IAS 36.33

IAS 36.35

IAS 36.60

IAS 36.61

IAS 36.110

IAS 36.114

IAS 36.117

IAS 36.119

IAS 36.10(b)

IAS 36.104

IAS 36.124

IAS 36.10(a)

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

注釈

IAS 第 36 号 96 項では、のれんを配分した CGU について毎期行う減損テストは、毎年同じ時期に実施する限り、年度中のどの時点でも実施してもよいとされている。異なる CGU は別々の時期に減損テストを実施することができる。

有形固定資産、耐用年数が確定できる無形資産及び耐用年数が確定できない無形資産の減損に関して、IFRS 第 1 号には初度適用時の免除規定は設けられていない。したがって、初度適用企業はこれらの資産について、減損の兆候又は過去に認識された減損の戻入れの兆候の有無を判断する必要がある。減損の兆候又は戻入れの兆候が存在する場合には、IAS 第 36 号に従い減損テストを実施し、回収可能価額を算定した上で減損損失又はその戻入れを認識する必要がある。

初度適用企業が IFRS 第 3 号の遡及適用に関する IFRS 第 1 号の免除規定を適用する場合には、IFRS 移行日において IAS 第 36 号「資産の減損」に従ってのれんの減損テストを実施する必要がある(IFRS 1.C4(g)(ii))。のれんの減損テスト及びその結果による追加の減損損失の認識は、IFRS 移行日現在の状況に基づいて行わなければならない。ただし、IFRS 第 1 号 C4(g)項に定められるのれんの減損テスト又は無形資産の組み替えによる一定の調整を除いて、IFRS 移行日におけるのれんの帳簿価額に対して追加の調整を行うことは認められないため留意する必要がある(IFRS 1.C4(h))。したがって、初度適用企業は従前の GAAP で認識したのれんの減損損失を戻し入れることはできない。

従前の GAAP において、企業はのれん以外の無形資産の償却を、企業結合日から開始していた場合がある。この償却方法が IFRS に準拠していない場合には、IFRS に準拠するように調整し、調整後の帳簿価額に IAS 第 36 号に定められている減損の規定を適用する必要がある。

IFRS 開始財政状態計算書を作成する際に企業が初めて減損損失を認識した、又は戻し入れた場合、企業の最初の IFRS 財務諸表には IAS 第 36 号「資産の減損」により求められる開示が含まれていなければならない。

t) 現金及び短期性預金

連結財政状態計算書における現金及び短期性預金は、手許現金及び当座預金ならびに満期が 3 ヶ月以内に到来する短期の流動性の高い預金のうち、容易に一定の金額に換金可能で、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わないもので構成されています。

IAS 7.6
IAS 7.7

IAS 7.46

連結キャッシュ・フロー計算書の作成目的上は当座借越が当グループの資金管理上不可分な一部と考えられるため、現金及び現金同等物は、現金及び短期性預金から未決済の当座借越を控除したもので構成されています。

u) 転換条項付優先株式

転換条項付優先株式は、契約条件に基づき負債要素と資本要素に区分しています。

IFRS 7.21
IAS 32.18
IAS 32.28

転換条項付優先株式の発行に際して、負債要素の公正価値は、同一条件の転換条項のない商品の市場レートを使用して算定しています。当該金額は取引費用を控除した上で、転換又は償還により消滅するまで、償却原価で測定される金融負債に分類しています。

発行額の残額は転換権に配分し、取引費用控除後の金額で資本に計上しています。取引費用は、関連する法人所得税控除後の金額で資本から控除しています。転換権の帳簿価額が、事後的に再測定されることはありません。

IAS 32.35
IAS 32.AG31(a)

取引費用は、当該転換条項付優先株式の当初認識時に、その発行額の負債要素と資本要素への配分割合に基づいて、負債と資本に配分しています。

IAS 32.38

v) 自己株式

当初発行後に再取得した自己の資本性金融商品(自己株式)は、取得原価で認識し、資本から控除しています。当グループの自己株式の購入、売却、発行又は消却時には、これらに関する利得又は損失は純損益に一切認識されません。なお、自己株式が再発行された場合、帳簿価額と売却対価との差額は、株式払込剰余金として認識しています。当グループが有する自己株式について議決権は付与されず、また配当も割り当てられません。

IAS 32.33

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

w) 引当金

全般

引当金は、当グループが過去の事象の結果として現在の法的債務又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しています。また、保険契約に基づく保険金の支払いのように、当グループが引当金の全部もしくは一部が補填されると予測している場合、当該補填は、その受取りがほぼ確実である場合に限り、個別の資産として認識しています。引当金に関する費用は、当該補填を相殺した純額で連結損益計算書に表示しています。

IAS 37.14

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合、引当金は、当該負債に特有のリスクを反映させた現在の税引前割引率で割引っています。割引計算が行われる場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しています。

IAS 37.45

製品保証引当金

当グループは、法令に基づき、通常、顧客との契約において、販売時に存在する欠陥に対する一般的な修理に関する製品保証を提供しています。こうした品質保証型の製品保証に関連する引当金は、顧客への製品の販売時又はサービス提供時に認識し、当初認識は過去の経験に基づいています。当該製品保証関連費用に関する見積りは毎年見直しています。

IAS 37.53

IAS 37.54

リストラクチャリング引当金

リストラクチャリング引当金は、当グループが推定的債務を負う場合にのみ計上しています。これは、(i)詳細な正式な計画により、関係する事業又は事業の一部、影響を受ける従業員の勤務地及び従業員数、関連するコストの詳細な見積り、及び適切な工程表が明確になり、(ii)当該従業員に計画の主要な特徴を周知した時点です。

IAS 37.71

IAS 37.72

廃棄引当金

当グループは、耐火素材を生産する工場設備の建設に関連して生じる廃棄費用に関する引当金を計上しています。廃棄費用は、見積キヤッシュ・フローに基づき、債務を決済するために必要と予測される費用の現在価値として算定され、関連する資産の取得原価の一部に含められています。

IAS 16.16(c)

IAS 37.45

IAS 37.47

IFRIC 1.8

IAS 37.59

IFRIC 1.5

見積キヤッシュ・フローは、廃棄負債に固有のリスクを反映する現在の税引前割引率で割引っています。割引の振戻しは時の経過に応じて、連結損益計算書上、金融費用として計上しています。将来の見積廃棄費用は毎年見直し、必要に応じて修正しています。将来の見積費用もしくは適用された割引率の変動は、当該資産の取得原価に加減しています。

温室効果ガス排出権

当グループは、欧州排出量取引制度に基づき、欧州内の特定の国において無償の排出権を受領しています。当グループは、年度毎に付与される当該権利と引き換えに、実際の排出量に相当する権利の支払が義務付けられます。当グループは、付与された排出権に対して純額で負債を認識するアプローチを採用しています。したがって、引当金は、実際の排出量が現在保有している排出権割当額を超過した場合にのみ認識されます。排出費用はその他の営業費用として認識しています。排出権を外部から購入する場合には、払戻権として取得原価で計上するとともに、対応する排出負債を計上しています。当該負債は公正価値で再測定し、その変動は純損益で認識しています。

IAS 8.10

不利な契約

当グループが不利な契約を有する場合、当該契約による現在の債務を引当金として認識及び測定しています。ただし、不利な契約に対して個別の引当金を設定する前に、当該契約に専用の資産に生じた減損損失を認識します。

IAS 37.66

IAS 37.69

不利な契約とは、契約による債務を履行するための不可避的な費用（すなわち、契約を有しているために支払いを避けることができない費用）が、契約上の経済的便益を超過している契約をいいます。契約による不可避的な費用には、契約を終了するための最小の正味コストを反映しています。最小の正味コストとは、契約履行の費用と契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方の金額です。契約履行の費用は、契約に直接関連するコスト（すなわち、増分コスト及び契約活動に直接関連するコストの配分額の両方）から構成されています。

IAS 37.68

注釈

IAS 第 37 号は、補填がある引当金に関する費用の表示について、補填控除後の純額での表示、又は総額での表示のいずれの方法も認めている。当グループは、補填控除後の費用を表示することを選択している。

2005 年 6 月に IFRIC 第 3 号「排出権」が廃止された。現時点では、排出権に関する具体的な指針が存在しないため、企業は目的適合かつ信頼性のある情報となるように会計方針を策定しなければならない。当グループは、IAS 第 20 号 24 項に基づいて純額で負債を認識している。一方で、受領した排出権は、無形資産として公正価値で認識することも可能である。この場合、IAS 第 38 号により求められる開示をすべて行う必要がある。

IFRS 第 15 号には、不利な契約又は不利な契約となった契約に関する特定の規定は含まれていない。不利な契約の識別と測定には、IAS 第 37 号の規定が適用される（IAS 第 37 号 5 項(g)）。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

電気・電子機器廃棄物 (Waste Electrical and Electronic Equipment : WEEE)

IFRIC 6

当グループは、「電気・電子機器の廃棄に関する欧州議会及び理事会指令」にて定義される電子機器の供給者です。当該指令は、各加入国によって定められた日付より前に一般家庭に販売された機器の廃棄物管理（過去の廃棄物）と、その日付以降に一般家庭に販売された機器の廃棄物管理（新たな廃棄物）を区分しています。過去の廃棄物に関する予測管理費用に係る引当金は、当グループが各加入国によって定められた測定期間に中に市場に参加し、かつ、その費用が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。当該費用は連結損益計算書上、その他の営業費用として計上しています。

新たな廃棄物に関する予測管理費用に係る引当金は、指令の適用対象となる製品が販売され、処分費用が信頼性をもつて測定できる場合に認識しています。債務が消滅するか、決済されるか又は移転された場合、引当金の認識を中止します。当該費用は売上原価の一部として計上しています。

一般家庭ではなく企業に販売された機器に関しては、その廃棄物管理費用について当グループが責任を負ったときに引当金を認識しています。当該費用は、費用の性質を鑑みて、その他の営業費用又は売上原価として計上しています。

企業結合で認識される偶発負債

IFRS 3.56
IFRS 3.22
IFRS 3.23

企業結合で認識される偶発負債は公正価値により当初認識し、その後は、上記で記載した引当金の会計方針に従って認識される金額、又は当初認識された金額から、収益認識の会計方針に従って認識される償却累計額（該当がある場合）を控除した金額のうち、いずれか高い方の金額で測定しています。

x)

x) 年金及びその他の退職後給付制度

IAS 19.135

当グループは確定給付年金制度を採用しており、当該制度では独立管理されている基金への拠出が求められます。また、当グループは、米国の従業員に対して退職後医療給付を提供していますが、当該給付について基金は存在していません。

確定給付制度における給付費用は、予測単位積増方式により算定しています。

IAS 19.67

再測定は、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）、資産上限額の影響（確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）により構成され、連結財政状態計算書において直ちに認識し、発生した期間に対応する借方項目又は貸方項目は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に計上しています。再測定は、その後の期間において純損益に振り替えられません。

IAS 19.120(c)
IAS 19.127
IAS 19.122

過去勤務費用は、下記のいずれか早い時点において純損益で認識します。

IAS 19.102
IAS 19.103

- ▶ 制度改訂又は縮小が発生した時点
- ▶ 当グループが関連するリストラクチャリング費用を認識した時点

利息純額は、確定給付負債（資産）の純額に、割引率を乗じて計算しています。当グループは、下記の確定給付債務の純額に関する変動を、連結損益計算書上、機能別に売上原価、販売費及び管理費として計上しています。

IAS 19.123
IAS 19.134

- ▶ 勤務費用（当期勤務費用、過去勤務費用、縮小及び通常ではない清算に係る利得又は損失を含む）
- ▶ 利息費用又は利息収益の純額

注釈

企業は、解雇給付、従業員給付の補填及びリスク・シェアリングについて会計方針を開示することが求められている。しかし、当グループには該当するものがいたため、そのような給付に関する開示は行われていない。企業は、それぞれの従業員給付の内容を評価し、関連する開示を行う必要がある。

IAS 第 19 号は、勤務費用又は利息の純額について、損益計算書上どのように表示すべきかを定めていない。IAS 第 1 号は、従業員給付費用の構成要素を、損益計算書において分解して表示することを認めているが、要求はしていない。利息の純額は、改訂前の IAS 第 19 号における割引の振り戻しである利息費用及び制度資産に係る期待収益とは異なる。企業は、利息の純額に関する表示の方針を策定するにあたり、IAS 第 8 号 10 項の規定を適用しなければならない。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.3 重要な会計方針の要約（続き）

y) 株式報酬

当グループは従業員（上級幹部を含む）に対して、持分決済型の株式報酬制度（持分決済型取引）を導入しています。また、当グループは事業開発グループに所属する従業員に対して、現金でのみ決済可能な株式増価受益権（現金決済型取引）を付与しています。

IFRS 2.44

持分決済型取引

持分決済型取引の費用は、適切な評価モデルにより算出された付与日における公正価値により測定しています。これについては、注記 33 でさらに詳しく説明しています。

IFRS 2.7
IFRS 2.10

当該費用は、勤務条件及び業績条件（該当する場合）が充足される期間（すなわち、権利確定期間）にわたり従業員給付費用（注記 13.7）として認識し、対応する金額は資本の部のその他の資本剰余金に計上しています。権利確定日までの各報告日時点での持分決済型取引に関して認識される費用の累計額は、権利確定期間のうち既経過分及び最終的に権利確定すると見積られている資本性金融商品の数を反映しています。各報告期間の末日における連結損益計算書上の費用計上額もしくは戻入額は、当該期間の期首と期末時点の費用累計額の差額です。

IFRS 2.19
IFRS 2.20

勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件は、報酬の付与日時点の公正価値を算定する際には考慮していませんが、最終的に権利確定する資本性金融商品の数の最善の見積りの一環として、それらの条件が充足される可能性を評価しています。株式市場条件は、付与日時点の公正価値に反映されています。報酬に関するものの、関連する勤務要件を伴わないそれ以外の条件は、権利確定条件以外の条件とみなしています。権利確定条件以外の条件については、報酬の公正価値に反映されており、他に勤務条件や業績条件がある場合を除き、費用を直ちに認識しています。

IFRS 2.21

株式市場条件以外の業績条件や勤務条件が満たされていないために最終的に権利確定しない報酬に関しては、費用は認識されません。報酬に株式市場条件又は権利確定条件以外の条件が含まれている場合、その他のすべての業績条件及び（又は）勤務条件が満たされている場合には、当該株式市場条件や権利確定条件以外の条件の充足の有無にかかわらず権利が確定したものとして取り扱います。

IFRS 2.21A
IFRS 2.27

持分決済型報酬取引に対して条件変更が行われた場合、当初の権利確定条件が充足されていることを条件として、条件変更前の報酬に係る付与日時点の公正価値を最低限の費用として認識しています。株式報酬の公正価値の総額を増加させる条件変更、あるいは従業員にとって有利なその他の条件変更が行われた場合には、条件変更日に測定した追加の費用を認識しています。当社又は相手方が報酬の取り消しを行った場合、当該報酬の公正価値のうち、残りの部分を直ちに費用として純損益に費用計上します。

IFRS 2.28
IFRS
2.B42-B44
IAS 33.45

未行使のオプションは、希薄化後 1 株当たり利益の計算に含めています（注記 16 を参照）。

現金決済型取引

現金決済型取引の公正価値について負債を認識しています。公正価値は、当初認識時に測定するとともに、決済されるまでの各報告期間の末日及び決済日に再測定し、その変動額を従業員給付費用として計上しています（注記 13.7 を参照）。公正価値は、権利確定日までの期間にわたって費用及び負債として認識しています。なお、当該公正価値は二項モデルを使用して算出しています（詳細は注記 33 参照）。持分決済型取引を測定する際に権利確定条件の会計処理に用いられるアプローチは、現金決済型取引にも適用されます。

IFRS 2.30
IFRS 2.32
IFRS 2.33

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用

注釈

本注記は、企業が IFRS への移行について説明する際の一例である。この開示例の様式は、IFRS 第 1 号適用ガイダンスの設例 11 に基づいている。なお、この開示例では、初度適用時に潜在的に開示が求められるすべての調整項目を説明することは意図しておらず、また実際にすべての調整項目を説明していない点に留意されたい。

IAS 1.23

2019年12月31日に終了する年度に関する連結財務諸表は、当グループがIFRSに準拠して作成した最初の連結財務諸表です。2018年12月31日に終了する年度及びそれまでのすべての期間について、当グループは日本国において一般に公正妥当と認められる会計原則（従前のGAAP）に準拠して連結財務諸表を作成していました。

したがって、重要な会計方針の要約に記載のとおり、当グループは2018年12月31日に終了する事業年度の比較情報とともに、2019年12月31日現在において有効なIFRSに準拠して連結財務諸表を作成しています。連結財務諸表の作成にあたり、当グループはIFRSへの移行日である2018年1月1日現在の開始財政状態計算書を作成しています。本注記では、従前のGAAPに基づいた2018年1月1日現在の連結財政状態計算書及び2018年12月31日に終了する年度の連結財務諸表を修正再表示する際に、当グループが行った主な調整について説明しています。

注釈

IFRS第1号では、IFRS開始財政状態計算書、及び最初のIFRS財務諸表(IFRSに準拠している旨の明示的かつ無限定の記述により、IFRSを最初に適用した財務諸表)に表示されるすべての期間を通じて、同一の会計方針を適用することが求められる。これらの会計方針は、IFRS第1号で規定されている場合(たとえば、IFRS第1号における例外規定により遡及適用が禁止される場合や、初度適用時の任意の免除規定を適用する場合)を除き、最初のIFRS報告期間の末日現在で有効なIFRSに準拠していかなければならない。企業は、過去に有効であった異なるバージョンのIFRSを適用してはならない。ただし、いまだ強制適用されていないが、早期適用が認められている新たなIFRSを適用することはできる。

免除規定の適用

IFRS第1号は、初度適用企業に対して、一定のIFRSの規定の遡及適用の免除を認めています。

当グループは以下の免除規定を適用しています。

- ▶ 2018年1月1日より前に行われた、IFRSに定められる事業の定義を満たす子会社の取得、又は関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分の取得に対して、IFRS第3号「企業結合」を適用していません。この企業結合に関する免除規定の適用により、IFRSにおいて認識することが求められる資産及び負債について、従前のGAAPに基づく帳簿価額が取得日におけるみなし原価とされています。取得日後の測定は、IFRSに従って行われます。IFRSにおける認識要件を満たさない資産及び負債は、IFRS開始財政状態計算書から除去されます。IFRSの認識要件に基づき検討した結果、当グループが従前のGAAPに基づき認識していなかったが新たに認識した項目又は従前認識していたが認識を中止した項目はありません。

IFRS 1.C1
IFRS 1.C4(b)-(f)

IFRS 1.C4(g)-(h)

また、IFRS第1号は、IFRS開始財政状態計算書において、従前のGAAPに基づくのれんの帳簿価額を引き継ぐことを求めていました(ただし、のれんの減損、及び無形資産の認識又は認識の中止による調整を除く)。IFRS第1号に従い、IFRS移行日においてのれんの減損テストを実施した結果、当グループは、2018年1月1日現在においてのれんの減損を認識していません。

注釈

企業結合（IFRS第1号 付録C）

IFRS 第 1 号により、初度適用企業は、IFRS 移行日より前に行われた過去の企業結合に対して、IFRS 第 3 号を遡及適用しないことを選択できる。ただし、IFRS 第 3 号を遡及適用しないことを選択した場合であっても、過去の企業結合に関する従前の GAAP に基づくすべての金額をそのまま引き継げるわけではなく、従前の GAAP に基づいて認識された資産及び負債に対して一定の調整が必要になる場合があるため留意が必要である。たとえば、IFRS 第 1 号は、当該免除規定を適用した場合に必要とされるのれんに対する調整(のれんの減損を含む)について規定している。

初度適用企業が当該免除規定を適用せず、IFRS 第 3 号に従って企業結合を修正再表示する場合には、過去のすべての企業結合又は選択した一定の日以後に行われたすべての企業結合を修正再表示しなければならず、また IFRS 第 10 号も同日から併せて適用しなければならない。

IFRS 第 3 号は、企業結合を厳密に定義している。したがって、IFRS における企業結合の定義を満たさない取引(たとえば、資産の取得)が、従前の GAAP において企業結合として会計処理されている可能性がある。初度適用企業は、従前の GAAP において企業結合として会計処理されていたが、IFRS においては企業結合とみなされないすべての取引を修正再表示しなければならない。

企業結合に関する免除規定は、関連会社に対する投資やジョイント・ベンチャーに対する持分の過去の取得にも適用される。ただし、初度適用企業が企業結合を遡及的に修正再表示することを選択している場合には、当該遡及適用が行われる一定の日以降に発生した関連会社に対する投資やジョイント・ベンチャーに対する持分の取得についても、同様に修正再表示しなければならない。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

- ▶ 当グループは、IFRS移行日より前に行われた企業結合から生じた公正価値への修正額及びのれんに対してIAS第21号「外国為替レート変動の影響」を遡及適用していません。このような公正価値への修正額及びのれんは、被取得企業の資産及び負債ではなく、初度適用企業の資産及び負債として取り扱われています。したがって、当該資産及び負債は、すでに初度適用企業の機能通貨で表示されているか、又は非貨幣性外貨項目であるため、追加で換算差額は生じません。

IFRS 1.C2

注釈

企業結合一公正価値への修正額及びのれんの外貨換算（IFRS 1.C2）

IFRS第1号では、IFRS移行日より前に行われた企業結合から生じた公正価値への修正額及びのれんに対して、IAS第21号の遡及適用を免除する規定を設けている。初度適用企業（親会社）が公正価値への修正額及びのれんに対して、IAS第21号を遡及適用しない場合には、それらを被取得企業の資産及び負債ではなく、当該親会社の資産及び負債として取り扱う。そのため、当該公正価値への調整額及びのれんは、すでに親会社の機能通貨で表示されているか、又は非貨幣性外貨項目として従前のGAAPに従って適用されていた為替レートを使用して報告される。この免除規定は、すでにIFRSを適用している企業が、改訂IAS第21号を初めて適用する際に認められた類似の経過規定を、初度適用企業にも認めるものである。

- ▶ 従前のGAAPに準拠した連結財政状態計算書において、投資不動産以外の土地及び建物は、2016年12月31日時点の評価額で計上されています。当該評価額は、再評価日時点の公正価値とおおむね同等であったため、当グループは、この評価額を当該日現在のみなし原価として使用することを選択しています。

IFRS 1.D6

注釈

みなし原価—従前のGAAPに基づく再評価額（IFRS 1.D6及びD7）

以下の資産について、従前のGAAPに基づく再評価額が再評価日の時点で、「(a)公正価値」、もしくは、「(b)IFRSによる原価又は償却後原価を、たとえば、一般物価指数又は個別物価指数により調整したもの」、のいずれかとおおむね同等であった場合には、当該再評価額を再評価日現在におけるみなし原価として使用することができる。

- ▶ 有形固定資産項目
- ▶ 原価で測定される投資不動産
- ▶ 使用権資産
- ▶ (i)IAS第38号「無形資産」の認識要件、及び(ii)IAS第38号の再評価の要件、を満たす無形資産

- ▶ 有形固定資産の一部の項目は、IFRS移行日現在の公正価値で測定されています。

IFRS 1.D5

注釈

みなし原価—有形固定資産の公正価値（IFRS 1.D5）

初度適用企業は、IFRS移行日現在で、特定の有形固定資産項目を公正価値で測定することを選択できる。この免除規定は項目ごとに適用可能であることに留意する必要がある。IAS第16号「有形固定資産」では、認識における測定単位、すなわちどのような項目が有形固定資産項目を構成するか定めていない。したがって、企業特有の状況を踏まえ、認識要件を適用するにあたり判断が必要になると規定している。そのため、初度適用企業はみなし原価に関する免除規定を、一部の有形固定資産に対して適用することも、すべての有形固定資産に対して適用することもできる。

- ▶ すべての在外営業活動体に関する累積換算差額は、2018年1月1日現在でゼロとみなしています。

IFRS 1.D13

注釈

累積換算差額（IFRS 1.D13）

初度適用企業は、在外営業活動体に関する累積換算差額（すなわち、IFRS 移行日現在で存在していた累積換算差額）の認識については、IAS 第 21 号の規定に従う必要はない。初度適用企業がこの免除規定を適用する場合には、

- (a) すべての在外営業活動体に関する累積換算差額を、IFRS 移行日現在でゼロとみなす
- (b) IFRS 移行日後の在外営業活動体の処分による損益には、IFRS 移行日前に生じた換算差額を含めず、当該日後の換算差額のみを含めなければならない

この免除規定は、関連するヘッジに関する利得及び損失を含め、在外営業活動体の換算から生じたすべての累積換算差額に適用される。したがって、この免除規定を適用する企業は、当該免除規定を純投資ヘッジに関する累積換算差額にも適用しなければならない。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

- ▶ 2002年11月7日以前に付与された資本性金融商品、及び2002年11月7日より後に付与され、かつ2018年1月1日より前に権利が確定した資本性金融商品について、IFRS第2号「株式報酬」は適用されていません。現金決済型株式報酬取引について、2018年1月1日より前に決済された負債に対して、IFRS第2号を適用していません。 IFRS 1.D2
IFRS 1.D3

注釈

株式報酬取引に関する免除規定（IFRS 1.D2-D3）

初度適用企業は、2002年11月7日以前に付与された資本性金融商品について、IFRS第2号「株式報酬」を適用することが奨励されるが要求はされない。また、初度適用企業は、2002年11月7日より後に付与された資本性金融商品のうち、(a)IFRS移行日又は(b)2005年1月1日のいずれか遅い日までに権利確定したものに対しては、IFRS第2号を適用することが奨励されるが要求はされない。ただし、初度適用企業による当該資本性金融商品に対するIFRS第2号の適用は、測定日(IFRS第2号で定義されている)現在で算定された当該資本性金融商品の公正価値を企業が開示している場合にのみ、選択することができる点に留意されたい。IFRS移行日現在で存在する、IFRS第2号が適用されていないすべての資本性金融商品の付与については、財務諸表利用者が株式報酬契約の内容及び範囲を理解できるように、初度適用企業はIFRS第2号44項及び45項に定められる情報を開示する。

IFRS第2号が適用されていない資本性金融商品の付与について条件変更を行い、かつ当該条件変更がIFRS移行日前に発生している場合、初度適用企業は、IFRS第2号の条件変更に関する規定の適用は求められない。

初度適用企業は、IFRS移行日前に決済された株式報酬取引によって発生している負債にIFRS第2号を適用することが推奨されるが要求はされない。また、初度適用企業は、2005年1月1日より前に決済された負債にIFRS第2号を適用することが推奨されるが要求はされない。IFRS第2号が適用される負債について、初度適用企業は、2002年11月7日よりも前の期間又は日に情報が関連する限り、比較情報を修正再表示する必要ない。

- ▶ 当グループは、2018年1月1日時点で存在する事実と状況に基づいて、2018年1月1日時点で存在するすべての契約にリースが含まれているか否かを判断しています。 IFRS 1.D9
- ▶ リース負債は、残りのリース料を2018年1月1日現在の借手の追加借入利子率で割り引いた現在価値で測定しています。使用権資産は、リース負債と同額で測定していますが、当該リースに関して2018年1月1日直前の財政状態計算書に前払リース料又は未払リース料が認識されていた場合には当該金額について調整しています。リース期間がIFRS移行日から12カ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースに関するリース料は、リース期間にわたりて定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。 IFRS 1.D9B
IFRS 1.D9D(b)
IFRS 1.D9D(c)

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

注釈

リース（IFRS 1.D9-D9E）

IFRS第1号では、初度適用企業が、IFRS移行日で存在する事実及び状況に基づいて、IFRS移行日に存在する契約にリースが含まれているか否かを判断することを認めている。

初度適用企業が、従前のGAAPに従い契約にリースが含まれているかどうかを判断しており、その判断の根拠がIFRS第16号を適用した際と同じになる場合には、当該判断を行った日がIFRS第16号に定められる日と異なっていたとしても、IFRSを適用する際に当該判断を利用することができます。

借手である初度適用企業がリース負債及び使用権資産を認識する際、IFRS第1号は初度適用企業がすべてのリースに以下のアプローチを適用することを認めている。

- (a) リース負債をIFRS移行日現在で測定する。このアプローチに従う借手は、当該リース負債を、残りのリース料をIFRS移行日現在の借手の追加借入利子率で割り引いた現在価値で測定しなければならない。
- (b) 使用権資産をIFRS移行日現在で測定する。借手は、リース1件ごとに、当該使用権資産を以下のうちいずれで測定するのかを選択しなければならない。
 - (i) IFRS第16号がリースの開始日から適用されていたかのようにして、帳簿価額で測定するが、IFRS移行日現在の借手の追加借入利子率で割り引く。
 - (ii) リース負債と同額（当該リースに関してIFRS移行日直前の財政状態計算書に認識していた前払リース料又は未払リース料の金額で調整後）
- (c) IAS第36号をIFRS移行日現在で使用権資産に適用する。

上記の規定にかかわらず、借手である初度適用企業は、IAS第40号「投資不動産」における投資不動産の定義を満たし、IFRS移行日からIAS第40号の公正価値モデルを用いて測定されるリースについては、使用権資産をIFRS移行日現在の公正価値で測定しなければならない。

借手である初度適用企業は、以下のうち1つ又は複数をリース1件ごとに適用してIFRS移行日に行うことができる。

- (a) 特性が合理的に類似したリース（たとえば、類似した経済環境における類似したクラスの原資産についての、残存リース期間が類似したリース）のポートフォリオに、単一の割引率を適用する。
- (b) リース期間がIFRS移行日から12カ月以内に終了するリースにD9B項の規定を適用しないことを選択できる。その代わりに、企業はこれらのリースをIFRS第16号6項に従って会計処理される短期リースであったかのように会計処理しなければならない（それらに関する情報の開示を含む）。
- (c) 原資産が少額であるリースにD9B項の規定を適用しないことを選択できる。その代わりに、企業はこれらのリースをIFRS第16号6項に従って会計処理しなければならない（それらに関する情報の開示を含む）。
- (d) 初期直接コストをIFRS移行日現在の使用権資産の測定から除外する。
- (e) 契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合にリース期間を算定する際などに、事後の判断を使用する。

- ▶ 当グループは、IAS第23号「借入コスト」の免除規定を適用し、IFRS移行日以後におけるすべての適格資産に係る借入コストを資産化しています。なお、当グループは、IFRS移行日前において従前のGAAPに基づき資産化した適格資産に係る借入コストを修正再表示していません。

IFRS 1.D23
IFRS 9.4.1.2A
IFRS9.5.7.1(b)
IFRS 9.5.7.5

注釈

借入コスト（IFRS 1.D23）

IFRS 第 1 号は、IAS 第 23 号の規定を、移行日又は IAS 第 23 号 28 項で認められている移行日より早い日から適用することを認める免除規定を設けている。この免除規定を適用する企業は、IAS 第 23 号の適用を開始する日から、

- ▶ 借入コストのうち、従前の GAAP に基づき資産化し、同日現在の資産の帳簿価額に含まれている部分を修正再表示してはならない
- ▶ 同日以後に発生した借入コストは、すでに建設中であった適格資産について同日以後に発生したものを含めて、IAS 第 23 号に従って会計処理しなければならない。

- ▶ 当グループは、2018年1月1日時点で存在する事実及び状況に基づき、資本性金融商品に対する投資（非上場の資本性金融商品を含む）を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品として指定しています。

IFRS 1.D19B

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

注釈

従前に認識した金融商品の指定（IFRS 1.29、29A及びD19-D19C）

IFRS第1号には、初度適用企業がIFRS移行日に金融資産及び金融負債を指定することを認める免除規定が定められている。

初度適用企業は、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、金融資産及び金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。初度適用企業は以下を開示する必要がある。

- ▶ そのように指定した金融資産又は金融負債の指定日現在の公正価値
- ▶ 従前の財務諸表における分類及び帳簿価額

初度適用企業は、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、資本性金融商品に対する投資を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債について、初度適用企業は、IFRS第9号5.7.7項の処理が純損益における会計上のミスマッチを生じさせるものかどうかを、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づいて判定しなければならない。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

注釈

当グループでは適用していないIFRS第1号の免除規定は、下記のとおりである。これらの免除規定の詳細については、弊社のIFRS解説書である「IFRS 国際会計の実務 International GAAP」で解説している。

保険契約（IFRS 1.D4）

初度適用企業は、IFRS第4号「保険契約」の経過措置を適用することができる。IFRS第4号は、保険契約に係る会計方針の変更により、信頼性を損なうことなく財務諸表利用者の経済的な意思決定のニーズへの目的適合性を高めることができる場合、又はそれらのニーズへの目的適合性を損なうことなく信頼性を高めることができる場合に、かつその場合にのみ、保険者が会計方針を変更することを認めている。保険者は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の規定に従い目的適合性及び信頼性を判断しなければならない。また、IFRS第4号は、開示について完全遡及適用からの一部免状（たとえば、クレーム・ディベロップメントなど）を認める規定を設けている。

みなし原価—契機となる事象（IFRS 1.D8）

民営化又は株式公開などの事象が最初のIFRS報告期間の期末日以前に発生し、それらの特定事象を契機として、資産及び負債の一部または全部を公正価値で測定していた場合には、その公正価値を当該事象の発生日現在のみなし原価として使用することができる。これら資産及び負債の事後測定には、IFRSが適用される。

みなし原価—石油・ガス資産（IFRS 1.D8A）

初度適用企業が従前のGAAPの下で、開発又は生産段階における石油・ガス資産の探査及び開発費用を広大な地理的単位のすべての資産を含むコストセンターとして会計処理していた場合、IFRS移行日現在における石油・ガス資産を以下のように測定することを選択できる。

- (a) 探査及び評価資産については、従前のGAAPにより算定された金額
- (b) 開発又は生産段階の資産については、従前のGAAPによりコストセンターとして算定された金額。企業は、この金額を当該日現在の埋蔵量又は埋蔵金額を基準として、当該コストセンターに属する資産に配分しなければならない。

上記(b)の免除規定を適用する初度適用企業は、その旨及び従前のGAAPにより算定された帳簿価額の配分の基礎を開示する必要がある。

みなし原価を用いた結果として、石油・ガス資産が回収可能価額より高い金額で測定されることを避けるために、当該免除規定を適用して評価された石油・ガス資産についてIFRS移行日現在で減損テストを実施しなければならない。

みなし原価—料金規制事業で使用される資産（IFRS 1.D8B）

料金規制の対象となる事業を営む初度適用企業は、料金規制事業で使用される有形固定資産又は無形資産の項目について、IFRS移行日現在で料金規制による調整を含む従前のGAAPにおける帳簿価額をみなし原価とすることを選択できる。IFRS移行日において、初度適用企業は、この免除規定を適用した各項目についてIAS第36号に従い減損テストを実施する必要がある。

子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資（IFRS 1.D14-D15A）

初度適用企業が、個別財務諸表において子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資を事後的に取得原価で測定する場合、IFRS開始財政状態計算書において、これらの投資をIAS第27号「個別財務諸表」に従って取得原価で測定するか、みなし原価(IFRS移行日現在の公正価値又は同日現在の従前のGAAPによる帳簿価額)で測定することができる。

このような投資をIAS第28号に記述される持分法の手続を用いて会計処理することを選択する初度適用企業については、

- (a) 初度適用企業は、IFRS第1号付録Cの免除規定を当該投資の取得に適用する。
- (b) 当該企業が個別財務諸表について連結財務諸表よりも先に初度適用企業となる場合、
 - (i) それが親会社よりも後であれば、企業は個別財務諸表においてD16項を適用しなければならない。
 - (ii) それが子会社よりも後であれば、企業は個別財務諸表においてD17項を適用しなければならない。

子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーの資産及び負債（IFRS 1.D16-D17）

子会社が親会社よりも後に初度適用企業となる場合には、当該子会社は、その財務諸表において、資産及び負債を親会社の連結財務諸表に計上されている金額（連結調整及び親会社が当該子会社を取得した際の企業結合の影響を除く）、又はIFRS第1号により算定された金額で測定しなければならない。関連会社又はジョイント・ベンチャーが、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対し重要な影響力又は共同支配を有している企業よりも後に初度適用企業となる場合にも、同様の選択が認められる。

親会社が子会社（又は関連会社もしくはジョイント・ベンチャー）よりも後に初度適用企業となる場合には、親会社の連結財務諸表上、当該子会社（又は関連会社もしくはジョイント・ベンチャー）の資産及び負債は、当該子会社（又は関連会社もしくはジョイント・ベンチャー）の財務諸表と同じ帳簿価額（連結及び持分法会計の調整ならびに親会社が当該子会社を取得した際の企業結合の影響を調整後）で測定しなければならない。

複合金融商品（IFRS 1.D18）

IFRS移行日において、複合金融商品の負債部分の残高がゼロとなっている場合、初度適用企業は、IAS第32号に従い金融商品を負債部分と資本部分に区分しないことができる。

金融資産又は金融負債の当初認識時の公正価値測定（IFRS 1.D20）

初度適用企業は、当初認識時の利得又は損失(Day1損益)の繰延に関するIFRS第9号B5.1.2A項(b)の規定を、IFRS移行日以後に行われる取引について将来に向かって適用することができる。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

注釈

有形固定資産の原価に算入される廃棄負債（IFRS 1.D21-D21A）

IAS第16号「有形固定資産」によれば、有形固定資産の原価には、棚卸資産を生産する以外の目的で使用した結果、有形固定資産を取得した時点又は特定の期間にわたり企業に生じる債務である、解体、撤去、又は敷地の原状回復費用の当初見積額が含まれる。

企業は、IFRIC第1号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に従い、廃棄、原状回復及びそれらに類似する負債の変動を関連資産の原価に加減する。

IFRS第1号は、IFRS移行日より前に生じた変動について免除規定を設けている。当該免除規定を適用する場合、廃棄負債は、IFRS移行日時点ではIAS第37号に従って測定される。また、IFRS移行日において、負債が最初に発生した時点で関連資産の原価に算入される金額を見積る。

初度適用企業が開発又は生産段階の石油・ガス資産についてみなし原価の適用を選択した場合（IFRS 1.D8A（b））、廃棄負債はIFRS移行日時点で測定され、測定金額と従前のGAAPに基づく帳簿価額との差額を利益剰余金で認識する。

IFRIC第12号に従って会計処理される金融資産又は無形資産（IFRS 1.D22）

IFRIC第12号「サービス委譲契約」を遡及的に適用することが実務上不可能である場合、初度適用企業はIFRIC第12号の経過措置を適用することができる。IFRIC第12号の経過措置では、金融資産及び無形資産の従前の帳簿価額を、減損テストを実施した上で、IFRS移行日における帳簿価額とすることが認められている。

資本性金融商品による金融負債の消滅（IFRS 1.D25）

債務者と債権者が金融負債の条件を再交渉した結果、債務者が債権者に資本性金融商品を発行することにより金融負債の全部又は一部を消滅させる場合、IFRIC第19号「資本性金融商品による金融負債の消滅」では、表示される最も早い比較対象期間の期首から本解釈指針の遡及適用を認める経過措置が設けられている。初度適用企業にも同様の免除規定が設けられており、IFRIC第19号をIFRS移行日から適用することができる。

深刻な超インフレーション（IFRS 1.D26-D30）

「深刻な超インフレーション」によりIFRS財務諸表を表示することができなかった企業は、初度適用企業と同様に取り扱われ、最初のIFRS財務諸表において、深刻な超インフレーションの影響を受けた資産及び負債について、その公正価値をみなし原価として使用することを選択できる。

共同契約（ジョイント・アレンジメント）（IFRS 1.D31）

初度適用企業は、IFRS第11号「共同支配の取決め」の経過措置を適用することができる。ただし、次の例外に従う必要がある。

- ▶ 初度適用企業は、IFRS第11号の経過措置をIFRS移行日現在で適用しなければならない。
- ▶ 比例連結から持分法に変更する場合、初度適用企業は、投資が減損している可能性があるという兆候があるかどうかにかかわらず、IFRS移行日現在でIAS第36号に従って投資の減損テストを実施しなければならない。これにより生じる減損は、IFRS移行日現在の利益剰余金の修正として認識しなければならない。

露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IFRS 1.D32）

初度適用企業は、IFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」の経過措置を適用することができる。この場合、IFRIC第20号で記載されている発効日とは、2013年1月1日又は最初のIFRS報告期間の期首のいずれか遅い方と解釈する。

非金融商品項目の売買契約の指定（IFRS 1.D33）

初度適用企業は、IFRS移行日において、同日現在すでに存在している契約を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することが認められる。ただし、そうした契約が同日現在でIFRS第9号2.5項の規定を満たしていない、かつ企業が類似の契約のすべてを指定する場合に限る。

収益（IFRS 1.D34-D35）

初度適用企業は、IFRS第15号C5項の経過措置を適用することができる。同項における「適用開始日」との表現は、最初のIFRS報告期間の期首として解釈しなければならない。初度適用企業が当該経過措置を適用することを決定する場合、IFRS第15号C6項も適用しなければならない。

初度適用企業は、表示する最も古い期間よりも前に完了した契約を修正再表示することを要求されない。完了した契約とは、企業が従前のGAAPに従って識別した財又はサービスのすべてを移転している契約である。

外貨建取引と前払・前受対価（IFRS 1.D36）

初度適用企業は、IFRIC第22号「外貨建取引と前払・前受対価」を当該解釈指針の範囲に含まれる資産、費用及び収益のうちIFRS移行日より前に当初認識したものに適用する必要はない。

連結財務諸表の注記

2.4 IFRSの初度適用（続き）

注釈

IFRS第1号では、他のIFRSの遡及適用について以下の免除規定も設けている。これらの免除規定の詳細については、弊社のIFRS解説書である「IFRS 国際会計の実務 International GAAP」で解説している。

金融資産及び金融負債の認識の中止（IFRS 1.B2-B3）

初度適用企業は、IFRS第9号の認識の中止に関する規定を、移行日以降に発生した取引に対し、将来に向かって適用しなければならない。したがって、初度適用企業が、従前のGAAPに基づいて、移行日より前に発生した取引の結果として、デリバティブではない金融資産又は金融負債の認識の中止を行った場合には、IFRSの下で当該金融資産及び金融負債を認識してはならない（ただし、その後の取引又は事象により認識の要件を満たした場合は除く）。なお、過去の取引の結果として認識の中止が行われた金融資産と金融負債にIFRS第9号を適用するために必要な情報が、それらの取引の当初の会計処理時に入手されている場合に限り、選択する日から遡及的にIFRS第9号の認識の中止の規定を適用することができる。

ヘッジ会計（IFRS 1.B4-B6）

初度適用企業は、IFRS 第 9 号の下でヘッジ会計の要件を満たさない種類のヘッジ関係を反映してはならない（たとえば、ヘッジ手段が単独の売建オプション又は正味の売建オプションである場合又はヘッジ対象が為替リスク以外のリスクについてのキャッシュ・フロー・ヘッジにおける純額ポジションである場合の多くのヘッジ関係）。ただし、初度適用企業が従前のGAAPの下で純額ポジションをヘッジ対象に指定していた場合には、IFRS移行日までであれば、その純額ポジションの中の個別項目又は純額ポジション（IFRS第9号6.6.1項の規定を満たす場合）をIFRSに従ったヘッジ対象として指定することができる。IFRS移行日より前に発生した取引については、遡及してヘッジ指定してはならない。

非支配持分（IFRS 1.B7）

過去の企業結合にIFRS第3号を遡及適用しない場合には、IFRS第10号の以下の規定はIFRS移行日から将来に向かって適用される。

- ▶ 非支配持分が負の残高となるか否かにかかわらず、包括利益合計を親会社持分と非支配持分に配分する
- ▶ 支配の喪失を伴わない子会社に対する親会社持分の変動は、資本取引として会計処理する
- ▶ 子会社に対する支配の喪失時に、当該子会社に対する残余の投資を公正価値で測定する

金融商品の分類及び測定（IFRS 1.B8-B8C）

初度適用企業は、金融資産がIFRS第9号4.1.2項の条件又は4.1.2A項の条件に該当するかどうかを、IFRS移行日に存在している事実及び状況に基づいて判定しなければならない。

改変後の貨幣の時間価値要素の評価を、IFRS移行日現在で存在する事実及び状況に基づいてIFRS第9号B4.1.9D項に従って行うことが実務上不可能である場合には、初度適用企業は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を、IFRS移行日現在で存在する事実及び状況に基づいて、IFRS第9号B4.1.9B項からB4.1.9D項における貨幣の時間価値要素の改変に関する規定を考慮せずに行わなければならない。同様に、期限前償還要素の公正価値が僅少なのかどうかの評価を、IFRS移行日現在で存在する事実及び状況に基づいてIFRS第9号B4.1.12(c)項に従って行うことが実務上不可能である場合には、初度適用企業は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を、IFRS移行日現在で存在する事実及び状況に基づいて、IFRS第9号B4.1.12項における期限前償還要素に係る例外を考慮せずに行わなければならない。

初度適用企業がIFRS第9号における実効金利法を遡及適用することが実務上不可能である場合、金融資産又は金融負債のIFRS移行日現在の公正価値を、IFRS移行日現在の当該金融資産の新たな総額での帳簿価額又は当該金融負債の新たな償却原価としなければならない。

IFRS第9号に基づく金融商品の減損（IFRS 1.B8D-B8G）

初度適用企業は、IFRS第9号のセクション5.5における減損規定を遡及適用しなければならない。ただし、IFRS第9号の7.2.15項及び7.2.18項から7.2.20項の適用がある。

IFRS移行日時点で、初度適用企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して、当該金融商品が当初認識された日（又は、ローン・コミットメント及び金融保証契約については、企業がIFRS第9号5.5.6項に従って取消不能のコミットメントの当事者となった日）現在の信用リスクを決定し、それをIFRS移行日現在の信用リスクと比較しなければならない。

当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったのかどうかを判定する際に、初度適用企業は以下を適用することができる。

- (a) IFRS第9号の5.5.10項及びB5.5.22項からB5.5.24項の規定
- (b) 期日経過が30日超の契約上の支払についてのIFRS第9号5.5.11項の反証可能な推定（企業が当該金融商品に係る当初認識以降の信用リスクの著しい増大を期日経過情報に基づいて識別することによって減損の規定を適用する場合）

しかし、初度適用企業は、当該判定に過大なコストや労力が必要となる場合には当該判定を行う必要はない。そのような初度適用企業は、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金を各報告日現在の全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しなければならない（ただし、当該金融商品が報告日現在で信用リスクが低い場合は除く）。

組込デリバティブ（IFRS 1.B9）

初度適用企業は、組込デリバティブを主契約から区分してデリバティブとして会計処理する必要があるかどうかの判定を、最初に当該契約の当事者になった日とIFRS第9号B4.3.11項により再判定が要求される日のいずれか遅い方の日現在で存在していた状況に基づいて、行わなければならない。

政府融資（IFRS 1.B10-B11）

- ▶ 初度適用企業は、IFRS第9号及びIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」を、IFRS移行日時点で存在する政府融資に対して将来に向かって適用しなければならない。ただし、政府融資の当初会計処理時点で遡及適用に必要な情報が入手されていた場合には、IFRS第9号及びIAS第20号の規定を政府融資に遡及適用することができる。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

見積り

IFRS 1.14

2018年1月1日及び2018年12月31日現在の見積りは、従前のGAAPに従い同じ日に行われた見積り（会計方針の相違を反映するための修正後）と整合しています。ただし、以下の項目は、従前のGAAPで見積りが求められていません。

- ▶ 年金及びその他の退職後給付制度
- ▶ 株式報酬取引
- ▶ 資本性金融商品に対する投資－非上場株式

当グループは、2018年1月1日（IFRS移行日）及び2018年12月31日現在の状況を反映させて、IFRSに準拠した金額の IFRS 1.16
見積りを行っています。

注釈

IFRSの適用には、他のGAAPと同様に、見積りが求められる。IFRS第1号では、IFRS移行において、従前のGAAPで求められていなかった見積りをIFRSに準拠して行うことが必要になる場合があると記載している。IAS第10号「後発事象」と首尾一貫させるため、IFRSに準拠したそれらの見積りは、IFRS移行日現在で存在していた状況を反映しなければならない。特に、IFRS移行日時点の市場価格、金利又は為替相場の見積りは、同日現在の市況を反映させる。IFRSにおいて見積りが必要となる項目に関して、従前のGAAPの下で見積りが行われている場合には、従前のGAAPにおける見積りを調整するのではなく、会計方針の相違のみを調整するように留意する必要がある。これは、企業がIFRS開始財政状態計算書を作成する過程で財政状態計算書を浄化するために事後の判断を用いることを阻止するためである。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

2018年1月1日(IFRS移行日)現在の資本の調整表

		従前のGAAP 注記	IFRSへの移行 による調整	2018年1月1日 現在のIFRS 百万円	IFRS 1.23, 24(a)(i), 25
				百万円	
資産					
非流動資産					
有形固定資産	L, M, N, O	19,436	(496)	18,940	IFRS 1.10(d), IFRS 1.D5, IFRS 1.D9B
投資不動産		7,091	-	7,091	
開業費	A	300	(300)	-	IFRS 1.10(b) IFRS 1.10(b)
無形資産	F	2,114	-	2,114	IFRS 1.C4(c) IFRS 1.10(d),
使用権資産	O	-	2,915	2,915	IFRS 1.D9B
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資		1,878	-	1,878	
非流動金融資産	B	2,123	150	2,273	IFRS 1.D19B
繰延税金資産		321	-	321	
		<u>33,263</u>	<u>2,269</u>	<u>35,532</u>	
流動資産					
棚卸資産	P	25,152	(856)	24,296	IFRS 1.10(c),(d)
返品権に係る資産	P	-	856	856	IFRS 1.10(c),(d)
営業債権及びその他の債権	C, R	29,115	(3,578)	25,537	IFRS 1.10(c)
契約資産	R	-	3,450	3,450	IFRS 1.10(c)
前払金		226	-	226	
その他の流動金融資産	D	-	137	137	IFRS 1.B4
現金及び短期性預金	S	11,066	-	11,066	
		<u>65,559</u>	<u>9</u>	<u>65,568</u>	
資産合計		<u>98,822</u>	<u>2,278</u>	<u>101,100</u>	
資本及び負債					
資本					
資本金		19,388	-	19,388	
株式払込剰余金		-	-	-	
自己株式		(774)	-	(774)	
その他の資本剰余金	J	228	338	566	IFRS 1.D2
利益剰余金		25,615	(4,033)	21,582	IFRS 1.11 IFRS 1.10(a),(d), IFRS 1.B4, IFRS 1.D13(a), IFRS 1.D19B
その他の資本の構成要素	B, D, I, K	(706)	288	(418)	
売却目的で保有する処分グループに係る剰余金		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	
親会社株主に帰属する持分		43,751	(3,407)	40,344	
非支配持分		198	10	208	
資本合計		<u>43,949</u>	<u>(3,397)</u>	<u>40,552</u>	
非流動負債					
利付ローン及び借入金	O	20,247	1,111	21,358	IFRS 1.10(d), IFRS 1.D9B
その他の非流動金融負債		-	-	-	
引当金	H	140	(125)	15	IFRS 1.10(b)
政府補助金		1,300	-	1,300	
繰延収益	R	692	(692)	-	IFRS 1.10(c)
契約負債	R	-	692	692	
退職後給付に係る負債	G	-	2,526	2,526	IFRS 1.10(a)
繰延税金負債	I	(727)	1,507	780	IFRS 1.10(a)
		<u>21,652</u>	<u>5,019</u>	<u>26,671</u>	

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

	注記	従前のGAAP 百万円	IFRSへの移行 による調整 百万円	2018年1月1日	
				現在のIFRS 百万円	
流動負債					
営業債務及びその他の債務	E, P, Q	21,993	(3,745)	18,248	IFRS 1.10(b),(c),(d)
繰延収益	R	1,836	(1,836)	-	IFRS 1.10(c)
契約負債	R	-	1,836	1,836	IFRS 1.10(c)
返金負債	P, Q	-	3,796	3,796	IFRS 1.10(c),(d) IFRS 1.10(d),IFRS
利付ローン及び借入金	O	4,500	334	4,834	1.D9B
その他の流動金融負債	D	32	271	303	IFRS 1.10(b)
政府補助金		150	-	150	IFRS 1.10(c)
未払法人所得税		4,625	-	4,625	
引当金		85	-	85	
		<u>33,221</u>	<u>656</u>	<u>33,877</u>	
負債合計		<u>54,873</u>	<u>5,675</u>	<u>60,548</u>	
資本及び負債の合計		<u>98,822</u>	<u>2,278</u>	<u>101,100</u>	

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

2018年12月31日現在の資本の調整表

注記	従前のGAAP 百万円	IFRSへの移行 による調整 百万円	2018年12月31日	IFRS 1.23, 24(a)(ii), 25
			現在のIFRS 百万円	
資産				
非流動資産				
有形固定資産	L, M, N, O	24,797	(468)	24,329
投資不動産		7,983	-	7,983
開業費	A	200	(200)	-
無形資産	F	2,461	-	2,461
使用権資産	O	-	2,732	2,732
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資		2,516	-	2,516
非流動金融資産	B	2,691	125	2,816
繰延税金資産		365	-	365
		<u>41,013</u>	<u>2,189</u>	<u>43,202</u>
流動資産				
棚卸資産	P	24,759	(929)	23,830
返品権に係る資産	P	-	929	929
営業債権及びその他の債権	C, R	27,604	(5,314)	22,290
契約資産	R	-	5,180	5,180
前払金		165	-	165
その他の流動金融資産	D	-	153	153
現金及び短期性預金	S	14,916	-	14,916
		<u>67,444</u>	<u>19</u>	<u>67,463</u>
資産合計		108,457	2,208	110,665
資本及び負債				
資本				
資本金		19,388	-	19,388
株式払込剰余金		80	-	80
自己株式		(654)	-	(654)
その他の資本剰余金	J	294	570	864
利益剰余金		30,673	(4,744)	25,929
		<u>48,983</u>	<u>(3,881)</u>	<u>45,102</u>
その他の資本の構成要素	B, D, I, K	(798)	293	(505)
売却目的で保有する処分グループに係る剰余金		-	-	-
親会社株主に帰属する持分		<u>728</u>	<u>12</u>	<u>740</u>
非支配持分		<u>49,711</u>	<u>(3,869)</u>	<u>45,842</u>
資本合計				
非流動負債				
利付ローン及び借入金	O	22,222	1,091	23,313
その他の非流動金融負債		-	-	-
引当金	H	144	(125)	19
政府補助金		1,400	-	1,400
繰延収益	R	888	(888)	-
契約負債	R	-	888	888
退職後給付に係る負債	G	-	2,977	2,977
繰延税金負債	I	(671)	1,278	607
		<u>23,983</u>	<u>5,221</u>	<u>29,204</u>

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

		従前のGAAP 注記	IFRSへの移行 による調整 百万円	2018年12月31日 現在のIFRS 百万円	
流動負債					
営業債務及びその他の債務	E, P, Q	25,518	(5,495)	20,023	IFRS 1.10(b),(c),(d)
繰延収益	R	2,486	(2,486)	-	IFRS 1.10(c)
契約負債	R	-	2,486	2,486	IFRS 1.10(c)
返金負債	P, Q	-	5,844	5,844	IFRS 1.10(c),(d) IFRS 1.10(d),
利付ローン及び借入金	O	2,840	302	3,142	IFRS 1.D9B
その他の流動金融負債	D	49	205	254	IFRS 1.10(b)
政府補助金		151	-	151	
未払法人所得税		3,563	-	3,563	
引当金		156	-	156	
		34,763	856	35,619	
負債合計		58,746	6,077	64,823	
資本及び負債の合計		108,457	2,208	110,665	

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

2018年12月31日に終了する年度の当期包括利益合計の調整表

	従前のGAAP 注記	IFRSへの移行 による調整 百万円	2018年12月31日に 終了する年度の IFRS 25 百万円	IFRS 1.23, 24(b), 25
継続事業				
顧客との契約から生じる収益	Q	159,719 1,377 <u>161,096</u>	(631) — (631)	159,088 1,377 <u>160,465</u>
貢献収益	L, M, N, O	(128,274) <u>32,822</u>	(112) (743)	(128,386) <u>32,079</u>
売上原価				<i>IFRS 1.10(d), IFRS 1. D5, IFRS 1.D9B</i>
売上総利益				
その他の営業収益	C, G	2,548 (12,885) <u>10,284</u>	— (79) 100	2,548 (12,964) <u>(985)</u>
販売費	J, P	(11,748) <u>9,977</u>	(263) —	(12,011) <u>638</u>
管理費	A	(453) <u>9,977</u>	100 (1,097)	(353) <u>(1,097)</u>
営業利益				<i>IFRS 1.10(b)</i>
金融費用	O	(1,156) 145 66 <u>9,977</u>	(112) — —	(1,268) 145 66 <u>8,880</u>
金融収益				<i>IFRS 1.10(d), IFRS 1.D9B</i>
その他の収益				
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分		638 <u>9,977</u>	—	638
継続事業からの税引前利益				
法人所得税費用	I	(2,345) <u>6,837</u>	112 (190)	(2,233) <u>(190)</u>
継続事業からの当期利益				<i>IFRS 1.10(a)</i>
非継続事業からの当期利益又は当期損失		(188) <u>6,649</u>	— (190)	(188) <u>6,459</u>
当期利益				
その他の包括利益				
純損益に振り替えられる可能性のある項目				
在外営業活動体の換算差額		(117)	—	(117)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得及び損失	D	— (1)	24 —	24 <i>IFRS 1.10(a), IFRS 1.B4</i>
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品から生じた損失				
純損益に振り替えられる可能性のある税引後				
その他の包括利益		(118) <u>(118)</u>	24	(94)
純損益に振り替えられることのない項目				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定された資本性金融商品から生じた利得及び損失	B	32	(25)	7 <i>IFRS 1.10(d), IFRS 1.D19B</i>
確定給付制度の再測定	G	— <u>(273)</u>	(273)	(273) <i>IFRS 1.10(a)</i>
純損益に振り替えられることのない税引後				
その他の包括利益		32 <u>(86)</u>	(298) (274)	(266) (360)
税引後その他の包括利益		<u>6,563</u>	<u>(464)</u>	<u>6,099</u>
当期包括利益合計				

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

注釈

IFRS 第 1 号では、IFRS 移行日現在の財政状態計算書及び関連する注記を、最初の IFRS 財務諸表の中で開示することを求めているため、最初の IFRS 貢務諸表において以前に公表された文書を参照するのみとすることは認められない。ただし、期中財務報告においては、最初の IFRS 報告期間の各期中会計期間において、IFRS への移行に関する追加情報のすべてを繰り返して開示することは求められないため留意が必要である(IFRS 1.32-33)。開始財政状態計算書及び IFRS 移行日の資本の調整表は、最初の期中財務諸表及び年次財務諸表においてのみ開示が求められる。第 2 四半期及び第 3 四半期の期中財務諸表においては、各四半期末現在の資本の調整表と各期中報告期間に係る包括利益合計の調整表のみ開示が求められる。

また、初度適用企業は、IFRS を採用した年度の期中財務諸表において、期中会計期間を理解するために重要な事象又は取引について十分な情報を開示する必要がある。初度適用企業は、過去に完全な一組の年次 IFRS 貢務諸表を公表していないため、通常 IAS 第 34 号「期中財務報告」に従って作成される期中財務諸表に含まれる情報よりも多くの開示が必要になると考えられるため、留意が必要である。

2018年1月1日現在及び2018年12月31日現在の資本の調整表、及び2018年12月31日に終了する年度の当期包括利益合計の調整表に関する注記

IAS 1.23-25

A 開業費

IFRS 1.10(b)

従前のGAAPでは、新規子会社の設立費用を資産化し、5年間にわたり定額法により償却していました。この費用は、IFRS では資産の認識要件を満たさないため、当該資産の認識を中止し、利益剰余金に計上しています。

B その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

IFRS 1.10(d)

IFRS 1.D19B

従前のGAAPでは、非上場株式に対する投資を取得原価で測定する金融商品として会計処理していました。当グループは、IFRSに従い、当該投資をその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する資本性金融商品に指定しています。IFRS移行日現在における当該資産の公正価値は1,040百万円であり、従前のGAAPにおける帳簿価額は890百万円です。公正価値と従前のGAAPにおける帳簿価額との差額150百万円は、関連する繰延税金を控除した上で、FVOCIで測定する金融資産の公正価値評価差額をその他の資本の構成要素として計上しています。

C 営業債権及びその他の債権

IFRS 1.10(d)

IFRSへの移行により、当グループの金融資産の減損損失に関する会計処理は、従前のGAAPに基づく発生損失モデルから、将来予測的な予想信用損失モデルへと抜本的に変更されました。当グループは、IFRSに従い、純損益を通じて公正価値で測定するものではないすべての負債性金融商品及び契約資産に関し、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。当グループは、IFRS移行日時点で、営業債権に係る追加の減損を128百万円(2018年12月31日:134百万円)認識したため、利益剰余金が同額減少しました。

D その他の金融資産及び金融負債

IFRS 1.10(a),

IFRS 1.B4

従前のGAAPでは、為替予約を認識していませんが、IFRSでは為替予約を公正価値で認識します。当グループは、IFRS 移行日時点で、当該為替予約を売上取引に関する確定約定又は発生の可能性が非常に高い仕入予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定しています。これに伴い、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を資本の構成要素の独立項目として計上しています。

E 営業債務及びその他の債務

IFRS 1.10(b)

従前のGAAPでは、配当案に係る負債は、配当案の宣言時期にかかわらず、配当が関係する事業年度に認識していました。IFRSでは、配当案に係る負債は、配当を宣言した事業年度(一般的には、株主総会の承認時)又は配当を支払った事業年度に認識します。当グループは、期末後に配当を宣言しているため、従前のGAAPで計上されている負債の認識を中止し、利益剰余金に計上しています。

F 無形資産

IFRS 1.10(b),

IFRS 1.C4(c)

従前のGAAPでは、企業結合により取得した耐用年数を確定できない無形資産56百万円を認識していましたが、IFRS では資産の認識要件を満たしていないため、IFRS移行日において、当該無形資産をのれんに組み替えています。なお、連結財政状態計算書上、のれんは無形資産に含めて表示しています。

G 退職後給付に係る負債

IFRS 1.10(a)

従前のGAAPでは、年金制度に係る費用を現金主義で認識していましたが、IFRSでは、確定給付制度債務を認識し、当該債務を予測単位積増方式を用いて測定しています。当グループは、IFRSに基づき算定された年金負債を連結財政状態計算書で認識し、その相手勘定を利益剰余金に計上しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

H 引当金

従前のGAAPでは、本社機能の縮小に係るリストラクチャリング引当金を計上していました。当該引当金は、IAS第37号における負債の認識要件を満たしていないため、当該負債の認識を中止し、利益剰余金に計上しています。

IFRS 1.10(b)

I 繰延税金

IFRSへの移行による調整に伴い、さまざまな一時差異が発生しました。当グループは、注記2.3の会計方針に従い、当該一時差異に係る税効果を認識しています。繰延税金の調整は、関連する取引に応じて、利益剰余金又は資本の構成要素の独立項目として計上しています。

IFRS 1.10(a)

J 株式報酬

従前のGAAPでは、長期インセンティブ制度に係るコストのみを費用で認識していましたが、IFRSでは、ストック・オプションの公正価値を適切な価格算定モデルにより測定し、当該公正価値を権利確定期間にわたり費用で認識します。この結果、2018年12月31日に終了する年度において、追加で232百万円を費用として認識しています。2018年1月1日より前に付与され、同日現在で権利確定しているストック・オプションの付与日公正価値338百万円は、2018年1月1日に利益剰余金からその他の資本剰余金に振り替えています。

IFRS 1.10(a)

IFRS 1.D2

K 外貨換算

従前のGAAPでは、在外営業活動体に係る為替換算差額を資本の構成要素の独立項目で認識していました。当グループは、在外営業活動体に係る累積為替換算差額を、2018年1月1日現在でゼロとみなしており、当該調整を利益剰余金に計上しています。

IFRS 1.D1.3(a)

L 有形固定資産

当グループは、一部の有形固定資産についてIFRS移行日現在の公正価値で測定することを選択しています。この結果、IFRS移行日時点で、当該公正価値の合計額は12,327百万円となり、有形固定資産が540百万円(2018年12月31日:486百万円)増加し、当該金額を利益剰余金に計上しています。

IFRS 1.30

IFRS 1.D5

M 有形固定資産の減価償却

IAS第16号では、有形固定資産の重要な構成要素について個別に減価償却を行うことが求められます。注記2.3.k)で記載しているとおり、当グループは、大規模検査の実施により生じたコストを資産計上し、次の大規模検査までの期間にわたり個別に減価償却を行っています。IFRS移行日時点で、有形固定資産の重要な構成要素について個別に減価償却を行った結果、有形固定資産(減価償却累計額控除後)が620百万円(2018年12月31日: 558百万円)増加し、当該金額を利益剰余金に計上しています。

IFRS 1.10(d),

IAS 16.43

N 有形固定資産の減損

従前のGAAPでは、長期性資産の帳簿価額が、使用及び最終的な処分から見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの合計額を上回る可能性を示す事象又は状況の変化が存在する場合に、長期性資産の減損を検討していました。減損テストを行う際には、他の資産からおおむね独立した識別可能なキャッシュ・フローを生成する最小単位ごとに資産のグループ化を行っていました。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの見積額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額が公正価値を超過する金額を減損損失として認識していました。IFRSでは、注記2.3.s)で記載しているとおり、他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しない資産については、CGU単位でCGUの回収可能価額に基づき減損テストを行います。

IFRS 1.10(d)

IFRS 1.24(c)

減損テストの方法が変更された結果、当グループは、IFRS移行日現在で、防火設備セグメントのCGUである生産設備の回収可能価額が帳簿価額を下回っていると判断しました。回収可能価額は、CGUの使用価値に基づき6,013百万円と算定されており、税引前割引率は8%を用いています。この結果、2018年1月1日現在、250百万円の減損損失を利益剰余金に計上しています。また、2018年12月31日に終了する年度の減価償却費は、25百万円減少しています。

連結財務諸表の注記

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 IFRSの初度適用（続き）

O リース

従前のGAAPでは、リースはファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類していました。オペレーティング・リース料は、リース期間にわたって定額法を用いて、連結損益計算書上、営業費用として認識していました。IFRSでは、注記2.3.I)で記載しているとおり、借手は短期リース及び少額資産のリースを除いたすべてのリースに対して、単一の認識及び測定アプローチを適用し、リース料の支払義務であるリース負債と、原資産を使用する権利である使用権資産を認識しています。

IFRS 1.10(d)
IFRS 1.D9B

IFRS移行日時点で、当グループは経過措置を適用し、リース負債を、残りのリース料をIFRS移行日現在の借手の追加借り入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。使用権資産は、リース負債と同額で測定していますが、前払リース料又は未払リース料がある場合には当該金額について調整しています。この結果、当グループは、リース負債（利付ローン及び借入金の中に含まれています）の増加1,445百万円（2018年12月31日：1,393百万円）及び使用権資産1,509百万円（2018年12月31日：1,445百万円）を認識しています。リース負債と使用権資産の差額は、利益剰余金に計上しています。

従前のGAAPでは、ファイナンス・リースに基づき保有する資産は資産計上し、有形固定資産の中に含めていました。IFRSでは、当該資産は使用権資産として表示しています。IFRS移行日時点で、当グループは1,406百万円（2018年12月31日：1,287百万円）を有形固定資産から使用権資産に振替えました。また、2018年12月31日に終了する年度について、減価償却費は52百万円（21百万円は売上原価に、31百万円は管理費に含まれています）増加し、金融費用は112百万円増加しています。

IFRS 1.10(c)
IFRS 1.10(d)

P 返品権

従前のGAAPでは、返品が見込まれる収益の金額は繰延べ、財政状態計算書の営業債務及びその他の債務の中に含めて認識するとともに、対応する売上原価を修正していました。また、返品が見込まれる財の当初帳簿価額は、棚卸資産に含めっていました。IFRSでは、契約により顧客が製品を返品できる場合、顧客から受領する対価は変動対価とみなされます。当グループは、返品が見込まれる財に関して、返金負債及び顧客から製品を回収する権利に係る資産を、財政状態計算書において別個に表示しています。IFRS移行日時点で、当グループは1,218百万円（2018年12月31日：1,322百万円）の営業債務及びその他の債務を返金負債に、856百万円（2018年12月31日：929百万円）の棚卸資産を返品権に係る資産に振替えました。

IFRS 1.10(c)
IFRS 1.10(d)

Q 数量リペート

従前のGAAPでは、当グループは加重平均金額による方法を用いて予想される数量リペートを見積り、リペートに係る引当金を営業債務及びその他の債務の中に含めしていました。

IFRSでは、遡って適用される数量リペートによって変動対価が生じます。当グループが権利を得ると見込む変動対価を見積る際に、当グループは、契約に定められる目標値が1つの場合には最頻値法、目標値が複数の場合には期待値法を適用しています。IFRS移行日時点で、当グループは予想される将来のリペートに関する2,578百万円（2018年12月31日：4,522百万円）の返金負債を認識するとともに、営業債務及びその他の債務に計上されていた引当金1,778百万円（2018年12月31日：3,091百万円）の認識を中止し、それらの差額として利益剰余金が800百万円（2018年12月31日：1,431百万円）減少しました。また、2018年12月31日に終了する年度における顧客との契約から生じる収益は、631百万円減少しました。

IFRS 1.10(c)

R 契約資産及び契約負債

従前のGAAPでは、据付サービスの完了を条件として顧客から対価全額を受領する場合であっても、当グループは営業債権を認識していました。IFRSでは、対価の稼得に条件が付されている場合、債権ではなく契約資産として認識する必要があります。したがって、IFRS移行日時点で、当グループは営業債権3,450百万円（2018年12月31日：5,180百万円）を契約資産に振替えました。

従前のGAAPでは、顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、当グループが顧客からすでに對価を受け取っている又は對価の支払期限が到来しているものについて繰延収益を認識していました。IFRSでは、当該義務は繰延収益ではなく、契約負債として認識する必要があります。したがって、IFRS移行日時点で、当グループは繰延収益2,528百万円（2018年12月31日：3,374百万円）を契約負債に振替えました。

S 連結キャッシュ・フロー計算書

従前のGAAPでは、リースはファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類していました。オペレーティング・リース料から生じるキャッシュ・フローは、営業活動に分類していました。IFRSでは、借手は原則として、すべてのリースに対して、単一の認識及び測定アプローチを適用し、リース負債を認識します。リース負債の元本部分の返済から生じるキャッシュ・フローは、財務活動に分類します。したがって、2018年12月31日に終了する年度において、営業活動から生じるキャッシュ・アウトフローは177百万円減少し、財務活動から生じるキャッシュ・アウトフローが同額増加しました。

注釈

IFRSへの移行に際して、従前のGAAPにおける誤謬が発見された場合、当該誤謬に関する資本及び当期包括利益合計の調整は、誤謬の修正として、IFRSへの移行に伴う調整とは区別して表示しなければならない。IFRS移行時に当グループは誤謬の修正を行っていない。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

経営者は当グループの連結財務諸表の作成に当たり、収益、費用、資産及び負債の報告金額及びそれに関する開示ならびに偶発負債の開示に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが求められます。これらの仮定及び見積りに関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に対して、重要な修正が必要となる可能性があります。

リスク及び不確実性に対する当グループのエクスポートージャーに関する他の開示には以下が含まれます。

- ▶ 資本管理 注記6
- ▶ 金融商品のリスク管理及び方針 注記21.5
- ▶ 感応度分析の開示 注記17、18、20、21.4、21.5及び32

判断

当グループの会計方針を適用する過程において、連結財務諸表で認識される金額に最も重要な影響を与える経営者の判断は以下のとおりです。

IAS 1.122

IFRS 16.18
IFRS 16.19

更新オプション及び解約オプションを伴う契約のリース期間の決定 - 当グループが借手である場合

当グループは、リース期間を、リースの解約不能期間に、リースを延長するオプションの対象期間(当該オプションを行使することが合理的に確実である場合)、又はリースを解約するオプションの対象期間(当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合)を加えたものとして決定します。

当グループは、延長オプション及び解約オプションを含むいくつかのリース契約を締結しています。当グループは、リースを更新するオプション又はリースを解約するオプションを行使すること又は行使しないことのいずれが合理的に確実であるかどうかを評価する際に、判断を適用します。すなわち、更新オプション又は解約オプションのいずれかを行使することへの経済的インセンティブを生じさせるすべての関連性のある事実及び状況を考慮しています。開始日後に、当グループは、当グループの統制の及ぶ範囲内にあり、かつ、**更新オプション**を行使する能力又は解約オプションを行使しない能力に影響を与えるすべての重大な事象又は状況の重大な変化(たとえば、重大な賃借設備改良の構築又はリース資産に対する重大なカスタマイゼーション)の発生時に、リース期間を見直しています。

当グループは、より短い解約不能期間(すなわち、3~5年間)を伴う工場及び機械のリースについて、リース期間の一部として更新期間を含めていました。当グループは、代替資産が容易に入手可能ではない場合に、生産への重大なマイナスの影響が生じるために、通常、当該リースについて更新オプションを使っています。より長い解約不能期間(すなわち、10~15年)を伴う工場及び機械のリースの更新期間は、当該更新オプションを使ることが合理的に確実ではないため、リース期間の一部には含まれない。また、自動車のリースの更新オプションは、当グループの自動車リースが通常、5年間を超えて、また、更新オプションを使わないことから、リース期間の一部に含まれない。さらに、解約オプションに含まれる期間は、解約オプションを使わないことが合理的に確実である場合にのみ、リース期間に含まれる。

リース期間に含まれない延長オプション及び解約オプションの行使日以降の期間の潜在的な将来の賃料に関する情報については、注記31をご参照下さい。

不動産リースの分類 - 当グループが貸手である場合

当グループは、投資不動産ポートフォリオについて商業用不動産リース契約を締結しています。当グループは、リース期間が商業不動産の耐用年数のほとんどの部分を占めていないことや、最低リース料総額の現在価値が商業不動産の公正価値のほとんどすべてではないことなど、契約の取引条件の評価に基づき、所有に伴うすべての重要なリスク及び経済価値が当グループに留保されていると判断し、当該契約をオペレーティング・リースとして会計処理しています。

売却目的保有の資産

2019年10月1日に、取締役会は、完全子会社である吸管株式会社のゴム事業を廃止する決定を行った旨を公表しました。吸管株式会社の事業は、売却目的保有の処分グループに分類されます。当グループは、以下の理由からその時点で当該子会社が「売却目的保有」に分類される要件を満たしていると判断しました。

- ▶ 吸管株式会社は直ちに売却可能であり、買手へ現状のままで売却できる
- ▶ 売却を完了させるための活動は開始されており、当初分類した日から1年以内に完了する予定である
- ▶ 潜在的な買手が特定されており、報告日時点で交渉が進展した段階にある
- ▶ 株主は2019年11月14日に当該売却計画を承認している

IFRS 5.7
IFRS 5.8

非継続事業に関する詳細については、注記14に記載しています。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

ストラクチャード・エンティティの連結

当グループは2019年2月に第三者であるパートナーとともに、消防機器研究所株式会社を設立しました。同社は、土地を取得後、消防機器安全施設の建設及び運営を行うことを目的としています。当グループは同社の議決権の20%を保有しています。第三者パートナーは、消防機器安全施設を取得及び建設するために、2019年に約2,700千円を拠出し、議決権の80%を保有しています。当該パートナーは、このプロジェクトを完了させるため、今後2年間にわたり毎年、約1,000千円を拠出することを確約しています。工事の完了予定は2021年であり、総工費は約4,700千円になると見積られています。当該パートナーは、操業を開始すると出資残高に対し22%のリターンを得る権利を有しています。当該パートナーとの契約上の取決めにより、当グループは同社の取締役会メンバーの過半数を任命することができ、かつ、すべての主要な事業上の決定に関して、当グループの承認が必要となります。第4期会計年度末時点での当該パートナーは出資について100%の返還を得る権利を有しています。実効金利は11%であり、2019年12月31日時点で拠出金額に対する利息累計額は303千円です。したがって、当グループは、当該パートナーに対して出資に対するリターンを事実上保証しています。工事の完了時点で、消防機器研究所株式会社の運営は当グループのみで行うことになります。

IFRS 12.7(a)
IFRS 12.9
IFRS 12.17
IFRS 12.8
IFRS 12.9
IFRS 12.14

当グループは、契約条件に基づき、同社を支配しているかの決定に際して、消防機器研究所株式会社の議決権が決定的な要因となるないと判断しました。さらに、同社の資本(200千円)は十分ではなく、当グループによる資本以外の財務的支援なしでは、同社は活動資金を確保できないと判断しました。したがって、当グループは、消防機器研究所株式会社がIFRS第10号に基づくストラクチャード・エンティティであり、当グループが非支配持分が存在しない状態で同社を支配していると結論付けました。第三者パートナーの議決権持分は、金融負債として会計処理されます。当グループは連結財務諸表において消防機器研究所株式会社を連結しており、当該パートナーの持分は長期借入金として計上し、投資に対するリターンは利息費用として計上しています。

IFRS 10.B41,B42
IFRS 12.7(a)
IFRS 12.8
IFRS 12.9

当グループが過半数に満たない議決権を保有する事業体の連結(事実上の支配)

当グループは電子部品株式会社の議決権の50%未満しか保有していないませんが、同社を支配していると判断しています。これは、当グループが同社の議決権の48%を保有する最大株主であり、(2012年10月1日から2019年12月31日までの株主名簿の記録によると)残りの52%の議決権はその他多くの株主によって広く分散して保有されており、これらの株主の中には1%を超える議決権保有者は存在しないためです。また、当グループが電子部品株式会社を取得した2012年10月1日以降、その他の株主が議決権を共同行使したり、当グループよりも多くの議決権を得るために協力を行った実績はありません。

注釈

IAS第1号22項では、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上される金額に最も重要な影響を与えるものについて開示しなければならないと定めている。IFRS第12号は、この一般規定に加え、他の事業体又は取決めへの関与の内容と、企業が関与する共同契約の種類を決定する際に行ったすべての重要な判断及び見積りを開示することを求めている。

IFRS第12号7項は、企業が以下を決定するにあたって行った重要な判断と仮定(ならびにそれらの判断及び仮定の変更)に関する情報を開示することを求めている。

- ▶ 他の事業体に対する支配を有しているか
- ▶ 取決めに対する共同支配又は他の事業体に対する重要な影響力を有しているか
- ▶ 取決めが別個の事業体を用いて組成されている場合、共同契約の種類(すなわち、共同営業かジョイント・ベンチャーか)

企業は、たとえば以下を決定する際に行った重要な判断及び仮定を開示しなければならない。

- ▶ 他の事業体の議決権の過半数を保有しているが、当該事業体を支配していないこと
- ▶ 他の事業体の議決権の過半数を保有していないが、当該事業体を支配していること
- ▶ IFRS第10号に定義される代理人又は本人であること
- ▶ 他の事業体の議決権の20%以上を保有しているが、当該事業体に対する重要な影響力を有していないこと
- ▶ 他の事業体の議決権の20%未満しか保有していないが、当該事業体に対する重要な影響力を有していること

当グループは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有する場合には、IFRS第12号24項から31項の開示を行う必要がある。IFRS第12号24項から31項に従った開示例については、EY新日本有限責任監査法人の刊行物「Applying IFRS : IFRS第12号—非連結のストラクチャード・エンティティへの関与に関する開示例」を参照されたい。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

見積り及び仮定

IAS 1.125

将来に関する主要な仮定及び報告日現在における見積りの不確実性に関するその他の主たる要因は、翌年度において資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる重要なリスクを有しており、その内容を以下に記載しています。

当グループの仮定及び見積りは、連結財務諸表が作成された際に入手可能なパラメーターに基づいています。ただし、現在の状況と将来の進展に関する仮定は、当グループのコントロールが及ばない市場の変化又は状況により変更される可能性があります。このような変更は、実際に発生した時点で仮定に反映しています。

注釈

IFRS第1号14項は、IFRS移行日時点におけるIFRSに従った企業の見積りは、従前のGAAPに従って同日に行った見積り(会計方針の相違による修正を考慮後)と整合していることを求めている。ただし、当該見積りが誤謬であることを示す客観的な証拠がある場合を除く。

企業は従前のGAAPに従って行った見積りに関する情報をIFRS移行日後に入手することがある。IFRS第1号15項では、そのような情報を入手した場合には、IAS第10号「後発事象」に従い修正を要しない後発事象と同じ方法で処理しなければならないと定めている。

IFRS第1号16項は、企業は、IFRS移行日において、従前の会計原則では同日現在で求められていなかった見積りをIFRSに準拠して行うことが必要がありうることを規定している。IAS第10号と首尾一貫させるため、IFRSに準拠したそれらの見積りは、IFRS以降日現在で存在していた状況を反映しなければならない。特に、市場価格、金利又は為替レートのIFRS以降日における見積りは、同日現在の状況を反映しなければならない。

有形固定資産及び投資不動産の再評価

当グループは、投資不動産を公正価値で測定し、公正価値の変動額を連結損益計算書に計上しています。投資不動産については、当該不動産の性質上、比較可能な市場データが不足しているため、割引キャッシュ・フロー・モデル(DCF法)に基づく評価技法が使用されました。また、当グループは、日本国のおフィス用不動産を再評価額で測定し、公正価値の変動額をその他の包括利益に計上しています。オフィス用不動産については、同様の性質、立地及び状態の不動産に関する取引を参照して評価を行いました。当グループは、投資不動産については2019年12月31日現在の及び日本国のおフィス用不動産については2019年12月31日現在の公正価値を算定するために、独立した専門家による評価を利用しました。

不動産の公正価値の算定に使用された主要な仮定及び感応度分析については、注記17及び注記18に記載しています。

非金融資産の減損

IAS 36.6

資産又はCGUは、その帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に減損しているとみなされ、回収可能価額は資産又はCGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額となります。処分コスト控除後の公正価値は、類似資産の独立第三者間で行われる拘束力のある販売取引又は資産の処分に関し増分費用を控除した観察可能な市場価格から入手されるデータに基づいて算定されます。使用価値はDCF法に基づき算定されます。キャッシュ・フローは今後5年間の予算に基づいており、これには当グループがまだ確約していないリストラクチャリングや、減損テストの対象となっているCGUに含まれる資産の性能を高めることになる将来の重要な投資は含まれていません。回収可能価額は、その見積りの際に用いられる見積将来キャッシュ・インフロー及び成長率のみならず、DCF法で使用される割引率によりその金額が大きく左右されます。各CGUの回収可能価額の算定に使用された主要な仮定については、感応度分析も含めて、注記20に記載しています。

IAS 36.33(b)

売掛債権及び契約資産の予想信用損失に対する引当金

IFRS 7.35G
IFRS 7.35F(c)

当グループは、営業債権及び契約資産の予想信用損失(ECL)を算定するために引当マトリクスを使用しています。引当率は、同様の損失パターンを有する様々な顧客部門(すなわち、地理的分布、製品の種類、顧客の種類など)に格付け、信用状及び他の形式の顧客保険による補償の範囲)のグループごとの、期日経過日数に基づいています。

引当マトリクスは、当グループの過去の観察されたデフォルト確率を基礎としますが、当グループは、将来予測的情報に合わせて過去の信用損失実績を調整するために、当該マトリクスを修正しています。たとえば、予測経済状況(すなわち、国内総生産)が翌年に悪化することが予想され、製造セクターにおけるデフォルト件数の増加につながる可能性がある場合、過去のデフォルト確率は調整されます。すべての報告日において、過去の観察されたデフォルト確率は更新され、将来予測的見積りの変化が分析されます。

過去の観察されたデフォルト確率、予測経済状況及びECLの間の相関関係に対する評価は、重要な見積りです。ECLの金額は、状況の変化及び予測経済状況に対して反応します。当グループの過去の信用損失実績及び経済状況に対する予測も、将来の顧客の実際のデフォルトを表さないことがあります。当グループの営業債権及び契約資産のECLに関する情報は、注記21に記載しています。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

注釈

IFRS第7号35G(b)項に基づき、企業は、マクロ経済情報の使用を含む、将来予測的情報がECLの算定にどのように織り込まれているかを開示しなければならない。当グループは、その影響が重大ではないため、予測経済状況がECLの算定にどのように織り込まれているかに関する詳細な情報を提供しなかった。将来予測的情報がECLの算定に重大な影響を及ぼす場合、企業はより詳細な情報を提供することを期待されている。

株式報酬

株式報酬の公正価値を見積る際に、当グループは最も適切な評価モデルを決定しなければならず、その決定は株式報酬が付与された取引条件に左右されます。また公正価値の見積りには、ストック・オプション又は株式増価受益権の存続期間、株価の予想ボラティリティ及び配当利回りを含む、評価モデルに対する最も適切なインプットを決定し、それらの要因について仮定を設定することが求められます。当グループは二項モデルを用いて、従業員との現金決済型取引の費用を当初測定し、関連する負債の公正価値を算定しています。現金決済型株式報酬取引に関する負債は、決済が行われるまで、各報告期間の末時点で再測定が必要があり、公正価値の変動額は純損益に計上します。そのため、各報告期間末時点で使用した見積りを再評価する必要があります。持分決済型株式報酬取引の付与日時点での公正価値の測定に關し、当グループは上級幹部に対する制度(SEP)については二項モデル、一般従業員に対するストック・オプション制度(GESP)についてはモンテカルロ・シミュレーションを使用しています。株式報酬取引の公正価値を見積る際に使用された仮定及び評価モデルは、注記33に記載しています。

税金

未使用の税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産は、当該欠損金と相殺可能な課税所得が発生する可能性が高い場合に限り認識されます。将来のタックス・プランニング戦略とともに将来予測される課税所得の時期及びその程度に基づいて、認識可能な繰延税金資産の金額を算定するために、経営者の重要な判断が求められます。

IAS 12.81(e)

当グループには、427千円(2018年:1,198千円、2018年1月1日:1,494千円)の繰越欠損金があります。当該欠損金は過年度に赤字を計上した子会社で発生したものであり、期限切れにより消滅することはありませんが、当グループ内の他の企業の課税所得と相殺することはできません。この子会社は、将来加算一時差異を有しておらず、当該欠損金に係る繰延税金資産を認識できる実行可能なタックス・プランニングも存在しません。したがって、当グループは、当該繰越欠損金について繰延税金資産を認識することはないと判断しました。

当グループが、上記の未認識の繰延税金資産をすべて認識した場合には、利益及び資本は128千円増加することになります。税金に関する詳細な内容については、注記15に記載しています。

確定給付制度(年金給付)

確定給付年金制度及びその他の退職後医療給付に要する費用及び年金債務の現在価値は、数理計算上の評価技法を用いて算定されます。数理計算上の評価技法を用いる際に、企業はさまざまな仮定を設定することが求められますが、このような仮定は将来の実績値とは異なる可能性があります。設定すべき仮定には、割引率、将来の昇給率、死亡率及び将来の年金の増加が含まれます。評価の複雑性、及び退職後給付は長期であるという性質から、仮定の変化により確定給付債務の額は大きく変動する可能性があります。すべての仮定は各報告期間の末日に見直しを行っています。

最も変動が予想されるパラメーターは割引率です。適切な割引率を算定するに当たり、経営者は、退職後給付債務を決済する通貨と同一の通貨建てで、国際的に認められた格付け機関によるAA格以上の社債利回りを考慮しています。さらに、当該社債利回りは必要に応じて確定給付債務の見積給付時期と整合させるためにイールド・カーブを用いて推定しています。当グループは、社債の内容を慎重に検討しており、信用スプレッドが過度に大きい銘柄は優良社債に該当しないため、割引率の算定基礎となる社債の母集団から除外しています。

死亡率は、各国で公表されている生命統計表に基づき算定しています。生命統計表は人口統計上の変動に応じて一定期間ごとに変更されます。また、将来の昇給及び年金の増加は、各国の将来の予想インフレ率に基づき算定しています。

使用された仮定に関する詳細については、注記32に記載しています。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

金融商品の公正価値測定

連結財政状態計算書に計上された金融資産及び金融負債の公正価値が、活発な市場における相場価格によって測定できない場合には、当該公正価値はDCF法を含む評価モデルを使用して算定されます。評価モデルへのインプットは、可能な場合には観察可能な市場から入手しますが、当該情報の入手が困難な場合には、公正価値の算定上、一定の判断が求められます。この判断には、流動性リスク、信用リスク及びボラティリティといったインプットを考慮することも含まれます。インプットに関する仮定の変更は、報告される金融商品の公正価値に影響を及ぼす可能性があります。詳細は注記21.4に記載しています。

企業結合により生じた条件付対価は、企業結合取引の一環として取得日時点の公正価値で当初測定されます。条件付対価が金融負債（又は金融資産）に分類された場合には、当初測定後、各報告日ごとに公正価値で再測定されます。当該公正価値は割引後キャッシュ・フローに基づいて算定されます。主要な仮定として、各業績条件を達成する可能性及び割引要素を考慮しています（詳細については注記8及び21.4をご参照下さい）。

消火器株式会社の取得の会計処理にあたり、取得日時点で条件付対価を認識し、その見積公正価値は714千円でしたが、報告日時点に1,071.5千円で再測定しました。将来の動向によっては、当該見積りに追加の修正が必要となる可能性があります。支払いが生じる対価の最高額は1,125千円です。条件付対価は、その他の金融負債に分類しています。詳細は注記21.2に記載しています。

開発費

当グループは、プロジェクトの開発費用を会計方針に従って資産化しています。当グループにおける開発費の資産化は、技術上及び経済的な実行可能性が確認されたという経営者の判断に基づいて開始されますが、通常は確立されたプロジェクト管理モデルに従って、製品開発プロジェクトにおいてあらかじめ定めたマイルストーンに達した時点となります。経営者は資産化すべき金額の算定に当たって、プロジェクトにおける将来キャッシュ・フロー、適用すべき割引率及び予想される経済的便益の発生期間を予測しています。2019年12月31日時点で、資産化された開発費の帳簿価額は、2,178千円（2018年：1,686千円、2018年1月1日：1,420千円）です。

この金額には、革新的な防災システムの開発に関する重要な投資が含まれています。当該システムを市場で販売するためには、関連する規制当局が発行する安全認証を取得する必要があります。当該製品は革新的な内容を含むため、認証の取得可能性については不確実性が存在します。

廃棄引当金

2019年の消火器株式会社の取得に関する資産及び負債の識別及び測定の一環として、当グループは同社所有の工場に関連する廃棄引当金を認識しました。引当金の公正価値を算定するに当たって、割引率、工場を解体及び撤去するための見積費用、ならびにその予想発生時期に関する仮定及び見積りが用いられています。2019年12月31日現在における引当金の帳簿価額は、1,221千円（2018年:-円、2018年1月1日:-円）です。当グループは、リース終了時点の15年後に費用が発生すると見積り、以下の仮定を基にDCF法を用いて引当金を算定しています。

- ▶ 1平方メートル当たりの見積コストの範囲（加重平均）：10円 -25円（20円）
- ▶ 割引率：14%

引当金の算定に使用された見積税引前割引率が、経営者による見積りよりも1%高い場合には、当該引当金の帳簿価額は94千円減少します。

収益認識—返品及び数量割戻しに対する変動対価の見積り

IFRS 15.126

当グループは、返品及び数量割戻しの権利を伴う、電子機器の販売に関し、取引価格に含められることになる変動対価を見積っています。

当グループは、売上返品を予測するために統計的モデルを開発しています。当該モデルは予想返品率を割り出すために各製品の過去の返品データを使用しています。この比率は、変動対価の見積り価額を算定するために適用されます。過去の返品パターンと比較した実績の重要な変更は、当グループの予想返品率に影響を与えます。

当グループの予想数量割戻しは、単一の数量閾値の対象となっている契約の顧客ベースごとに分析されます。顧客が割り戻す権利を得る可能性が高いかどうかの判断は、顧客の過去における割戻しの権利及び今日までの累積購入数によって左右されます。

当グループは、数量閾値1以上の契約に対して、予想数量割戻しを見積るための統計的モデルを適用しました。当該モデルは、予想割戻率及び変動対価の予想価額を算定するために、過去の購入パターン及び顧客の割戻しの権利を活用します。過去の購入パターン及び顧客の割戻しの権利と比較した実績の重要な変動は、当グループが見積る予想割戻率に影響を与えます。

当グループは、予想返品数及び数量割戻し数の評価を四半期毎に更新し、それにより、返金負債は調整されます。予想返品数及び数量割戻しに対する見積りは状況の変化に敏感に反応し、返品数及び割戻しの権利に関する当グループの過去の実績は、将来における顧客の実際の返品数及び割戻し資格を表さない場合があります。2019年12月31日時点で、予想返品数及び数量割戻しについて返金負債として認識された金額は、6,242千円（2018年：5,844千円、2018年1月1日：3,796千円）でした。

連結財務諸表の注記

3. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定（続き）

収益認識—独立販売価格の見積リーグッド・ポイント・ロイヤルティ・プログラム

IFRS 15.126

当グループは、グッドポイント制度により付与されたロイヤルティ・ポイントの独立販売価格を見積っています。付与されたロイヤルティ・ポイントの独立販売価格は、見積ポイント交換率に、ロイヤルティ・ポイントに割り当てられた貨幣価値を乗じることにより算定されます。ポイント交換率を見積るにあたり、当グループは、決して交換されることがない付与ポイントの一部を考慮しています。当グループは、主要なインプットとして、顧客の過去の交換パターンを使用して、見積りにおいて統計的予測法を適用します。ポイント交換率は四半期毎に更新され、未使用のポイントについての負債は状況に応じて調整されます。付与されたポイントの価値を見積るにあたり、当グループは、ロイヤルティ・ポイントと引き換えに将来において入手可能な商品群及び顧客の選好を考慮します。当グループは、ロイヤルティ・ポイントに割り当てられる価値が、交換時に選択可能な商品の独立販売価格と同額であることを保証しています（すなわち、各ポイントの価値は、交換時に選択可能な商品の独立販売価格を、交換に必要なポイントの数で割った価値と同等となります）。

当該制度により付与されたポイントには有効期限がないため、独立販売価格の見積りには重要な不確実性が存在します。顧客のポイント交換パターンの重要な変化は、見積りポイント交換率に影響を与えます。未使用のポイントに関して見積られた負債は、2019年12月31日現在で、900千円（2018年：678千円、2018年1月1日：551千円）でした。使用された見積りポイント交換率が、経営者による見積りよりも1%高い場合には、2019年12月31日時点で未使用のポイントに関して見積られた負債の帳簿価額は、7千円（2018年：5千円）増加します。

リースー追加借入利子率の見積り

IFRS 16.26

当グループは、リースの計算利子率を容易に算定できないことから、リース負債を測定するために追加借入利子率（IBR）を使用しています。IBRは、当グループが、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利子率です。したがって、IBRは、当グループが「支払わなければならないであろう」ものを反映し、観察可能なレートが入手できない場合（たとえば、金融取引を締結しない子会社のため）又は観察可能なレートをリースの契約条件を反映するよう調整する必要がある場合（たとえば、リースが子会社の機能通貨建てではない場合）には見積りが要求されます。当グループは、入手可能な場合に観察可能なインプット（市場金利など）を使用してIBRを見積り、一部、企業固有の見積り（子会社単独の信用格付けなど）を行っています。

注釈

IAS 第 1 号により、財務諸表の作成過程において行った重要な判断（IAS 第 1 号 122 項）及び著しい不確実性を伴う重要な見積り（IAS 第 1 号 125 項）について、開示が求められる。この開示規定は、他の IFRS（たとえば、IAS 第 37 号）で存在する規定に優先するものである。

これらの開示は、予見可能な将来の期間において最も変動する傾向にある財務諸表項目を強調するため、財務諸表において非常に重要な情報源となる。したがって、提供される情報は財務諸表の利用者が予想される重要な変動の影響を理解する一助となるように、十分に詳細なものでなければならない。

当グループは、参考として、重要な判断及び見積りについて通常求められるものより多く、また潜在的に意思決定に有用となるものを多く開示している。IAS 第 1 号に基づき、「重要な会計上の判断、見積り及び仮定」に関する注記で開示すべき項目は、財務諸表に認識された金額に最も重要な影響を及ぼしている判断、及び翌連結会計年度において、資産及び負債に重要性のある修正を生じる重要なリスクがある見積りのみである。

このような観点から、IAS 第 1 号により要求されているように、どのような判断及び見積りが最も重要であるかを慎重に評価し、財務諸表の利用者がそのような判断及び見積りの不確実性による影響を理解できるような開示を行うことが重要である。重要性のある修正を生じる重要なリスクがない判断及び見積りの不確実性の開示は、財務諸表を煩雑にする可能性があり、重要な判断及び見積りの不確実性を特定する上で利用者の有用性を低下させることになる。

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益

4.1 収益の分解に関する情報

以下の表は、当グループの顧客との契約から生じる収益の分解を示しています。

セグメント	2019年12月31日に終了する年度		
	防火設備	エレクトロニクス	合計
	千円	千円	千円
財又はサービスの種類			
防火設備の売却	85,438	–	85,438
エレクトロニクス設備の売却	–	69,263	69,263
設置サービス	17,131	–	17,131
その他*	7,226	–	7,226
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	179,058
地理的市場			
日本	76,413	50,421	126,834
米国	33,382	18,842	52,224
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	179,058
収益認識の時期			
一時点で移転される財又はサービス	90,141	69,263	159,404
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	19,654	–	19,654
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	179,058

*調達業務及び製品保証サービスから生じる収益を含む

セグメント	2018年12月31日に終了する年度		
	防火設備	エレクトロニクス	合計
	千円	千円	千円
財又はサービスの種類			
防火設備の売却	69,107	–	69,107
エレクトロニクス設備の売却	–	66,621	66,621
設置サービス	16,537	–	16,537
その他*	6,823	–	6,823
顧客との契約から生じる収益合計	92,467	66,621	159,088
地理的市場			
日本	62,239	48,968	111,207
米国	30,228	17,653	47,881
顧客との契約から生じる収益合計	92,467	66,621	159,088
収益認識の時期			
一時点で移転される財又はサービス	73,696	66,621	140,317
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	18,771	–	18,771
顧客との契約から生じる収益合計	92,467	66,621	159,088

*調達業務及び製品保証サービスから生じる収益を含む

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益(続き)

4.1 収益の分解に関する情報(続き)

以下は、(注記5)のセグメント情報で開示されている金額と、顧客との契約から生じる収益との調整表を示しています。

IFRS 15.114-115

	12月31日に終了する年度			
	2019年		2018年	
	防火設備 千円	エレクトロニクス 千円	防火設備 千円	エレクトロニクス 千円
収益				
外部収益	139,842	69,263	121,905	66,621
セグメント間収益	—	7,465	—	7,319
	139,842	76,728	121,905	73,940
セグメント間の調整及び消去	(30,047)	(7,465)	(29,438)	(7,319)
顧客との契約から生じる収益合計	109,795	69,263	92,467	66,621

注釈

当グループは、顧客に提供した財又はサービスの種類、地理的分布及び財又はサービスの移転の時期に基づいて分解した収益を表示している。企業は、企業の事業に最も重要な企業固有の及び(又は)業界特有の要因に基づき、この決定を行う必要がある。

当グループは、各報告可能なセグメントについて開示した収益情報により、分解された収益の調整表を示している。企業は、セグメントの報告に関する開示の範囲内で分解された収益情報を提供することが適切と考えている。

4.2 契約残高

IFRS 15.116(a)

	2019年12月31日	2018年12月31日	2018年1月1日
	千円	千円	千円
営業債権(注記23)	25,672	22,290	25,537
契約資産	4,541	5,180	3,450
契約負債(注記29)	5,842	3,374	2,528

子会社の取得により、営業債権は2019年に1,716千円(2018年:853千円)と増加につながりました。2019年に、179千円(2018年:71千円)が、営業債権の予想信用損失に対する引当金として認識されました。

契約資産は、継続中の設置サービスから獲得した収益に関連するものですそのため、この勘定の残高は変化し、当該年度末時点で継続中の設置サービスの数により影響を受けます。2019年に、6千円(2018年:5千円)が契約資産に係る予想信用損失に対する引当金として認識されました。

IFRS 15.117

IFRS 15.118

IFRS 15.117

IFRS 15.118

契約負債には、期限未到来のサービス保証及びまだ交換されていないロイヤルティ・ポイントに加え、特別な防火設備を提供するために受け取った長期前受金及び設置サービスを引き渡すために受け取った短期前受金が含まれます。これらの勘定の未決済残高は、当グループの顧客基盤の継続的な拡大により、2019年及び2018年に増加しています(注記29)。

2019年における契約負債の大幅な増加は、主に、当該事業年度中に顧客から受け取った長期前受金2,200千円によるものでした。2019年に、109千円(2018年:62千円)が契約負債残高を増加させる長期前受金に係る金利として認識されました(注記13.3)。子会社の取得も、2019年の428千円(2018年:一円)の契約負債の増加につながりました(注記8)。

IFRS 15.117

IFRS 15.118

IFRS 15.117

IFRS 15.118

以下により認識した収益金額に関する表です。

	2019年	2018年
	千円	千円
当該事業年度の期首現在の契約負債に含まれていた金額	2,486	1,836
過去の期間に充足した履行義務	516	252 IFRS 15.116(b) IFRS 15.116(c)

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益（続き）

4.2 契約残高（続き）

注釈

IFRS 第 15 号 116 項は、顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高(区分して表示又は開示していない場合)を開示することを求めている。

当グループは、他の債権とは区分して、顧客との契約から生じた債権を開示した。IFRS 第 15 号以外の契約から生じた重要な債権を有する企業は、開示目的でそれらの残高を区分することが必要となる。たとえば、企業は、顧客との契約に関連する売掛金とは区分して開示する必要があるリース契約に関連する売掛金を有する可能性がある。

IFRS 第 15 号 116 項は、「当報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの」及び「当報告期間に、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益」を開示することも求めている。また、企業は表形式又は説明形式で表示することも可能である。

当グループは、当該期間中に、契約残高及び当該残高の変更を定性的及び定量的に開示した。企業は、自らが最も適切であると考える方法により、契約残高及びそれらの変更に関する情報を開示することを認められており、開示情報には表形式の情報及び説明形式の情報の組み合わせを含むことが可能である。

4.3 返品資産及び返金負債の権利

	2019 年	2018 年	2018年1月1日
	千円	千円	千円
返品権資産	1,124	929	856
返金負債			
遡及的数量割戻しから生じる	4,658	4,504	2,904
返品権から生じる	1,584	1,340	892
	6,242	5,844	3,796

IFRS 15.B21(c)

IFRS 15.B21(b)

4.4 履行義務

当グループの履行義務に関する情報を以下の通り要約します。

IFRS 15.119

防火設備

履行義務は、当該設備の引渡し時に充足され、支払期限は通常、引渡しの 30 日から 90 日以内となる。

製造期間が 2 年間の防火設備を引き渡すための履行義務は、2 つの代替支払オプションを有しています。顧客は、当該設備の引渡し時に、現金販売価格と同額の取引価格を支払うか、又は当該契約の署名時に、より低い取引価格を支払うことができます。顧客が前払いを選んだ場合には、これらの契約について重要な金融要素が存在します。

一部の契約では、販売時に存在した不具合の修理以外の 1 年間保証が顧客に提供されます。当該保証は個別の履行義務として会計処理され、取引価格の一部が配分されます。保証サービスについての履行義務は、失効した時間に基づき、保証期間にわたり充足されます。

エレクトロニクス設備

履行義務は、当該設備の引渡し時に充足され、支払期限は通常、引渡しの 30 日から 90 日以内となります。一部の契約では、制限の対象となる変動対価を生じる返品権及び数量割戻しを顧客に提供します。

顧客は、取引価格の一部を配分することになるロイヤルティ・ポイントの権利を有しています。収益は当該ポイントが交換される際に認識されます。

また、当グループは、四半期毎に交換されるポイントの見積りを更新し、契約負債残高のあらゆる調整が収益に計上されています。

設置サービス

履行義務は、一定期間にわたり充足され、支払期限は通常、設置完了及び顧客受領時となります。一部の契約においては、短期前受金が、設置サービスの提供前に要求されます。

連結財務諸表の注記

4. 顧客との契約から生じる収益（続き）

4.4 履行義務（続き）

調達サービス

顧客のために、外国の供給業者により製造された特別な防火設備を取得するための顧客との契約が存在します。当グループは、これらの契約において代理人として行動しています。履行義務は充足されており、支払期限は顧客による設備の受領時となります。

注釈

IFRS第15号は、企業に対し、履行義務に関するより記述的な情報を提供することを求めている。IFRS第15号119項は、企業に対し、以下のすべての記述を含む情報の開示を求めている。

- ▶ 企業が履行義務を充足する通常の時点(たとえば、出荷時、引渡時、サービスを提供するにつれて、あるいはサービスの完了時)。これには、請求済未出荷契約において履行義務がいつ充足されるのかが含まれる。
- ▶ 重大な支払条件(たとえば、通常の支払い期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、変動対価の見積りがIFRS第15号56項から58項に従って通常制限されるのかどうか)
- ▶ 企業が移転を約束した財又はサービスの内容(他の当事者が財又はサービスを移転するよう手配する履行義務(すなわち、企業が代理人として行動する場合)を明確に示す)
- ▶ 収返し及び返金の義務ならびにその他の類似の義務
- ▶ 製品保証及び関連する義務の種類

当グループは、注記の本セクションにおいて、この要求されている情報を提供した。これは、企業がIFRS第15号119項の開示規定に従うことができる1つの方法である。また、企業は、重要な会計方針の開示の一部として、これらの要求されている情報の開示を決定する場合もある。例示目的で、注記のこのセクションに含まれている情報の大部分は、重要な会計方針の開示にも含めている。

残存履行義務(未充足又は部分的に未充足)に配分した取引価格は以下の通りです。

IFRS 15.120

	2019年12月31日 千円	2018年12月31日 千円	2018年1月1日 千円
1年未満	12,915	8,793	11,456
1年以上	7,216	2,152	3,450
	<hr/> 20,131	<hr/> 10,945	<hr/> 14,906

IFRS 15.120(b)(i)

残存履行義務は、2年内に充足される予定の特殊防火設備の引渡し及び顧客ロイヤルティ・プログラムに
関連して、1年以上の間に認識すると見込まれています。顧客のロイヤルティ・ポイントは期限がなく、2年を超
えても交換可能です(注記29)。すべての他の履行義務は1年内に認識することが見込まれています。

IFRS 15.120(b)(ii)

注釈

IFRS第15号121項に記載されている実務上の便法として、企業は、当初の予想期間が1年以内の契約の残存履行義務、
又はIFRS第15号B16項の実務上の便法に従い、請求する権利に関する要求事項を満たす残存履行義務の金額を開示し
ないことを決定することができる。企業がこの実務上の便法を使用する場合、その旨を開示する必要がある。

IFRS第1号D34項に記載されている免除規定として、初度適用企業は、IFRS第15号C5(d)項の別の実務上の便法を使用
することも可能である。最初のIFRS報告期間の期首(すなわち、2019年1月1日)より前に表示したすべての報告期間につ
いて、企業は、残存履行義務に配分した取引価格の金額及び企業が当該金額をいつ収益として認識すると見込んでいるか
の説明を開示する必要はない。

初度適用企業が暫定規定の適用を決定する場合、IFRS第15号C6項で求められている以下の情報を開示しなければなら
ない。

- ▶ 使用した便法
- ▶ 合理的に可能な範囲で、当該便法のそれぞれの適用について見積った影響の定性的評価

当グループは、残存履行義務に関する情報を開示するために定量的アプローチを使用し、この実務上の便法を使用しなかった。

5. セグメント情報

当グループは、経営管理目的で、製品及びサービスに基づく複数の事業単位から構成されており、以下の3つの報告セグ
メントを有しています。

IAS 1.138(b)
IFRS 8.22(a)
IFRS 8.22(b)

- ▶ 防火設備部門は、消火器、防火設備、耐火素材の製造及び設置を行っています。
- ▶ エレクトロニクス部門は、防衛用電子機器、航空機、電気保安及び一般家庭用電化製品を供給しており、エレクトロニ
クス、安全対策、温度調節及び電子システムの領域で製品及びサービスを提供しています。
- ▶ 投資不動産部門は、当グループが所有している事務所及び工場のうち当グループでは使用していないものの賃貸を
行っています。

上記の報告セグメントの決定に際して、集約された事業セグメントはありません。

連結財務諸表の注記

5. セグメント情報（続き）

注釈

IFRS 第8号「事業セグメント」22(a)項は、たとえば事業セグメントを集約するかどうかを判断する際の要因や、組織化の基礎を含む、報告セグメントを識別するために用いた要素を開示することを求めてい。事業セグメントは、その経済的特徴が類似する場合には、長期的に同様の財務業績を示すことが多い。たとえば、2つの事業セグメントの経済的特徴が類似する場合、長期平均売上総利益率は同じようになると見込まれる。セグメントの経済的特徴が類似しており、かつ、以下についても各セグメントが類似する場合、複数の事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することができる。

- (a) 製品及びサービスの性質
- (b) 生産プロセスの性質
- (c) 顧客の類型又は種類
- (d) 製品の流通方法又はサービス提供方法
- (e) 該当する場合には、規制環境の性質（たとえば銀行、保険又は公益事業）

この判定には、企業の状況に関する判断が必要になる。当グループには集約された事業セグメントは存在しないが、仮に存在する場合には、集約の基礎に関する開示を行う必要がある。

経営管理委員会は最高経営意思決定者(CODM)であり、資源の配分及び業績評価に関する意思決定を行うために、事業単位の財務業績を個別にモニタリングしています。セグメントの業績は税引前損益に基づき評価され、その測定方法は連結財務諸表における税引前損益の測定方法と同一です。ただし、ジョイント・ベンチャーであるタ立株式会社の業績は比例連結法を用いて評価しています。資金調達(金融費用、金融収益及びその他の収益を含む)及び法人所得税はグループ全体で管理されていることから、事業セグメントには配分していません。IFRS 8.28(b)

事業セグメント間の振替価格は、第三者との取引に準じた独立当事者間取引条件に基づいています。IFRS 8.27(a)

2019年12月31日に

終了する年度

	防火設備	エレクトロニクス	投資不動産	セグメント合計	調整及び消去	連結	IFRS 8.23(a) IFRS 8.23(b)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
収益							
外部収益	139,842	69,263	1,404	210,509	(30,047)	180,462	IFRS 8.23(a)
セグメント間収益	—	7,465	—	7,465	(7,465)	—	IFRS 8.23(b)
収益合計	139,842	76,728	1,404	217,974	(37,512)	180,462	
その他の損益							
費用として認識された棚卸資産の原価	(99,533)	(65,193)	—	(164,726)	33,619	(131,107)	IFRS 8.23(f)
従業員給付費用	(27,149)	(5,323)	(777)	(33,249)	(500)	(33,749)	IFRS 8.23(f)
減価償却費及び償却費	(3,852)	(489)	—	(4,341)	—	(4,341)	IFRS 8.23(e)
のれんの減損損失(注記20)	—	(200)	—	(200)	—	(200)	IFRS 8.23(i)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益に対する持分相当額(注記10, 11)	83	—	—	83	588	671	IFRS 8.23(g)
報告セグメントの税引前利益	9,687	2,968	321	12,976	(1,868)	11,108	IFRS 8.23
報告セグメント資産	78,412	44,814	8,893	132,119	15,252	147,371	IFRS 8.23
報告セグメント負債	33,051	7,252	1,704	42,007	44,583	86,590	IFRS 8.23

その他の開示項目

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資(注記10, 11)	3,187	—	—	3,187	—	3,187	IFRS 8.24(a)
資本的支出	7,325	2,842	1,216	11,383	—	11,383	IFRS 8.24(b)

連結手続において消去されたセグメント間収益は、「調整及び消去」の欄に含まれています。他のすべての調整及び消去項目は、以下に示す調整表に含まれています。

連結財務諸表の注記

5. セグメント情報（続き）

2018年12月31日に
終了する年度

	防火設備 千円	エレクトロニクス 千円	投資不動産 千円	セグメント合計 千円	調整及び消去 千円	連結 千円
収益						
外部収益	121,905	66,621	1,377	189,903	(29,438)	160,465 IFRS 8.23(a)
セグメント間収益	—	7,319	—	7,319	(7,319)	— IFRS 8.23(b)
収益合計	121,905	73,940	1,377	197,222	(36,757)	160,465
その他の損益						
費用として認識された棚卸資産の原価	(95,642)	(58,616)	—	(154,258)	32,960	(121,298) IFRS 8.23(f)
従業員給付費用	(19,199)	(8,400)	(702)	(28,301)	(850)	(29,151) IFRS 8.23(f)
減価償却費及び償却費	(2,860)	(610)	—	(3,470)	(324)	(3,794) IFRS 8.23(e) IFRS 8.23(i)
有形固定資産の減損損失（注記17）	(301)	—	—	(301)	—	(301) IAS 36.129
関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益に対する持分相当額（注記10, 11）	81	—	—	81	557	638 IFRS 8.23(g)
報告セグメントの税引前利益	4,387	5,396	314	10,097	(1,217)	8,880 IFRS 8.23
報告セグメント資産	61,747	40,409	7,983	110,139	526	110,665 IFRS 8.23
報告セグメント負債	30,167	4,066	1,688	35,921	28,902	64,823 IFRS 8.23

その他の開示項目

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資（注記10、11）	2,516	—	—	2,516	—	2,516 IFRS 8.24(a)
資本的支出	4,068	3,513	1,192	8,773	—	8,773 IFRS 8.24(b)

2018年1月1日現在

	防火設備 千円	エレクトロニクス 千円	投資不動産 千円	セグメント合計 千円	調整及び消去 千円	連結 千円
報告セグメント資産	49,835	43,418	7,381	100,634	466	101,100 IFRS 8.23
報告セグメント負債	21,449	3,966	3,233	28,648	31,900	60,548 IFRS 8.23

その他の開示項目

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	1,878	—	—	1,878	—	— IFRS 8.24(a)
-------------------------	-------	---	---	-------	---	----------------

注釈

優良工業株式会社（初度適用企業）における経営管理委員会のように、グループの最高経営意思決定者（以下、CODM）が、連結損益計算書に含まれる減価償却費及び償却費、減損損失及び関連会社の利益の持分相当額以外の項目を定期的にレビューしている場合には、追加の開示が求められる。

IFRS第8号23(f)項は、企業に対し、IAS第1号97項に従って開示する、重要性のある収益及び費用の項目を開示することを求めてい。IAS第1号97項は、企業に対し、収益又は費用の重要性がある項目の内容及び金額を個別に開示することを求めている。IFRS第8号23(f)項の規定を充足するため、当グループは、CODMによりレビューされたセグメント損益の測定値に含まれている次の収益又は費用項目を、各報告可能なセグメント毎に開示した：費用として認識された棚卸資産の原価及び従業員給付費用。

連結財務諸表の注記

5. セグメント情報（続き）

調整及び消去

金融費用、金融収益、その他の収益及び金融資産の公正価値の変動による評価損益は、原資産がグループ全体で管理されているため、個々のセグメントには配分していません。

IFRS 8.28

また、当期税金、繰延税金ならびに特定の金融資産及び負債も、グループ全体で管理されているため、個々のセグメントには配分していません。

資本的支出は、有形固定資産、無形資産及び投資不動産の増加から構成されており、子会社の買収により取得した資産も含めています。

セグメント間収益は連結時に消去しています。

	2019年	2018年	IFRS 8.28(b)
	千円	千円	
税引前利益の調整			
報告セグメントの税引前利益	12,976	10,097	
金融収益(注記 13.4)	202	145	
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じた利得(注記 13.1)	850	—	
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じた損失(注記 13.2)	(1,502)	—	
金融費用(注記 13.3)	(1,366)	(1,268)	
その他の利益(注記 13.5)	98	66	
セグメント間売上(消去)	(150)	(160)	
税引前利益	11,108	8,880	
資産の調整	2019 年	2018 年	2018年1月1日
	千円	千円	千円
報告セグメント資産	132,119	110,139	100,634
繰延税金資産(注記 15)	383	365	321
関連会社への貸付金(注記 21.1)	200	—	—
取締役への貸付金(注記 21.1)	13	8	8
デリバティブ	1,102	153	137
売却目的保有で保有する資産(注記 14)	13,554	—	—
資産合計	147,371	110,665	101,100
負債の調整	2019 年	2018 年	2018年1月1日
	千円	千円	千円
報告セグメント負債	42,007	35,921	28,648
繰延税金負債(注記 15)	2,454	607	780
未払法人所得税	3,511	3,563	4,625
利付ローン及び借入金	22,806	24,478	26,192
デリバティブ	2,687	254	303
売却目的保有で保有する負債(注記 14)	13,125	—	—
負債合計	86,590	64,823	60,548
地域別情報	2019年	2018年	IFRS 8.33(a)
	千円	千円	
外部収益			
日本国	128,238	112,584	
米国	52,224	47,881	
連結損益計算書の収益合計	180,462	160,465	

上記の収益情報は、顧客の所在地に基づいています。

IFRS 8.34

防火設備部門における特定顧客(1件)への販売から生じた収益は、25,521千円(2018年:21,263千円)です。

IFRS 8.33(b)

連結財務諸表の注記

5. セグメント情報（続き）

非流動資産

	2019年 千円	2018年 千円	2018年1月1日 千円
日本国	40,934	29,684	24,020
米国	9,865	7,821	7,040
合計	50,799	37,505	31,060

上記の非流動資産は、有形固定資産、投資不動産及び無形資産から構成されています。

注釈

利息収益及び利息費用はグループ全体で管理され、CODMIに対して事業セグメントレベルで報告されていない。このため、これらの項目はセグメントごとに開示していない。事業セグメントに関する資産及び負債の開示が必要となるのは、当該指標がCODMIに対して報告されている場合のみである。当グループは事業セグメントに関する資産及び負債に関する情報をCODMIに報告している。その他の事業活動（たとえば財務）は個々の事業セグメントを構成することはないが、「その他のすべてのセグメント」の区分で表示される場合がある（IFRS 8.16）。または、このような事業の業績は「調整及び消去」に織り込まれることもある。

当グループにおける内部報告はIFRSに準拠して行われている。セグメントに関する開示は、内部報告がIFRS以外の基準（たとえば、国内のGAAP又は課税基準）に基づいて作成されている場合には、相当程度詳細になり、かつ分量も多くの可能性がある。その場合には、内部報告用の項目と外部報告に使用された項目間の調整表を表示する必要がある。

当グループは、2019年に非継続事業として事業セグメントを分類した。IFRS第8号は、セグメントの開示が非継続事業に適用されるかどうかに関するガイダンスを定めていない。処分済みのセグメントは重要性があるが、当グループは、IFRS第8号に基づくセグメント情報を開示しなかった。IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」5B項は、他の基準の規定が非継続事業に適用可能な開示を特定していない限り、他の基準の規定は非継続事業には適用されないと定めている。IFRS第8号は非継続事業に言及していないため、企業は非継続事業を報告可能なセグメントとして含めることを要求されていない。これは、CODMが非継続事業を処分まで監視し続けている場合でも当てはまる。それにも関わらず、企業は、必要に応じ、係る情報を開示することは禁じられていない。

当グループのCODMは、セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、またその業績を評価するために、ジョイント・ベンチャーに関連するセグメント情報を収益、純損益、資産及び負債に対する自らの持分割合に基づき定期的に検討している。しかし、IFRS第11号に従い、ジョイント・ベンチャーに対する当グループの持分は、連結財務諸表上、持分法を用いて会計処理されている。比例連結と持分法との差異から生じる消去は、「調整及び消去」の欄に含まれている。

6. 資本管理

当グループの資本管理の目的上、資本には、発行済資本、転換条項付優先株式、株式払込剰余金及び親会社の株主に寄与する他のすべての資本準備金を含みます。当グループの資本管理の主な目的は、株主価値を最大化することです。

IAS 1.134
IAS 1.135

当グループは、資本構成を管理し、経済状態及び財務制限条項に関する規定の変更を考慮して調整します。資本構成を維持又は統制するために、当グループは、株主への配当支払い、株主に対する資本の払戻し利益又は新規株式の発行を調整する場合があります。当グループは、ギアリング・レシオ（「純負債」を総資本に純負債を加えたもので割った比率）を使用して資本を監視しています。当グループの方針は、ギアリング・レシオを20%から40%の間に維持することです。当グループは、純負債の範囲内に、利付ローン及び借入金、買掛金ならびに他の債務から現金及び短期性預金を差し引いたもの（非継続事業を除く）を含んでいます。

	2019年 千円	2018年 千円	2018年1月1日 千円
転換条項付優先株式以外の利付ローン及び借入金（注記 21.2）	22,201	23,811	23,670
買掛金及びその他の債務（注記 30）	16,969	20,023	18,248
除く：現金及び短期預金（注記 24）	(17,528)	(14,916)	(11,066)
純負債	21,642	28,918	30,852

連結財務諸表の注記

6. 資本管理（続き）

	2019年	2018年	2018年1月1日
	千円	千円	千円
転換条項付優先株式（注記 21.2）	2,778	2,644	2,522
株式	58,371	45,102	40,344
総資本	61,149	47,746	42,866
総資本及び純負債	82,791	76,664	73,718
ギアリング・レシオ	26%	38%	42%

この全体的な目標を達成するために、当グループの資本管理は、特に、資本構成の規定を定義する利付ローン及び借入金に付帯する財務制限条項を確実に満たすことを目標としています。財務制限条項を満たすにあたって違反があつた場合、銀行は即座にローン及び借入金を回収することが認められています。当期においては、利付ローン及び借入金の財務制限条項違反は起きていません。

2018 年及び 2019 年 12 月 31 日に終了する年度中に自己資本を管理するための目的、方針又は手続に変更はありませんでした。

注釈

IAS 第 1 号 134 項及び 135 項は、企業に対し、自己資本の管理に関する企業の目的、方針及び手続きを定性的及び定量的に開示することを求めている。当グループは、ギアリング・レシオを開示している。これは、ギアリング・レシオが、自己資本の監視に使用する測定値であるためである。当グループは、自己資本及び純負債の双方を、資金調達に供給の関連する構成要素、従つて、自己資本管理の一部として考慮している。ただし、他の企業にとっては、他の測定値又は異なる種類のギアリング・レシオがより適切である場合がある。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」18 項及び 19 項は、報告期間の末日現在及び当期中における債務不履行又は違反がある場合に、その旨を開示することを求めている。逆の状況に対応するための明確な規定はないが、当グループは、財務制限条項により表されている自己資本に対する制限について開示している。これは、当該内容が、財務諸表利用者にとって関連する情報であると考えるためである。当グループは、違反が発生する可能性がかなり低いことから、負債制限条項に関する追加的な情報は提供しなかつた。

連結財務諸表の注記

7. グループ情報

子会社

当グループの連結財務諸表には以下が含まれます。

IAS 24.13
IFRS 12.10(a)
IFRS 12.12(a)
IFRS 12.12(b)

社名	主な事業	設立国	持分(%)		
			2019年	2018年	2018年1月1日
消火器株式会社	防火設備	日本	80	—	—
火花株式会社	防火設備	日本	95	95	95
消防機器研究所株式会社	防火設備	日本	100*	—	—
針金工場株式会社	防火設備	米国	98	98	98
散水車株式会社	防火設備	米国	100	100	100
電球株式会社	エレクトロニクス	日本	87.4	80	—
吸管株式会社	ゴム設備	日本	100	100	100
電子部品株式会社	エレクトロニクス	日本	48**	48	48

*優良工業株式会社(初度適用企業)は、消防機器研究所株式会社の20%の持分を保有していますが、この企業の100%を連結しています。消防機器研究所株式会社の保有持分の詳細については、注記3をご参照ください。

**優良工業株式会社(初度適用企業)は、事実上の支配に基づきこの企業を連結しています。詳細については注記3をご参照ください。

持株会社

IAS 1.138(c)
IAS 24.13

優良工業株式会社(初度適用企業)の中間及び最終持株会社は、58.22% (2018年: 57.55%、2018年1月1日: 57.55%、普通株式を基本とする)を保有し、日本に上場しているS.J. 株式会社です。

当グループに重要な影響を及ぼす企業

国際火炎株式会社は、優良工業株式会社(初度適用企業)の31.48%の普通株式(2018年: 31.48%、2018年1月1日: 31.48%)を所有しています。

関連会社

当グループは、電力消火機器株式会社の25%の持分(2018年: 25%、2018年1月1日: 25%)を保有しています。詳細については、注記11をご参照ください。

当グループがジョイント・ベンチャーである共同事業契約

当グループは、タ立株式会社の50%の持分(2018年: 50%、2018年1月1日: 50%)を保有しています。詳細については、注記10をご参照ください。

注釈

IFRS第12号10(a)項は、企業に対し、当グループの構成に関する情報を開示することを求めている。上記のリストは、当グループの子会社に関する情報を開示している。企業は、この開示がすべての子会社の完全なリストではなく、重要な子会社のみを含むことを求められていることに留意する必要がある。上記は、IFRS第12号に記載されている規定をどのように充足することができるかに関する1つの例を示している。ただし、国内の法令又は上場の規定は、重要であるか否かに関わらず、すべての子会社の完全なリストの開示を要求する場合がある。

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得

2019年における取得

IFRS 3.59-60

消火器株式会社の取得

2019年5月1日、当グループは、当社の持分との交換により、消火器株式会社の議決権付株式の80%を取得しました。同社は耐火素材の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは、防火設備部門における顧客向け製品の品揃えを大幅に拡充するため、同社を買収しました。

IFRS 3.B64(a)
IFRS 3.B64(b)
IFRS 3.B64(c)
IFRS 3.B64(d)

当グループは、被取得企業の非支配持分について公正価値で測定する方法を選択しました。

IFRS 3.B64(o)(i)

取得資産及び引受負債

取得日現在の消火器株式会社の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識された公正価値 <small>IFRS 3.B64(i) IAS 7.40(d)</small>
資産	
有形固定資産(注記17)	千円 7,042
使用権資産(注記31)	248
現金及び現金同等物	230 <small>IAS 7.40(c)</small>
営業債権(注記4)	1,716
棚卸資産	3,330
特許権及びライセンス(注記19)	1,200
	13,766
負債	
営業債務	(1,901)
リース負債(注記31)	(213)
契約負債(注記4)	(428)
偶発負債(注記27)	(380)
リストラクチャーリング引当金(注記27)	(900)
廃棄引当金(注記27)	(1,200)
繰延税金負債(注記15)	(1,511)
	(6,533)
公正価値で測定された識別可能純資産合計	7,233
公正価値で測定した非支配持分	(1,547) <small>IFRS 3.B64(o)(i)</small>
取得から生じたのれん(注記19)	<u>2,231</u>
移転された対価	7,917 <small>IAS 7.40(a)</small>

営業債権の公正価値は1,716千円、額面総額は1,754千円であり、契約金額は全額回収可能であると見込まれます。

IFRS 3.B64(h)

当グループは、取得日現在で残りのリース料の現在価値を使用して取得したリース負債を測定しました。使用権資産は、リース負債と同額で測定され、市場の条件と比較した場合のリースの有利な条件を反映するよう調整されています。

IFRS 3.28B

注釈

IFRS第3号28B項は、リース負債を、取得したリースが取得日現在で新規のリースであったかのようにして、残りのリース料の現在価値で測定することを求めてい。すなわち、取得企業は、取得日現在の残りのリース料の現在価値を使用して、IFRS第16号の当初測定に関する条項を適用する。使用権資産は、リース負債(市場の条件と比較した場合の当該リースの有利又は不利な条件について調整後)と同額で測定される。当該リースの市場外の性質が使用権資産に含まれているため、取得企業は、市場と比較して有利又は不利なリース条件について、無形資産又は負債を個別に認識しない。

当グループによる取得に先立ち、消火器株式会社は複数の製品ラインを廃棄する意思決定を行いました(詳細は注記27を参照)。その結果、認識されたリストラクチャーリング引当金は、企業結合直前の消火器株式会社の現在の債務であり、リストラクチャーリング計画の実行は、当グループによる取得が条件となっているものではありません。

繰延税金負債は、主に有形固定資産及び無形資産の税務上の加速償却に係る税効果によるものです。

また、2,231千円ののれんは、個別には認識要件を満たさない、取得から生じることが期待されるシナジー効果と顧客名簿の価値から構成されており、すべて防火設備セグメントに配分されています。取得に際して課された契約条件により、顧客名簿は分離可能ではないため、IAS第38号に基づく無形資産としての認識要件を満たしていません。認識されたのれんは税法上、損金算入できないと見込まれます。

IFRS 3.B64(e)

IFRS 3.B64(k)

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

偶発負債は取得日に評価し、公正価値である380千円で認識しました。その内容は、決められた技術仕様を満たしていないかったために、当グループが検収及び支払を拒否している商品に関する供給業者からの支払請求です。当該請求が認められるか否かは調停の結果次第であり、2020年後半までは決着しないことが見込まれます。報告日において、期待値を基に当該偶発負債を再評価した結果、帳簿価額は400千円であると判断し、変動額は純損益で認識しています（注記27参照）。

IFRS 3.B64(j)
IFRS 3.56(a)
IAS 37.85

非上場会社である消火器株式会社の非支配持分の公正価値の見積りには、収益還元法を使用しています。公正価値測定は、市場で観察不能な重要なインプットに基づいています。公正価値の見積りは、以下のとおりです。

- ▶ 使用した割引率：14%
- ▶ ターミナル・バリュー（最終価値）：将来の収益を決定する際に使用された長期持続可能な業界成長率（2% - 4%）を用いて算定
- ▶ 再投資率：利益の60%

IFRS 3.B64(oXii)

当グループの連結損益計算書には、取得日以降に消火器株式会社から生じた収益17,857千円及び継続事業からの税引後純利益750千円が含まれています。この企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は22,582千円、継続事業からの税引後利益は1,285千円となります。

IFRS 3.B64(qXi)
IFRS 3.B64(qXII)

購入対価	千円	
発行された株式の公正価値	7,203	IFRS 3.B64(fXiv)
条件付対価に係る負債	714	IFRS 3.B64(fXiii)
対価合計	7,917	IAS 7.40(a)

取得に伴うキャッシュ・フローの内訳：

取得に関する取引費用（営業活動によるキャッシュ・フローに含まれる）	(600)	
取得した子会社における正味現金（投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる）	230	IAS 7.40(c)
株式発行に伴う取引費用（財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる（税引後））	(32)	
取得に伴い発生した正味キャッシュ・フロー	(402)	

当グループは、消火器株式会社における80%の持分の対価として2,500,000株の普通株式を発行しました。1株当たりの公正価値は取得日における当社株式の市場相場価格を参照し、1株当たり2.88円と算定されたことから、発行対価の公正価値は7,203千円となります。

IFRS 3.B64(fXiv)

取引費用である600千円は費用処理され、管理費に計上されています。また、株式の発行に直接起因する費用である32千円は、株式払込剰余金から控除して資本に直接計上しています。

IFRS 3.B64(m)

条件付対価

取得契約の一部として、消火器株式会社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされています。以下のいずれかの条件を満たした場合、当グループは前所有者に対して追加的な支払いを行います。

IFRS 3.B64(gXii)

IFRS 13.93(h)(ii)

a) 取得日後12カ月間の同社の税引前利益が1,500千円以上となった場合、675千円を支払う。

IFRS 3.B64

b) 取得日後12カ月間の同社の税引前利益が1,500千円以上となった場合、1,125千円を支払う。

(g)(iii)
IFRS 3.B64(gXi)

取得日現在における条件付対価の公正価値は、714千円と見積もっています。

IFRS 3.58

(b)(i)

IFRS 13.93(d)

2019年12月31日現在で、消火器株式会社の主要業績指標は、事業の大幅な拡大及びシナジー効果によって、目標が達成される可能性が非常に高いことを示しています。2019年12月31日現在で算定された条件付対価の公正価値には、他の要因の中でも特にこのような状況の変化等が反映されており、再測定による差額は純損益に認識されています。公正価値はDCF法を使用して算定されています。2019年12月31日現在の定量的な感応度分析と共に、公正価値測定に使われた観察可能ではない重要なインプットについては、注記21.4に記載されています。条件付対価負債の公正価値測定の調整表は以下の通りです。

	千円	
2019年1月1日	—	IFRS 13.93(e)
企業結合から生じた負債	714	
純損益に認識された未実現の公正価値変動	358	IFRS 13.93(f)
2019年12月31日	1,072	

条件付対価に関する負債の公正価値は、消火器株式会社の業績が予算を大幅に上回ったことにより増加しています。条件付対価に関する負債は、2020年9月30日に最終測定が行われ、前株主に対価が支払われることになっています。

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

注釈

条件付対価の分類には、個々の事実と状況に基づく検討が必要である。条件付対価は IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号に従って資本又は金融負債として、あるいは他の IFRS に従って分類される。いずれに分類されるかにより、当初認識及び事後測定が異なることになる。当グループは、売手に対して現金を支払う契約上の義務を有していることから、当該条件付対価を金融負債であると判断した（IAS 32.11 参照）。その結果、当グループは、IFRS 第 9 号に従い報告日において当該負債を、純損益を通じて公正価値で測定することが要求されている（IFRS 3.58(b) (i) 参照）。

企業結合の一環として、従業員又は被取得企業の株主に対して条件付きで支払いを行うことは、被取得企業の主要な人材を引き留めるための方法として一般的に用いられる。しかし、すべての支払が条件付対価とみなされる訳ではなく、別々の取引として会計処理されることもあるため、そのような条件付きの支払内容を個々の状況に応じて判断する必要がある。たとえば、雇用が打ち切られた時にその権利が失効する条件付きの支払は報酬とみなされるのに対して、従業員が将来提供するサービスとは無関係の条件付きの支払は条件付対価と考えられる。IFRS 第 3 号は第 54 項から第 55 項において詳細なガイダンスを定めている。

初度適用企業が企業結合に関して IFRS 第 3 号の完全適応を免除する IFRS 第 1 号の免除規定を適用する場合であっても、過去の企業結合に関連した条件付対価を従前の GAAP において認識していない場合には、当該対価を移行日時点の公正価値で認識する必要があることに留意しなければならない。これは、IFRS 第 1 号の企業結合に関する免除規定は、IAS 第 32 号、IFRS 第 9 号の規定の適用を特段免除するものではなく、企業は条件付対価をこれらの基準に準拠して会計処理する必要があるためである。

電球株式会社における持分の追加取得

2019年10月1日、当グループは電球株式会社の議決権付株式の7.4%を追加取得し、この結果、当グループの同社に対する所有持分は87.4%に増加しました。追加取得の対価として、325千円の現金が非支配株主に支払われました。電球株式会社の純資産の帳簿価額（当初取得時ののれんを除く）は1,824千円です。円電球株式会社に対する持分の追加取得に関する内訳は、以下のとおりです。

IFRS10.B96
IFRS12.18
IFRS12.10(b)(iii)

	千円
非支配株主に支払われた現金対価	325
追加取得した電球株式会社に対する持分の帳簿価額	(135)
利益剰余金に認識された差額	190

連結財務諸表の注記

8. 企業結合及び非支配持分の取得（続き）

2018年における取得

2018年12月1日、当グループは電球株式会社の議決権付株式の80%を取得しました。同社は電球の製造販売に特化した企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは、エレクトロクス部門の製品ラインアップ拡大のため、同社を取得しました。当グループは、被取得企業の非支配持分について、被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分で測定する方法を選択しました。

取得日現在の電球株式会社の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識された公正価値 千円	IFRS 3.B64(i) IAS 7.40(d)
資産		
土地及び建物（注記17）	1,280	
現金及び現金同等物	50	IAS 7.40(c)
営業債権（注記4）	853	
棚卸資産	765	
資産合計	2,948	
負債		
営業債務	(807)	
繰延税金負債（注記15）	(380)	
製品保証引当金	(50)	
負債合計	(1,237)	
公正価値で測定された識別可能純資産合計	1,711	
非支配持分（純資産の20%）	(342)	
取得から生じたのれん（注記19）	131	
移転された対価	1,500	IAS 7.40(a)

	取得に伴うキャッシュ・フロー 千円	
取得した子会社における正味現金	50	IAS 7.40(b) IAS 7.40(c)
現金支払額	(1,500)	IFRS 3.B64(f)(i)
取得に伴い発生した正味キャッシュ・フロー	(1,450)	

2018年12月31日現在の財務諸表で認識された純資産は公正価値の暫定的な評価に基づいていましたが、一方、当グループは、電球株式会社が所有する土地及び建物について独立評価を取得しようとしました。当該評価は、2018年財務諸表が取締役会による公表の承認日までに完了していません。

2019年4月に、評価が完了し、土地及び建物の取得日現在での公正価値は1,280千円となり、暫定的な価額から200千円増加しました。2018年の比較情報は暫定的な金額に対する調整を反映するよう修正再表示されています。その結果、繰延税金負債は60千円増加し、非支配持分は28千円増加しました。また、のれんは112千円減少し、それにより取得から生じるのれん合計額は131千円となりました。取得日から2018年12月31日までの建物に係る償却費の増加に重要性はありませんでした。

取得日から電球株式会社によりもたらされた当グループの継続事業の収益及び税引後利益の額は、476千円及び20千円でした。この企業結合が2018年度の期首に実施されたと仮定した場合、当期の当グループの継続事業からの収益は19,078千円、継続事業からの税引後利益は785千円となります。

のれん131千円は、当該取得により生じると期待されるシナジー効果の構成価値から構成されています。

IFRS 3.B64(e)

連結財務諸表の注記

注釈

2018 年の企業結合において、当グループは、被取得者の識別可能純資産の割合を使用して、被支配持分を評価することを選択した。2019 年の企業結合において、当グループは、公正価値で被支配持分を評価することを選択した。この選択は、それぞれの企業結合に対して個別に行うことができ、当グループが実行する予定のすべての企業結合に対しての会計上の処理を決定するための方針選択ではない(IFRS 第 3 号 19 項を参照)。

IFRS 第 1 号は、IFRS 移行日より前に発生した企業結合の修正再表示に関する任意の免除規定を設けている。ただし、当該免除規定は、IFRS 移行日以後、比較期間中に発生した企業結合には適用されない。したがって、比較期間に行われた企業結合は IFRS 第 3 号に従い修正再表示されている。

連結財務諸表の注記

9. 重要な非支配持分のある子会社

重要性のある非支配持分がある子会社の財務情報は、以下のとおりです。

IFRS12.10(ii)
IFRS12.12

非支配持分が保有している所有持分の割合：

名称	設立国及び事業場所	2019年	2018年	2018年1月1日
電子部品株式会社	日本国	52%	52%	52%
消火器株式会社	日本国	20%	-	-
電球株式会社	日本国	12.6%	20%	-

重要な非支配持分の累積額：	2019年	2018年	2018年1月1日	千円 IFRS 12.12(f)
	千円	千円	千円	
電子部品株式会社	490	277	134	IFRS12.B10
消火器株式会社	1,696	-	-	
電球株式会社	263	344	-	

重要な非支配持分に配分された利益：	2019年	2018年	2018年1月1日	千円 IFRS 12.12(f)
	千円	千円	千円	
電子部品株式会社	243	192	61	IFRS12.B10
消火器株式会社	149	-	-	
電球株式会社	54	2	-	

これらの子会社の要約財務情報は、以下のとおりです。なお、本情報はグループ内取引を消去する前の金額に基づいています。

要約損益計算書（2019年12月31日終了年度）	電子部品	消火器株式会社	電球株式会社	千円 IFRS 12.11 IFRS 12.12(g) IFRS 12.B10
	株式会社			
顧客との契約から生じる収益	2,546	17,857	5,748	
売上原価	(1,450)	(15,678)	(4,090)	
管理費	(354)	(1,364)	(1,020)	
金融費用	(250)	(65)	(132)	
税引前利益	492	750	506	
法人所得税	(25)	(6)	(80)	
継続事業からの当期純利益	467	744	426	
当期包括利益合計	467	744	426	
非支配持分に帰属する当期包括利益合計	243	149	54	
非支配持分への配当金の支払額	30	-		

要約損益計算書（2018年12月31日終了年度）	電子部品	電球株式会社	千円 IFRS 12.11 IFRS 12.12(g) IFRS 12.B10
	株式会社		
顧客との契約から生じる収益	2,100	476	
売上原価	(1,250)	(360)	
管理費	(150)	(85)	
金融費用	(350)	(11)	
税引前利益	350	20	
法人所得税	20	(8)	
継続事業からの当期純利益	370	12	
当期包括利益合計	370	12	
非支配持分に帰属する当期包括利益合計	192	2	
非支配持分への配当金の支払額	49	-	

連結財務諸表の注記

9. 重要な非支配持分のある子会社（続き）

要約財政状態計算書（2019年12月31日現在）	電子部品株式会社 千円	消火器株式会社 千円	電球株式会社 千円
棚卸資産ならびに現金及び預金（流動）	971	7,043	2,348
有形固定資産及びその他の非流動資産（非流動）	1,408	10,273	1,409
営業債務及びその他の債務（流動）	(417)	(5,822)	(1,182)
利付借入金及び繰延税金負債（非流動）	(1,019)	(3,016)	(485)
資本合計	943	8,478	2,090
帰属：			
親会社株主	453	6,782	1,827
非支配持分	490	1,696	263

要約財政状態計算書（2018年12月31日現在）	電子部品株式会社 千円	電球株式会社 千円
棚卸資産ならびに現金及び預金（流動）	698	1,668
有形固定資産及びその他の非流動資産（非流動）	1,280	1,359
営業債務及びその他の債務（流動）	(350)	(822)
利付借入金及び繰延税金負債（非流動）	(1,095)	(485)
資本合計	533	1,720
帰属：		
親会社株主	256	1,376
非支配持分	277	344

要約財政状態計算書（2018年1月1日現在）	電子部品株式会社 千円
棚卸資産ならびに現金及び預金（流動）	849
有形固定資産及びその他の非流動金融資産（非流動）	1,350
営業債務及びその他の債務（流動）	(1,042)
利付借入金及び繰延税金負債（非流動）	(900)
資本合計	257
帰属：	
親会社株主	123
非支配持分	134

要約キャッシュ・フロー情報（2019年12月31日終了年度）	電子部品株式会社 千円	消火器株式会社 千円	電球株式会社 千円
営業活動によるキャッシュ・フロー	507	809	558
投資活動によるキャッシュ・フロー	(15)	(280)	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	(250)	(65)	(132)
現金及び現金同等物の正味増加額又は正味減少額	242	464	432

要約キャッシュ・フロー情報（2018年12月31日終了年度）	電子部品株式会社 千円	電球株式会社 千円
営業活動によるキャッシュ・フロー	460	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	(10)	(20)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(350)	(11)
現金及び現金同等物の正味増加額又は正味減少額	100	(8)

連結財務諸表の注記

9. 重要な非支配持分のある子会社（続き）

注釈

IFRS 第 12 号 12 項は、報告企業(すなわちグループ)にとって重要性のある非支配持分に関してのみ、上記の情報を要求している。非支配持分が子会社の立場からは重要であっても、グループレベルでみれば当該持分が重要ではない場合には、開示は求められない。同様に、これらの開示は、集約すると重要性があるが、個別には重要性のない非支配持分には適用されない。なお、上記の情報は、重要性のある非支配持分を有する子会社それぞれについて別個に開示する必要があることに留意する必要がある。当グループは、重要性のある非支配持分を有する子会社は、消火器株式会社、電球株式会社、電子部品株式会社の 3 社のみであると結論付けている。

子会社に対する所有持分に変動があった場合、IFRS 第 12 号 18 項は、支配の喪失には至らない子会社に対する所有持分の変動が、親会社の所有者に帰属する持分に与える影響を示す表を示すことを求めている。グループ又はその子会社の資産へのアクセス又はその利用及び負債の決済を行う能力に重大な制限が課されている場合、IFRS 第 12 号 13 項は、重要な制限の内容と範囲を開示することを求めている。当グループはそうしたいかなる制限も課されていない。

IFRS第12号10(b)(iv)項は、当期中の子会社に対する支配の喪失による影響を財務諸表の利用者が評価できるような情報の開示を求めている。当グループは当期中に子会社に対する支配を喪失していない。

連結財務諸表の注記

10. ジョイント・ベンチャーに対する持分

当グループは、ジョイント・ベンチャーであるタ立株式会社の持分の50%を保有しています。同社は日本国において、当グループの防火設備関連の主要な製品の製造を行っています。当グループのタ立株式会社に対する持分は、連結財務諸表において持分法で会計処理されています。タ立株式会社のIFRS財務諸表に基づく要約財務情報と、連結財務諸表上の投資の帳簿価額との調整表は、以下のとおりです。

IFRS 12.20
IFRS 12.21
IFRS 12.B14

タ立株式会社の要約財政状態計算書

	2019年 千円	2018年 千円	2018年 1月1日 千円
流動資産(現金及び現金同等物989千円(2018年: 743千円、2018年1月1日: 715千円)及び前払費用1,030千円(2018年:-円、2018年1月1日:-円)を含む)	3,226	2,808	2,096
非流動資産	2,864	2,964	2,490
流動負債(未払税金89千円(2018年: 143千円、2018年1月1日: 189千円)を含む)	(224)	(1,102)	(1,530)
非流動負債(繰延税金負債278千円(2018年: 325千円、2018年1月1日: 555千円)及び長期借入金500千円(2018年: 500千円、2018年1月1日: 500千円)を含む)	(1,020)	(1,000)	(500)
資本	4,846	3,670	2,556
当グループの所有持分の割合 - 50%(2018年: 50%)	2,423	1,835	1,278
のれん	-	-	-
当グループの投資の帳簿価額	2,423	1,835	1,278

IFRS 12.B12
IFRS 12.B13

IFRS 12.B14(b)

タ立株式会社の要約損益計算書

	2019年 千円	2018年 千円
顧客との契約から生じる収益	60,094	58,876
売上原価	(54,488)	(53,420)
管理費(減価償却費1,236千円(2018年: 1,235千円)を含む)	(2,638)	(2,586)
金融費用(支払利息204千円(2018年: 150千円)を含む)	(204)	(200)
税引前利益	2,764	2,670
法人所得税	(1,588)	(1,556)
継続事業からの当期利益	1,176	1,114
継続事業からの当期包括利益合計	1,176	1,114
当グループの当期利益に対する持分	588	557

IFRS 12.B13

IFRS 12.B13

IFRS 12.B13

IFRS 12.B12(b)

当ジョイント・ベンチャーは、2018年1月1日、2018年12月31日及び2019年12月31日時点において、営業仕入コミットメント620千円(2018年: 1,032千円、2018年1月1日: 932千円)を除き、タ立株式会社に対する持分に関して偶発負債及び資本コミットメントを有していません。当グループは、注記34で開示しているように、対応するコミットメントを有しています。また、タ立株式会社は、他の共同支配投資企業である2社から合意を得ない限り、利益を分配することはできません。

IFRS 12.22(a)
IFRS 12.23(a)

IFRS 12.B18-B19

注釈

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」B14項は、上記の調整表において、のれんの個別表示及びジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資の他の修正を求めている。当グループは、のれんを保有しておらず、また他の修正を行っていない。

IFRS第12号21(a)項はすべての種類の共同契約の取決めに関連することから、共同営業(報告企業にとって重要性のある場合)についても同項で定める情報を区分して開示することを求めている。

当グループは、ジョイント・ベンチャーのIFRS財務諸表に基づき、その要約財務情報を表示している。IFRS第12号B15項は、企業がジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する自己の持分を公正価値で測定しており、かつ、ジョイント・ベンチャー又は関連会社がIFRS財務諸表を作成しておらず、IFRSに基づき作成することが実務上不可能又は過大なコストがかかる場合に、要約財務情報をIFRS以外の基準に基づき表示することを認めている。「実務上不可能」及び「過大なコスト」のいずれについても、その判定には重要な判断を伴うことから、固有の事実及び状況を鑑みたうえで慎重に検討する必要がある。こうした場合、企業は要約財務情報を作成した基礎を開示しなければならない。

IFRS第12号22(b)項は、持分法の適用に際して用いるジョイント・ベンチャー又は関連会社の財務諸表の日付又は期間が、企業の財務諸表と異なる場合に、追加の開示を求めている。当グループにおいて該当する事項はない。

IFRS第12号22(c)項は、ジョイント・ベンチャー又は関連会社の損失に対する未認識の持分についての開示を求めている。当グループにおいて該当する事項はない。

連結財務諸表の注記

11. 関連会社に対する投資

当グループは、日本国で発電所の防火設備の製造を行う電力消火機器株式会社の持分の25%を所有しています。電力消火機器株式会社はいかなる株式市場にも上場していない非公開会社です。電力消火機器株式会社に対する当グループの持分は、連結財務諸表において持分法を使用して会計処理されています。当グループの電力消火機器株式会社に対する投資に関する要約財務情報は、以下のとおりです。

	2019年 千円	2018年 千円	2018年 1月1日 千円	IFRS 12.B12
流動資産				
6,524	6,324	6,000		
非流動資産				
13,664	12,828	12,504		
流動負債				
(4,488)	(3,904)	(3,684)		
非流動負債				
(12,644)	(12,524)	(12,424)		
資本	3,056	2,724	2,400	
当グループの所有持分－25%(2018年:25%)	764	681	600	
のれん	-	-	-	
当グループの投資の帳簿価額	764	681	600	
	2019年 千円	2018年 千円		
顧客との契約から生じる収益	33,292	32,640		
売上原価	(27,299)	(26,765)		
管理費	(1,665)	(1,632)		
金融費用	(2,996)	(2,938)		
税引前利益	1,332	1,305		
法人所得税	(1,000)	(981)		
継続事業からの当期利益	332	324		
純損益に振り替えられる可能性のある税引後その他の包括損失	(120)	-		
純損益に振り替えられることのない税引後その他の包括利益	120	-		
継続事業からの当期包括利益合計	332	324		
当グループの当期利益に対する持分	83	81		

当グループは、電力消火機器株式会社との間で、当グループの同意を得ずに同社の利益を分配できないという合意を締結しています。当グループは報告期間の末日現在において、利益分配の許可に同意する予定はありません。

2018年1月1日、2018年12月31日及び2019年12月31日時点において、電力消火機器株式会社は、注記29で記載している事項を除き、コミットメント及び偶発負債を有していません。当グループは、電力消火機器株式会社に対する持分に関する偶発負債を有していません。

注釈

IFRS 第 12 号 21(c)項及び IFRS 第 12 号 B16 項は、持分法を使用して会計処理しており、個々には重要性のない関連会社及びジョイント・ベンチャーについて、それぞれを合計した財務情報を開示することを求めている。当グループは重要性のない関連会社又はジョイント・ベンチャーを保有していない。

当グループは、関連会社のIFRS財務諸表に基づき、その要約財務情報を表示している。IFRS第12号B15項は、要約財務情報をIFRS以外の基準に基づき表示することを認めている。

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定

以下の表は、当グループの資産及び負債の公正価値測定ヒエラルキーを示しています。

2019年12月31日現在の資産に係る公正価値測定ヒエラルキー

評価日	以下を用いた公正価値測定				<i>IFRS 13.93(a) IFRS 13.93(a)</i>
	合計	活発な市 場における 相場価格 (レベル 1)	重要な観 察可能な インプット (レベル 2)	重要な 観察可能で ないインプット (レベル3)	
		百万円	百万円	百万円	
公正価値で測定される資産:					
投資不動産(注記 18)					
オフィス用不動産	2019年12月31日	4,260	–	–	4,260
店舗用不動産	2019年12月31日	4,633	–	–	4,633
デリバティブ金融資産(注記 21.4)					
為替予約(米ドル)	2019年12月31日	492	–	492	–
為替予約(英ポンド)	2019年12月31日	400	–	400	–
組込為替デリバティブ(カナダドル)	2019年12月31日	210	–	–	210
上場株式(注記 21.4)					
電力業	2019年12月31日	219	219	–	–
電気通信業	2019年12月31日	118	118	–	–
非上場株式(注記 21.4)					
電力業	2019年12月31日	675	–	–	675
エレクトロニクス産業	2019年12月31日	363	–	–	363
上場負債性金融商品(注記 21.4)					
日本国債	2019年12月31日	1,378	1,378	–	–
社債(消費者製品産業)	2019年12月31日	92	92	–	–
社債(テクノロジー産業)	2019年12月31日	152	152	–	–
再評価した有形固定資産(注記 17)					
日本国のオフィス用不動産	2019年12月31日	1,749	–	–	1,749
非継続事業(注記 14)	2019年10月1日	2,751	–	–	2,751
公正価値が開示される資産(注記 21.4)					
貸付金及び債権					
関連会社への貸付金	2019年12月31日	197	–	–	197
取締役に対する貸付金	2019年12月31日	11	–	–	11

当期中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

IFRS 13.9(c)

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

2019年12月31日現在の負債に係る公正価値測定ヒエラルキー

以下を用いた公正価値測定

評価日	合計 百万円	活発な市 場における 相場価格 (レベル1) 百万円	重要な観 察可能なイ ンプット(レ ベル2) 百万円	重要な 観察可能で ないインプット (レベル3) 百万円	
公正価値で測定される負債:					
デリバティブ金融負債(注記 21.4)					
金利スワップ	2019年12月31日	35	35	–	
為替予約(英ポンド)	2019年12月31日	800	–	800	
組込コモディティ・デリバティブ(真 鍼)	2019年12月31日	600	–	600	
組込コモディティ・デリバティブ(クロ ム)	2019年12月31日	182	–	182	
為替予約(米ドル)	2019年12月31日	90	–	90	
コモディティ・デリバティブ(銅)	2019年12月31日	980	–	980	
条件付対価に係る負債(注記 8)	2019年12月31日	1,072	–	1,072	
公正価値が開示される負債(注記 21.4)					
借入金等:					
変動金利借入金(日本国)	2019年12月31日	10,420	–	10,420	
変動金利借入金(米国)	2019年12月31日	2,246	–	2,246	
転換条項付優先株式	2019年12月31日	2,766	–	2,766	
固定金利借入金	2019年12月31日	6,321	–	6,321	

当期中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

2018年12月31日現在の資産に係る公正価値測定ヒエラルキー

以下を用いた公正価値測定

評価日	合計 百万円	以下を用いた公正価値測定		
		活発な市 場における 相場価格 (レベル1) 百万円	重要な観 察可能な インプット (レベル2) 百万円	重要な 観察可能で ないインプット (レベル3) 百万円
公正価値で測定される資産：				
投資不動産(注記 18)				
オフィス用不動産	2018年12月31日	3,824	—	—
店舗用不動産	2018年12月31日	4,159	—	—
デリバティブ金融資産(注記 21.4)				
為替予約(米ドル)	2018年12月31日	100	—	100
為替予約(英ポンド)	2018年12月31日	53	—	53
上場株式(注記 21.4)				
電力業	2018年12月31日	200	200	—
電気通信業	2018年12月31日	100	100	—
非上場株式投(注記 21.4)				
電力業	2018年12月31日	390	—	390
エレクトロニクス産業	2018年12月31日	508	—	508
上場負債性金融商品(注記 21.4)				
日本国債	2018年12月31日	1,210	1,210	—
社債(消費者製品産業)	2018年12月31日	400	400	—
公正価値が開示される資産(注記 21.4)				
貸付金等				
取締役に対する貸付金	2018年12月31日	9	—	—
				9

2018年中にレベル1とレベル2の間での振替えは生じていません。

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

2018年12月31日現在の負債に係る公正価値測定ヒエラルキー

以下を用いた公正価値測定

評価日	合計	活発な市	重要な観	重要な
		場における 相場価格 (レベル1)	察可能な インプット (レベル2)	観察可能で ないインプット (レベル3)
	百万円	百万円	百万円	百万円
公正価値で測定される負債:				
デリバティブ金融負債(注記 21.4) 為替予約(米ドル)	2018年12月31日	254	—	254
公正価値が開示される負債(注記 21.4)				—
借入金等:				
変動金利借入金(日本国)	2018年12月31日	11,877	—	11,877
転換条項付優先株式	2018年12月31日	2,621	—	2,621
固定金利借入金	2018年12月31日	8,944	—	8,944

2018年中にレベル1とレベル2の間の振替えは生じていません。

2018年1月1日現在の資産に係る公正価値測定ヒエラルキー

以下を用いた公正価値測定

評価日	合計	活発な市	重要な観	重要な
		場における 相場価格 (レベル1)	察可能な インプット (レベル2)	観察可能で ないインプット (レベル3)
	百万円	百万円	百万円	百万円
公正価値で測定される資産:				
投資不動産(注記 18) オフィス用不動産	2018年1月1日	3,397	—	3,397
店舗用不動産	2018年1月1日	3,694	—	3,694
デリバティブ金融資産(注記 21.4) 為替予約(米ドル)	2018年1月1日	90	—	90
為替予約(英ポンド)	2018年1月1日	47	—	47
上場株式(注記 21.4) 電力業	2018年1月1日	221	221	—
電気通信業	2018年1月1日	113	113	—
非上場株式(注記 21.4) 電力業	2018年1月1日	386	—	386
エレクトロニクス産業	2018年1月1日	502	—	502
上場負債性金融商品(注記 21.4) 日本国債	2018年1月1日	763	763	—
社債(消費者製品産業)	2018年1月1日	280	280	—
公正価値が開示される資産(注記 21.4) 貸付金等				
取締役に対する貸付金	2018年1月1日	7	—	7

連結財務諸表の注記

12. 公正価値測定（続き）

2018年1月1日現在の負債の公正価値測定ヒエラルキー

以下を用いた公正価値測定

評価日	合計	活発な市 場における 相場価格 (レベル1)	重要な観 察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察可能で ないインプット (レベル3)
		百万円	百万円	百万円
公正価値で測定される負債：				
デリバティブ金融負債(注記 21.4)				
為替予約(米ドル)	2018年1月1日	303	–	303
公正価値が開示される負債(注記 21.4)				
借入金等：				
変動金利借入金(日本国)	2018年1月1日	13,554	–	13,554
転換条項付優先株式	2018年1月1日	2,517	–	2,517
固定金利借入金	2018年1月1日	7,219	–	7,219

注釈

IFRS 第 13 号 94 項は、以下に基づいて、資産及び負債の適切な種類(class)を決定することを求めている。

- ▶ 資産又は負債の性質、特徴及びリスク
- ▶ 資産や負債の公正価値測定が分類された公正価値ヒエラルキーのレベル

当グループは、これらの要因を考慮し、IFRS 第 13 号 94 項に従って決定された資産及び負債の種類を基に、IFRS 第 13 号で求められる要素を考慮の上、定量的情報を開示している。資産の種類を決定するには判断が必要なため、資産のリスク・プロファイルに基づいているのであれば(たとえば、新興市場における不動産のリスク・プロファイルと成熟市場における不動産のリスク・プロファイルは異なる可能性がある)、資産の種類を決定するためにその他の要件や集約したレベルを用いることが適切な場合がある。

評価技法で用いられるインプットの公正価値ヒエラルキーのレベルはそれぞれに異なる場合がある。しかし、開示目的上、公正価値測定は全体をひとまとめにして(会計単位ごとに)特定のヒエラルキーのレベルに区分しなければならない。この区分は複数のインプットが存在するような場合には明確にならない場合もある。IFRS 第 13 号 73 項では、全体としての公正価値測定のヒエラルキー区分は、全体の測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットを基に判断する、と明確に定めている。特定のインプットが全体の測定にとって重要なかどうかを決定するには、企業の判断が必要であり、測定される資産又は負債(もしくはそのグループ)に固有となる要因及び公正価値を算定する際に行われる重要なインプットへの調整を考慮しなければならない。これら考慮事項は評価技法やプロセス、重要なインプットの開示にその後影響を及ぼすことになり、企業は固有の事実及び状況に即した開示を行わなければならない。

報告期間の末日現在で保有している資産又は負債のうち、経常的に公正価値で測定されるものについて、IFRS 第 13 号 93(c)項は、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 との間の振替金額、振替の理由及びレベル間の振替が生じたとみなされる時点の決定に関する企業の方針を開示することを要求している。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区分して開示、説明しなければならない。

IFRS第13号の測定及び開示要件は、IFRS第16号に基づき会計処理されるリース取引には適用されない。

13. その他の収益及び費用

13.1 その他の営業収益

	2019年 百万円	2018年 百万円	
政府補助金(注記28)	1,053	541	IAS 20.39(b)
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る利得	850	–	IFRS 7.20(a)(i)
有形固定資産の処分益	532	2,007	IAS 1.97
その他の営業収益合計	2,435	2,548	IAS 1.98

純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る利得は、ヘッジ会計の要件を満たさなかった為替予約、及び区分処理された組込デリバティブに関連するものです。

連結財務諸表の注記

13.2 その他の営業費用

	2019年 百万円	2018年 百万円
買収防衛費用	579	31 IAS 1.97
WEEE関連費用(注記27)	102	22 IAS 1.97
投資不動産の公正価値変動(注記18)	306	300 IAS 1.97
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る損失	1,502	— IFRS 7.20(a)
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された商品先物契約のうち非有効部分(注記21. 3)	65	— IFRS 7.24(b)
その他の営業費用合計	2,554	353

買収防衛費用は、競合企業による敵対的買収の防衛に関する助言を得るために発生した費用であり、競合企業は買収を断念しました。

純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ商品に係る損失は、ヘッジ会計の要件を満たさなかった為替予約、及び区分処理された組込デリバティブに関連するものです。

注釈

IAS 第 1 号は、企業が営業活動の業績を、損益計算書上で独立した表示科目として表示することを求めていない。企業がそのような表示を行うことを選択する場合には、表示される金額は、通常「営業活動」とみなされる活動から生じる金額を表すものでなければならない(IAS 1.BC56)。IAS 第 1 号は、営業利益に関しそれ以上のガイダンスを提供しておらず、企業は自己の判断の下 IAS 第 8 号 10 項に従って自社の会計方針を決定しなければならない。

当グループは、為替予約及び組込デリバティブを予定販売及び購入をヘッジするために締結しており、それらは営業収益及び営業費用に含まれる取引に関連して生じるのは明白であり、為替予約及び組込デリバティブに関して生じる利得又は損失を営業収益及び営業費用に表示することで、そうした取引の経済的実態が反映されると考えている(IAS 8.10(b)(ii))。他の企業の考え方は当グループとは異なる場合があり、この実務に関してはばらつきが見られる。

13.3 金融費用

	2019年 百万円	2018年 百万円
借入金利息	1,036	1,020
販売契約から生じる利息	109	62 IFRS 15.65
リース負債に係る利息(注記31)	178	185
金利費用合計	1,323	1,267 IFRS 7.20(b)
引当金の時の経過及び割引率の変動の影響による増加(注記27)	43	1 IAS 37.60
金融費用合計	1,366	1,268

13.4 金融収益

	2019年 百万円	2018年 百万円
関連会社に対する貸付金に係る受取利息	17	—
OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る受取利息	185	145 IFRS 7.20(b)
金融収益合計	202	145

注釈

金融収益及び金融費用は IFRS で定義されている用語ではない。地域によっては、これらの表示科目に含める収益及び費用が一定の項目に制限される(たとえば、受取利息及び支払利息に限定される)場合もあれば、他の項目を含めることができられる場合もある。

IFRS 第 15 号 65 項は、金融要素の影響(金利収益又は金利費用)を、包括利益計算書において、顧客との契約から生じる収益と区別して表示しなければならないと定めている。当グループは、契約負債に係る支払利息を、金利費用の一部に含めている。

連結財務諸表の注記

13. その他の収益及び費用（続き）

13.5 その他の収益

	2019年 百万円	2018年 百万円	
借入金に係る為替差益	57	67	
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の公正価値評価による利得	37	9	IFRS 7.20(a)(i)
OCIを通じて公正価値で測定する負債性金融商品の売却損益	8	(4)	IFRS 7.20(a)(viii)
OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの受取配当金	3	-	IFRS 7.20(a)(vii)
OCIを通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る減損損失	(7)	(6)	
その他の収益合計	98	66	

13.6 減価償却費、償却費、リース料、為替差損益及び棚卸資産の原価

	2019年 年 百万円	2018年 IAS 1.104 百万円
売上原価に含まれる項目：		
減価償却費	3,802	3,063
有形固定資産の減損損失（注記17）	-	301 IAS 36.126(a)
無形資産の償却費及び減損損失（注記19）	325	174 IAS 38.118(d)
為替差損益	(65)	(40) IAS 21.52(a)
製品保証引当金（注記27）	106	52
変動リース料（注記31）	71	66
短期リースに関する費用（注記31）	22	21
費用として認識された棚卸資産の原価	131,107	121,298 IAS 2.36(d)
管理費に含まれる項目：		
減価償却費	429	430
のれんの減損損失（注記20）	200	- IAS 36.126(a)
条件付対価の再測定（注記8）	358	-

13.7 従業員給付費用

	2019年 百万円	2018年 IAS 1.104 百万円
売上原価に含まれる項目：		
賃金及び給料	6,551	6,513
社会保障費用	664	659
年金費用	350	305
年金以外の退職後給付費用	38	28
株式報酬費用	103	123
販売費に含まれる項目：		
賃金及び給料	10,882	10,220
社会保障費用	1,102	1,135
年金費用	560	496
年金以外の退職後給付費用	61	45
株式報酬費用	165	197
管理費に含まれる項目：		
賃金及び給料	11,238	7,410
社会保障費用	1,349	1,343
年金費用	488	465
年金以外の退職後給付費用	54	40
株式報酬費用	144	172 IFRS 2.51(a)
従業員給付費用合計	33,749	29,151

連結財務諸表の注記

13. その他の収益及び費用（続き）

13.8 研究開発費

当グループのエレクトロニクス部門における研究開発は、インターネットに接続可能な安全装置の開発に重点を置いています *IAS 38.126*。資産化の要件を満たさない研究開発費は、発生した年度に管理費として費用処理しています(2019年:2,235百万円(2018年:1,034百万円))。

13.9 管理費

	2019年 百万円	2018年 百万円	<i>IAS 1.104</i>
従業員給付費用(注記13.7)	13,273	9,430	
取得関連取引費用	600	-	
研究開発費	2,235	1,034	
減価償却費	429	430	
営業債権及び契約資産の予想信用損失(注記23)	185	76	
のれんの減損損失(注記20)	200	-	
少額資産のリースに関する費用(注記31)	18	17	
条件付対価の再測定(注記8)	358	-	
その他管理費	992	1,024	
管理費合計	18,290	12,011	

14. 非継続事業

当グループは2019年10月1日に吸管株式会社(完全子会社)を売却することを取締役会で決定した旨を発表しました。
2019年11月14日、当社株主はこの売却計画を承認しました。吸管株式会社の売却は、報告日より1年内に完了する予定です。2019年12月31日時点で、吸管株式会社は、売却目的で保有する処分グループとして、非継続事業に分類しています。吸管株式会社の事業は、2019年10月1日までは、ゴム設備事業セグメントとして表示していました。吸管株式会社の事業は非継続事業に分類したため、ゴム設備事業セグメントは、セグメントに関する注記に表示していません。吸管株式会社の財務業績は以下のとおりです。

	2019年 百万円	2018年 百万円	<i>IFRS 5.33(bXii)</i>
顧客との契約から生じる収益	42,809	45,206	<i>IFRS 5.34</i>
費用	(41,961)	(44,880)	
営業利益	848	326	
金融費用	(525)	(519)	
売却費用控除後の公正価値への再測定に際して認識された減損損失	(110)	-	<i>IFRS 5.33(bXiii)</i>
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	213	(193)	
税金収益(費用)			
当期の経常的活動からの税引前利益又は税引前損失に係するもの	(26)	5	<i>IFRS 5.33(bXii)</i> <i>IAS 12.81(hXii)</i>
売却費用控除後の公正価値の再測定に係するもの	33	-	<i>IFRS 5.33(bXiv)</i> <i>IAS 12.81(hXi)</i>
非継続事業からの当期利益又は当期損失	220	(188)	

連結財務諸表の注記

14. 非継続事業（続き）

2019年12月31日時点で売却目的保有に分類される吸管株式会社の資産及び負債に関する主な分類は以下のとおりです。 IFRS 5.38

	2019年 百万円	IFRS 5.38
資産		IFRS 5.38
無形資産（注記19）	135	IFRS 5.38
有形固定資産（注記17）	4,637	IFRS 5.40
債権	7,180	
資本性投資（非上場）	308	
現金及び短期性預金（注記24）	1,294	
売却目的保有資産	<u>13,554</u>	
負債		
債務	(7,241)	
繰延税金負債	(75)	
利付借入金（注記21.2）	(5,809)	
売却目的保有資産に直接関連する負債	<u>(13,125)</u>	
処分グループに直接関連する純資産	429	
その他の包括利益累計額に含まれる金額		
FVOCIで測定する金融資産の公正価値評価剰余金	66	IFRS 5.38
上記に関する繰延税金	(20)	
売却目的保有に分類される処分グループに関する剰余金	46	

吸管株式会社から生じた正味キャッシュ・フローは以下のとおりです。

IFRS 5.33(c)

	2019年 百万円	2018年 百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	(1,999)	3,192
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(436)	(335)
正味キャッシュ・フロー	(2,435)	2,857

1株当たり利益：

	2019年	2018年	IAS 33.68
非継続事業からの基本的1株当たり利益又は損失	0.01千円	(0.01千円)	
非継続事業からの希薄化後1株当たり利益又は損失	0.0千円	(0.01千円)	

利付借入金5,809百万円は固定金利の銀行借入金であり、その実効金利は7.5%で、2019年1月1日に全額の返済期限が到来します。 IFRS 7.7

注釈

IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」は、非継続事業及び売却目的で保有する非流動資産に関して、一定の開示を求めている。IFRS 第5号5B項では、他のIFRSの規定は、非継続事業に適用される具体的な開示を規定している場合を除き、非継続事業には適用されないと定めている。

IFRS第12号B17項では、子会社やジョイント・ベンチャー、関連会社に対する企業の持分（あるいはジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する持分の一部）がIFRS第5号に従って売却目的保有に分類される場合には、IFRS第12号B10項からIFRS第12号B16項に定められる要約財務情報の開示は必要とされないと明確に述べている。IFRS第12号のその他の開示規定は、売却目的保有に分類される持分に対して適用される。当グループは、2019年12月31日現在で、売却目的で保有する処分グループとして分類している吸管株式会社（完全子会社）について、開示する必要がある追加的な情報はないと結論付けた。

IAS第33号68A項は、非継続事業に係る1株当たり利益を、連結損益計算書本体又は注記のいずれかで表示するよう定めている。当グループは、非継続事業に係る1株当たり利益を注記で開示することを選択した。

連結財務諸表の注記

14. 非継続事業（続き）

有形固定資産の減損

吸管株式会社を非継続事業に分類する直前に、一部の有形固定資産の回収可能価額を算定しましたが、減損損失は認識されませんでした。非継続事業に分類後、2019年10月1日に、110百万円の減損損失（税引後77百万円）を認識し、処分グループの資産の帳簿価額を売却費用控除後の公正価値まで減額しました。当該減損損失は、連結損益計算書の「非継続事業」に含めています。公正価値測定に関する開示は注記12に記載しています。

IFRS 5.33 (b)iii
IFRS 5.33 (b)iv

2019年12月31日現在、処分グループの帳簿価額は処分費用控除後の公正価値を下回っていないため、追加の減損損失は生じていません。

非上場株式に対する投資

当該非継続事業は、帳簿価額が308百万円であるElectronic Test Ltdの非上場株式（公正価値ヒエラルキーのレベル3）への投資を含んでいます。Electronic Test Ltdとの提携は、非継続事業である吸管株式会社と密接に関連しているため、非継続事業の一部として分類しました。当該投資は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に分類しています。当グループは当該金融資産を担保に差し入れておらず、また当該資産に係る担保も受領していません。報告日における当該金融商品の帳簿価額は公正価値と同額です。当該投資の認識、測定、評価技法及び使用したインプットの詳細については、注記21.4に記載しています。

IFRS 7.8(h)
IFRS 7.14
IFRS 7.15
IFRS 7.25

非上場株式に対する投資の公正価値測定に関する明細：

	百万円	IFRS 13.93(e)
2018年1月1日現在		
売却	-	
購入	-	
その他の包括利益で認識された利得及び損失合計	4	
2019年1月1日及び2019年10月1日現在	308	
売却	-	
購入	-	
その他の包括利益で認識された利得及び損失合計	-	
2019年12月31日現在	308	

これらの資産について、純損益又はその他の包括利益で認識された利得又は損失はありません。

IFRS 13.93(f)

金融商品から発生するリスクの性質及び範囲については、注記21.5に記載しています。

注釈

IFRS第5号は、他のIFRSが次のいずれかを求めている場合を除き、他のIFRSにおける開示規定は、売却目的保有に分類された非流動資産（もしくは処分グループ）又は非継続事業に適用されない、とされている。

- ▶ 売却目的保有に分類された非流動資産（もしくは処分グループ）又は非継続事業に関連する具体的な開示
- ▶ IFRS第5号の測定の要求事項の範囲に含まれない処分グループの中の資産及び負債の測定に関する開示（このような開示が財務諸表の他の注記すでに提供されていない場合）。

上記の2つ目の規定は、一部の資産は、その資産を取り扱う特定の基準に従って、引き続き測定される点を考慮したものである。実務上、多くの場合、当該規定は、会計方針の開示により充足される。関連する基準書がその他の開示を定めている場合にはそれらに従う。上記の例はこういった状況を反映したものであり、非上場資本性金融商品がIFRS第9号に定義される金融商品であり、従って、IFRS第5号の測定規定の範囲外となる。

一方、非継続事業に属する資産はIFRS第13号93(a)項において、非経常的に公正価値で測定されるものに該当するが、非継続事業に属するその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品は、各報告期間の末日に公正価値で測定する必要があるため、経常的に公正価値で測定されるものに該当する。

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税

2019年及び2018年12月31日に終了する年度における税金費用の主な構成要素は、以下のとおりです。

IAS 12.79

連結損益計算書

	2019年 百万円	2018年 百万円	
当期税金 :			
当期課税額	2,883	2,770	IAS 12.80(a)
過年度当期税金費用の調整	(18)	(44)	IAS 12.80(b)
繰延税金 :			
一時差異の発生及び解消に伴う増減	233	(493)	IAS 12.80(c)
連結損益計算書に認識された法人所得税費用	3,098	2,233	

連結包括利益計算書

	2019年 百万円	2018年 百万円	
その他の包括利益に計上された項目に関する繰延税金 :			IAS 1.90
キャッシュ・フロー・ヘッジの再評価に関する純利得又は損失	265	(10)	
ヘッジのコストの純変動	10	-	
OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品に関する純損失	6	-	
OCIを通じて公正価値で測定される資本性金融商品に関する純利得又は損失	8	(3)	
日本国に所在するオフィス用不動産に関する再評価	(254)	-	
純投資のヘッジに係る純利得	(83)	-	
数理計算上の差異の再測定に係る純利得又は損失	(110)	117	
その他の包括利益で認識された繰延税金	(158)	104	

注釈

日本国のオフィス用不動産の再評価に関する繰延税金は、当該オフィス用不動産が存在する国における売却による回収を前提とした税率(846 百万円の再評価合計額に対し 30%: 注記 17 を参照)を用いて計算されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ手段に関する税効果は、2018年から2019年への有効部分のみに関する残高の変動(非有効部分については純損益に直接計上している)を反映している。このような変動による調整を、注記によって直接理解することは困難である。例示として、調整表を下記に示す(正味変動額は、包括利益計算書にも計上されていることに留意されたい)。

	資産		負債	
	2019年		2018年	
	百万円	百万円	百万円	百万円
外国為替先渡契約資産(注記21.1)	252	153	-	-
外国為替先渡契約負債(注記21.2)	-	-	170	254
商品先渡契約(注記21.2)	-	-	980	-
商品契約の非有効部分(注記13.2)	-	-	(65)	-
棚卸資産への振替金額(注記21.3)	-	-	183	-
合計残高	252	153	1,268	254
その他の包括利益の純変動額	99		1,014	
2019年のキャッシュ・フロー・ヘッジ残高の純増加額(正味負債及び純損失)			915	
税率			30%	
税金収益			275	

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税（続き）

2018年及び2019年12月31日に終了する年度における税金費用と、会計上の利益に日本国の税率を乗じて算定された *IAS 12.81(c)(i)* 金額との調整表は、以下のとおりです。

	2019年 百万円	2018年 百万円
継続事業からの税引前利益	11,108	8,880
非継続事業からの税引前利益又は税引前損失	213	(193)
法人所得税控除前の会計上の利益	11,321	8,687
日本国における法定税率30%(2018年:30%)による法人所得税費用	3,396	2,606
過年度当期税金費用の調整額	(18)	(44)
非課税の政府補助金	(316)	(162)
過年度において繰延税金資産を認識していなかった税務上の欠損金の充当	(231)	(89)
関連会社及びジョイント・ベンチャーの業績に対する持分	(201)	(191)
税務上損金算入が認められない費用		
のれんの減損損失	60	-
条件付対価の再測定(注記8)	107	-
その他の損金不算入項目	10	-
米国における高税率の影響	284	108
実効税率27%（2018年：26%）による法人所得税費用	3,091	2,228
連結損益計算書に認識された法人所得税費用	3,098	2,233
非継続事業に帰属する法人所得税費用	(7)	(5)
	3,091	2,228

注釈

上記の税効果は、以下の注記で開示されている金額に30%の税率を適用することにより算定することができる。

- ▶ 連結損益計算書に認識された政府補助金(注記28)
- ▶ 注記3の「税金」に記載される繰延税金資産を認識していなかった税務上の欠損金の変動額
- ▶ 注記20ののれんの減損損失及び注記8の条件付対価に係る費用

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税（続き）

繰延税金

繰延税金は以下の項目に関連するものです。

	連結財政状態計算書		連結損益計算書		IAS 12.81(gXI) IAS 12.81(gXII)	
	2018年		2019年	2018年		
	2019年	2018年				
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税務上認められる加速償却	(2,838)	(599)	(555)	723	(298)	
投資不動産の公正価値への再評価	(1,330)	(1,422)	(1,512)	(92)	(90)	
日本国に所在するオフィス用不動産の公正価値 への再評価	(254)	-	-	-	-	
純損益を通じて公正価値で測定される資本性金 融商品の再評価	(16)	(5)	(2)	11	3	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定され る金融資産の再評価	13	(4)	(1)	-	-	
先渡契約及び組込デリバティブの再評価	196	-	-	(196)	-	
ヘッジ対象である貸付金の公正価値への再評価	(11)	-	-	11	-	
純投資のヘッジに係る純利得	(83)	-	-	-	-	
株式報酬	51	100	100	49	-	
退職後医療給付	102	59	26	(43)	(33)	
年金	813	834	772	(89)	55	
金利スワップ(公正価値ヘッジ)の公正価値への 再評価	11	-	-	(11)	-	
キャッシュ・フロー・ヘッジの再評価	270	30	40	35	-	
負債性金融商品の予想信用損失	110	70	73	(40)	3	
カスタマー・ロイヤルティ・ポイントに係る契約負債	270	203	203	(67)	(199)	
リース	76	72	52	(4)	(20)	
転換条項付優先株式	91	55	24	(36)	(31)	
将来の課税所得と相殺可能な税務上の欠損金	383	365	321	(18)	(44)	
繰延税金費用又は収益				233	(654)	
正味繰延税金負債	(2,146)	(242)	(459)			
連結財政状態計算書では、以下のとおり計上しています。						
繰延税金資産	383	365	321			
繰延税金負債						
継続事業	(2,454)	(607)	(780)			
非継続事業	(75)	-	-			
正味繰延税金負債	(2,146)	(242)	(459)			

注釈

当グループのリース料は、税務上、支払時に損金算入される。当該リースに関する繰延税金の会計処理にあたり、当グループは、リース資産及び負債を個別に考慮する。当グループは、将来加算一時差異及び将来減算一時差異に係る繰延課税を個別に会計処理するが、当初認識時にはこれらは同額で完全に相殺し合う。繰延税金は、将来加算一時差異に対する事後的な変更時に認識される。

連結財務諸表の注記

15. 法人所得税（続き）

正味繰延税金負債の増減

1月1日現在

純損益に認識された税金費用又は収益
その他の包括利益で認識された税金費用又は収益
非継続事業
企業結合により取得した繰延税金

12月31日現在

	2019年	2018年
	百万円	百万円
純損益に認識された税金費用又は収益	(242)	(459)
その他の包括利益で認識された税金費用又は収益	(233)	493
非継続事業	(158)	104
企業結合により取得した繰延税金	(2)	-
	<u>(1,511)</u>	<u>(380)</u>
	<u>(2,146)</u>	<u>(242)</u>

注釈

IAS第1号又はIAS第12号「法人所得税」によって特に要求されているわけではないが、正味繰延税金負債の調整は財務諸表の利用者にとって有用な場合がある。

この注記に含まれている一部の他の開示項目と同様に、開示金額はその基礎をなす金額に直接参照することができない。しかし、30%の税率を適用することによって、各注記からそれぞれの残高の合理性を確認することができる。例外となるのが税務上の加速償却であり、当期の変動額は主に消化器株式会社の取得によるものである（注記7を参照）。

当グループは、日本国において生じた427百万円（2018年：1,198百万円、2018年1月1日時点：1,494百万円）の税務上の欠損金があり、当該欠損金が生じた企業の将来の課税所得と無期限で相殺可能です。

IAS 12.81(e)

この欠損金は、当グループ内の他の企業の課税所得と相殺することができます、相当の期間にわたって損失を計上してきた子会社に生じたものであり、その他のタックス・プランニングの実行や近い将来に回収可能であるという証拠も存在しないことから、これに対する繰延税金資産は認識していません。未認識繰延税金資産を当グループがすべて認識した場合、利益は128百万円（2018年：359百万円）増加します。

IAS 12.37

IAS 12.81(e)

表示されている期間において繰延税金負債が認識されていない当グループの子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来加算一時差異の総額は、1,745百万円（2018年：1,458百万円、2018年1月1日時点：1,325百万円）です。当グループは、以下の理由から当該子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社の未分配利益は予測可能な将来において分配されないと判断しています。当グループは関連会社との間で、当グループの承諾を得ない限り、関連会社の利益を配当しないという契約を締結しています。当グループは報告日時点でそのような承諾を行うことは予定していません。

IAS 12.81(f)

当グループのジョイント・ベンチャーは、すべての共同支配投資企業から承諾を得ない限り、その利益を分配することができます。

IAS 12.82A

2019年及び2018年において、当グループによる株主に対する配当の支払いを原因とする法人所得税上の影響はありません。

注釈

IAS第1号61項によると、回収又は決済までに見込まれる期間が報告日から12カ月以内の項目及び12カ月超の項目が含まれる表示科目について、それぞれの金額を個別に開示することが求められる。繰延税金資産及び負債は、これらの項目が合算して表示される科目の一例と考えられる。しかしこれとは対照的に、IAS第1号56項では、繰延税金資産及び負債を流動項目として表示することは認められていないことから、IAS第1号61項で要求されている開示は、繰延税金資産及び負債には当てはまらないと考えられる。従って、当グループは、繰延税金資産について見込まれる回収及び決済についての予想を開示していない。

連結財務諸表の注記

16. 1株当たり利益（EPS）

基本的1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、当期中の加重平均発行済普通株式数で除して計算しています。

希薄化後1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益（転換条項付優先株式に係る利息調整後）を、当期中の加重平均発行済普通株式数に、すべての希薄化効果を有する潜在的普通株式が普通株式へ転換された場合に発行されるであろう普通株式の加重平均値を加えたもので除して計算しています。

基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算において使用された当期利益及び株式数は、以下の表のとおりです。

	2019年 百万円	2018年 百万円	
親会社の普通株主に帰属する当期利益			
継続事業	7,722	6,408	
非継続事業	220	(188)	
基本的1株当たり利益の計算に用いられた親会社の普通株主に帰属する当期利益	7,942	6,220	IAS 33.70(a)
転換条項付優先株式に係る利息	247	238	
希薄化効果調整後の親会社の普通株主に帰属する当期利益	8,189	6,458	IAS 33.70(a)
	2019年 千株	2018年 千株	
基本的1株当たり利益の計算に用いられた加重平均普通株式数*	20,797	19,064	IAS 33.70(b)
希薄化効果			
ストック・オプション	112	177	
転換条項付優先株式	833	833	
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数*	21,742	20,074	IAS 33.70(b)

* 加重平均株式数は期中平均自己株式数を控除して計算しています。

IAS 33.70(d)

報告期間の末日から財務諸表の承認日までの間に、普通株式又は潜在的普通株式に係る取引は生じていません。

非継続事業（注記14を参照）に関する基本的及び希薄化後1株当たり利益を計算するために用いられた加重平均普通株式数は、上記の表のとおりです。なお、当該計算に用いた当期利益又は当期損失は以下のとおりです。

	2019年 百万円	2018年 百万円
基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算に用いられた、親会社の普通株主に 帰属する非継続事業からの当期利益又は当期損失	220	(188)

注釈

IFRS では求められていないが、IFRS への移行による 1 株当たり利益への影響について利用者が理解するために、初度適用企業は当該影響に係る説明又は調整表を補足情報として開示することが有用と考えることがある場合がある。IFRS 第 1 号では、従前の GAAP に基づく情報が IFRS に準拠して作成されていない旨に加えて、IFRS に準拠するための主要な調整を開示することを求める。当グループは、係る補足情報を開示しないことを選択している。

連結財務諸表の注記

17. 有形固定資産

	日本国に所在する オフィス用 不動産					IAS 1.78(a) IAS 16.73(e)
	土地及び 建物	建設 仮勘定	機械装置	その他の 装置	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	IAS 16.73(d)
取得原価又は評価額						
2018年1月1日現在	6,590	1,137	–	18,557	4,600	30,884
増加	2,297	–	–	6,548	150	8,995
子会社の取得(注記8)	1,280	–	–	–	–	1,280
処分	(312)	–	(49)	–	–	(361)
為替換算差額	10	–	26	–	–	36
2018年12月31日現在	9,865	1,137	–	25,082	4,750	40,834
増加	1,612	–	4,500	4,403	190	10,705
子会社の取得(注記8)	2,897	–	–	4,145	–	7,042
処分	–	–	–	(4,908)	–	(4,908)
売却目的保有資産(注記14)	(3,011)	–	–	(3,980)	–	(6,991)
再評価調整	–	846	–	–	–	846
振替*	–	(234)	–	–	–	(234)
為替換算差額	30	–	–	79	–	109
2019年12月31日現在	11,393	1,749	4,500	24,821	4,940	47,403
減価償却累計額及び減損損失累計額						
2018年1月1日現在	–	–	–	11,944	–	11,944
減価償却費	947	117	–	2,778	450	4,292
減損損失(注記20)	–	–	–	301	–	301
処分	–	–	–	(49)	–	(49)
為替換算差額	5	–	–	12	–	17
2018年12月31日現在	952	117	–	14,986	450	16,505
減価償却費**	383	117	–	2,827	470	3,797
処分	–	–	–	(3,450)	–	(3,450)
売却目的保有資産(注記14)	(150)	–	–	(2,094)	–	(2,244)
振替*	–	(234)	–	–	–	(234)
為替換算差額	20	–	–	30	–	50
2019年12月31日現在	1,205	–	–	12,299	920	14,424
帳簿価額						
2019年12月31日現在	10,188	1,749	4,500	12,522	4,020	32,979
2018年12月31日現在	8,913	1,020	–	10,096	4,300	24,329
2018年1月1日現在	6,590	1,137	–	6,613	4,600	18,940

* 当該振替額は、再評価日における減価償却累計額が再評価資産のグロス・ベースの帳簿価額と相殺された金額を表しています。

** 当期の減価償却費に、非継続事業に関し認識された減損損失110百万円は含まれていません(注記14を参照)。

注釈

借手が使用権資産を財政状態計算書において区分表示しない場合、IFRS第16号47項は、使用権資産を、対応する原資産が自社保有であったとした場合に表示されるであろう同一の表示項目に含めることを求めている。当グループが使用権資産を有形固定資産の範囲に含めた場合、上記の表に使用権資産に関する列が加えられるとともに、注記31で開示される詳細情報への相互参照も示される。

連結財務諸表の注記

17. 有形固定資産（続き）

2018年の減損損失301百万円は、防火設備部門が保有する一部の有形固定資産について、技術的な陳腐化が生じたために認識されたものであり、連結損益計算書上、売上原価に計上しています。回収可能価額は関連するCGUの使用価値に基づき、2018年12月31日現在で5,679百万円と評価しています。当該CGUは、当グループの子会社である散水車株式会社の日本国に所在する資産で構成されています。当該CGUの使用価値の算定に当たり、キャッシュ・フローを割引率12.4%（税引前）で割り引いています。

IAS 36.126(a)
IAS 36.130

借入コストの資産化

当グループは、2019年2月に新たな防火施設の建設を開始しており、当該プロジェクトは2020年2月に完成予定です。2019年12月31日現在の防火施設の帳簿価額は3,000百万円（2018年:-円、2018年1月1日時点:-円）です。当該防火施設の建設資金は、第三者からの一般目的借入金により調達されています。

IAS 23.26(a)
IAS 23.26(b)

2019年12月31日終了年度に資産化された借入コストの金額は、303百万円（2018年:-円、2018年1月1日時点:-円）です。資産化に適格な借入コストの金額を算定するために使用された資産化率は11%であり、これは特定の借入金の実効金利です。

土地及び建物

土地及び建物のうち、帳簿価額7,400百万円（2018年:5,000百万円、2018年1月1日時点:4,500百万円）は、当グループの2件の銀行借入に対する第一位抵当として担保に供しています（注記17）。

IAS 16.74(a)

建設仮勘定

2019年12月31日現在における有形固定資産には、建設中の工場に対する支出1,500百万円（2018年:-円、2018年1月1日時点:-円）が含まれています。

IAS 16.74(b)

顧客から拠出された設備

2019年に、当グループは、生産過程で使用されるために190百万円（2018年:150百万円）の設備を顧客から受領しました。減価償却前の当初帳簿価額は、当該資産に対する支配を獲得した日における当該資産の市場価格を参照した公正価値で見積もっています。

IAS 16.73(a)
IFRS 15.66
IFRS 15.69

有形固定資産の処分

2019年に、当グループは、正味帳簿価額の合計額が1,458百万円の設備を、1,990百万円の現金を対価として売却しています。2018年に、当グループは、正味帳簿価額の合計額が312百万円の土地及び建物を、2,319百万円の現金を対価として売却しています。これらの処分に係る純利得は、損益計算書においてその他の営業収益の一部として認識されています（注記13）。

IAS 16.68A
IAS 16.71
IAS 16.72

日本国に所在するオフィス用不動産の再評価

IFRS 13.94

経営者は、日本国に所在するオフィス用不動産の性質、特性及びリスクに基づき、当該不動産は有形固定資産の個別のクラスに該当すると判断しています。

当該不動産の公正価値の算定には、市場比較アプローチを使用しています。評価は評価機関が実施し、同様の性質、ロケーション及び状態の不動産に関する取引価格の独自のデータベースを基礎にしています。再評価日である2019年12月31日現在、当該不動産の公正価値は、公認の独立評価機関であるChartered Surveyors&Co.によって実施された評価に基づいています。同社は、2011年より、日本国に所在する同様のオフィス用不動産の評価の経験を有しています。2019年において、日本国に所在するオフィス用不動産の再評価からの純利得である846百万円は、その他の包括利益に認識しています。

IAS 16.77(b)
IFRS 13.93(d)

再評価したオフィス用不動産に関する公正価値測定の開示は注記12に記載されています。

重要な観察可能でない評価上のインプット：

1平方メートル当たりの価格

範囲

325千円- 350千円

IFRS 13.93(h)(i)

1平方メートル当たりの見積価格が著しく上昇（下落）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、公正価値は比例的に著しく上昇（下落）することになります。

連結財務諸表の注記

17. 有形固定資産（続き）

帳簿価額の調整表：

IFRS 13.93(e)

	百万円
2018年1月1日現在の期首残高	1,137
期中減価償却費	(117)
2018年12月31日現在の帳簿価額	1,020
期中減価償却費	(117)
2019年12月31日現在、レベル3での再評価に係る損失	846
2019年12月31日現在の帳簿価額	1,749

日本国に所在するオフィス用不動産が原価モデルを使用して測定される場合、帳簿価額は以下の通りです。

IAS 16.77(e)

	2019年 百万円	2018年 百万円	2018年1月1日 百万円
取得原価	1,347	1,347	1,347
減価償却累計額及び減損損失累計額	(330)	(225)	(120)
正味帳簿価額	1,017	1,122	1,227

注釈

当グループは、IAS第16号に従い、日本国に所在するオフィス用不動産を再評価額で測定した。IAS第16号36項に基づき、ある有形固定資産項目を再評価する場合には、当該資産の属するクラスの有形固定資産全体を再評価しなければならない。IAS第16号37項は、有形固定資産のクラスを、性質及び企業の営業における用途が類似した資産のグループであると定義している。当グループは、日本国に所在するオフィス用不動産の性質、特性及びリスクに基づき、当該不動産が有形固定資産の個別のクラスに該当すると判断している。

IAS第16号31項に基づき、有形固定資産項目の再評価額は、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額である。再評価は、帳簿価額が報告期間の末日現在の公正価値を用いて算定した場合の帳簿価額と大きく異なる頻度で定期的に行わなければならない。2019年において日本国に所在するオフィス用不動産の公正価値は著しく変動したため、当グループは、2019年12月31日時点で再評価を実施した。

公正価値は市場比較アプローチを使用して算定した。すなわち、実施された評価は、類似の性質、ロケーション及び状態の不動産に関する取引の価格に基づいている。この評価は、重要な観察可能ではないインプットを使用して実施されたため、公正価値はレベル3の測定値として分類された。

IAS第16号に基づく有形固定資産の再評価は、経常的な公正価値測定に該当するため、当グループは、経常的な公正価値測定について、IFRS第13号93項により求められている情報を開示している。当該開示は、IFRS第13号「公正価値測定」の設例17に基づいている。本記載例では、観察可能でないインプットとして、1平方メートル当たりの価格のみが評価機関により使用されたと仮定している。しかし、実務では市場比較アプローチに複数の観察可能でないインプットを使用することが必要な場合もある。そうした場合、重要な観察可能でないインプットが複数開示されることになるだろう。

IFRS第13号99項は、企業に対し、基準が要求している定量的開示を表形式で表示することを求めている。ただし、他の様式の方が適切な場合を除く。当グループは、定量的開示を表形式で行っている。

連結財務諸表の注記

18. 投資不動産

	2019年 百万円	2018年 百万円	IAS 40.76
1月1日の期首残高	7,983	7,091	
取得(事後的な支出)	1,216	1,192	
公正価値の再測定による純損失	(306)	(300)	
12月31日の期末残高	8,893	7,983	

当グループの投資不動産は、日本国に所在する2つの商業用不動産から構成されます。経営者は、各不動産の性質、特徴及びリスクに基づき、投資不動産はオフィス用と店舗用の2つのクラスに区分されると判断しています。

2018年及び2019年12月31日現在、当該不動産の公正価値は、公認の独立評価機関である Chartered Surveyors&Co.によって実施された評価に基づいています。同社は投資不動産評価の専門機関であり、評価モデルは国際評価基準委員会(International Valuation Standards Committee)が推奨するものを適用しています。

	2019年 百万円	2018年 百万円	IAS 40.75(f)
投資不動産からの賃貸収益	1,404	1,377	
賃貸収益を創出する投資不動産に関連して生じた直接営業費用 (売上原価として計上しており、修繕費及び保守費を含む)	(101)	(353)	IAS 40.75(fXii)
賃貸収益を創出しなかった投資不動産に関連して生じた直接営業費用 (売上原価として計上しており、修繕費及び保守費を含む)	(37)	(127)	IAS 40.75(fXiii)
公正価値で測定される投資不動産からの純利益	1,266	897	

当グループは、投資不動産の売却に關し制約を受けておらず、また投資不動産の購入、建設又は開発に關する契約上の義務あるいは修繕、保守又は補強に関する契約上の義務も有していません。

投資不動産に関する公正価値ヒエラルキーの開示については注記12に記載しています。

公正価値の調整表

	投資不動産		IFRS 13.93(eXii) IFRS 13.93(eXiii)	
	オフィス用不動産 店舗用不動産			
	百万円	百万円		
2018年1月1日現在の期首残高	3,397	3,694		
純損益に認識された再評価額	(144)	(156)		
購入	571	621		
2019年1月1日現在の期首残高	3,824	4,159		
純損益に認識された再評価額(その他の営業費用)	(147)	(159)	IFRS 13.93(f)	
購入	583	633		
2019年12月31日現在の期末残高	4,260	4,633		

投資不動産の評価に使用された評価技法とその主なインプット:

評価技法	重要な観察可能でない インプット	範囲(加重平均)／推定値			IFRS 13.93(d)	
		2019年	2018年	2018年1月1日		
オフィス用 不動産	DCF法 (下記を参 照)	1ヶ月1平方メートル当た りの見積賃貸価値 賃料の年次成長率 長期空室率 割引率	10千円 - 25千円 (20千円) 1.75% 3% - 10% (5%) 6.5%	9千円 - 23千円 (16千円) 1.76% 3% - 9% (4%) 6.3%	15千円 4% 6.3%	

連結財務諸表の注記

18. 投資不動産（続き）

IFRS 13.93(d)

評価技法	重要な観察可能でない インプット	範囲(加重平均)／推定値		
		2019年	2018年	2018年1月1日
店舗用 不動産	DCF法 (下記を参考照)	1ヶ月1平方メートル当たりの見積賃貸価値 賃料の年次成長率 長期空室率 割引率	15千円 - 35千円 (22千円) 1% 4% - 12% (7%) 6.5%	14千円 - 33千円 (21千円) 1.2% 4% - 13% (8.5%) 6.3%
				20千円 1.2% 8.5% 6.3%

当グループは、DCF法を用いて、資産の存続期間にわたる所有に伴う便益（出口価格又はターミナル・バリューを含む）及び負債に関する仮定を置き、公正価値を見積っています。またDCF法では、不動産持分に起因するキャッシュ・フローを予想することになりますが、この一連の見積キャッシュ・フローに、市場から導出した割引率を適用し、当該資産に係るキャッシュ・フローの現在価値を算定しています。最終還元利回りは、通常、割引率とは別個に算定され、また割引率とは異なった値となります。

キャッシュ・フローの生じる期間、及びキャッシュ・インフロー やキャッシュ・アウトフローが生じる具体的な時期は、賃料の見直し、リース契約の更新及び関連する転リース、再開発又は改装などの事象に依存します。キャッシュ・フローの生じる期間は、通常、各クラスの不動産の特徴に応じた市場行動に基づき、適切に算出しています。定期的なキャッシュ・フローは、通常、総収入から空室、回収不能費用、貸倒損失、リース・インセンティブ、メンテナンス費用、仲介手数料及び他の運営・管理費用を控除して見積ります。その後、この定期的なキャッシュ・フローの純額及び予測期間末時点での予想されるターミナル・バリューの見積額の合計額を割り引いています。

見積賃貸価値及び賃料の年次成長率が著しく増加（減少）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、不動産の公正価値が著しく上昇（下落）することになります。長期空室率ならびに割引率（及び最終還元利回り）が著しく上昇（低下）する場合、その他すべての仮定を一定とすると、不動産の公正価値は著しく下落（上昇）することになります。

賃貸価値の見積りに用いた仮定の変化は、通常、賃料の年次成長率及び割引率（及び最終還元利回り）の変化と概ね IFRS 13.93(h)(i) 同方向へ変化し、長期空室率の変化と逆方向に変化します。

注釈

当グループは、IAS 第 40 号「投資不動産」に準拠して投資不動産を公正価値で評価する会計方針を選択している。

経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の現在の利用方法が最有效使用ではない場合、その旨及びその理由を開示しなければならない(IFRS 13.93(i))。当グループは、その不動産の現在の利用方法は、最有效使用であると評価している。

当グループの店舗用不動産の最有效使用と現在の利用方法とが異なる場合の開示例は、以下のとおりである。

「当グループは、現在のオフィス用不動産としての利用方法は最有效使用であると判断していますが、測定日時点において店舗用として利用している不動産の最有效使用は、居住用不動産に転用することであると判断しています。ただし戦略的な理由から、当該不動産はそのような方法で使用されていません。」

IFRS 第 13 号の開示規定に加えて、IAS 第 1 号は、経営者が将来に関して行った重要な判断及び見積りの不確実性の原因の開示を要求している。こうした開示の例として、IAS 第 1 号 129(b) 項は、計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度及びそのような感応度を示す理由を挙げている。したがって、一定の状況では、IFRS 第 13 号 93(h) 項が求める情報よりも多くの情報の開示が必要になる場合がある。

IAS 第 40 号は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で投資不動産を測定することを認めている。当グループが仮に投資不動産を原価で会計処理していた場合には、原価や減価償却率についての情報（有形固定資産に関する IAS 第 16 号の規定と類似する情報）が求められる。IAS 第 40 号 79(e) 項は、投資不動産の公正価値を開示することを求めており、本開示目的上、公正価値を IFRS 第 13 号に従い測定する必要がある。また、IAS 第 40 号に基づく開示に加えて、IFRS 第 13 号 97 項は以下の開示を求めている。

- ▶ 公正価値測定が区分されるレベル、すなわちレベル1、2又は3のいずれか
- ▶ レベル2又はレベル3の公正価値測定について、評価技法及びインプットの説明
- ▶ 現在の使用方法が最有效使用ではない場合には、その旨及びその理由

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式により IFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めており、当グループは、上記のとおり、定量的開示を表形式で行っている。

連結財務諸表の注記

19. 無形資産

	開発費 百万円	耐用年数を 確定できる特許権 及びライセンス 百万円	耐用年数を 確定できない ライセンス 百万円	のれん 百万円	合計 百万円	IAS 38.118(c) IAS 38.118(e)
取得原価						
2018年1月1日現在	1,420	335	240	119	2,114	
内部開発による増加額	390	-	-	-	390	
子会社の取得	-	-	-	131	131	
2018年12月31日現在	1,810	335	240	250	2,635	
内部開発による増加額	587	-	-	-	587	
子会社の取得	-	30	1,170	2,231	3,431	
売却目的保有資産	-	(138)	-	-	(138)	
2019年12月31日現在	2,397	227	1,410	2,481	6,515	
償却累計額及び減損損失累計額						
2018年1月1日現在	-	-	-	-	-	
償却費	124	50	-	-	174	
2018年12月31日現在	124	50	-	-	174	
償却費	95	30	-	-	125	
減損損失(注記20)	-	-	-	200	200	
売却目的保有資産	-	(3)	-	-	(3)	
2019年12月31日現在	219	77	-	200	496	
帳簿価額						
2019年12月31日現在	2,178	150	1,410	2,281	6,019	
2018年12月31日現在	1,686	285	240	250	2,461	
2018年1月1日現在	1,420	335	240	119	2,114	

防火部門において2つの研究開発プロジェクトが進められています。一方は火災探知機及びスプリンクラー・システムの改良に関するプロジェクトであり、他方は自動車及び航空機用の耐火素材に関するプロジェクトです。

当期の取得

特許権及びライセンスには、企業結合を通じて取得した無形資産が含まれています。特許権は、所管する政府機関によって最低10年間、その権利が認められています。取得したライセンスには、期間終了時に僅少な金額又は無償で更新することのできるオプションが付されています。過去に取得したライセンスは更新されているという実績に鑑み、当グループは当該資産の耐用年数は確定できないと判断しています。なお、当該資産に対しては、2019年12月31日時点で減損テストを実施しています(注記20を参照)。

連結財務諸表の注記

20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト

企業結合で取得したのれん及び耐用年数を確定できないライセンスは、減損テストにあたり、エレクトロニクス部門と防火設備部門のCGU(事業セグメント及び報告セグメントでもある)に配分されています。

各CGUに配分されたのれん及び耐用年数を確定できないライセンスの帳簿価額：

	エレクトロニクス			防火設備			合計		
	2018年		2018年 1月1日	2018年		2018年 1月1日	2018年		2018年 1月1日
	2019年	2018年		百万円	2019年		百万円	2019年	
のれん	50	250	119	2,231	-	-	2,281	250	119
ライセンス	360	-	-	1,050	240	240	1,410	240	240

IAS 36.134(a)
IAS 36.134(b)

当グループは、2018年及び2019年12月31日に年次の減損テストを行っています。グループは減損の兆候を検討する際に、他の指標に加え、株式の時価総額と帳簿価額との関連性を考慮しています。2019年12月31日時点において、当グループの株式の時価総額は資本の帳簿価額を下回っており、将来的にのれんや事業セグメント資産の減損が起こり得る可能性を示唆しています。さらに、世界で建設工事や開発に関する活動が総じて減退していることや、長引く経済の不透明性は、防火設備及びエレクトロニクス部門における需要の減少につながっています。

エレクトロニクス部門

エレクトロニクス部門の回収可能価額は2019年12月31日時点で37,562百万円であり、これは上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されています。見積キャッシュ・フローに適用された税引前の割引率は15.5%(2018年:12.1%)であり、5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、エレクトロニクス産業の長期平均成長率に等しい3.0%(2018年:5.0%)の成長率を用いて見積っています。なお、処分費用控除後の公正価値は、使用価値を上回らないと判断しています。当該分析の結果、2018年12月31日時点で250百万円で計上していたのれんに対し、当期に200百万円の減損損失を認識し、連結損益計算書上、管理費に計上しています。

IAS 36.130(e)
IAS 36.134 (d)(iii)
IAS 36.134 (d)(iv)
IAS 36.134 (d)(v)
IAS 36.126(a)

防火設備部門

防火設備部門の回収可能価額も同様に、上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されています。見積キャッシュ・フローに適用された税引前の割引率は14.4%(2018年:12.8%)であり、5年を超える期間のキャッシュ・フローを推定する際に使用した成長率は4.1%(2018年:3.8%)です。当該成長率は、防火設備部門が属する業界の平均成長率を0.75%上回っています。防火設備部門の責任者は、消防器株式会社の買収により、当該成長率は妥当であると考えています。この買収により業界における特許権を取得したことから、当グループは、ある特殊製品を10年間にわたり排他的に製造することができ、加えて10年経過後に当該特許権を更新するオプションを有しています。分析の結果、5,674百万円の余裕があったことから、経営者は当該CGUについて、減損は生じていないと判断しています。

IAS 36.130(e)
IAS 36.134(c)
IAS 36.134 (d)(iii)
IAS 36.134 (d)(iv)
IAS 36.134 (d)(v)
IAS 36.134 (f)(xi)

連結財務諸表の注記

20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト（続き）

使用価値の計算に用いられた主要な仮定及び仮定の変更に対する感応度

エレクトロニクス部門及び防火設備部門の双方の使用価値の計算に大きく影響を与える仮定は、以下のとおりです。

▶ 売上総利益率	IAS 36.134 (dX <i>i</i>)
▶ 割引率	IAS 36.134 (dX <i>ii</i>)
▶ 原材料価格の上昇	IAS 36.134 (f)
▶ 予算期間における市場占有率	IAS 36.134 (fX <i>ii</i>)
▶ 予算期間を超えたキャッシュ・フローを推定するために使用された成長率	IAS 36.134 (fX <i>iii</i>)

売上総利益率—売上総利益率は、予算期間開始前3年間の実績平均値に基づいています。エレクトロニクス部門及び防火設備部門の売上総利益率は、それぞれ22.17%及び26.03%でした。売上総利益率は、予想される業務の効率化により予算期間にわたって増加し、エレクトロニクス部門で年率1.5%増、防火設備部門で年率2%増としています。

需要の減退により売上総利益率は低下する可能性があります。エレクトロニクス部門では、売上総利益率が1.0%に低下した場合、さらなる減損が認識されることになります。また、防火設備部門では、売上総利益率が5.0%に低下した場合、減損損失が認識されます。

割引率—割引率は、貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローの見積りに織り込まれていない原資産に特有のリスクを反映した、各CGUに固有のリスクに関する現在の市場評価を反映しています。割引率は、当グループ及び事業セグメントに特有の状況に基づき、加重平均資本コスト(WACC)を用いて算定されています。WACCは負債と資本の両方を加味しています。資本コストは当グループの投資家が期待する投資利益に基づき算出し、負債コストは当グループが返済すべき利付借入金に基づいています。セグメントに特有のリスクは、個々のベータ値を採用することにより算定しています。ベータ値は広く入手可能なマーケット指標に基づいて年次で評価しています。割引率に対する調整は、税引前割引率を反映するために、将来の税金キャッシュ・フローの具体的な金額及び時期を組み込んで算定されています。

エレクトロニクス部門では、税引前割引率が16.0%(すなわち0.5%増加)に上昇した場合、さらなる減損が認識されます。また、防火設備部門では、税引前割引率が15.6%(すなわち1.2%増加)に上昇した場合、減損損失が認識されます。

原材料価格の上昇—原材料価格の上昇に関する見積りは、原材料産出国の公表指標及び特定のコモディティに関するデータに基づいています。データが広く入手可能な場合(主に日本国及び米国)は、将来の価格変動に関する指標として予測値が使用され、そのようなデータが入手できない場合には、過去における実際の原材料価格の変動値を将来の価格変動に関する指標として使用しています。

経営者は、原材料価格が予算策定時の予想を上回って上昇する可能性について検討しました。これは、予想される規制の変更によって、供給業者が対応できないほど需要の増加が生じた場合に発生する可能性があります。予測価格上昇率は、原材料の購入先が所在する国に応じ、エレクトロニクス部門では1.9%から2.6%の範囲内に、防火設備部門では2.1%から4.5%の範囲内と予測しています。原材料価格が想定している価格上昇率を平均で0.5%超上回って上昇すると、当グループに追加の減損損失が認識されます。

市場占有率に関する仮定—成長率に関する業界のデータを使用する場合(下記参照)、本仮定は重要となります。なぜなら経営者は、予算期間にわたって各部門の市場における地位が競合他社と比較してどのように変化する可能性があるか評価するためです。経営者は、エレクトロニクス市場における当グループの占有率(20%)は、予算期間中は安定するものと予想しています。一方、防火設備市場における競合他社と比較した当グループの相対的地位は、上述した消火器株式会社の買収により、高まる見込みであります。防火設備市場における当グループの市場占有率は、現在、37%となっています。

経営者は、当グループのエレクトロニクス市場での市場占有率は予算期間にわたり安定的であると予想しています。ただし、エレクトロニクス部門における市場占有率が8%減少した場合、さらなる減損が認識されます。同様に、防火設備市場における市場占有率が20%減少した場合、防火設備部門で減損損失が認識されます。

成長率に関する仮定—成長率に関する業界リサーチに基づいています。なお、防火設備部門の予算を策定するため用いた長期成長率は、上述した重要な特許権の取得という追加的要素を反映し調整されています。

経営者は、技術革新のスピード及び新規参入企業の可能性が成長率の仮定に重大な影響を及ぼす場合があることを認識しています。当グループは、新規参入企業による影響が予算に織り込まれている見通しに不利な影響を及ぼすとは考えていませんが、見積長期成長率(現在、エレクトロニクス部門については5.2%、防火設備部門については8.4%)が変更される合理的な可能性があります。エレクトロニクス部門では、長期成長率が0.8%低下した場合、さらなる減損が認識されることになります。また、防火設備部門では、長期成長率が0.3%低下した場合、減損が認識されることになります

連結財務諸表の注記

20. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト（続き）

注釈

当グループは、IAS第36号に従い、資金生成単位（以下、CGU）の回収可能価額を使用価値に基づき算定している。回収可能価額として処分費用控除後の公正価値を用いている場合、IAS第36号134(e)項により、評価技法及びその他の情報を財務諸表で開示することが求められる。その他の情報には、使用した主要な仮定、主要な仮定の算定に用いた経営者の手法の説明、公正価値ヒエラルキーのレベル及び評価技法を変更した場合にはその理由が含まれる。さらに、処分費用控除後の公正価値が、割引見積キャッシュ・フローを用いて算定される場合には、キャッシュ・フローの予測期間、キャッシュ・フローの見積値を推定するために用いた成長率及び適用した割引率の開示が求められる。IFRS第13号に基づく開示は求められないが、IAS第36号134(e)項に従って行われる上記の開示は、IFRS第13号で要求される開示と類似している。

IAS第36号134(d)(i)項は、CGUに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、それぞれのCGUごとに主要な仮定を開示することを求めている。上記の開示は例示目的で作成しているが、企業は例示で示している各仮定を重要性の観点から検討する必要がある。

IAS第36号134(f)項は、CGUに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合、それぞれのCGUごとに感応度分析を開示することを求めている。CGUの回収可能価額の算定に用いた主要な仮定が変化する可能性が合理的であり、それにより当該CGUの帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合に感応度分析を開示している。エレクトロニクス部門については、当期に減損損失が計上されており、帳簿価額と回収可能価額が等しい状態であるため、すべての主要な仮定について感応度分析を行っている。また、防火設備部門については、合理的に起こりうる主要な仮定の変化によって減損が生じる可能性があるため、すべての主要な仮定について感応度分析を実施している。企業は、回収可能価額が帳簿価額と等しくなる点を探る際の感応度分析では、ある1つの仮定の変更が他の仮定に及ぼす影響も考慮する必要がある（IAS 36.134(f)(iii)）。当グループはこの点について本開示で検討している。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債

21.1 金融資産

	2019年 千円	2018年 千円	2018年 1月1日 千円	IFRS 7.6 IFRS 7.8
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ：				
為替予約	640	-	-	-
組込デリバティブ	210	-	-	-
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ：				
為替予約	252	153	137	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：				
上場資本性金融商品	337	300	334	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品：				
非上場資本性金融商品				IFRS 7.11A(a)
電力株式会社	417	205	203	IFRS 7.11A(c)
電力供給有限会社	258	185	183	
電子部品製造有限会社	70	151	149	
電子部品販売有限会社	293	-	-	
電子部品研究所株式会社	-	308	303	
電子部品供給株式会社	-	49	50	
	<u>1,038</u>	<u>898</u>	<u>888</u>	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品：				
上場負債性金融商品	1,622	1,610	1,043	
公正価値で測定される金融商品合計	<u>4,099</u>	<u>2,961</u>	<u>2,402</u>	
償却原価で測定される負債性金融商品：				
営業債権(注記23)	25,672	22,290	25,537	
関連会社への貸付金	200	-	-	
取締役への貸付金	13	8	8	
金融資産合計*	<u>29,984</u>	<u>25,259</u>	<u>27,947</u>	
流動合計	<u>26,223</u>	<u>22,443</u>	<u>25,674</u>	
非流動合計	<u>3,761</u>	<u>2,816</u>	<u>2,273</u>	

*現金及び短期性預金以外の金融資産

ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ

ヘッジ関係に指定されてはいないものの、予定されている売上及び仕入に関する為替リスクを軽減すること目的とした為替予約に係る公正価値のプラスの変動を反映しています。

IFRS 7.32A

ヘッジ手段に指定されているデリバティブ

米ドル建による発生可能性が非常に高い予定販売をヘッジするため、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に指定された、為替予約に係る公正価値のプラスの変動を反映しています。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

上場株式への投資を含んでいます。当該株式の公正価値は、活発な市場における公表価格相場を参照して算定しています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.1 金融資産（続き）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

非上場企業の株式への投資を含んでいます。当グループは、これらの会社への非支配持分（2%から9%の間）を保有しています。当グループは、当該投資を本質的には戦略的なものであると考えているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能な指定を行いました。

IFRS 7.11A(b)

2019年に、当グループは、この投資が当グループの投資戦略ともはや合致しなくなったため、電子部品供給株式会社の持分を売却しました。売却日の公正価値は50千円で、その他の包括利益で認識した7千円の利得累計額は、利益剰余金に振り替えられました。2019年に、当グループは、電力株式会社から3千円の配当金を受け取っています。

IFRS 7.11A(e)

IFRS 7.11B

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品

上場国債及び社債への投資を含んでいます。これらの負債性金融商品の公正価値は、活発な市場における公表価格相場を参照して算定しています。

償却原価で測定される負債性金融商品

関連当事者からの営業債権及び債権を含んでいます。

注釈

IFRS 第7号11A項は、資本性金融商品に対するどの投資を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定したのか、及び報告期間の末日現在のこのような投資のそれぞれの公正価値の開示を要求している。この記載では、当グループはそれぞれの個別の投資を開示している。

この開示規定については、個別に重要である投資は個別に開示を行い、個別に重要でない投資は集合的な開示を行うなど、一般的な重要性の概念を適用することも考えられる。

連結財務諸表の注記

21.2 金融負債：利付ローン及び借入金

	金利 %	満期	2019年 千円	2018年 千円	2018年 1月1日 千円	IFRS 7.7
利付ローン及び借入金(流動)						
・リース負債（注記31）	4.5-7.8	2020年	455	418	433	
当座借越	EURIBOR+1.0	要求払	966	2,650	4,327	
銀行借入金－1,500千円	EURIBOR+0.5	2020年11月1日	1,411	－	－	
銀行借入金－2,200千円	EURIBOR+0.5	2019年3月31日	－	74	74	
利付ローン及び借入金合計(流動)			2,832	3,142	4,834	
利付ローン及び借入金(非流動)						
リース負債（注記31）	4.5-7.8	2021年-2032年	2,706	2,553	2,656	
金利8%の社債	8.2	2021年-2026年	3,374	3,154	1,218	
金利8.25%の担保付借入金－3,600千円	*LIBOR+0.2	2024年5月31日	2,246	－	－	
千米ドル	LIBOR+2.0	2024年7月31日	3,479	3,489	3,489	
銀行借入金1,500千円 (2018年:1,400千円)	EURIBOR+0.5	2020年11月1日	－	1,357	1,357	
銀行借入金2,750千円 (2018年:2,500千円)	EURIBOR+1.1	2021年-2023年	2,486	2,229	2,229	
銀行借入金－2,200千円	EURIBOR+0.5	2022年3月31日	2,078	2,078	2,078	
銀行借入金－5,809千円	7.5	2023年1月1日	－	5,809	5,809	
消防機器研究所株式会社の第三者である投資家からの借入金	11.00	2021年	3,000	－	－	
転換条項付優先株式	11.6	2023年	2,778	2,644	2,522	
利付ローン及び借入金合計(非流動)			22,147	23,313	21,358	
利付ローン及び借入金合計			24,979	26,455	26,192	

*関連する金利スワップによる影響を考慮しています。

注釈

IFRS第7号7項では、企業の財政状態及び財務業績に関して、財務諸表利用者が金融商品の重要性を評価できるような情報の開示のみが求められている。当グループは、連結貸借対照表における利付ローン及び借入金の金額が著しく重要であるため、財務諸表の利用者に対して借入金の実効金利及びその満期日に関する詳細な情報を提供している。

IFRS 7.7

当座借越

当該借越は短期性預金の一部によって担保されています。

銀行借入金－1,500千円

当該借入金は無担保であり、2019年11月1日全額返済されます。

金利8%の社債

当該社債は20120年1月1日より毎年350千円ずつ均等に返済されます。

金利8.25%の担保付借入金

当該借入金は、当グループが保有する帳簿価額2,400千円(2018年:-円、2018年1月1日:-円)の土地及び建物を第一抵当とすることによって担保されています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.2 金融負債：利付貸付金及び借入金（続き）

担保付銀行借入金

当該借入金は、6年のマルチ・オプション・ファシリティ（以下、MOF）の下で実行されたものです。すなわち、当該借入金は報告日後12カ月以内に返済期日が到来するものの、当グループはMOFにおける権利を行使してこの資金を借り換えることができる裁量を有し、かつ借換えを予定しているため、当該借入金を非流動負債に分類しています。このような即時借換えによる資金調達は2025年7月31日まで利用可能です。満期日における総返済額は3,500千円です。このMOFの下での融資枠は、当グループが保有する帳簿価額5,000千円（2018年：5,000千円、2018年1月1日：4,500千円）の土地及び建物を第一抵当とすることによって担保されています。IAS 1.73

銀行借入金—2,750千円

当グループは、当報告期間中に本借入契約のもと、追加で250千円借入をしています。当該借入金は、2022年12月31日を期日とする1,500千円及び2024年12月31日を期日とする1,500千円の2回払いによって返済されます。

銀行借入金—2,200千円

当該借入金は無担保であり、2021年3月31日に全額返済されます。2018年12月31日時点では、2019年3月31日までに74千円が返済される予定でした。

銀行借入金—5,809千円

本借入金は、売却目的保有負債の正味残高に振り替えられています。

転換条項付優先株式

2019年12月31日、2018年12月31日、及び2018年1月1日現在で、2,500,000株の転換条項付優先株式が発行されています。株式の額面は1円であり、2021年1月1日に、保有する優先株式3株につき普通株式1株の割合で当グループの親会社の普通株式に転換することのできるオプションがその保有者に付与されています。

転換されなかった優先株式はすべて、2024年12月31日に1株当たり1.20円で償還されます。当該優先株式には年7%の配当が、6月30日と12月31日にそれぞれ後払い支払われます。なお配当は非累積型です。優先株式は清算時において普通株式に優先します。当該株式の資本部分の表示については注記25に記載しています。IAS 1.79(aXv)

その他の金融負債

	2019年 千円	2018年 千円	2018年 1月1日 千円
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ：			
為替予約	720	-	-
組込デリバティブ	782	-	-
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ：			
為替予約	170	254	303
商品先物契約	980	-	-
金利スワップ	35	-	-
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債			
条件付対価（注記8）	1,072	-	-
公正価値で測定される金融負債合計	3,759	254	303
償却原価で測定されるその他の金融負債（利付ローン及び借入金を除く）			
営業債務及びその他の債務（注記30）	16,969	20,023	18,248
その他の金融負債合計	20,728	20,227	18,551
流動合計	19,922	20,227	18,551
非流動合計	806	-	-

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.2 金融負債：利付貸付金及び借入金（続き）

ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ

ヘッジ関係に指定されてはいないものの、予定されている売上及び仕入に関する為替リスクを軽減すること目的とした為替予約に係る公正価値のマイナスの変動を反映しています。

ヘッジ手段に指定されているデリバティブ

英ポンド建による発生可能性が非常に高い予定販売をヘッジするため、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に指定された、為替予約の公正価値のマイナスへの変動を反映しています。また、2019年中に締結された商品先物契約の公正価値の変動も含んでいます。IFRS 7.32A

条件付対価

取得契約の一部として、消火器株式会社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされています。この対価は消火器株式会社における12カ月間の税引前利益によって金額が増減します。当該条件付対価の公正価値は取得日時点ですで714千円でしたが、対予算比で著しく業績が良好であったことから、2019年12月31日時点ですで1,071.5千円に増加しています。当該対価は近日中に確定し、2020年9月30日に前所有者へ支払われる予定です。IFRS 3.B64(g)

注釈

IFRS第7号では、金融商品を相殺する権利と関連する取決め（例：担保契約）についての情報を開示することが求められており、企業は相殺の取決めが企業の財政状態に与える影響を利用者が評価するうえで有用となる情報を提供しなければならない。

当グループは、IAS第32号に従って金融商品を相殺しておらず、関連する相殺の取決めを有していない。しかし、企業がIAS第32号に従って相殺される金融商品を認識している場合、あるいは金融商品がIAS第32号に従って相殺されていない場合であっても、強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似の契約の対象となる金融商品を認識している場合、IFRS第7号13A項から13E項の開示を行わなければならない。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ

当グループは、継続的な事業活動に関連する一定のリスクにさらされています。デリバティブ金融商品を使用して IFRS 7.21A 管理される主要なリスクには、通貨リスク、コモディティ・リスク及び金利リスクがあります。

当グループのリスク管理戦略及びリスクを管理するために適用される方法については、以下の注記21.5で説明しています。

注釈

ヘッジ会計を適用する企業についての開示規定は、IFRS第7号21A項から24G項に記載されている。ヘッジ会計に係る開示規定の目的は、企業が以下に関する情報を開示することである。

- ▶ リスク管理戦略及びリスクを管理するために適用される方法(IFRS第7号22A項～22C項)
- ▶ リスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように与えるのか(IFRS第7号23A項～23F項)
- ▶ ヘッジ会計が貸借対照表、その他の包括利益計算書及び資本変動計算書に与えた影響(IFRS第7号24A項～24F項)

この目的を適用するにあたり、企業は、詳細さの必要なレベル、異なる開示規定間のバランス、分解の適切なレベル及び当該目的を満たすために追加的な説明が必要かどうかについて考慮しなければならない。

ヘッジ会計開示は、財務書類の単一の注記又は独立のセクションにおいて表示するべきである。財務諸表利用者が、当該情報を財務諸表と同じ条件で、同時に利用可能である場合、企業は、リスク報告書などの別の手段で表示する情報への相互参照により、当該情報を含める場合がある。

ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ

当グループは、外貨建借入金及び為替予約により、取引から生じるエクスポージャーの一部を管理しています。これらの為替予約はキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されておらず、対象となる取引の為替に対するエクスポージャーと整合するように、通常、その期間は1カ月から24カ月となっています。

ヘッジ手段に指定されているデリバティブ

キャッシュ・フロー・ヘッジ

為替リスク

為替予約は、米ドル建の予定売上取引及び英ポンド建の予定仕入取引のキャッシュ・フローをヘッジするためのヘッジ手段に指定されています。これらの予定取引は実行可能性が非常に高く、当グループの米ドル建の予定売上合計額の約25%及び英ポンド建の予定仕入合計額の約65%を占めています。為替予約の残高は、予定売上取引や予定仕入取引の水準及び為替予約レートの変動に応じて変更しています。

IFRS 7.22B(a)

コモディティ価格リスク

当グループでは、電子事業部門における電子デバイスの生産用として銅の継続的な供給が求められるため、銅を継続的に仕入れています。過去12カ月間において銅価格のボラティリティが増大したため、銅の先渡契約を締結することを決定しました。

IFRS 7.22B(a)

これらの先渡契約は2019年7月1日から開始し、銅価格の変動リスクを軽減することが期待されています。銅の予定仕入取引の価格変動のヘッジは、取締役会が定めたリスク管理戦略に従ったものです。

為替予約及び商品先物契約の条件は、実行可能性が非常に高いと予想される予定取引の条件（すなわち、想定元本及び予想支払日）と一致するため、ヘッジ対象とヘッジ手段との間には経済的関係が存在します。当グループは、為替予約及び商品先物契約の基礎となるリスクが、ヘッジされているリスク要素と同一であることから、ヘッジ関係のヘッジ比率を1対1に設定しました。ヘッジの有効性をテストするため、当グループは、仮想デリバティブ法を使用し、ヘッジ手段の公正価値の変動をヘッジ対象の公正価値の変動と比較しています。

IFRS 7.22B(b)

IFRS 7.22B(c)

IFRS 7.22C

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

ヘッジ非有効部分は以下から生じている可能性があります。

IFRS 7.22B(c)

- ▶ ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期に関する差異
- ▶ ヘッジ対象及びヘッジ手段のヘッジされたリスクに関する異なる指標（及び、従って、異なるカーブ）
- ▶ ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値変動に異なる影響を与える相手先の信用リスク
- ▶ ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フローの予測金額の変動

当グループは、以下の為替予約及び商品先物契約を保有しています。

	満期					合計	
	1カ月未満	1～3カ月	3～6カ月	6～9カ月	9～12カ月		
2019年12月31日現在							
為替予約（予定売上の可能性が非常に高い）							
想定元本(単位:千円)	2,950	3,000	3,150	3,450	3,250	15,800	
平均先渡レート(ユーロ／米ドル)	1.166	1.169	1.172	1.175	1.185	—	
為替予約(予定仕入の可能性が非常に高い)							
想定元本(単位:千円)	1,450	1,330	1,880	1,750	1,550	7,960	
平均先渡レート(ユーロ／英ポンド)	0.876	0.877	0.878	0.879	0.881	—	
商品先物契約							
想定元本(単位:トン)	—	—	450	530	—	980	
想定元本(単位:千円)	—	—	2,600	3,000	—	5,600	
平均先渡レート(単位:千円/1トン当たり)	—	—	5.77	5.66	—	—	
2018年12月31日現在							
為替予約（予定売上の可能性が非常に高い）							
想定元本(単位:千円)	2,650	2,850	3,000	3,200	2,900	14,600	
平均先渡レート(ユーロ／米ドル)	1.200	1.203	1.206	1.209	1.211	—	
為替予約(予定仕入の可能性が非常に高い)							
想定元本(単位:千円)	1,250	1,150	1,500	1,600	1,450	6,950	
平均先渡レート(ユーロ／英ポンド)	0.882	0.883	0.884	0.885	0.886	—	
2018年1月1日現在							
為替予約（予定売上の可能性が非常に高い）							
想定元本(単位:千円)	2,300	2,650	2,850	3,000	3,200	14,000	
平均先渡レート(ユーロ／米ドル)	1.210	1.212	1.214	1.217	1.219	—	
為替予約(予定仕入の可能性が非常に高い)							
想定元本(単位:千円)	1,350	1,250	1,150	1,500	1,600	6,850	
平均先渡レート(ユーロ／英ポンド)	0.891	0.894	0.897	0.899	0.891	—	

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

貸借対照表へのヘッジ手段の影響は以下の通りです。

IFRS 7.24A

当期中の
非有効部
分を測定
するために
使用される
公正価値
の変動

IFRS 7.24A(a)
IFRS 7.24A(b)
IFRS 7.24A(c)
IFRS 7.24A(d)

	想定元本 千円	帳簿価額 千円	貸借対照表の表示科目	当期中の 非有効部 分を測定 するために 使用される 公正価値 の変動 千円
2019年12月31日現在				
為替予約	15,800	252	その他の金融資産（流動）	386
為替予約	7,960	(170)	その他の金融負債（流動）	(99)
商品先物契約	5,600	(980)	その他の金融負債（流動）	(980)
2018年12月31日現在				
為替予約	14,600	153	その他の金融資産（流動）	137
為替予約	6,950	(254)	その他の金融負債（流動）	(31)
2018年1月1日現在				
為替予約	14,000	137	その他の金融資産（流動）	—
為替予約	6,850	(303)	その他の金融負債（流動）	—

貸借対照表へのヘッジ対象の影響は以下の通りです。

2019年12月31日 2018年12月31日

IFRS 7.24B(b)

非有効部分を測定 するために使用され る公正価値の変動	2019年12月31日		2018年12月31日		非有効部分 を測定する ために使用 される公正 価値の変動
	キヤッッシュ・フ ロー・ヘッジ 剩余金	ヘッジ剩 余金の費用	キヤッッシュ・ フロー・ヘッジ 剩余金	ヘッジ剩 余金の費用	
	千円	千円	千円	千円	千円
可能性が非常に高い予定 売上	386	165	12	137	107
可能性が非常に高い予定 仕入	(99)	(110)	(9)	(31)	(177)
銅の仕入	(915)	(617)	(23)	—	—

損益計算書及びその他の包括利益計算書におけるキヤッッシュ・フロー・ヘッジの影響は以下の通りです。

IFRS 7.24C(b)

その他の包括 利益に認識し たヘッジ損益 合計	2019年12月31日		2018年12月31日		その他の 包括利益 から純損 益に振り替 えた金額	純損益計算 書の表示科 目
	純損益に認 識したヘッジ 非有効部分	純損益計 算書の表 示科目	その他の包括 利益に認識し たヘッジ費用	純損益計算 書の表示科 目		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2019年12月31日に終了する 事業年度						
可能性が非常に高い予定売上	386	—	—	21	(283)	収益
可能性が非常に高い予定仕入	(99)	—	—	(16)	—	—
2018年12月31日に終了 する事業年度						
可能性が非常に高い予定売上	137	—	—	—	(125)	収益
可能性が非常に高い予定仕入	(31)	—	—	—	53	売上コスト
		65	(33)	—	—	—
		その他の 事業 費用				
銅の仕入	(915)	65	(33)	—	—	—

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

注釈

IFRS第7号24C(b)(iv)項は、キャッシュ・フロー・ヘッジ剩余金から純損益に組替調整額として振り替えた金額として、(a)ヘッジ会計をこれまで適用していたが、ヘッジしていた将来キャッシュ・フローの発生が見込まれなくなった金額と、(b)ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことにより振り替えた金額とを区別することを要求している。当グループがその他の包括利益から純損益に振り替えた金額は、後者にのみ関連している。

公正価値ヘッジ

2019年12月31日現在、当グループは想定元本3,600千米ドル(2,246千円)(2018年:-円、2018年1月1日:-円)の金利スワップ契約を保有しています。当該契約により、当グループは想定元本に対して8.25%の固定金利を受け取り、LIBOR+0.2%の変動金利を支払うことになります。当該スワップは、固定金利8.25%の担保付借入金の公正価値の変動リスクをヘッジするために用いられています。

金利スワップの条件は、固定金利借入金の条件(すなわち、想定元本、満期、支払及び金利リセット日)と一致するため、ヘッジ対象とヘッジ手段の間には経済的関係が存在します。当グループは、金利スワップの基礎となるリスクが、ヘッジされているリスク要素と同一であることから、ヘッジ関係のヘッジ比率を1対1に設定しました。ヘッジの有効性をテストするため、当グループは、仮想デリバティブ法を使用し、ヘッジ手段の公正価値の変動をヘッジ対象の公正価値の変動と比較しています。

ヘッジ非有効部分は以下から生じる可能性があります。

- ▶ ヘッジ対象及びヘッジ手段を割引するために適用される異なる金利カーブ IFRS 7.24A
- ▶ ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期に関する差異 IFRS 7.24A(a)
- ▶ ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値の変動に異なる影響を与える相手方の信用リスク IFRS 7.24A(b)
- ▶ ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値の変動に異なる影響を与える相手方の信用リスク IFRS 7.24A(c)
- ▶ ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値の変動に異なる影響を与える相手方の信用リスク IFRS 7.24A(d)

想定元本 千円	帳簿価額 千円	財務状態計算書の表示科目	当期中の非有効部分を測定する ために使用される公正価値の変動
			千円
金利スワップ 3,600	35	その他の流動金融負債	35

2019年12月31日現在の貸借対照表へのヘッジ手段の影響は以下の通りです。

想定元本 千円	累積公正価値調整額 千円	財務状態計算書の 表示科目	当期中の非有効部分を測定する ために使用される公正価値の変動
			千円
固定金利借入金 2,246	35	利付ローン及び借入金	35

2015年度に認識された非有効部分に重要性はありません。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

2019年12月31日現在の利付ローンに含まれる3,600千米ドルの借入金は、米国子会社である針金工場株式会社及び散水車株式会社の2社に対する純投資のヘッジとして指定されたものであり、当グループの当該投資における為替リスクをヘッジするために利用されています。当該借入金の換算から生じた利得又は損失は、その他の包括利益に振り替えられ、子会社に対する純投資の換算から生じる利得又は損失と相殺されます。

純投資は、米ドル建て借入金の為替リスクと一致する取引リスクを創出するため、ヘッジ対象とヘッジ手段の間には経済的関係が存在します。当グループは、ヘッジ手段の基礎となるリスクが、ヘッジされているリスク要素と同一であることから、ヘッジ関係のヘッジ比率を1対1に設定しました。在外子会社への投資額が、固定金利借入金の金額よりも少なくなる場合、ヘッジ非有効分が生じます。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.3 ヘッジ活動及びデリバティブ（続き）

2019年12月31日時点の貸借対照表へのヘッジ手段の影響は以下の通りです。

IFRS 7.24A

想定元本 外貨建て借入金	帳簿価額 3,600	貸借対照表の表示科目 利付ローン及び借入金	当期中の非有効部分を測定する ために使用される公正価値の変動	千円 278
			IFRS 7.24A(a) IFRS 7.24A(b) IFRS 7.24A(c) IFRS 7.24A(d)	

貸借対照表へのヘッジ対象の影響は以下の通りです。

IFRS 7.24B(b)

在外子会社への純投資	非有効部分を測定するために使用する公正価値の変動 278	為替換算調整勘定 195	IFRS 7.24B(b)
	千円	千円	
その他の包括利益に認識したヘッジ利得（税引前）は、有効部分を測定するために使用する公正価値の変動と同一となる。 純損益に認識される非有効部分はない。			IFRS 7.24B(b)

資本へのヘッジの影響

資本の各構成要素の調整表及びその他の包括利益の分析を以下に示します。

IFRS 7.24E

IFRS 7.24F

2018年1月1日現在	キャッシュ・フロー・ヘッジ 剰余金 (94)	ヘッジ剰余金の コスト —	為替換算調整勘定 千円 (327)
	千円	千円	千円
以下から生じる公正価値変動の有効部分：			
為替予約－予定売上	137	—	—
為替予約－予定仕入	(31)	—	—
純損益に振り替えられる金額	(72)	—	—
在外営業活動体への純投資の外貨建て再評価*	—	—	(117)
税効果	(10)	—	—
2019年1月1日	(70)	—	(444)
以下から生じる公正価値変動の有効部分：			
為替予約－予定売上	365	21	—
為替予約－予定仕入	(83)	(16)	—
商品先物契約	(882)	(33)	—
純損益に振り替えられる金額	(283)	(4)	—
棚卸資産に移転される金額	180	3	—
米ドル建て借入金の外貨建て再評価	—	—	278
在外営業活動体への純投資の外貨建て再評価	—	—	(246)
税効果	211	9	(83)
2019年12月31日	(562)	(20)	(495)

*2019年に開始した在外営業活動対への純投資のヘッジ

組込デリバティブ

当グループは、2019年にカナダに所在する顧客と長期販売契約を締結しています。当該顧客の機能通貨は米ドルです。当該契約における販売価格は、カナダドル建で固定されています。この契約では現物決済が要求され、その目的は買手が予定している販売のために商品を引き渡すことです。これらの契約には、区分処理を必要とする外国為替デリバティブが組み込まれています。

IFRS 9.4.3.3

当グループは、南アフリカやロシアの複数の供給業者と（活発な市場が存在する）真鍮及びクロムの購買契約を締結していますが、その購買価格は電力価格とリンクしています。これらの契約には、区分処理が求められるコモディティ・スワップが組み込まれています。

これらの組込為替デリバティブ及び組込コモディティ・スワップは、主契約から区分処理され、純損益を通じて公正価値で計上されています。2019年12月31日現在のこれらの組込デリバティブの帳簿価額は、210千円（その他の金融資産）（2018年：-円、2018年1月1日：-円）及び782千円（その他の金融負債）です（2018年：-円、2018年1月1日：-円）。対応する純損益は、それぞれその他の営業収益及び営業費用に計上されています。

連結財務諸表の注記

21.4 公正価値

財務諸表に計上されている当グループが保有する金融商品の種類ごとの帳簿価額及び公正価値の比較は、以下のとおりです。ただし、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるものは除いています。

IFRS 7.25
IFRS 7.26
IFRS 7.29

	2019年		2018年		2018年1月1日	
	帳簿価額 千円	公正価値 千円	帳簿価額 千円	公正価値 千円	帳簿価額 千円	公正価値 千円
金融資産						
関連会社及び取締役への貸付金	213	208	8	9	8	7
非上場株式投資	1,038	1,038	898	898	888	888
上場株式投資	337	337	300	300	334	334
上場負債性金融商品	1,622	1,622	1,610	1,610	1,043	1,043
為替予約	640	640	—	—	—	—
組込デリバティブ	210	210	—	—	—	—
キャッシュ・フロー・ヘッジにおける為替予約	252	252	153	153	137	137
合計	4,312	4,307	2,969	2,970	2,969	2,970
金融負債						
利付ローン及び借入金						
変動金利借入金*	(12,666)	(12,666)	(11,877)	(11,877)	(13,554)	(13,554)
固定金利借入金	(6,374)	(6,321)	(8,239)	(8,944)	(7,027)	(7,219)
転換条項付優先株式	(2,778)	(2,644)	(2,522)	(2,766)	(2,621)	(2,510)
条件付対価	(1,072)	(1,072)	—	(—)	—	—
ヘッジ指定されていないデリバティブ						
為替予約	(720)	(720)	—	—	—	—
組込デリバティブ	(782)	(782)	—	—	—	—
有効なヘッジ関係にあるデリバティブ	(1,185)	(1,185)	(254)	(254)	(303)	(303)
合計	(25,577)	(25,512)	(23,014)	(23,696)	(23,406)	(23,539)

* ヘッジ対象となっている金利リスクに起因する公正価値の変動について調整を行った後の償却原価で計上している、金利8.25%の担保付借入金を含んでいます。

注釈

IFRS第7号29項は、金融商品の公正価値の開示は、以下のものに関しては必要とされないと定めている。

- ▶ 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合(たとえば、短期の売掛金及び買掛金のような金融商品)
- ▶ 裁量権のある有配当性の公正価値が容易に測定できない場合、裁量権のある有配当性を含む契約(IFRS第4号に記載)
- ▶ リース負債

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

経営者は、現金及び短期性預金、営業債権、営業債務、当座借越及びその他の流動負債は期間が短いため、その公正価値はおおむね帳簿価額に近似したものと評価しています。

IFRS 13.93(d)
IFRS 13.97
IFRS 7.29

公正価値の見積りに当たっては、以下の方法及び仮定を使用しています。

- ▶ 固定金利及び変動金利の長期性の債権や借入金は金利、カントリー・リスクに係る具体的な要因、個々の顧客の信用度や調達した資金を使用したプロジェクトのリスク特性といったパラメーターに基づき評価しています。当該評価に基づき、これらの債権に対する貸倒引当金を計上しています。
- ▶ 上場債券の公正価値は報告日における公表価格に基づいています。非上場金融商品、銀行借入金やその他の金融負債及びその他の非流動金融負債の公正価値は、契約条件、信用リスク及び満期までの残存期間が類似する負債について現在入手可能な利率で、将来キャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。資本性金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フロー又は割引率の合理的に起りうる変動に加え、成長率の合理的に起りうる変動の影響を受けます。この評価において、経営者はモデルにおいて観察可能でないインプットを使用しています。これらのうち重要な観察可能でないインプットは下記の表のとおりです。経営者は、これらの中重要な観察可能でないインプットに關し、合理的に起りうるさまざまなインプットを定期的に評価し、公正価値総額への影響を判断しています。
- ▶ 非上場普通株式の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデル(DCF法)を用いて見積っています。この見積りに当たって、経営者は、予想キャッシュ・フロー、割引率、信用リスク及びボラティリティをはじめとする評価モデルへのインプットについて仮定を置くことが求められます。一定の範囲内における複数の見積りの発生確率は合理的に評価することが可能であり、その発生確率は、経営者による非上場株式の公正価値の見積りにおいて用いられます。
- ▶ 当グループの上場株式投資及び上場負債性金融商品には、活発な市場が存在します。
- ▶ 当グループは、さまざまなカウンター・パートナー（主として投資適格水準の格付を有する複数の金融機関）とデリバティブ契約を締結しています。金利スワップ、為替予約及びコモディティ先渡契約は、市場の観察可能なインプットを採用する評価技法を用いて評価しています。最も頻繁に用いた評価技法は、現在価値計算に基づく、フォワード・ブライシングモデルやスワップ・モデルです。当該評価モデルに、カウンター・パートナーの信用度、直物為替相場や先物相場、各通貨のイールド・カーブ、各通貨間のベース・スプレッド、金利カーブ、原商品であるコモディティの先物カーブを含む、さまざまなインプットを織り込み、公正価値を算定しています。一部のデリバティブ契約は現金で全額担保されているため、カウンター・パートナー・リスク及び当グループ双方の不履行リスクはありません。2019年12月31日時点で、その他のデリバティブ資産の値洗額は、カウンター・パートナーの債務不履行リスクによる信用評価調整考慮後のものです。カウンター・パートナーの信用リスクの変動は、ヘッジ手段として指定されたデリバティブのヘッジの有効性評価や、公正価値で認識されるその他の金融商品に対して、重要な影響を及ぼすものではありません。
- ▶ 複合金融商品中の組込為替デリバティブ及びコモディティ・デリバティブは、為替予約及びコモディティ・デリバティブと同様の方法で測定されます。組込デリバティブは、コモディティ及び関与している当事者の機能通貨と取引の通貨が異なる場合に長期販売契約から分離される為替予約です。なお、これらの契約には担保が付されていないため、当グループはカウンター・パートナーの信用リスク（組込デリバティブ資産）又は当グループの不履行リスク（組込デリバティブ負債）を考慮し、最大信用エクスポージャーを評価し、また、デフォルト確率及びデフォルトの場合の損失に関する市場ベースのインプットを考慮し、信用評価調整及び債務評価調整を含めています。
- ▶ 当グループの利付ローン及び借入金の公正価値は、報告期間の末日現在の発行体の貸付金利を反映した割引率を用いて、DCF法により算定しています。なお、2019年12月31日現在の当グループの不履行リスクに重要性はないと評価しています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

重要な観察可能でないインプットの説明：

2019年12月31日、2018年12月31日及び2018年1月1日時点の定量的感応度分析と、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定で使用される重要な観察可能でないインプットは、以下のとおりです。

評価技法	重要な観察可能でないインプット	範囲（加重平均）	公正価値に対するインプットの感応度	IFRS 13.93(d) IFRS 13.93(h)(i) IFRS 13.93(h)(ii)
非上場株式への投資－電力産業	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	2019年: 3.1% - 5.2% (4.2%) 2018年: 3.1% - 5.1% (4%) 2018年1月1日: 4.1%	長期成長率が5%(2018年: 5%)上昇(下落)すると、公正価値が17千円(2018年: 15千円)上昇(下落)します。
		長期営業利益率	2019年: 5.0% - 12.1% (8.3%) 2018年: 5.2% - 12.3% (8.5%) 2018年1月1日: 8.4%	営業利益率が15%(2018年: 12%)上昇(下落)すると、公正価値が21千円(2018年: 19千円)上昇(下落)します。
		WACC	2019年: 11.2% - 14.3% (12.6%) 2018年: 11.5% - 14.1% (12.3%) 2018年1月1日: 12.4%	WACCが1%(2018年: 2%)上昇(下落)すると、公正価値が10千円(2018年: 15千円)下落(上昇)します。
		市場性の欠如によるディスカウント	2019年: 5.1% - 15.6% (12.1%) 2018年: 5.4% - 15.7% (12.3%) 2018年1月1日: 12.1%	ディスカウントが2%(2018年: 3%)上昇(下落)すると、公正価値が8千円(2018年: 9千円)下落(上昇)します。
非上場株式への投資－エレクトロニクス産業	DCF法	将来キャッシュ・フローの長期成長率	2019年: 4.4% - 6.1% (5.3%) 2018年: 4.6% - 6.7% (5.5%) 2018年1月1日: 5.4%	長期成長率が3%(2018年: 3%)上昇(下落)すると、公正価値が23千円(2018年: 25千円)上昇(下落)します。
		長期営業利益率	2019年: 10.0% - 16.1% (14.3%) 2018年: 10.5% - 16.4% (14.5%) 2018年1月1日: 14.5%	営業利益率が5%(2018年: 4%)上昇(下落)すると、公正価値が12千円(2018年: 13千円)上昇(下落)します。
		WACC	2019年: 12.1% - 16.7% (13.2%) 2018年: 12.3% - 16.8% (13.1%) 2018年1月1日: 13.1%	WACCが1%(2018年: 2%)上昇(下落)すると、公正価値が21千円(2018年: 22千円)下落(上昇)します。
		市場性の欠如によるディスカウント	2019年: 5.1% - 20.2% (16.3%) 2018年: 5.3% - 20.4% (16.4%) 2018年1月1日: 16.5%	ディスカウントが1.5%(2018年: 2%)上昇(下落)すると、公正価値が7.5千円(2018年: 8.2千円)下落(上昇)します。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

評価技法	重要な観察可能でない インプット	範囲（加重平均）	公正価値に対する インプットの感応 度	
組込デリバティブ 資産	フォワード・ プライシング・ モデル	カウンター・パートナーの 信用リスクに係る ディスカウント	2019年: 0.02% - 0.05% (0.04%) 2018年: — 2018年1月1日: —	0.5%上昇(下落)す ると、公正価値が23 千円上昇(下落)し ます。
組込デリバティブ 負債	フォワード・ プライシング・ モデル	不履行リスクに係る ディスカウント	2019年: 0.01% - 0.05% (0.03%) 2018年: — 2018年1月1日: —	0.4%上昇(下落)す ると、公正価値が20 千円上昇(下落)し ます。
関連会社及び 取締役への 貸付金	DCF法	年率換算期限前償還率	2019年: 1.5% - 2.5% (2.0%) 2018年: 1.6% - 2.7% (2.2%) 2018年1月1日: 2.1%	1%(2018年:2%)上 昇(下落)すると、公 正価値が25千円 (2018年:21千円) 上昇(下落)します。
		不履行リスクに係る ディスカウント	2019年: 0.08% 2018年: 0.09% 2018年1月1日: 0.09%	0.4% (2018 年 : 0.4%)上昇(下落) すると、公正価値が 21千円(2018年: 20千円)上昇(下 落)します。
条件付対価負債	DCF法	消化器株式会社の確率調 整済み税引き前利益の仮 定	2019年: 1,514千円 2018年: — 2018年1月1日: —	10%下落すると、公 正価値が390千円 下落します。 消化器株式会社の 確率調整済み税引 き前利益の仮定が、 5%上昇しても、条件 付対価負債の公正 価値は変化しませ ん。
		割引率	2019年: 14% 2018年: — 2018年1月1日: —	2%上昇(下落)する と、公正価値が25 千円上昇(下落)し ます。
		不履行リスクに係る ディスカウント	2019年: 0.05% 2018年: — 2018年1月1日: —	0.4%上昇(下落)す ると、公正価値が5 千円上昇(下落)し ます。

市場性の欠如によるディスカウントとは、市場参加者が投資の価格付けを行う際に考慮することになると当グループが判断する金額を表しています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものと指定された資本性金融商品に分類される非上場株式の公正価値測定の調整表：

	電力	エレクトロニクス	合計	
	千円	千円	千円	
2018年1月1日現在	386	502	888	<i>IFRS 13.93(eXii)</i>
その他の包括利益に認識された再評価額	4	6	10	<i>IFRS 13.93(eXiii)</i>
購入	-	-	-	
売却	-	-	-	
2019年1月1日現在	390	508	898	
その他の包括利益に認識された再評価額	54	(80)	(26)	
購入	231	293	524	
売却目的で保有する資産に分類	-	(308)	(308)	
売却	-	(50)	(50)	
2019年12月31日現在	675	363	1,038	

組込デリバティブ資産及び負債の公正価値測定の増減：

2018年及び2019年1月1日現在	組込為替		
	デリバティブ資産	組込コモディティ・デリバティブ負債	
		カナダドル	真鍮
		千円	千円
		-	-
損益計算書に認識された再評価額		(363)	(209)
購入		573	809
売却		-	-
2019年12月31日現在		210	600
			182

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.4 公正価値（続き）

注釈

開示されている定量的情報に対し財務諸表利用者が行う評価に資する追加の情報を開示する必要がある。IFRS 第 13 号 92 項の規定を充足するため、以下の情報の一部又はすべてを開示することが考えられる。

- ▶ 関連するインプットを決定する際に考慮した測定対象項目の特徴など、公正価値で測定される項目の性質。たとえば当グループが住宅ローン担保証券を有している場合、以下のような開示を行う。
 - ▶ 裏付けとなるローンの種類(例: プライム・ローン又はサブプライム・ローン)
 - ▶ 担保
 - ▶ 保証又はその他の信用補完
 - ▶ 証券のトランシェの順位
 - ▶ 発行年度
 - ▶ 裏付けとなるローン及び証券の表面金利の加重平均
 - ▶ 裏付けとなるローン及び証券の満期期間の加重平均
 - ▶ 裏付けとなるローンの地理的集中
 - ▶ 証券の信用格付に関する情報
- ▶ ブローカーの建値、価格情報サービス、純資産価値、関連する市場データなどの第三者から入手した情報が、公正価値測定時にどのように考慮されていたか。

当グループは公正価値で測定され、分離不能な第三者信用補完とともに発行されている負債は有していない。しかし仮にそのような負債を有しているとしたら、IFRS 第 13 号 98 項により、信用補完の有無及び負債の公正価値測定にそれが反映されているかどうかを開示することになる。

IFRS 第 13 号 99 項は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式により IFRS 第 13 号に基づく定量的情報を開示することを求めている。当グループは、上記のとおり、定量的開示を表形式で行っている。

IFRS 第 13 号 93(h)(ii)項は、経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債について、定量的な感応度分析を行うことを求めている。公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分された、その他すべての経常的な公正価値測定について、企業は以下を開示する必要がある。

- ▶ 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度に関する説明(それらのインプットを異なる値に変更することで公正価値が著しく変動すると考えられる場合)
- ▶ 上記のようなインプットと、公正価値を測定する際に用いた他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、そのような相互関係及び観察可能でないインプットの変動による公正価値測定に与える影響が当該相互関係によってどのように増幅又は軽減されると考えられるかの説明

この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計(公正価値の変動が他の包括利益に認識される場合には、資本合計)に照らして判断しなければならない。当グループは、上記のとおり、定量的感応度分析を表形式で行っている。

連結財務諸表の注記

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針

当グループのデリバティブ以外の金融負債は、主にローンや借入金、営業債務及びその他の債務から構成されます。これらの金融負債の主な目的は、当グループの営業資金を調達することです。当グループの主な金融資産は、営業債権及び事業から直接的に生じる現金及び短期性預金です。また、当グループは負債性金融商品及び資本性金融商品への投資を保有しており、さらにデリバティブ取引を行っています。

IFRS 7.33

IFRS 7.21A(a)

当グループは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされています。当グループの上級取締役は、当該リスクの管理を監視しています。上級取締役は、金融リスク委員会から当グループの金融リスクに関する助言を受け、また当グループにおける金融リスク管理フレームワークに依拠しています。金融リスク委員会は、上級取締役に対して、当グループの金融リスクを伴う活動が適切な方針及びリスク管理目的によって統制されていること、ならびに金融リスクが当グループの方針及びリスク選好度に従って識別、測定及び管理されていることを保証しています。リスク管理を目的としたすべてのデリバティブ取引は、適切な技能や経験を有する人材で構成され、監視機能を兼ね備えた専門チームによって運用されています。当グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針です。各リスクに対する管理方針は、取締役会により検討及び承認されており、その主な内容は以下のとおりです。

市場リスク

IFRS 7.33

市場リスクとは、市場価格の変動により、金融商品の将来キャッシュ・フロー又は公正価値が変動するリスクをいいます。市場リスクは、金利リスク、為替リスク及び株価リスクやコモディティ価格リスクといったその他の価格リスクの3種類のリスクから構成されます。市場リスクの影響を受ける金融商品には、ローンや借入金、預金、株式への投資及びデリバティブ金融商品が含まれます。

以下で開示している感応度分析は、2019年及び2018年12月31日時点でのポジションに関するものです。

感応度分析は、正味負債の金額、負債及びデリバティブの金利の固定変動比率及び外貨建金融商品の比率のすべてが一定であり、かつ2019年12月31日現在でヘッジ指定されていることを前提として実施しています。

IFRS 7.40

この分析では、年金及びその他の退職後給付債務、引当金及び在外営業活動体の非金融資産及び負債の帳簿価額に対する市場変数の変動の影響は除外しています。条件付対価の分析については、注記8に記載しています。

なお、本感応度分析を実施するに当たっては、以下の仮定を置いています。

- ▶ 対応する損益計算書項目の感応度は、それぞれの市場リスクの想定される変動による影響であり、2019年及び2018年12月31日現在で保有する金融資産及び負債に基づいています(ヘッジ会計の影響を考慮)。
- ▶ 資本の感応度は、2019年12月31日現在における関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジによる影響を考慮しており、原リスクの想定される変動の影響に関するものです。

IFRS 7.21A(a)

IFRS 7.22A

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。市場金利の変動リスクに対する当グループのエクスポージャーは、主に当グループが保有する変動金利の長期債務に関連したものです。

当グループは、借入金ポートフォリオ中の固定金利による借入と変動金利による借入のバランスを取ることで、金利リスクを管理しています。当グループの方針は、非継続事業に関する借入金を除き、固定金利による借入金の割合を50%未満に維持することです。金利リスクを管理するために、当グループは金利スワップ契約を締結し、合意された想定元本を参照して計算された固定金利と変動金利との差額を一定の期間ごとに交換しています。2019年12月31日現在で、当グループの借入金のおよそ44%(2018年12月31日:50%、2018年1月1日:41%)が固定金利となっています(金利スワップによる影響を考慮後)。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針（続き）

金利感応度

以下の表は、借入金に係る金利が合理的に可能性のある範囲で変動した場合の感応度（ヘッジ会計考慮後）を示しています。具体的には、その他すべての変数を一定とした場合における、変動金利の借入金が当グループの税引前利益に与える影響を示しています。

	ベース・ポイントの 上昇又は低下	税引前利益に 与える影響	IFRS 7.40(a)
			千円
2019年			
ユーロ	+45	(48)	
米ドル	+60	(13)	
ユーロ	-45	33	
米ドル	-60	12	
2018年			
ユーロ	+10	(19)	
米ドル	+15	-	
ユーロ	-10	12	
米ドル	-15	-	

金利の感応度分析におけるベース・ポイントの変動は、現在観察可能な市場環境に基づいて想定しており、過年度よりもボラティリティが著しく高くなっています。

為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動によってエクスポージャーの公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。為替レートの変動リスクに対する当グループのエクspoージャーは、主に当グループの営業活動（収益又は費用が外貨建てである場合）及び当グループの在外子会社に対する純投資に係るものです。
IFRS 7.33 IFRS 7.40(b)

当グループは、予定取引と購入のヘッジに関しては今後12カ月以内、純投資のヘッジに関しては今後24カ月以内に発生すると見込まれる取引をヘッジすることで外貨リスクを管理しています。

ヘッジ目的でデリバティブを締結する場合、当グループはヘッジ対象となるエクspoージャーの条件に一致するようにデリバティブの条件を交渉します。予定取引のヘッジに関しては、デリバティブは取引からのキャッシュ・フローの発生が予定される時点から外貨建ての取引から生じる債権債務が決済されるまでの期間を対象としています。

当グループは、外貨建の正味借入金の保有又は為替スワップ及び為替予約の利用によって、在外営業活動体の円への換算時に伴う変動に対するエクspoージャーをヘッジしています。

2019年年12月31日、2018年12月31日及び2018年1月1日時点で当グループは、予定外貨建売上のうち、9カ月、12カ月及び12カ月間でそれぞれ75%、70%及び70%をヘッジしています。これらのヘッジされた販売の可能性は、報告日時点で非常に高いと見込んでいます。この外貨リスクは為替予約を用いてヘッジしています。

注釈

予定取引のヘッジに関しては、リスクの内容及び範囲の利用者の理解に資する有用な情報としては以下のような情報がある。

- ▶ リスク管理の目的上、可能性の高い予定取引がグループ化されるタイム・バンド
- ▶ リスクを管理する企業の方針とプロセス（たとえば、キャッシュ・フローの日付の違いに対処するために外貨口座を使用するなど、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローがどのように一致されているか）

企業は取引の特定の事実と状況に即した開示を行わなければならない。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針（続き）

為替感応度

以下の表は、その他すべての変数を一定とした場合における、米ドル及び英ポンドの為替レートの合理的に起こりうる範囲での変動に対する感応度を示したもので。当グループの税引前利益への影響は、ヘッジ手段に指定されていない外貨デリバティブ及び組込デリバティブを含む、貨幣性資産及び負債の公正価値の変動に起因するものです。当グループの税前資本への影響は、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジに指定された為替予約の公正価値の変動に起因しています。米ドルと英ポンド以外の通貨の為替変動に対する当グループのエクスポージャーに重要性はありません。

	米ドルレートの変動	税引前利益に 与える影響		税前資本への 影響 千円	IFRS 7.40(a)
		千円	千円		
2019年	+5%	(30)	(154)	(154)	
	-5%	20	172		
2018年	+4%	(40)	(146)	(146)	
	-4%	40	158		

	英ポンドレートの変動	税引前利益に 与える影響		税前資本への 影響 千円	IFRS 7.21A(a) IFRS 7.22A
		千円	千円		
2019年	+5%	26	102	102	
	-5%	(15)	(113)		
2018年	+4%	31	92	92	
	-4%	(28)	(96)		

ヘッジ関係に指定されていないデリバティブ金融商品、ならびにその機能通貨が米ドル以外である企業が保有する米ドル建の貨幣性資産及び負債の公正価値の変動により、税前利益は影響を受けます。ヘッジ指定されていないデリバティブも、経済的ヘッジとして機能し、原取引の発生時にそのリスクを相殺することになります。

税前資本への影響は、米国の営業活動体に対する純投資のヘッジ手段である米ドル建借入金(現金及び現金同等物控除後)の変動及びキャッシュ・フロー・ヘッジの変動に起因します。当該変動のうち純投資ヘッジに係る部分は、当在外営業活動体の純資産に係る円への換算差額と相殺されることになります。

コモディティ価格リスク

当グループは特定のコモディティの価格変動による影響を受けています。当グループの営業活動上、電子部品の継続的な購買及び製造は必須であり、そのため銅の継続的な供給が必要となります。当グループは、銅の予定購買において銅価格の変動にさらされています。

当グループの取締役会は、コモディティの価格リスク及びその軽減に関するリスク管理戦略を策定しています。今後12カ月の銅の需要予測に基づき、当グループは銅の先渡契約によりその購入価格をヘッジしています。当該先渡契約は銅の現物引渡しにはつながりませんが、銅の価格変動の影響を相殺するためのキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されています。当グループは、銅の予想購買のおよそ45%をヘッジしています。なお、この需要予測(予定取引)の発生可能性は非常に高いものと考えています。

また、当グループは、真鍮及びクロム(これらについては活発な市場が存在する)に関する様々な購買契約も締結しています。これらの購買契約の価格は電力の価格と連動しています。

通常の購入、販売又は自己使用目的で締結し、そのためデリバティブとして認識されない、現物引渡を伴う先渡契約については、注記21.3に記載しています。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針（続き）

コモディティ価格の感応度

以下の表は、銅、真鍮及びクロム価格の変動が与える影響(ヘッジ会計の影響を除く)を示しています。

2019年	期末価格の変動	税引前利益に 与える影響		資本への影響 IFRS 7.40(a)
		千円	千円	
銅	+15%	(220)	(585)	
	-15%	220	585	
真鍮	+4%	(8)	(8)	
	-4%	8	8	
クロム	+2%	(10)	(10)	
	-2%	10	10	

株価リスク

当グループが保有する上場及び非上場株式へ投資は、その将来価値に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けます。当グループは、分散投資の実施、ならびに資本性金融商品への投資額について、個別銘柄及びポートフォリオ全体の両方に上限を設定することによって株価リスクを管理しています。また、株式ポートフォリオに関する報告書が、当グループの上級経営者に対し定期的に提出されています。すべての資本性金融商品への投資は、当グループの取締役会によるレビュー及び承認を受けています。

IFRS 7.33(b)

報告日現在における非上場株式のエクスポージャーの公正価値は1,038千円です。これらの投資の感応度分析については、注記21.4に記載しています。

IFRS 7.33(a)

報告日現在におけるニューヨーク証券取引所に上場している株式投資のエクspoージャーの公正価値は337千円です。保有している株式投資の公正価値の変動が、ニューヨーク証券取引所指数の変動に対してプラスの相関が非常に高いことを考慮し、ニューヨーク証券取引所の指数が10%上昇(下落)した場合、当グループの利益又は資本に対しておよそ55千円の増加(減少)の影響が見込まれています。

IFRS 7.40

信用リスク

信用リスクとは、金融商品契約又は顧客との契約における相手方がその債務を履行せず、財務上の損失を被るリスクをいいます。当グループは、営業活動から生じる信用リスク(主に営業債権)と、銀行及び金融機関への預金、為替取引及びその他の金融商品を含む財務活動から生じる信用リスクにさらされています。

IAS 7.33
IFRS 7.35B

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針（続き）

営業債権及び契約資産

顧客の信用リスクは、顧客の信用リスク管理について当グループが策定した方針、手続き及び統制に従い、事業部門ごとに管理しています。顧客の信用状況は詳細な信用格付スコアカードに基づき評価され、個々の与信限度額は当該評価に基づき決定されます。未回収の営業債権及び契約資産は定期的にモニタリングされ、主要顧客との取引は通常、信用のある銀行及びその他の金融機関から得た信用状もしくはその他の信用保険によって保全されています。2019年12月31日現在、その債権及び契約資産残高が250千円超の顧客は55件(2018年12月31日:65件、2018年1月1日:60件)であり、これらは未収債権総額及び未収契約資産総額の約51%(2018年12月31日:56%、2018年1月1日:53%)を占めています。債権及び契約資産残高が1,000千円超の顧客は5件(2018年12月31日:7件、2018年1月1日:3件)であり、これは債権総額及び契約資産総額の10%超(2018年12月31日:12%、2018年1月1日:9%)を占めています。

IAS 7.34(c)
IFRS 7.88

減損に関する分析は、予想信用損失を測定するための引当マトリクスを使用して、各報告日に実施しています。引当率は、類似の損失パターンを有する様々な顧客セグメントの(すなわち、地理的分布、製品の種類、顧客の種類や格付け及び信用状又はその他の信用保険による保証)グループごとの、支払期日の経過日数に基づいています。この計算は、確率加重された結果、貨幣の時間的価値及び過去の事象、現在の状況ならびに将来の経済状況の予測に関する報告日時点での利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映しています。一般的に、営業債権は、支払期限が1年を超えた場合に償却され、履行強制活動の対象とはなりません。報告日現在での信用リスクに対する最大エクスポージャーは、注記23に開示されている金融資産の種類別の帳簿価額です。信用状及びその他の信用保険による保証は、営業債権の不可欠な一部であると考えられ、減損の計算において考慮されます。2019年12月31日時点で、当グループの営業債権の60%(2018年:65%、2018年1月1日:67%)が信用状及びその他の信用保険で保全されています。これらの信用補完により、2019年12月31日時点で22千円(2018年:21千円、2018年1月1日:20.5千円)のECLの減少につながりました。当グループの顧客は複数の地域及び業種に分散し、おおむね独立した市場で事業を行っているため、営業債権及び契約資産に関し、そのリスクの集中度は低いものと評価しています。

IFRS 7.35F(c)
IFRS 7.35M
IFRS 7.35K

引当マトリクスを使用した当グループの営業債権及び契約資産に対する信用リスクのエクスポージャーに関する情報は以下の通りです。

2019年12月31日

営業債権							
契約資産	流動	期日経過日数					
		30日以上		61日以上		91日以上	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
予想信用損失率		0.13%	0.12%	1.5%	4%	7%	12%
デフォルト時の総額ベースの見積帳簿価額合計	4,547	16,787	4,864	2,700	1,151	514	26,016
予想信用損失	6	20	73	108	81	62	344
営業債権							
契約資産	流動	期日経過日数					
		30日未満	30日以上	61日以上	91日以上	合計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
予想信用損失率		0.10%	0.10%	1.2%	3%	5%	10%
デフォルト時の総額ベースの見積帳簿価額合計	5,185	15,603	3,482	1,897	995	531	22,508
予想信用損失	5	16	42	57	50	53	218

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針（続き）

2018年1月1日

契約資産	流動	営業債権					
		期日経過日数					
		30日以上 60日未満	61日以上 90日未満	90日未満 91日以上	91日以上	合計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
予想信用損失率	0.14%	0.10%	1.2%	3%	5%	10%	
デフォルト時の総額ベースの見積帳簿価額合計	3,453	17,276	4,419	2,706	995	380	25,776
予想信用損失	5	17	53	81	50	38	239

金融商品及び現金預金

銀行及び金融機関に対する残高に係る信用リスクは、当グループの方針に従い、財務部門が管理しています。余剰資金の投資は、承認された相手先のみと、当該相手先に割り当てられた与信限度額内で行われます。与信限度額は取締役会によって毎年レビューされ、当グループの財務委員会の承認を条件として常時変更されます。与信限度額はリスクの集中を最小限にとめるために設定され、取引先の債務不履行による財務的損失を軽減しています。

IFRS 7.33
IFRS 7.36
IFRS 7.B10(c)

当グループは、信用リスクが著しく低い上場債務証券にのみ投資しています。当グループのその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品は、優良信用格付け機関により最上級の投資カテゴリー（最も良い及び良い）に格付けされている上場債券のみによって構成されており、従って、信用リスクの低い投資であると考えられています。当グループは、2019年に7千円（2018年：6千円、2018年1月1日：5.5千円）のその他の包括利益を通じて公正価値で測定されている負債性金融商品の予想信用損失に対する引当金を認識しました。

IFRS 7.16A

2019年12月31日、2018年12月31日及び2018年1月1日現在の、当グループが保有している金融商品に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、注記21.1で例示されている帳簿価額（デリバティブ金融商品を除く）です。金融デリバティブ商品に関連する当グループの最大エクスポージャーは、以下の流動性に関する表で説明しています。

注釈

IFRS第9号で要求されている通りに、当グループは、重要な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産について、ECLを算定するにあたり、単純化したアプローチを使用した。当グループは、引当マトリクスを使用してECLを算定する実務上の便法を適用した。実際、多くの企業が、貸倒引当金を算定するために引当マトリクスを使用している。ただし、IFRS第9号の規定に従うために、企業は、現在の及び将来の情報が顧客の過去の債務不履行率にどのように影響するか、その結果、当該情報がECLの現在の予想及び見積りにどのように影響するかを考慮する必要がある。

当グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の信用リスクの著しい増大を評価するにあたり、低い信用リスクを利用する実務上の便法を適用した。この実務上の便法の適用は任意であり、金融商品毎に選択することができる。実務上の便法が適用されている低リスクの金融商品について、企業は12カ月ECLに基づき引当金を認識する。ただし、金融商品の信用リスクが報告日時点では低リスクではない、又はもはや低リスクではないと考えられる場合、企業は全期間のECLを認識することが直ちに要求されるわけではない。このような場合、企業は、全期間ECLの認識が必要になる、当初認識時以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを評価しなければならない。

当グループの現金及び短期性預金に関連するECLは、四捨五入してゼロになる。実際には、現金及び短期性預金に関してECLの認識が必要となる場合がある。

ECLの測定に関する一般的なアプローチを使用した場合開示例については、出版物「Good Bank – Illustrative Financial Statements」を参照されたい。

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針（続き）

流動性リスク

当グループは、流動性検討ツールを用い、流動性リスクを管理しています。

IFRS 7.33
IFRS 7.39(c)

その目的は、当座借越、銀行借入、社債、優先株式及びリース契約を利用することによって、資金調達の継続性と柔軟性とのバランスを維持することです。当グループは、25%超の借入金が今後12カ月の間に期限を迎えてはならないという方針を定めています。2019年12月31日現在、財務諸表に計上された帳簿価額ベースで、当グループの負債のおよそ10%（2018年12月31日:11%、2018年1月1日:16%）が1年未満に期限を迎えます。評価の結果、負債の借換に関するリスクの集中は低いものと判断しています。当グループは多岐にわたる十分な資金源を有しており、12カ月以内に期限を迎える債務については既存の貸手から借り換えることができます。

リスクの過度の集中

多数の取引先が同種の事業活動もしくは同一地域での活動に従事しているか、又は契約上の義務の履行能力が経済、政治、その他の情勢の変化に対し同様に影響を受ける経済的特徴を有している場合に、リスクが集中することになります。リスクの集中により、特定の産業における変化が当グループの業績に影響を及ぼすことになります。

リスクが過度に集中することを避けるため、当グループの方針及び手続には、ポートフォリオ内の多様性を維持するためのガイドラインが含まれています。信用リスクの集中を認識した際には、このガイドラインに沿って統制及び管理されます。企業間レベル及び産業レベル双方におけるリスクの集中を管理すべく、グループ内で必要に応じ適切にヘッジされています。

以下の表は、当グループが保有する金融負債の期日別の残高(割引前の契約上の支払金額)を要約したものです。

2019年12月31日に終了する年度	要求払 千円	3カ月以上 12カ月未満 千円		1年以上 5年未満 千円		合計 千円	IFRS 7.39(a)(b)
		3カ月未満 千円	12カ月未満 千円	5年以上 千円			
利付ローン及び借入金 (以下の項目を除く)	966	—	1,422	10,554	8,000	20,942	
リース負債(注記31)	48	117	290	2,454	1,473	4,382	IFRS 16.58
転換条項付優先株式	—	—	—	676	2,324	3,000	
営業債務及びその他の債務	—	—	1,125	—	—	1,125	
その他の金融負債	—	—	—	150	—	150	
営業債務及びその他の債務	3,620	12,547	802	—	—	16,969	
デリバティブ及び組込デリバティブ	1,970	2,740	391	1,191	1,329	7,621	
	6,604	15,404	4,030	15,025	13,126	54,189	
2018年12月31日に終了する年度	要求払 千円	3カ月以上 12カ月未満 千円	1年以上 5年未満 千円	合計 千円	IFRS 16.58		
		3カ月未満 千円	12カ月未満 千円			5年以上 千円	
利付ローン及び借入金 (以下の項目を除く)	2,650	—	76	8,872	11,600	23,198	
リース負債(注記31)	32	90	296	2,386	1,432	4,236	IFRS 16.58
転換条項付優先株式	—	—	—	624	2,376	3,000	
営業債務及びその他の債務	4,321	13,959	1,743	—	—	20,023	
その他の金融負債	—	—	—	202	—	202	
デリバティブ及び組込デリバティブ	549	1,255	—	—	—	1,804	
	7,552	15,304	2,115	12,084	15,408	52,463	
2018年1月1日現在	要求払 千円	3カ月以上 12カ月未満 千円	1年以上 5年未満 千円	合計 千円	IFRS 16.58		
		3カ月未満 千円	12カ月未満 千円			5年以上 千円	
利付ローン及び借入金 (以下の項目を除く)	4,327	—	74	1,400	17,290	23,091	
リース負債(注記31)	47	158	228	2,476	1,462	4,371	IFRS 16.58
転換条項付優先株式	—	—	—	572	2,428	3,000	
営業債務及びその他の債務	4,707	14,543	1,998	—	—	18,248	
その他の金融負債	—	—	—	180	—	180	
デリバティブ及び組込デリバティブ	532	1,270	—	—	—	1,802	
	9,613	15,971	2,300	4,628	21,180	50,692	

連結財務諸表の注記

21. 金融資産及び金融負債（続き）

21.5 金融商品リスク管理の目的及び方針（続き）

注釈

IFRS第16号58項は、IFRS第7号39項及びIFRS第7号B11項による要求されるリース負債の満期分析について、他の金融負債の満期分析とは区別して開示することを求めている。そのため、当グループは、金融負債の満期分析において、リース負債に関する個別の表示科目で表示した。

上記表のデリバティブ金融商品は、割引前のキャッシュ・フローかつ総額ベースで示していますが、当該金額は総額又は純額で決済することができます。以下の表は、当該金額とその帳簿価額との調整を示したものです。

2019年12月31日現在	要求払 千円	3カ月以上 12カ月未満 千円		1年以上 5年未満 千円		5年以上 千円	合計 千円	IFRS 7.39(a)(b)
		3カ月未満 千円	12カ月未満 千円	5年未満 千円				
インフロー	800	1,000	250	700	950	3,700		
アウトフロー	(1,970)	(2,740)	(391)	(1,191)	(1,329)	(7,621)		
純額	(1,170)	(1,740)	(141)	(491)	(379)	(3,921)		
銀行間金利による割引	(1,170)	(1,731)	(139)	(463)	(343)	(3,846)		
2018年12月31日現在	要求払 千円	3カ月以上 12カ月未満 千円		1年以上 5年未満 千円		5年以上 千円	合計 千円	
インフロー	500	1,000	-	-	-	-	1,500	
アウトフロー	(549)	(1,255)	-	-	-	-	(1,804)	
純額	(49)	(255)	-	-	-	-	(304)	
銀行間金利による割引	(49)	(255)	-	-	-	-	(304)	
2018年1月1日現在	要求払 千円	3カ月以上 12カ月未満 千円		1年以上 5年未満 千円		5年以上 千円	合計 千円	
インフロー	497	1,033	-	-	-	-	1,530	
アウトフロー	(532)	(1,270)	-	-	-	-	(1,802)	
純額	(35)	(237)	-	-	-	-	(272)	
銀行間金利による割引	(35)	(237)	-	-	-	-	(272)	

担保

デリバティブ契約に関し担保が求められるため、当グループは短期性預金の一部を担保として提供しています。2019年IAS 7.48
12月31日、2018年12月31日及び2018年1月1日時点で、担保提供された短期性預金の公正価値は5,000千円
IFRS 7.14
(2018年12月31日:2,000千円、2018年1月1日:2,000千円)です。相手方は当グループに対し当該担保提供資産の
IFRS 7.38
返還義務を負っています。また、当グループは、2019年12月31日時点で、デリバティブ契約について預金を565千円
IFRS 7.15
(2018年12月31日:385千円、2018年1月1日:345千円)を保有しています。当グループは、当該契約の決済時に相
IFRS 7.36(b)
手方に当該預金を払い戻す義務があります。上記以外に、担保提供資産の使用に関する重要な条件は存在しません。

連結財務諸表の注記

21.6 財務活動から生じた負債の変動

IAS 7.44A
IAS 7.44C

	2019年 1月1日 千円	キャッシュ・ フロー 千円	処分グル ープの一 部としての 分類変更 千円	為替変動 千円	公正価値 の変動 千円	新規の リース 千円	その他 千円	2019年12月 31日 千円	IAS 7.44B IAS 7.44D
利付ローン及び 借入金(流動) (以下の項目を 除く)	2,724	(2,032)	—	(6)	—	—	1,691	2,377	
リース負債(流 動)(注記31)	418	(406)	—	—	—	42	401	455	
利付ローン及び 借入金(非流動) (以下の項目を 除く)	20,760	5,649	(5,809)	(51)	—	—	(1,108)	19,441	
リース負債(非 流動)(注記31)	2,553	—	—	—	—	551	(398)	2,706	
未払配当金	—	—	—	—	—	—	410	410	
デリバティブ	—	—	—	—	58	—	—	58	
財務活動から生 じた負債合計	26,455	3,211	(5,809)	(57)	58	593	996	25,447	<i>IAS 1.38, IAS 7.44A IAS 7.44B, IAS 7.44C, IAS 7.44D</i>
	2018年1月1日 千円	キャッシュ・フロー 千円	為替変動 千円		新規の リース 千円	その他 千円		2019年12 月31日 千円	
利付ローン及び借入金(流 動)(以下の項目を除く)	4,479	(4,250)	(10)	—	2,505	2,724			
リース負債(流動)(注記31)	355	(341)	—	22	382	418			
利付ローン及び借入金(非流 動)(以下の項目を除く)	18,624	4,871	(57)	—	(2,678)	20,760			
リース負債(非流動)(注記 31)	2,734	—	—	203	(384)	2,553			
財務活動から生じた負債合計	26,192	280	(67)	225	(175)	26,455			

「その他」の列には、時間の経過により流動に振り替わるリース負債を含む、利付ローン及び借入金の非流動から流動への分類変更による影響及び年度末にはまだ支払われていなかった特別配当の発生、及びリース負債を含む利付ローン及び借入金のうち、発生しているがまだ支払われていない金利の影響が含まれています。当グループは、支払利息を営業活動によるキャッシュ・フローに分類しています。

注釈

IAS第7号44項は、企業に対し、財務活動から生じた負債の変動(キャッシュ・フローを伴う変動と伴わない変動の両方を含む)を財務諸表利用者が評価できるようにする開示を提供することを求めている。当グループは、IAS第7号44B項で特定している変動を含む、財務活動から生じた負債に関する貸借対照表上の期首残高と期末残高との間の調整表を開示した。この調整表は、キャッシュ・フロー計算書に認識されている金額と関連付けることができるようしている(IAS第7号44D項)。

企業は、IAS7号44A項で要求している開示を、他の資産及び負債の変動の開示と組み合わせて提供する場合がある。ただし、財務活動から生じた負債の変動を、当該他の資産及び負債の変動と区別して開示することが要求されている(IAS7号44E項)。

連結財務諸表の注記

22. 棚卸資産

	2019年 千円	2018年 千円	2018年1月1日 千円	IAS 2.36(b) IAS 1.78(c)
原材料(原価)	6,240	7,136	6,136	
仕掛品(原価)	13,357	9,722	9,922	
製品(原価又は正味実現可能価額のうちいずれか低い金額)	6,430	6,972	8,238	
原価及び正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で評価された棚卸資産合計	26,027	23,830	24,296	

2019年に286千円(2018年:242千円)を正味実現可能価額で計上される棚卸資産の費用として認識し、売上原価に計上しています。 IAS 2.36(e)

23. 営業債権及び契約資産

	2019年 千円	2018年 千円	2018年1月1日 千円	IAS 1.78(b) IFRS 7.6
第三者の顧客に対する債権	24,845	21,376	24,729	
関連会社に対する債権(注記35)	551	582	602	
その他の関連当事者に対する債権(注記35)	620	550	445	
	26,016	22,508	25,776	
予想信用損失に対する引当金	(344)	(218)	(239)	
	25,672	22,290	25,537	

営業債権は無利息であり、通常30日から90日の間で決済されます。

関連当事者に対する債権に関する各種条件については、注記35に記載しています。

契約資産

2019年12月31日現在、当グループは、4,541千円(2018年12月31日:5,180千円、2018年1月1日:3,453千円)の契約資産を有しております、これには予想信用損失に対する引当金である6千円(2018年12月31日:5千円、2018年1月1日:5千円)は含まれていません。 IFRS 7.37 IFRS 15.118(c)

以下の中は、営業債権及び契約資産の予想信用損失に対する引当金の変動を示しています。 IFRS 7.35H

	2019年 千円	2018年 千円	
1月1日現在	223	244	
予想信用損失に対する引当金(注記13.9)	185	76	
償却	(54)	(95)	IFRS 7.35I(c)
為替変動	(4)	(2)	
12月31日現在	350	223	

営業債権及び契約資産の残高の重要な変動については注記4.2で開示しており、一方、信用エクスポージャーに関する情報については注記21.5で開示しています。 IFRS 7.35I

注釈

IFRS第7号35H項は、金融商品のクラス別に、貸倒引当金の期首残高から期末残高への調整表を表形式で開示することを求めている。当グループは、営業債権及び契約資産について、要求されているこの調整表を提供した。貸倒引当金の変動が重要ではないため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に関する調整表は提供しなかった。

IFRS第7号35I項は、企業に対して、当期中の金融商品の総額ベースでの帳簿価額の著しい変動が、貸倒引当金の変動にどの程度寄与したのかの説明を提供することを求めている。ただし、表形式での、総額ベースでの帳簿価額の変動の調整表については明確に要求しておらず、当該規定について記述的な説明を使用して示すことが可能である。

連結財務諸表の注記

24. 現金及び短期性預金

	2019年 千円	2018年 千円	2018年1月1日 千円
当座預金及び手許現金	11,732	11,125	8,775
短期性預金	5,796	3,791	2,291
	17,528	14,916	11,066

当座預金は、日々の銀行預金金利に基づく変動金利により利息が付されます。短期性預金は、当グループの当座の資金需要の程度に応じて1日から3ヶ月の間のさまざまな期間で運用され、それぞれの金利に基づき利息が付されます。

2019年12月31日現在で当グループにおけるコミットメント・ライン契約の借入未実行残高は、5,740千円(2018年12月31日:1,230千円、2018年1月1日:1,440千円)です。IAS 7.50(a)

当グループは短期性預金の一部を担保として差し入れています。詳細については、注記21.5に記載しています。IAS 7.48

2019年12月31日、2018年12月31日及び2018年1月1日現在、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。IAS 7.45

	2019年 千円	2018年 千円	2018年1月1日 千円
当座預金及び手許現金	11,732	11,125	8,775
短期性預金	5,796	3,791	2,291
非継続事業に帰属する当座預金及び短期性預金	1,294	-	-
	18,822	14,916	11,066
当座借越	(966)	(2,650)	(2,750)
現金及び現金同等物	17,856	12,266	8,316

注釈

当グループは、当座借越を、現金及び現金同等物の一部として含めた。これは、このような当座借越は要求払債務であり、当グループの資金管理の不可分な一部となっているためである(IAS第7号8項)。

企業は、銀行との取決めが資金管理の不可分な一部であるかどうかを評価する必要がある。資金管理には、投資又は他の目的ではなく、短期コミットメントを満たす目的での現金及び現金同等物の管理が含まれる。IFRS解釈指針委員会は2018年6月に、銀行との取決めの残高が、借越からプラスに変動することが多くない場合、これは、当該取決めが企業の資金管理の不可分な一部を構成しておらず、むしろ資金調達の一形態となっていることを示唆していると結論付けた。

連結財務諸表の注記

25. 資本金及び剰余金

	2019年 千株	2018年 千株	2018年1月1日 千株	IAS 1.78(e) IAS 1.79(aXii)
授権株式総数				
額面1の普通株式	22,588	20,088	20,088	IAS 1.79(aXiii)
額面1及び利率7%の転換条項付優先株式	2,500	2,500	2,500	
	25,088	22,588	22,588	
全額払込済の発行済普通株式				IAS 1.79(aXii),(iv)
2018年1月1日及び12月31日現在				
2019年5月1日、消防器株式会社の取得に伴う発行(注記8)				
2019年12月31日現在				
	19,388	19,388		
	2,500	2,500		
	21,888	21,888		
当期中に額面1の普通株式2,500,000株が発行され、授権株式資本は2,500百万円増加しています。				
株式払込剰余金				IAS 1.78(e)
2018年1月1日現在				-
ストック・オプションの行使に伴う現金振り込みによる自己株式処分差益 (自己株式の取得原価の超過部分)			80	
2018年12月31日現在			80	
消防器株式会社買収に伴う株式発行(注記8)			4,703	
ストック・オプションの行使に伴う現金振り込みによる自己株式処分差益 (自己株式の取得原価の超過部分)			29	
株式発行に伴う取引費用			(32)	
2019年12月31日現在			4,780	
自己株式				IAS 1.79(aXvi)
2018年1月1日現在				
現金を対価とするストック・オプションの行使に伴う交付	335	774		
2018年12月31日現在				
現金を対価とするストック・オプションの行使に伴う交付	270	654		
2019年12月31日現在				
	(65)	(120)		
	195	508		
ストック・オプション制度				
当グループは2つのストック・オプション制度を有しており、一定の上級幹部及びその他の従業員にオプションを付与しています。詳細については、注記33に記載しています。				
各年度に行使されたストック・オプションは、当グループの自己株式により決済しています。決済時の自己株式減少額は、自己株式の取得原価(加重平均ベース)と等しい金額です。従業員から受領した現金が自己株式の減少額を超える部分については、株式払込剰余金に計上しています。				
その他の資本剰余金				
	株式報酬	転換条項付優先株式	合計	
	百万円	百万円	百万円	
2018年1月1日現在				
株式報酬費用	338	228	566	
2018年12月31日現在				
株式報酬費用	298	-	298	
2019年12月31日現在				
	636	228	864	
	307	-	307	
	943	228	1,171	

連結財務諸表の注記

25. 資本金及び剰余金（続き）

剰余金の内容及び目的

IAS 1.79(b)

その他の資本剰余金

株式報酬

株式報酬に係る剰余金は、経営幹部を含む従業員に対する報酬の一部として、当該従業員に付与された持分決済型の株式報酬に関して認識された金額です。株式報酬制度の詳細は、注記33に記載しています。

転換条項付優先株式

転換条項付優先株式に係る剰余金は発行済転換条項付優先株式の資本部分であり、負債部分は利付ローン及び借入金に含めています（注記21.2をご参照ください）。

連結持分変動計算書に、その他のすべての剰余金を記載しています。

税引後その他の包括利益項目

IAS 1.106A

以下の表では、資本の部における剰余金の種類ごとにその他の包括利益の変動額を記載しています。

2019年12月31日に終了する年度	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金 百万円	FVOCIで測定する金融資産の公正価値評価差額				利益剰余金 百万円	合計 百万円
		ヘッジ・コスト剰余金 百万円	公正価値評価差額 百万円	為替換算差額 百万円	再評価差額 百万円		
純投資のヘッジに係る							
純利得	-	-	-	195	-	-	195
在外営業活動体の取引に係る為替換算差額							
通貨先渡契約	197	4	-	(246)	-	-	(246)
商品先渡契約	(617)	(23)	-	-	-	-	(640)
損益計算書への分類変更	(198)	(3)	(6)	-	-	-	(207)
FVOCIで測定する負債性金融商品の公正価値損失							
FVOCIで測定する資本性金融商品の公正価値損失	-	-	(9)	-	-	-	(9)
関連会社のその他の包括利益の持分	-	-	(18)	-	-	-	(18)
確定給付制度に係る再測定	-	-	(30)	-	30	-	-
日本国の大手用不動産の再評価	-	-	-	-	-	257	257
	(618)	(22)	(63)	(51)	622	257	125

2018年12月31日に終了する年度	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金 百万円	FVOCIで測定する金融資産の公正価値評価差額			利益剰余金 百万円	合計 百万円
		百万円	百万円	百万円		
在外営業活動体の取引に係る為替換算差額						
通貨先渡契約	-	-	(117)	-	-	(117)
損益計算書への分類変更	(265)	-	-	-	-	(265)
FVOCIで測定する負債性金融商品の公正価値損失	289	-	-	-	-	289
損益計算書への分類変更	-	(4)	-	-	-	(4)
FVOCIで測定する資本性金融商品の公正価値損失	-	3	-	-	-	3
確定給付制度に係る再測定	-	7	-	-	-	7
	24	6	(117)	(273)	(273)	(360)

連結財務諸表の注記

26. 利益分配の実施及び分配案

	2019年 百万円	2018年 百万円	
公表され、支払われた普通株式に関する現金配当:			IAS 1.107
2018年の最終配当:1株当たり5.66(2017年:1株当たり3.93)	1,089	749	
2019年の中間配当:1株当たり4.66(2018年:1株当たり4.47)	890	851	
	<u>1,979</u>	<u>1,600</u>	
公表されたが、未払の普通株式に関する特別現金配当:			
2019年の特別配当:1株当たり2.14(2018年:-)	<u>410</u>	<u>—</u>	
普通株式に関する分配案:			
2019年の最終現金配当:1株当たり5.01(2018年:1株当たり5.66)	<u>1,087</u>	<u>1,082</u>	IAS 1.137(a)

特別配当は、2019年12月15日の臨時株主総会により承認され、財務状態計算書の個別表示科目として含められています。普通株式に関する配当案については、定時株主総会での承認が未了であるため、12月31日現在、負債として認識していません。

27. 引当金

	製品保証 引当金 百万円	リストラ チャーリング 引当金 百万円	廃棄引当金 百万円	ストック・ オプションに關 する社会保障 拠出金に係る 引当金 百万円		電気・電子機器 廃棄物引当金 百万円	偶発負債 百万円	合計 百万円	IAS 37.84(a) IAS 37.84(b) IAS 37.84(c) IAS 37.84(d) IAS 37.84(e)
				4	53				
2019年1月1日現在	118	—	—	4	53	—	—	175	
子会社の取得(注記8)	—	900	1,200	—	—	380	—	2,480	
期中増加額	112	—	—	26	102	20	—	260	IAS 37.84(b)
期中減少額(目的使用)	(60)	(59)	—	(19)	(8)	—	—	(146)	IAS 37.84(c)
期中減少額(戻入れ)	(6)	(6)	—	—	—	—	—	(12)	IAS 37.84(d)
割引の振戻し及び割引 率の変動	2	17	21	1	2	—	—	43	IAS 37.84(e)
2019年12月31日現在	166	852	1,221	12	149	400	—	2,800	
流動	166	305	—	3	28	400	—	902	
非流動	—	547	1,221	9	121	—	—	1,898	

	製品保証 引当金 百万円	ストック・オプション に関する社会保障 拠出金に係る引当金 百万円		電気・電子機器 廃棄物引当金 百万円	合計 百万円	IAS 37.84(a) IAS 37.84(b) IAS 37.84(c) IAS 37.84(d) IAS 37.84(e)
		百万円	百万円			
2018年1月1日現在	66	3	31	100		
期中増加額	52	1	22	75		IAS 37.84(b)
2018年12月31日現在	118	4	53	175		
流動	118	—	38	156		
非流動	—	4	15	19		

注釈

IAS 37.84 では求められていないが、上記の表では、比較期間の引当金を任意で記載している。

連結財務諸表の注記

27. 引当金（続き）

製品保証引当金

製品保証引当金は、当年度中に販売された製品に対する予想される保証請求について、過去の修理及び返品実績に基づいて認識されています。これらの費用は翌年度に発生することが見込まれています。当該製品保証引当金を計算するために使用された仮定は、現在の販売水準及びすべての販売製品に付されている保証期間に基づく返品に関する現在入手可能な情報に基づいています。

IAS 37.85

リストラクチャリング引当金

消火器株式会社は、当グループの買収前にリストラクチャリング引当金を計上しました。リストラクチャリング引当金は、主として消火器株式会社における製品ラインの撤去に関係するものです。当該リストラクチャリング計画は2019年に策定され、消火器株式会社の従業員に公表されました。したがって、当該引当金は2019年の被取得企業の財務諸表に認識されています。当該リストラクチャリングは、2021年までに完了すると見込んでいます。

廃棄引当金

消火器株式会社が所有する工場に関連する廃棄費用について、引当金を認識しています。当グループは耐火素材製造施設を建設した結果として、当該工場の廃棄を確約しています。

ストック・オプションに関する社会保障拠出金に係る引当金

ストック・オプションに関する社会保障拠出金に係る引当金は、報告日時点で今後行使が予想される未決済のオプション数に基づいて計算しています。当該引当金は、行使日における株価の最善の見積りである、報告日の市場価格に基づいています。行使期間である2019年1月1日から2020年12月31日までの間に、当該費用が発生すると見込まれています。

電気・電子機器廃棄物引当金

電気・電子機器廃棄物引当金は、2005年8月13日より後の当期の売上（新しい廃棄物）及び過去の廃棄物（2005年8月13日以前に販売されたもの）の予想処分量に基づいて計算しています。

28. 政府補助金

IAS 20.39(b)

	2019年 百万円	2018年 百万円
1月1日現在		
当期中の交付額	1,551	1,450
損益計算書計上額	2,951	642
	<u>(1,053)</u>	<u>(541)</u>
12月31日現在	3,449	1,551
流動	149	151
非流動	3,300	1,400

政府補助金は有形固定資産の購入のために受領したものです。これら補助金に付帯する未達の条件又は偶発事象はありません。

IAS 20.39(c)

連結財務諸表の注記

29. 契約負債

	2019年 百万円	2018年 百万円	2018年 1月1日 百万円
設備に係る長期前受金	2,820	844	554
設置サービスに係る短期前受金	1,374	1,258	908
カスタマー・ロイヤルティ・ポイント	900	678	551
サービス型の保証	524	410	210
顧客から受領した設備	224	184	305
契約負債合計（注記4）	5,842	3,374	2,528
流動	2,880	2,486	1,836
非流動	2,962	888	692

29.1 グッド・ポイントに関する取引

	2019年 百万円	2018年 百万円
1月1日現在	678	551
当期中の繰延額	1,381	1,256
当期中の収益認識額	(1,159)	(1,129)
12月31日現在	900	678
流動	398	346
非流動	502	332

これらの金額は、グット・ポイントの付与及び交換に関するものです。2019年12月31日現在、未交換ポイントに係る負債の見積額は900百万円(2018年12月31日:678百万円、2018年1月1日:551百万円)です。

30. 営業債務及びその他の債務

	2019年 百万円	2018年 百万円	2018年 1月1日 百万円
営業債務	15,421	18,551	17,001
その他の債務	1,465	1,181	978
未払利息	43	269	247
関連当事者に対する債務	40	22	22
	16,969	20,023	18,248

上記金融負債の条件は以下のとおりです。

- ▶ 営業債務は無利息で、通常は60日で決済される
- ▶ その他の債務は無利息で、決済までの期間は平均6ヶ月である
- ▶ 未払利息は年度を通じて通常は四半期ごとに決済される
- ▶ 関連当事者に対する債務に関する条件については注記35を参照

当グループの流動性リスク管理プロセスについては、注記21.5に記載しています。

IFRS 7.39

IFRS 7.39(c)

連結財務諸表の注記

31. リース

IFRS 16.51

IFRS 16.52

借手としての立場

当グループは、工場、機械、自動車及び操業上使用するその他の設備などの様々な項目に係るリース契約を有しています。工場及び機械のリースは、一般的に、3年から15年のリース期間となります。自動車及びその他の設備は、一般的に、3年から5年のリース期間となります。リースに基づく当グループの債務は、リースされる資産に対する貸手の所有権により担保されています。通常、当グループは、リースされる資産の譲渡(配分)及びサブリースについて制限されており、一部の契約では、一定の財務比率を維持することが求められています。延長及び解約オプションや、変動リース料を含むいくつかのリース契約が存在します。詳細は以下に記載しています。

また、当グループは、リース期間が12カ月以下の機械のリース及び少額のオフィス設備のリースを締結することもあります。当グループは、このようなリースについて、「短期リース」及び「少額資産のリース」の免除規定を適用します。

IFRS 16.60

IFRS 16.59(a)

IFRS 16.59(c)

注釈

IFRS第16号52項は、借手に対し、単一の注記又は財務諸表における独立のセクションにおいて情報を開示することを求めている。しかし、借手は財務諸表の他の箇所にすでに表示されている情報を繰り返す必要はない。これは当該情報がリースに関する単一の注記又は独立のセクションにおいて相互参照により組み込まれていることが条件となる。当グループは、財務諸表のこのセクションにおいて、IFRS第16号で求められている開示の大部分を提供した。相互参照は、このセクション以外において、求められている一定の情報に対して提供されている。

以下に、当期中に認識された使用権資産の帳簿価額及びその変動を示しています。

IFRS 16.54

	工場及び機械 百万円	自動車 百万円	その他の設備 百万円	合計 百万円
2018年1月1日現在	1,552	699	664	2,915
増加(注記8)	124	58	46	228
償却費	(158)	(131)	(122)	(411)
2018年12月31日現在	1,518	626	588	2,732
増加(注記8)	424	108	78	610
償却費	(173)	(136)	(125)	(434)
2019年12月31日現在	1,769	598	541	2,908

以下に、当期中に認識されたリース負債(利付ローン及び借入金に基づいて含められている)の帳簿価額及びその変動を示しています。

IFRS 16.54

	2019年 百万円	2018年 百万円
1月1日現在	2,971	3,089
増加	593	225
金利の増価	178	185
支払	(581)	(528)
12月31日現在	3,161	2,971
流動(注記21.2)	455	418
非流動(注記21.2)	2,706	2,553

リース負債の満期分析については、注記21.5に開示されています。

IFRS 16.58

連結財務諸表の注記

31. リース（続き）

以下に、純損益に認識された金額を示しています。

IFRS 16.54

	2019年 百万円	2018年 百万円	
使用権資産の償却費	434	411	IFRS 16.53(a)
リース負債に係る金利費用	178	185	IFRS 16.53(b)
短期リースに係る費用(売上原価に含まれる)	22	21	IFRS 16.53(c)
少額資産のリースに係る費用(管理費に含まれる)	18	17	IFRS 16.59(d)
変動リース料(売上原価に含まれる)	32	28	IFRS 16.53(e)
純損益に認識される金額合計	684	662	

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、2019年に653百万円(2018年に594百万円)です。使用権資産及びリース負債の非現金増加は、2019年に593百万円(2018年に225百万円)です。まだ開始していないリースに係る将来のキャッシュ・アウトフローについては、注記34で開示しています。

注釈

IFRS 第 16 号 53 項は、財務諸表利用者が自らの分析にとって最も有益なものとして認識している、以下の情報の開示を求めてい る。

- ▶ 使用権資産の減価償却費(原資産のクラス別に)
- ▶ リース負債に係る金利費用
- ▶ 短期リースに係る費用。この費用にはリース期間が 1 カ月以下のリースに係る費用を含める必要はない。
- ▶ 少額資産のリースに係る費用。この費用には少額資産の短期リースに係る費用を含めてはならない。
- ▶ リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用
- ▶ 使用権資産のサブリースによる収益
- ▶ リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額
- ▶ 使用権資産の増加
- ▶ セール・アンド・リースバック取引から生じた利得又は損失
- ▶ 報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額(原資産のクラス別に)

上記の開示のすべてを表形式で表示することが求められる。ただし、他の様式の方がより適切な場合は除く。開示する金額には、借手が当報告期間中に他の資産の帳簿価額に含めたコストを含めなければならない(IFRS 第 16 号 54 項)。

IFRS は、リースのキャッシュ・アウトフローの合計額の開示を要求している。当グループは、キャッシュ・アウトフローの合計額の開示に、少額資産のリース及び短期リースに関連するキャッシュ・アウトフローも含めた。

IFRS 第 16 号 55 項は、報告期間末で契約済みの短期リースの約定が、短期リース費用(すなわち、IFRS 第 16 号 53 項(c)が開示を要求している短期リース)と異質である場合には、短期リースに係るリース約定の金額を開示することを求めている。この開示規定は、当グループには適用可能ではない。

IFRS 第 16 号 59 項は、借手は自らのリース活動について IFRS の開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報の開示を要求している。この追加的な情報には、財務諸表利用者が下記のことを理解するのに役立つ情報が含まれる場合があるが、これらに限らない。

- ▶ 借手のリース活動の性質
- ▶ 借手が潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの、これには、以下から生じるエクスポージャーが含まれる。
 - ▶ 変動リース料
 - ▶ 延長オプション及び解約オプション
 - ▶ 残価保証
 - ▶ 借手が契約しているがまだ開始していないリース
- ▶ リースにより課されている制限又は特約
- ▶ セール・アンド・リースバック取引

連結財務諸表の注記

31. リース（続き）

当グループは、製造するユニット数に基づく変動支払を含む、機械のリース契約を有しています。これらの条件は、安定した顧客の需要が無い中で、製品を製造するために使用される一部の機械にかかるリースについて、条件を交渉によって決定しています。これにより、リース費用が製造するユニット及び収益と対応させることができます。以下は、固定リース料に対しての相対的な大きさを含む変動リース料に関する情報を提供しています。

IFRS 16.59(b)(i)
IFRS 16.B49

	固定料金 百万円	変動料金 百万円	合計 百万円
2019年			
固定賃借料	352	—	352
最低料金が設定されている変動賃借料	176	47	223
変動賃借料のみ	—	24	24
	528	71	599
2018年			
固定賃借料	392	—	392
最低料金が設定されている変動賃借料	189	45	234
変動賃借料のみ	—	21	21
	581	66	647

関連する製品に係る製造ユニットの5%の増加は、リース料の合計額を1%増加させます。

注釈

変動リース料に関する追加的な情報の開示には、以下が含まれる場合がある(IFRS 第 16 号 B49 項)。

- ▶ 借手が変動リース料を使用する理由及びそのような支払の一般性
- ▶ 変動リース料の固定リース料に対しての相対的な大きさ
- ▶ 変動リース料が依存する主要な変数及び支払が当該主要変数の変動に対応してどのように変動すると見込まれるか
- ▶ 変動リース料の他の業務上及び財務上の影響

企業は、IFRS の開示目的を満たすために必要とされる開示の範囲を決定するにあたり、判断の行使が必要な場合がある(すなわち、借手の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへのリースの影響を利用者が評価するための基礎を提供する)。

当グループは、延長オプション及び解約オプションを含む、いくつかのリース契約を有しています。これらのオプションは、リースされている資産のポートフォリオを管理する上での柔軟性を提供するため及び当グループの事業ニーズと一致させるために、交渉によって決定されます。経営者は、このような延長及び解約オプション行使することが合理的に確実であるかどうかを判断するにあたり、重要な判断行使します(注記3をご参照下さい)。

以下は、リース期間に含まれていない、延長及び解約オプションの行使日後の期間に係る割引前の潜在的な将来の賃料支払を示しています。

IFRS 16.59(b)(ii)
IFRS 16.B50

	5年以内 百万円	5年超 百万円	合計 百万円
2019年			
行使されないことが見込まれる延長オプション	525	403	928
行使されることが見込まれる解約オプション	424	202	626
	949	605	1,554
2018年			
行使されないことが見込まれる延長オプション	504	398	902
行使されることが見込まれる解約オプション	388	176	564
	892	574	1,466

連結財務諸表の注記

31. リース（続き）

注釈

延長オプション及び解約オプションに関する追加的な情報の開示には、以下が含まれる場合がある(IFRS 第 16 号 B50 項)。

- ▶ 借手が延長オプション又は解約オプションを使用する理由及びそれらのオプションの一般性
- ▶ オプション・リース料のリース料に対しての相対的な大きさ
- ▶ リース負債の測定に含まれていなかったオプションの行使の一般性
- ▶ 当該オプションの他の業務上及び財務上の影響

企業は、IFRS の開示目的を満たすために必要とされる開示の範囲を決定するにあたり、判断の行使が必要な場合がある（すなわち、借手の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへのリースの影響を利用者が評価するための基礎を提供する）。

貸手としての立場

当グループは、一部のオフィス用建物及び工場建物で構成される投資不動産ポートフォリオに係るオペレーティング・リースを締結しています（注記18をご参照下さい）。このようなリースは、5年から20年の間の期間となります。すべてのリースは、その時点における市場条件に基づき、毎年賃貸料の値上げが可能であるという条項を含んでいます。また、借手は、当該不動産に係る残価保証を提供することも求められています。当年度中に当グループが認識した賃貸収益は、1,404百万円（2018年：1,377百万円）です。

IFRS 16.90
IFRS 16.91
IFRS 16.92

12月31日時点の解約不能オペレーティング・リースにおける将来の最低受取リース料総額は以下の通りです。

	2018年 1月1日		
	2019年	2018年	1月1日
	百万円	百万円	百万円
1年以内	1,418	1,390	1,290
1年超5年以内	5,630	5,520	5,480
5年超	5,901	5,864	5,254
	12,949	12,774	12,024

32. 年金及びその他の退職後給付制度

従業員確定給付負債（純額）：

	2019年		
	百万円	2018年	2018年1月1日
	百万円	百万円	百万円
米国退職後医療給付制度	339	197	88
日本の年金制度	2,711	2,780	2,438
合計	3,050	2,977	2,526

当グループは、日本において確定給付年金制度（基金型）を採用しています。これに加え、当グループは米国において、従業員に対し退職後医療給付（非積立型）を支給しています。当グループの確定給付年金制度は、日本の従業員に対する最終的な給与制度であり、個別に管理される基金への拠出が要求されます。

IAS 19.135
IAS 19.136
IAS 19.138

当該年金制度は日本の雇用法の規制対象であり、退職後に支払いが開始されると、最終給与額は消費者物価指数に合わせて調整されます。給付の水準は、加入者の勤務年数及び退職時の給与によって決まります。当該基金は法人の形態をとり、代議員会により統治されています。代議員会は、雇用者と従業員からそれぞれ同数選出された代表者によって構成されており、制度資産の管理、及び投資戦略の決定について責任を負います。

IAS 19.139

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

代議員会は毎年、日本の法規制に従い、日本の年金制度の積立水準を審査しています。当該審査では、資産負債マッチング戦略及び投資リスク管理方針が確認されます。これには、リスク管理に向けた年金保険や長寿スワップの利用が含まれます。代議員会は、この年次の審査に基づき、拠出額を決定しています。当グループでは通常、資本性金融商品及び不動産が40%、負債性金融商品が60%含まれるようなポートフォリオを構成するようにしています。日本の法規制により、（日本の規制に準拠して評価を実施した結果に基づき）積立不足が生じている場合には、積立不足の発生年度から5年以内に積立不足を解消することが当グループに求められます。受託者委員会は、（日本の規制に準拠して実施された評価を基に）制度上欠損金が生じることのない水準で年間の拠出額が比較的安定することを目指しています。

IAS 19.146
IAS 19.147(a)

年金負債は消費者物価指数に合わせて調整されるため、当該年金制度は日本のインフレーション、金利リスク及び年金加入者の平均余命の変動によるエクスポージャーを有しています。制度資産には、製造業及び消費者製品産業に属する上場企業の株式に対する重要な投資が含まれているため、当グループは製造業及び消費者製品産業に属する企業の資本市場リスクにもさらされています。

以下の表では、連結損益計算書で認識された退職給付費用の構成要素と、各制度に関し連結財政状態計算書で認識された金額及び拠出状況を要約して記載しています。

米国退職後医療給付制度

正味給付費用（純損益で認識されたもの）

	2019年 百万円	2018年 百万円
当期勤務費用	142	108
給付債務に係る利息費用	11	5
正味給付費用	153	113

確定給付債務の現在価値の増減

2018年1月1日現在

	百万円
利息費用	5
当期勤務費用	108
給付支払額	(34)
為替換算差額	30
2018年12月31日現在	197

利息費用

	百万円
当期勤務費用	142
給付支払額	(21)
為替換算差額	10
2019年12月31日現在	339

IAS 19.141

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

日本の年金制度

2019年における確定給付制度債務の増減及び制度資産の公正価値

2019年1月1日	純損益に認識される年金費用					その他の包括利益に認識される再測定利得又は損失					IAS 19.140 IAS 19.141			
	小計		(純損益に認識)			制度資産に係る収益		人口統計上の 仮定の変動による 数理計算上の差異		財務上の仮定の 変動による数理 計算上の差異		小計		
	勤務費用	利息の純額	(注記13.7)	給付支払額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	(その他の 包括利益 に認識)	事業主による拠出	2019年12月31日	IAS 19.140 IAS 19.141
確定給付制度債務	(5,610)	(1,267)	(256)	(1,523)	868	—	211	(80)	(20)	111	—	—	(6,154)	
制度資産の公正価値	2,830	—	125	125	(868)	256	—	—	—	256	1,100	1,100	3,443	
退職給付負債	<u>(2,780)</u>		<u>(1,398)</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>256</u>	<u>211</u>	<u>(80)</u>	<u>(20)</u>	<u>367</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>(2,711)</u>	

2018年における確定給付制度債務及び制度資産の公正価値の増減

2018年1月1日	純損益に認識される年金費用					その他の包括利益に認識される再測定利得又は損失					IAS 19.140 IAS 19.141			
	小計		(純損益に認識)			制度資産に係る収益		人口統計上の 仮定の変動による 数理計算上の差異		財務上の仮定の 変動による数理 計算上の差異		小計		
	勤務費用	利息の純額	(注記13.7)	給付支払額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	(その他の 包括利益 に認識)	事業主による拠出	2018年12月31日	
確定給付制度債務	(5,248)	(1,144)	(283)	(1,427)	1,166	—	(201)	70	30	(101)	—	—	(5,610)	
制度資産の公正価値	2,810	—	161	161	(1,166)	(289)	—	—	—	(289)	1,314	1,314	2,830	
退職給付負債	<u>(2,438)</u>		<u>(1,266)</u>	<u>—</u>	<u>(289)</u>	<u>(201)</u>	<u>(70)</u>	<u>(30)</u>	<u>(390)</u>	<u>(30)</u>	<u>1,314</u>	<u>1,314</u>	<u>(2,780)</u>	

注釈

企業は IAS 第 19 号 138 項の規定に従ってリスクが大きく異なる制度又は制度グループを区別するために、開示のすべて又は一部を分解すべきかどうかを検討しなければならない。たとえば企業は、地域、平均給与年金制度、最終給与年金制度や退職後医療保険制度などの特徴、規制環境、報告セグメント及び(又は)基金の整備状況(例:全体に基金が存在しない、すべて又は一部に関し基金が整備されている)などの特徴ごとに制度を分解して開示する。

企業は判断により、特定の事実と状況に照らしてグループ分けの要件を評価する。当グループに関しては確定給付年金制度が存在するのは日本のみのため、それ以上に分解して表示する必要はない。

IAS 第 19 号 135 項の目的を満たすため、追加の開示が提供されることがある。たとえば、債務の性質、特徴及びリスクにより区別した確定給付制度債務の現在価値の分析を示す場合がある。こうした開示では次のように区別することが考えられる。

- (a) 現役の加入者、受給待機者と年金受給者との間の区別
- (b) 権利確定した給付、及び発生しているが権利確定していない給付との間の区別
- (c) 条件付きの給付、将来の昇給に帰属する金額及びその他の給付との間の区別

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

2019年に消火器株式会社を、2018年に電球株式会社を取得しましたが、いずれの企業も確定給付制度を有していなかったため、制度資産及び確定給付制度債務の額に影響はありませんでした。

制度資産の公正価値総額について、主な種類別の金額は、以下のとおりです。

IAS 19.142

	日本の年金制度		
	2019年 百万円	2018年 百万円	2018年1月1日 百万円
活発な市場における公表価格がある投資:			
上場株式			
製造業及び消費者製品産業	830	655	735
電気通信業	45	33	27
日本国債	1,670	1,615	1,590
現金及び現金同等物	400	250	200
公表価格がない投資:			
Good Bank発行の社債	428	222	208
不動産	70	55	50
合計	3,443	2,830	2,810

当該制度資産には、当グループが保有する不動産が含まれており、その公正価値は 50 百万円(2018 年 12 月 31 日:50 百万円、2018 年 1 月 1 日:40 百万円)です。

IAS 19.143

注釈

当グループは、IAS 第 19 号 142 項に従い制度資産を複数の種類に分解し、さらにそれらを細分化している。不動産については細分化した内訳を開示していない。不動産の金額は連結財務諸表にとって重要性はないと判断している。

それぞれの種類の制度資産の公正価値は IFRS 第 13 号の規定に従い算定されるが、IFRS 第 13 号に求められる公正価値開示は、IAS 第 19 号に従って公正価値で測定される制度資産を適用しない。

当グループの年金債務及び退職後医療給付制度債務の算定に使用された主要な仮定は、以下のとおりです。

IAS 19.144

	2019年 %	2018年 %	2018 年1月1日 %	
			年	年
割引率:				
日本の年金制度	4.9	5.5	5.6	
退職後医療給付制度	5.7	5.9	5.9	
将来の昇給率:				
日本の年金制度	3.5	4.0	4.1	
将来の消費者物価指数の上昇:				
日本の年金制度	2.1	2.1	2.1	
医療費の増加率				
	7.2	7.4	7.4	
65歳時点での受給者の平均余命:				
日本の年金制度	年	年	年	
男性	20.0	20.0	20.0	
女性	23.0	23.0	23.0	
退職後医療給付制度				
男性	19.0	19.0	19.0	
女性	22.0	22.0	22.0	

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

2018年及び2019年12月31日現在における、重要な仮定に関する定量的感応度分析の結果は、以下のとおりです。

	確定給付債務への影響		IAS 19.145	
	2019年 百万円	2018年 百万円		
日本の年金制度に関する仮定：				
将来の年金費用の変動率				
1%増加	70	60		
1%減少	(80)	(70)		
割引率				
0.5%増加	(90)	(100)		
0.5%減少	80	70		
将来の昇給率				
0.5%増加	120	110		
0.5%減少	(110)	(130)		
男性受給者の平均余命				
1年延長	110	100		
1年短縮	(120)	(130)		
女性受給者の平均余命				
1年延長	70	60		
1年短縮	(60)	(70)		
米国の退職後医療給付制度に関する仮定：				
将来の年金費用の変動率				
1%増加	110	105		
1%減少	(90)	(95)		
割引率				
0.5%増加	(90)	(120)		
0.5%減少	100	80		
男性受給者の平均余命				
1年延長	130	125		
1年短縮	(150)	(155)		
女性受給者の平均余命				
1年延長	90	75		
1年短縮	(80)	(95)		

上記の感応度分析は、報告期間の末日時点で主要な仮定の下で合理的に起こりうる変動の結果、確定給付制度債務が受ける影響を推定する方法で算定したものです。 IAS 19.145(b)

当該感応度分析は、主要な仮定が単独で変動し、それ以外の仮定は一定であるとの前提に基づいています。なお、主要な仮定が単独で変動する可能性は低いため、感応度分析の結果は確定給付制度債務の実際の変動とは異なる場合があります。

以下の支払額は、将来期間に見込まれる確定給付制度への拠出金額です。

	2019年	2018年	IAS 19.147(a) IAS 19.147(b) IAS 19.147(c)
	百万円	百万円	
1年以内(翌年次報告期間)	1,500	1,350	
1年超5年以内	2,150	2,050	
5年超10年以内	2,160	2,340	
10年超	3,000	2,600	
予想支払額合計	8,810	8,340	

報告期間の末日時点における確定給付制度債務の平均デュレーションは、26.5年(2018年:25.3年)です。

連結財務諸表の注記

32. 年金及びその他の退職後給付制度（続き）

注釈

IAS 第 19 号 145(c) 項は、感応度分析を行うにあたり、前期に用いた手法及び仮定からの変更及び変更の理由について開示することを求めている。当グループは、このような変更を行っていない。

IAS 第 19 号 145(a) 項は、合理的に起こりうる数理計算上の仮定の変化が、確定給付制度債務にどのような影響を与えるかを示した感応度分析を開示することを求めている。本財務諸表記載例の目的は、基準で求められる開示を例示することであり、上記の感応度分析で示した仮定の変化が必ずしも現在の市場状況を反映するものではない。

同基準には主要な開示目的や検討事項が追加されており、財務諸表の注記に含めるべき開示の全体的な方向性や範囲を特定するためのフレームワークを提供している。たとえば、IAS 第 19 号 136 項は、確定給付制度の開示を行うにあたり、以下について考慮することを企業に求めている。

- ▶ 開示規定を満たすために必要な詳細さの程度
- ▶ さまざまな規定にどの程度の重点を置くか
- ▶ 集約又は分解の程度
- ▶ 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の情報を必要としているかどうか

上記検討事項は、IFRS 適用企業が、主要な開示目的と、IAS 第 19 号に数多くリストアップされている開示規定との関係を理解し、整理する上で助けるための用意されたものである。IAS 第 19 号の「結論の根拠」においても、IAS 第 1 号 31 項にあるとおり、重要性の低い情報を開示する必要はないことが強調されている。

明確な開示目的が追加されたことは、自社の確定給付制度に関する開示を見直す契機となるとともに、重要性の低い開示がなされなくなることで、財務諸表利用者にとっては、真に重要な取引や事象に焦点を絞ることが可能となるであろう。

33. 株式報酬

上級幹部に対する制度

IFRS 2.45(a)

上級幹部に対する制度(SEP)において、親会社株式を対象としたストック・オプションが、親会社に12カ月超在籍している上級幹部に対して付与されています。ストック・オプションの行使価格は、付与日における株価に等しくなります。ストック・オプションは、当グループの一株当たり利益の金額(株式市場条件以外の条件)が、付与日から3年間の間に10パーセント増加し、かつ上級幹部がその日まで在籍していた場合に権利確定します。当該条件が達成されなかった場合、ストック・オプションは権利確定しません。

ストック・オプションの公正価値は、当該ストック・オプションが付与された条件を考慮した上で、オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて付与日に見積っています。ただし、上記の業績条件は、最終的に確定するストック・オプションの数を決定する際にのみ考慮されます。

IFRS 2.46

ストック・オプションは、権利確定期間である3年経過後、2年間にわたり行使することができるため、付与されたストック・オプションの契約期間は5年となります。当グループは現金による代替決済は行っておらず、また当該ストック・オプションを現金で決済したという過去の慣例はありません。当グループは、上級幹部に対する制度を株式決済制度として会計処理しています。

IFRS 2.45(a)

一般従業員に対するストック・オプション制度

当グループはその裁量により、一般従業員に対するストック・オプション制度(GESP)に基づき、従業員(上級幹部を除く)が2年間継続して勤務した時点で、当該従業員に対し、親会社株式を対象としたストック・オプションを付与することができます。このストック・オプションは、主な競合他社と比較した当グループの総株主利益率(TSR)に基づき、権利確定します。また、権利確定のためには、従業員は、付与日から3年間継続して勤務しなければなりません。付与されたストック・オプションの公正価値は、当該ストック・オプションが付与された条件を考慮した上で、モンテカルロ・シミュレーション・モデルを用いて付与日に見積っています。このモデルでは、当グループのTSRをシミュレートし、主要な競合他社の数値と比較しています。当該モデルでは、株価を予測するため、過去の配当実績や予想配当、ならびに競合他社と比較した当グループの株価変動を考慮しています。

IFRS 2.46

IFRS 2.47(aXiii)

ストック・オプションの行使価格は、付与日における株価に等しくなります。ストック・オプションの契約期間は5年間であり、当グループは従業員に対し、現金による代替決済は行っていません。当グループには、これらの報酬を現金で決済したという過去の慣例はありません。

IFRS 2.46

連結財務諸表の注記

33. 株式報酬（続き）

株式増価受益権

事業開発グループの従業員には、現金で決済される株式増価受益権(SAR)が付与されます。当該制度では、付与日から3年以内に一定目標数の新規販売契約(株式市場条件以外の権利確定条件)が成立し、かつ従業員が権利確定日現在で雇用されている場合にその権利が確定します。当該権利は、権利確定期間である3年経過後、3年間にわたり行使することができるため、SARの契約期間は6年となります。SARの負債は、オプション価格算定モデルを適用し、付与された条件を考慮し、また、従業員が期日までにどれくらいのサービスを引き渡しているかによって、当初及び決済されるまでの各報告期間の末日時点で測定されています。

IFRS 2.45(a)
IFRS 2.46
IFRS 2.47 (aXiii)

SARに係る負債の帳簿価額は、2019年12月31日現在で299百万円（2018年12月31日:194百万円、2018年1月1日:178百万円）です。

IFRS 2.50
IFRS 2.51(b)

2019年及び2018年12月31日時点でのSARの権利確定、付与、及び失効はありません。

各年度中に従業員から提供された勤務に関し認識された費用は、以下のとおりです。

	2019年 百万円	2018年 百万円
持分決済型の株式報酬取引に関する費用	307	298
現金決済型の株式報酬取引に関する費用	105	194
株式報酬費用合計	412	492

IFRS 2.50
IFRS 2.51(a)

2019年及び2018年において、これらの制度に対して取消及び条件変更は行われていません。

IFRS 2.47(c)

各年度中の変動

以下の表は、各年度中のストック・オプションの数、加重平均行使価格及びその変動を示しています(SARを除く)。

	2019年 株式数	2019年 加重平均 行使価格	2018年 株式数	2018年 加重平均 行使価格
1月1日現在	575,000	2.85	525,000	2.75
付与	250,000	3.85	155,000	3.13
失効	-	-	(25,000)	2.33
行使	(75,000) ²	2.33	(65,000) ¹	3.08
消滅	<u>(25,000)</u>	3.02	<u>(15,000)</u>	2.13
12月31日現在	725,000	3.24	575,000	2.85
12月31日現在行使可能残高	110,000	2.98	100,000	2.51

IFRS 2.45(c)

¹ 上記オプションの行使日現在の加重平均株価は4.09でした。

IFRS 2.45(c)

² 上記オプションの行使日現在の加重平均株価は3.13でした。

2019年12月31日現在のストック・オプションの加重平均残存契約期間は、2.94年(2018年:2.60年)です。

IFRS 2.45(d)

当年度に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、1.32(2018年:1.18)です。

IFRS 2.47(a)

当年度末現在でのストック・オプションの行使価格の範囲は、2.33から3.85(2018年:2.13から3.13)です。

IFRS 2.45(d)

以下の表は、2019年及び2018年12月31日に終了する年度において、上記の各制度において付与された株式報酬の公正価値を算定する際に使用された評価モデルへのインプットを示しています。

	2019年 SEP	2019年 GESP	2019年 SAR
測定日現在の加重平均公正価値	3.45	3.10	2.80
配当利回り(%)	3.13	3.13	3.13
予想ボラティリティ(%)	15.00	16.00	18.00
リスクフリーレート(%)	5.10	5.10	5.10
オプション/SAR の予想存続期間(年)	4.25	3.00	6.00
加重平均株価	3.10	3.10	3.12
使用モデル	二項	モンテカルロ	二項

連結財務諸表の注記

33. 株式報酬（続き）

	2018年 SEP	2018年 GESP	2018年 SAR
測定日現在の加重平均公正価値	3.30	3.00	2.60
配当利回り(%)	3.01	3.01	3.01
予想ボラティリティ(%)	16.30	17.50	18.10
リスクフリーレート(%)	5.00	5.00	5.00
オプション/SAR の予想存続期間(年)	4.25	3.00	6.00
加重平均株価	2.86	2.86	2.88
使用モデル	二項	モンテカルロ	二項

ストック・オプション及びSARの予想存続期間は、過去のデータ及び現在の予想に基づき算定しているため、必ずしも将来における実際の権利行使パターンと一致するとは限りません。また、オプションの年数と類似した期間にわたる過去のボラティリティが将来の傾向を示すものと仮定して予想ボラティリティを算定していますが、これも必ずしも実際の結果と一致するものではありません。
IFRS 2.47(aXii)

34. コミットメント及び偶発事象

コミットメント

当グループは2019年12月31日現在、消防機器安全施設の取得に関する2,000百万円(2018年12月31日:-、2018年1月1日:-)及び当グループのジョイント・ベンチャーによる商品の購入に関する310百万円(2018年12月31日:516百万円、2018年1月1日:-)を含む2,310百万円(2018年12月31日:4,500百万円、2018年1月1日:-)のコミットメント残高を有しています。
IAS 16.74(c)
IFRS 12.23(a)
IFRS 12.B18-B19

IFRS 16.59(bXiv)

当グループは、2019年12月31日時点でもまだ開始していない様々なリース契約を有しています。このような解約不能リース契約に係る将来のリース料は、1年以内で48百万円、5年以内で195百万円及びそれ以降で107百万円です。

損害賠償請求

海外の顧客が当社の設備に欠陥があると主張し、当グループに対して損害賠償請求を行っています。当該請求が認められた場合には、損害賠償請求額は850百万円と見積られています。公判期日は未定であるため、仮に当該請求が認められるとしても、その支払時期を特定することは実務上不可能です。
IAS 37.86

当グループの法律顧問によると、当グループに対する請求が認められる可能性がないわけではありませんが、その可能性は高くありません。したがって、連結財務諸表に当該偶発債務に対する引当金は計上していません。

保証

当グループは、2019年12月31日現在、以下の保証を提供しています。
IAS 24.21(h)

- ▶ 非関連当事者に対し提供した、ジョイント・ベンチャーによる契約履行に関する保証(この保証により債務が発生する見込みはない)
IAS 24.19(d)
IAS 24.19(e)
- ▶ 他の投資企業と共同で負っている、関連会社の偶発負債20百万円(2018年12月31日:13百万円、2018年1月1日:-)に対する当グループの持分に関する保証
IAS 37.86

IAS 37.86

偶発負債

当グループは消火器株式会社の取得に当たり、400百万円の偶発負債を計上しています(注記8及び27を参照)。
IFRS 12.23(b)

連結財務諸表の注記

35. 関連当事者についての開示

子会社及び持株会社の詳細を含む当グループの構成に関する情報は、注記7に記載しています。以下の表では、各連結会計年度における関連当事者との取引の合計額を示しています。

	関連当事者 への販売 百万円	関連当事者 からの購入 百万円	関連当事者に 対する債権* 百万円	関連当事者に 対する債務* 百万円	IAS 24.18
					IAS 24.21
当グループに対して重要な影響力を有する企業:					
国際火炎株式会社	2019年	7,115	620	-	
	2018年	5,975	550	-	
関連会社:					
電力消火機器株式会社	2019年	2,900	551	-	
	2018年	2,100	582	-	
ジョイント・ベンチャー:					
タ立株式会社	2019年	-	590	-	30
	2018年	-	430	-	12
当グループの経営幹部:					
役員等が重要な持分を有する企業との取引	2019年	225	510	-	10
	2018年	135	490	-	10

*これらの金額は営業債権ならびに営業債務として分類されています(注記23及び注記30参照)。

	受取利息 百万円	関連当事者に 対する債権	IAS 24.13	
		IAS 24.18		
関連当事者からの借入金又は関連当事者への貸付金				
関連会社:				
電力消火機器株式会社	2019年	20	200	
	2018年	-	-	
	2018年1月1日	-	-	
当グループの経営幹部:				
取締役への貸付金	2019年	1	13	
	2018年	-	8	
	2018年1月1日	-	8	

当連結会計年度において、当グループと当グループの最上位の親会社であるS.J. 株式会社との間に、配当支払以外の取引はありません(2018年:-)。

連結財務諸表の注記

35. 関連当事者についての開示(続き)

関連会社への貸付金

電力消火機器株式会社への貸付金は、防火機器製造用機械の製造資金に充てられる予定です。当該貸付金は全額担保されており、2019年6月1日に全額返済される予定で、金利は10%です。

IAS 24.21
IAS 24.18(b)

関連当事者との取引条件

関連当事者との売買は独立第三者間取引条件で行われています。期末残高は無担保、無利息であり、現金で決済されます。関連当事者に対する債権又は債務に関しては、保証を提供しておらず、また保証を受けていません。2019年12月31日に終了する年度において、当グループは関連当事者に対する債権に関し、2百万円(2018年12月31日: 1百万円、2018年1月1日: 1百万円)の予想信用損失に係る引当金を認識しました。

注釈

関連当事者との取引が独立第三者間取引条件で行われているという開示は、企業がそのような条件を立証できる場合にのみ求められる。IAS第24号23項ではそのような開示は求められていないが、当グループは当該条件を立証可能であったことから、このような開示を行っている。

関連当事者とのコミットメント

火花株式会社は2019年7月1日に、自社の生産サイクルにおいて使用する電気ケーブル及び光ケーブルについて、2021年6月30日までの2年間にわたる購買契約を電力消火機器株式会社と締結しました。火花株式会社は、予定購買数量が2020年に750百万円、2021年の前半6ヶ月に250百万円にのぼると見積っています。購買価格は、電力消火機器株式会社の実際原価に5%のマージンを加算した金額で計算されており、現物の受領後30日以内に現金支払にて決済されます。

IAS 24.18(b)
IAS 24.21(i)

当グループは、消防機器研究所株式会社に対して、借入の担保として消防機器研究所株式会社が保有する資産の格付けが「AA」を下回る場合には、親会社が「AA」格と同等の格付けを有する資産と差し替えるという契約上のコミットメントを行っています。再調達の対象になる資産の最大公正価値は、2019年12月31日時点で200百万円(2018年:210百万円)です。

IFRS 12.14-15

経営幹部との取引

取締役への貸付金

当グループは上級取締役に20百万円までの融資枠を付与しており、実行日から5年以内に返済されることになっています。当該貸付金は無担保であり、利率は長期貸付金の平均金利(現在はTIBOR+0.8%)に基づいています。これらの貸付金は、連結財政状態計算書の金融商品に含まれています。

IAS 24.18

IAS 24.18(f)

役員等が重要な持分を有する企業との取引

2019年及び2018年に、当グループ取締役の配偶者が取締役を務めており、かつ支配株主となっている小人工業株式会社との間で市場価格による購入取引を行っています。

IAS 24.18
IAS 24.19(f)

また、別の取締役は暖炉株式会社の持分の25%(2018年12月31日:25%、2018年1月1日:25%)を所有しています。当グループは暖炉株式会社との間で消火器の供給契約を締結しており、2019年及び2018年に、同社に対して市場価格により消火器を供給しました。

IAS 24.17

当グループの経営幹部に対する報酬

	2019年 百万円	2018年 百万円
短期従業員給付	435	424
退職後年金及び医療給付	110	80
解雇給付	40	-
株式報酬取引	18	12
経営幹部に支払われた報酬の合計	603	516

上記の表は、経営幹部に対する報酬について、報告期間において認識された費用の金額を示しています。

通常、上級取締役以外の取締役には当グループから年金受給資格は付与されません。2018年に上級取締役を退任した役員に対して2019年に支払われた金額は40百万円でした。

連結財務諸表の注記

35. 関連当事者についての開示（続き）

上級幹部に対する制度(SEP)において取締役が保有する持分

上級幹部に対する制度により、取締役会の執行メンバーが保有する、普通株式取得に関するストック・オプションの期限及び行使価格は、以下のとおりです。

付与日	期限	行使価格	2019年	2018年	2018年1月1日	IAS 24.17(e)
			未行使オプション数(株)			
2018年	2021年	2.33	10,000	10,000	-	
2018年	2021年	3.13	83,000	83,000	-	
2019年	2022年	3.85	27,000	-	-	
合計			120,000	93,000	-	

当該制度では、取締役会の非執行メンバーには、ストック・オプションは付与されていません。当該制度の詳細については、注記33に記載しています。

注釈

地域によっては、たとえば、主要な経営幹部や取締役会の構成員に対する報酬及び給付などの、より広範な開示が求められる可能性がある。

36. 公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において公表済みであるが未発効の新規及び修正済み基準は以下のとおりです。

IAS 8.30
IAS 8.31(d)

当グループはこれらの新規及び修正済み基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

IFRS第17号「保険契約」

2017年5月に、IASBは、認識ならびに測定、表示及び開示を含む、保険契約に係る包括的な新会計基準であるIFRS第17号「保険契約」を公表しました。発効後、IFRS第17号は、2005年に公表されたIFRS第4号「保険契約」に置き換えられます。IFRS第17号は、保険契約を締結する企業の種類にかかわらず、すべてのタイプの保険契約（すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険）、一定の保証及び裁量権のある有配当性を有する金融商品に適用されます。一部の適用範囲からの除外規定も適用されます。IFRS第17号の全般的な目的は、保険提供者に対して、より有益な、一貫性のある保険契約に係る会計モデルを提供することです。様々な免除規定を定めていた従前のローカルの会計方針に基づいていたIFRS第4号の規定とは対照的に、IFRS第17号は、すべての関連する会計的な側面を網羅する、保険契約に係る包括的なモデルを提供しています。IFRS第17号の核となる部分は一般モデルであり、以下により補完されます。

- ▶ 直接運動有配当を伴う契約に係る特有の適合（変動手数料アプローチ）
- ▶ 主に短期間の契約向けの単純化されたアプローチ（保険料配分アプローチ）

IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始年度に発効し、比較数値が要求されます。IFRS第17号を初度適用する日以前に、IFRS第9号及びIFRS第15号も適用している企業に限り、早期適用が認められます。この基準は、当グループには適用可能ではありません。

IFRS第3号の改訂：事業の定義

2018年10月に、IASBは、企業が取得した活動及び資産の組み合わせが事業であるかどうかを決定するために役立つよう、IFRS第3号「企業結合」における事業の定義に対する改訂案を公表しました。当改訂案は、事業とみなす最低限の要求事項を明確化し、市場参加者が欠けている要素を置き換えることができるかどうかの評価を削除し、取得したプロセスが実質的であるかどうかを企業が評価するために役立つガイダンスを追加し、事業及びアウトプットの定義を縮小し、さらに任意の公正価値コンセントレーション・テストを導入しています。新たな説例が改訂案に沿って提供されました。

当改訂は初度適用日以降に生じる取引又はその他の事象に対して将来に向かって適用されるため、当グループは、移行日において当改訂の影響を受けません。

連結財務諸表の注記

36. 公表済未発効の基準（続き）

IAS第1号及びIAS第8号の改訂:「重要性がある」の定義

2018年10月に、IASBは、IFRS全般の「重要性がある」の定義と合致させるため、及び当該定義の一定の側面を明確化するために、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に対する改訂案を公表しました。新たな定義では、「情報は、それを省略、誤表示又は覆い隠したときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には重要性がある」と述べられています。

「重要性がある」の定義への改訂は、当グループの連結財務諸表に重大な影響を与えることは見込まれていません。

注釈

IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針をすべて掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。別の方法としては、当グループの財政状態、財務業績あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

37. 後発事象

2020年1月14日に、正味帳簿価額1,695百万円の建物が洪水により大きな被害を受け、正味帳簿価額857百万円の棚卸資産が失われました。これらの損害に対する保険金収入は、建物の再建費用及び棚卸資産の損失を750百万円下回ることが見込まれています。

IAS 10.21
IAS 10.10

付録一財務諸表記載例と関連するIFRS一覧

各財務諸表記載例において関連するIFRSは以下のとおりである。

	本財務諸表記載例	財務諸表記載例 (Alternative Format)	期中要約版財務諸表記載例	初度適用版財務諸表記載例	投資ファンド版財務諸表記載例 (農業)	不動産業版財務諸表記載例	鉱業会社版財務諸表記載例	石油会社版財務諸表記載例	銀行版財務諸表記載例	保険会社版財務諸表記載例
	補完情報									
国際財務報告基準(IFRS)										
IFRS第1号	IFRSの初度適用			✓					✓	
IFRS第2号	株式報酬	✓	✓	✓	✓		✓			✓
IFRS第3号	企業結合	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
IFRS第4号	保険契約									✓
IFRS第5号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	✓	✓	✓	✓		✓			✓
IFRS第6号	鉱物資源の探査及び評価							✓	✓	
IFRS第7号	金融商品—開示	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IFRS第8号	事業セグメント	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IFRS第9号	金融商品 *	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓
IFRS第10号	連結財務諸表	✓	✓	✓	✓				✓	✓
IFRS第11号	共同契約(ジョイント・アレンジメント)	✓	✓	✓	✓				✓	
IFRS第12号	他の事業体への関与の開示	✓	✓		✓			✓	✓	✓
IFRS第13号	公正価値測定	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓
IFRS第14号	規制繰延勘定									
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓
IFRS第16号	リース		✓	✓	✓					
IFRS第17号	保険契約 *									

* 生命保険会社版財務諸表記載例及び損害保険会社版財務諸表記載例は、IFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」の規定を満たす記載例を提供している。

付録一財務諸表記載例と関連するIFRS一覧

	本財務諸表記載例	財務諸表記載例 (Alternative Format)	期中要約版財務諸表記載例	初度適用版財務諸表記載例	(農業) 補完情報	投資ファンド版財務諸表記載例	不動産業版財務諸表記載例	鉱業会社版財務諸表記載例	石油会社版財務諸表記載例	銀行版財務諸表記載例	保険会社版財務諸表記載例
国際会計基準(IAS)											
IAS第1号 財務諸表の表示	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第2号 棚卸資産	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓		
IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第8号 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
IAS第10号 後発事象	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第11号 工事契約									✓		
IAS第12号 法人所得税	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第16号 有形固定資産	✓	✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
IAS第17号 リース			✓				✓	✓	✓	✓	✓
IAS第18号 収益認識							✓	✓	✓	✓	✓
IAS第19号 従業員給付	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓
IAS第20号 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	✓	✓	✓	✓							
IAS第21号 外国為替レート変動の影響	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第23号 借入コスト	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓
IAS第24号 関連当事者についての開示	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第26号 退職給付制度の会計及び報告											
IAS第27号 個別財務諸表											
IAS第28号 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	✓	✓	✓	✓			✓		✓	✓	✓
IAS第29号 超インフレ経済下における財務報告											
IAS第32号 金融商品－表示	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第33号 1株当たり利益	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第34号 期中財務報告				✓							
IAS第36号 資産の減損	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓
IAS第37号 引当金、偶発負債及び偶発資産	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第38号 無形資産	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓
IAS第39号 金融商品－認識及び測定	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓
IAS第40号 投資不動産	✓	✓	✓	✓			✓				
IAS第41号 農業					✓						

付録一財務諸表記載例と関連するIFRS一覧

	本財務諸表記載例	財務諸表記載例 (Alternative Format)	期中要約版財務諸表記載例	初度適用版財務諸表記載例	(農業) 補完情報	投資ファンド版財務諸表記載例	不動産業版財務諸表記載例	鉱業会社版財務諸表記載例	石油会社版財務諸表記載例	銀行版財務諸表記載例	保険会社版財務諸表記載例
解釈指針											
IFRIC第1号 廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動	✓	✓	✓	✓				✓	✓		
IFRIC第2号 協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品											
IFRIC第4号 契約にリースが含まれているか否かの判断		✓						✓	✓		
IFRIC第5号 廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利			✓					✓	✓		
IFRIC第6号 特定市場への参加から生じる負債 一電気・電子機器廃棄物	✓	✓	✓	✓							
IFRIC第7号 IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示											
IFRIC第9号 組込デリバティブの再査定	✓	✓	✓	✓						✓	✓
IFRIC第10号 期中財務報告と減損	✓	✓	✓	✓							
IFRIC第12号 サービス委譲契約											
IFRIC第13号 カスタマー・ロイヤルティ・プログラム											
IFRIC第14号 IAS第19号 - 確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係											
IFRIC第15号 不動産の建設に関する契約							✓				
IFRIC第16号 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	✓	✓	✓	✓							
IFRIC第17号 所有者に対する非現金資産の分配											
IFRIC第18号 顧客からの資産の移転		✓	✓								
IFRIC第19号 資本性金融商品による金融負債の消滅											
IFRIC第20号 露天堀り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト								✓			
IFRIC第21号 賦課金	✓	✓	✓	✓						✓	
IFRIC第22号 外貨建取引と前払・前受対価	✓							✓			
IFRIC第23号 法人所得税務処理に関する不確実性	✓		✓	✓							
SIC第7号 ユーロの導入											
SIC第10号 政府援助 営業活動と個別的な関係がない場合											
SIC第15号 オペレーティング・リース 一インセンティブ			✓					✓			
SIC第25号 法人所得税- 企業又は株主の課税上の地位の変化							✓				
SIC第27号 リースの法形式を伴う取引の実質の評価			✓				✓				
SIC第29号 サービス委譲契約一開示											
SIC第31号 収益認識- 宣伝サービスを伴うバーター取引											
SIC第32号 無形資産- ウェブサイト費用											

✓ 各財務諸表記載例に関連する基準又は解釈指針

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくことをめざします。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は EYG No. 00548-20Gbl の翻訳版です。

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

shinnihon.or.jp